

資料編

佐野市地域防災計画 資料編 目次

<防災関係機関等連絡先>

資料 1 - 1	防災関係機関等連絡先	資料 1 - 1 - 1
資料 1 - 2	災害対策活動拠点等一覧	資料 1 - 2 - 1

<災害危険箇所等>

資料 2 - 1	山地災害危険地区	資料 2 - 1 - 1
資料 2 - 2	土砂災害警戒区域一覧	資料 2 - 2 - 1
資料 2 - 3	土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧	資料 2 - 3 - 1
資料 2 - 4	防災重点ため池一覧	資料 2 - 4 - 1

<水防・消防関係>

資料 3 - 1	巡視管轄一覧	資料 3 - 1 - 1
資料 3 - 2	重要水防箇所	資料 3 - 2 - 1
資料 3 - 3	主要樋門、樋管及び取水堰一覧	資料 3 - 3 - 1
資料 3 - 4	消防団人員配置状況	資料 3 - 4 - 1
資料 3 - 5	消防団機械器具置場一覧	資料 3 - 5 - 1
資料 3 - 6	水防資器材備蓄一覧表	資料 3 - 6 - 1
資料 3 - 7	佐野市洪水タイムライン	資料 3 - 7 - 1
資料 3 - 8	浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧	資料 3 - 8 - 1

<通信網>

資料 4 - 1	佐野市防災行政用無線局（同報系）管理運用要綱	資料 4 - 1 - 1
資料 4 - 2	佐野市防災行政用無線局（同報系）戸別受信機貸与要綱	資料 4 - 2 - 1
資料 4 - 3	佐野市防災行政用無線局（移動系）管理運用要綱	資料 4 - 3 - 1
資料 4 - 4	栃木県非常通信用無線局《佐野市内》	資料 4 - 4 - 1

<危険物関係等>

資料 5 - 1	危険物施設の状況、危険物大量貯蔵所等一覧	資料 5 - 1 - 1
資料 5 - 2	火薬類取扱施設	資料 5 - 2 - 1
資料 5 - 3	L P ガス販売事業者等	資料 5 - 3 - 1
資料 5 - 4	高圧ガス事業者	資料 5 - 4 - 1
資料 5 - 5	毒物・劇物施設等	資料 5 - 5 - 1
資料 5 - 6	鉱山、採石場一覧	資料 5 - 6 - 1

<文化財関係>

資料 6 - 1	指定文化財一覧	資料 6 - 1 - 1
----------	---------	--------------

<輸送関係>

資料 7 - 1	緊急輸送道路等	資料 7 - 1 - 1
----------	---------	--------------

資料 7－2	緊急通行車両の標識及び確認証明書	資料 7－2－1
資料 7－3	飛行場外離着陸場一覧	資料 7－3－1
<避難関係等>		
資料 8－1	県指定災害拠点病院一覧	資料 8－1－1
資料 8－2	都市公園一覧	資料 8－2－1
資料 8－3	避難所等一覧	資料 8－3－1
資料 8－4	町会（自主防災組織）一時避難場所一覧	資料 8－4－1
資料 8－5	応急仮設住宅建築候補地一覧	資料 8－5－1
<応援協定等>		
資料 9－1	協定内容等一覧	資料 9－1－1
<活動体制関係>		
資料 10－1	佐野市防災会議条例	資料 10－1－1
資料 10－2	佐野市災害対策本部条例	資料 10－2－1
資料 10－3	災害時における医療活動分担表	資料 10－3－1
<要領・様式等>		
資料 11－1	栃木県火災・災害等即報要領	資料 11－1－1
資料 11－2	事前措置通知書	資料 11－2－1
資料 11－3	災害応急食糧配給承認申請書	資料 11－3－1
資料 11－4	政府物品引渡要請書	資料 11－4－1
資料 11－5	米穀の買入れ・販売等に関する基本要領	資料 11－5－1
資料 11－6	佐野市水防協力団体指定要領	資料 11－6－1
資料 11－7	佐野市水防協力団指定申請書	資料 11－7－1
資料 11－8	水防協力団体協力活動業務計画書	資料 11－8－1
資料 11－9	佐野市水防協力団体指定書	資料 11－9－1
資料 11－10	佐野市における水防協力団体との水防協働活動実施要領	資料 11－10－1
資料 11－11	佐野市水防協力団体協力活動報告書	資料 11－11－1
資料 11－12	公用負担命令権限証等	資料 11－12－1
資料 11－13	水防活動実施報告書	資料 11－13－1
<その他>		
資料 12－1	栃木県災害救助法施行細則	資料 12－1－1
資料 12－2	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	資料 12－2－1
資料 12－3	激甚災害、局地激甚災害の指定基準	資料 12－3－1
資料 12－4	宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準	資料 12－4－1
資料 12－5	水防警報の種類及び発表基準	資料 12－5－1

<防災関係機関等連絡先>

※栃木県内の所在地については、県名を省略。

資料 1－1 防災関係機関等連絡先

○佐野市

機関名	所在地	電話番号
佐野市	佐野市高砂町 1	0283-24-5111

○消防機関

機関名	所在地	電話番号
佐野市消防本部	佐野市富岡町 1391	0283-22-4433
佐野市東消防署	佐野市富岡町 1391	0283-23-0119
佐野市西消防署	佐野市石塚町 985-1	0283-25-0119
佐野市西消防署北分署	佐野市多田町 3092-1	0283-62-0119

○県の機関

機関名	所在地	電話番号
栃木県(危機管理課)	宇都宮市塙田 1-1-20	028-623-2695
栃木県(消防防災課)	宇都宮市塙田 1-1-20	028-623-2132
栃木県消防防災航空隊	芳賀町芳賀台 128-1	028-677-1119
栃木県(河川課)	宇都宮市塙田 1-1-20	028-623-2439
安足土木事務所	足利市伊勢町 4-19	0284-41-2331
安足県税事務所	佐野市堀米町 607	0283-23-1444
安足健康福祉センター	足利市真砂町 1-1	0284-41-5900
県南環境森林事務所	佐野市堀米町 607	0283-23-1441
佐野警察署	佐野市浅沼町 573-6	0283-24-0110

○指定地方行政機関

機関名	所在地	電話番号
関東管区警察局	埼玉県さいたま市中央区 新都心 2-1	048-600-6000
関東総合通信局	東京都千代田区九段南 1-2-1	03-6238-1774
関東財務局 (宇都宮財務事務所)	宇都宮市桜 3-1-10	028-346-6300
関東信越厚生局	埼玉県さいたま市中央区 新都心 1-1	048-740-0711
栃木労働局 (栃木労働基準監督署) (佐野公共職業安定所)	栃木市沼和田町 20-24 佐野市天明町 2553	0282-24-7766 0283-22-6260
関東農政局栃木県拠点	宇都宮市中央 2-1-16	028-633-3311
関東森林管理局	群馬県前橋市岩神町 4-16-25	027-210-1150
関東経済産業局	埼玉県さいたま市中央区 新都心 1-1	048-600-0213
関東東北産業保安監督部	埼玉県さいたま市中央区 新都心 1-1	048-600-0433

関東地方整備局（渡良瀬川河川事務所） （渡良瀬川河川事務所佐野河川出張所） （宇都宮国道事務所小山出張所）	足利市田中町 661-3 佐野市堀米町 3971-10 小山市乙女 1433-2	0284-73-5551 0283-21-6810 0285-45-9770
関東運輸局 （栃木運輸支局）	宇都宮市八千代 1-14-8	028-658-7011
東京航空局 （東京空港事務所）	東京都大田区 羽田空港 3-3-1	03-5757-2074
国土地理院 関東地方測量部	東京都千代田区 九段南 1-1-15	03-5213-2051
東京管区気象台 （宇都宮地方気象台）	宇都宮市明保野町 1-4	028-635-7260
関東地方環境事務所	埼玉県さいたま市中央区 新都心 11-2	048-600-0516
北関東防衛局	埼玉県さいたま市中央区 新都心 2-1	048-600-1844

○自衛隊

機関名	所在地	電話番号
陸上自衛隊 東部方面特科連隊第2大隊	宇都宮市茂原 1-5-45	028-653-1551

○指定公共機関

機関名	所在地	電話番号
日本郵政株式会社 （佐野郵便局）	佐野市浅沼町 410-1	0283-22-0101
東日本電信電話株式会社 栃木支店	宇都宮市東宿郷 4-3-27	028-632-4460
日本通運株式会社 宇都宮支店	宇都宮市大通り 4-1-18	028-621-0611
東京電力パワーグリッド株式会社 （栃木南支社）	小山市駅東通り 2-23-25	0120-995-007
日本赤十字社 栃木県支部	宇都宮市若草 1-10-6	028-622-4326
日本放送協会 宇都宮放送局	宇都宮市中央 3-1-2	028-634-9155
東日本高速道路(株) 関東支社（宇都宮管理事務所）	鹿沼市茂呂 24-2	0289-76-3135
東日本旅客鉄道(株) 高崎支社（佐野駅）	佐野市若松町 474-1	0283-24-6721
KDDI(株) 小山テクニカルセンター	小山市神鳥谷 1828	0285-28-5156
ソフトバンク株式会社	東京都港区東新橋 1-9-1	03-6889-2000
(株)NTTドコモ 栃木支店	宇都宮市大通り 2-4-3	028-651-6107

○指定地方公共機関

機関名	所在地	電話番号
東武鉄道株式会社(佐野駅)	佐野市若松町 539	0283-22-4970
関東自動車株式会社(佐野営業所)	佐野市富岡町 1643	0283-22-5311
ジェイアールバス関東株式会社(佐野支店)	佐野市越名町 2043-5	0283-20-1650
佐野ガス株式会社	佐野市久保町 243	0283-22-6262
(一社)栃木県LPガス協会	宇都宮市東今泉 2-1-21	028-689-5200
株式会社栃木放送	宇都宮市本町 12-11	028-622-1111
株式会社エフエム栃木	宇都宮市中央 1-2-1	028-638-7640
株式会社とちぎテレビ	宇都宮市昭和 2-2-2	028-623-0031
(一社)栃木県トラック協会	宇都宮市八千代 1-5-12	028-658-2515
〃 佐野支部	佐野市戸奈良町 2056	0283-86-8030
〃 安蘇支部	佐野市築地町 3-2	0283-85-2350
(一社)栃木県タクシー協会	宇都宮市八千代 1-4-12	028-658-2411
(一社)栃木県医師会	宇都宮市駒生町 3337-1	028-622-2655
(公社)栃木県看護協会	宇都宮市駒生町 3337-1	028-625-6141
(一社)栃木県歯科医師会	宇都宮市一の沢 2-2-5	028-648-0471
(一社)栃木県薬剤師会	宇都宮市緑 5-1-5	028-658-9877
(公社)栃木県柔道整復師会	宇都宮市西一の沢町 4-7	028-648-0502
土地改良事業団体連合会	宇都宮市平出町 1260	028-660-5701

○公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者

機関名	所在地	電話番号
佐野農業協同組合	佐野市金吹町 2351	0283-20-2000
みかも森林組合	佐野市戸室町 685-1	0283-62-0853
佐野商工会議所	佐野市大和町 2687-1	0283-22-5511
佐野市あそ商工会	佐野市栃本町 2237-1	0283-62-3655
佐野市医師会	佐野市植上町 1678	0283-22-0324
佐野市社会福祉協議会	佐野市大橋町 3212-27	0283-22-8100
佐野ケーブルテレビ(株)	佐野市大橋町 2000-7	0283-21-2121

資料 1－2 災害対策活動拠点等一覧

拠点種別	施設名	電話番号	所在地
災害対策活動拠点	佐野市役所	0283-24-5111	佐野市高砂町 1
	田沼行政センター	0283-61-1120	佐野市田沼町 974-3
	葛生行政センター	0283-86-3411	佐野市葛生東 1-11-8
	上下水道庁舎（※）	0283-22-1696	佐野市大橋町 1165
避難拠点	佐野小学校	0283-23-0374	佐野市金屋下町 10
	天明小学校	0283-23-0237	佐野市大祝町 2311
	西中学校	0283-23-3381	佐野市大橋町 2026
	佐野地区公民館	0283-24-5771	佐野市金井上町 2519
	佐野駅前交流プラザ（ぱるぽーと）	0283-27-0005	佐野市若松町 481-4
	植野小学校	0283-23-0711	佐野市植上町 1272
	南中学校	0283-23-0869	佐野市植下町 1205
	旧船津川小学校	—	佐野市船津川町 6001
	植野地区公民館	0283-23-5421	佐野市寺中町 2297-1
	界小学校	0283-23-0819	佐野市馬門町 1539
	界地区公民館	0283-22-0400	佐野市馬門町 1510-1
	犬伏小学校	0283-23-0770	佐野市犬伏下町 1983
	犬伏東小学校	0283-24-2887	佐野市伊勢山町 1534
	北中学校	0283-23-0961	佐野市富岡町 93
	犬伏地区公民館	0283-23-8137	佐野市犬伏下町 1798
	城北小学校	0283-23-0319	佐野市堀米町 1156
	城北地区公民館	0283-24-5772	佐野市堀米町 1173
	佐野武道館	0283-21-0020	佐野市堀米町 167-1
	旗川小学校	0283-23-0178	佐野市並木町 964
	旗川地区公民館	0283-22-0074	佐野市並木町 957-1
	吾妻小学校	0283-22-3992	佐野市上羽田町 1369-1
	教育センター	0283-20-3108	佐野市上羽田町 1134-1
	吾妻地区公民館	0283-23-6903	佐野市村上町 9
	赤見小学校	0283-25-0704	佐野市赤見町 3229
	石塚小学校	0283-25-0314	佐野市石塚町 1408-2
	出流原小学校	0283-25-0324	佐野市出流原町 1038-1
	赤見中学校	0283-25-0804	佐野市出流原町 628-1
	赤見地区公民館	0283-25-3014	佐野市赤見町 3082
	田沼小学校	0283-62-0047	佐野市田沼町 603
	田沼東中学校	0283-62-3333	佐野市栃本町 2287
	田沼中央公民館	0283-61-1135	佐野市戸奈良町 1-1
	田沼地区公民館	0283-62-5882	佐野市栃本町 2384-3
	吉水小学校	0283-62-0142	佐野市吉水町 832
	新吉水地区コミュニティセンター	0283-62-4211	佐野市吉水駅前 1-19-6
	多田小学校	0283-62-0179	佐野市多田町 998
	栃本小学校	0283-62-0152	佐野市栃本町 1037
	栃本地区コミュニティセンター	0283-62-6045	佐野市栃本町 2047-5
	旧戸奈良小学校	—	佐野市戸奈良町 1140
	旧三好小学校	—	佐野市岩崎町 1341
	あそ野学園義務教育学校	0283-62-3111	佐野市戸室町 156

拠点種別	施設名	電話番号	所在地
避難拠点	三好生活改善センター	—	佐野市戸室町 1183
	旧野上小学校	—	佐野市長谷場町 499
	野上基幹集落センター	0283-67-1233	佐野市白岩町 486-1
	(有) ヤマダ佐野工場 (旧山形小学校)	—	佐野市山形町 649-2
	新合総合センター	—	佐野市閑馬町 361-1
	遠原の里福祉センター	0283-65-7071	佐野市閑馬町 515-3
	癒し野 J・U・N (旧飛駒小学校)	—	佐野市飛駒町 1497
	飛駒基幹集落センター	0283-66-2002	佐野市飛駒町 1576-2
	旧葛生南小学校	—	佐野市中町 1104
	旧葛生小学校	—	佐野市葛生西 1-12-1
	葛生義務教育学校	0283-85-2169	佐野市葛生西 3-4-1
	葛生地区公民館	0283-86-3414	佐野市葛生東 1-11-15
	会沢地区コミュニティセンター	0283-85-2069	佐野市会沢町 681
	くずう保育園	0283-85-2119	佐野市葛生東 1-15-20
	葛生あくと福祉センター	0283-86-4714	佐野市あくと町 3084
	旧常盤中学校	—	佐野市豊代町 2167
	常盤地区公民館	0283-85-3657	佐野市仙波町 167
	氷室地区公民館	0283-87-0004	佐野市水木町 846
救援物資集積拠点 物資輸送拠点	花・花薬局さの体育館 (佐野市運動公園市民体育館)	0283-25-0403	佐野市赤見町 2130-2
	DAIKYO アリーナ佐野 (佐野市アリーナたぬま)	0283-61-1153	佐野市戸奈良町 21
	佐野インランドポート	0283-86-9111	佐野市戸奈良町 2500-3
消防活動拠点	消防本部	0283-22-4433	佐野市富岡町 1391
	東消防署	0283-23-0119	佐野市富岡町 1391
	西消防署	0283-25-0119	佐野市石塚町 985-1
	西消防署北分署	0283-62-0119	佐野市多田町 3092-1
医療活動拠点	佐野厚生総合病院	0283-22-5222	佐野市堀米町 1728
	佐野医師会病院	0283-22-5358	佐野市植上町 1677
	佐野市民病院	0283-62-5111	佐野市田沼町 1832-1
地域災害対策活動拠点	道の駅どまんなかたぬま	0283-61-0077	佐野市吉水町 366-2

※上下水道関連限定

<災害危険箇所等>

資料 2－1 山地災害危険地区

山地災害危険地区一覧 山腹崩壊

(令和 6 (2024) 年 4 月現在)

番号	危険地区区分	位置			人家戸数
		市町村	大字	字	
1	山腹崩壊	佐野市	寺久保町	芦の沢	60
2	山腹崩壊	佐野市	出流原町	磯山	164
3	山腹崩壊	佐野市	赤見町	萱場	63
4	山腹崩壊	佐野市	奈良淵町	東山	23
5	山腹崩壊	佐野市	奈良淵町	富士山	30
6	山腹崩壊	佐野市	奈良淵町	富士山	6
7	山腹崩壊	佐野市	田之入町	小沢	8
8	山腹崩壊	佐野市	奈良淵町	西山	8
9	山腹崩壊	佐野市	奈良淵町	西山	4
10	山腹崩壊	佐野市	飛駒町	駒ヶ淵	13
11	山腹崩壊	佐野市	飛駒町		14
12	山腹崩壊	佐野市	飛駒町		56
13	山腹崩壊	佐野市	閑馬町		4
14	山腹崩壊	佐野市	閑馬町		17
15	山腹崩壊	佐野市	閑馬町		33
16	山腹崩壊	佐野市	飛駒町		16
17	山腹崩壊	佐野市	飛駒町		46
18	山腹崩壊	佐野市	飛駒町		50
19	山腹崩壊	佐野市	飛駒町		42
20	山腹崩壊	佐野市	閑馬町		59
21	山腹崩壊	佐野市	閑馬町		34
22	山腹崩壊	佐野市	閑馬町		68
23	山腹崩壊	佐野市	閑馬町	栗木内	21
24	山腹崩壊	佐野市	閑馬町		16
25	山腹崩壊	佐野市	閑馬町		44
26	山腹崩壊	佐野市	閑馬町		81
27	山腹崩壊	佐野市	下彦間町	柳沢	120
28	山腹崩壊	佐野市	梅園町		37
29	山腹崩壊	佐野市	山形町		100
30	山腹崩壊	佐野市	作原町	中田河原	46
31	山腹崩壊	佐野市	作原町	実山	15
32	山腹崩壊	佐野市	作原町		11
33	山腹崩壊	佐野市	作原町	白ノ久保	21
34	山腹崩壊	佐野市	作原町	上の山	25
35	山腹崩壊	佐野市	作原町	東山	16
36	山腹崩壊	佐野市	作原町		72
37	山腹崩壊	佐野市	作原町		87
38	山腹崩壊	佐野市	作原町		108
39	山腹崩壊	佐野市	作原町		6
40	山腹崩壊	佐野市	作原町		17
41	山腹崩壊	佐野市	作原町		35
42	山腹崩壊	佐野市	作原町		124
43	山腹崩壊	佐野市	作原町		86
44	山腹崩壊	佐野市	作原町		27
45	山腹崩壊	佐野市	白岩町	下高谷	31
46	山腹崩壊	佐野市	長谷場町	穴沢	33
47	山腹崩壊	佐野市	長谷場町		48
48	山腹崩壊	佐野市	長谷場町	森	57
49	山腹崩壊	佐野市	長谷場町		52
50	山腹崩壊	佐野市	長谷場町		11
51	山腹崩壊	佐野市	長谷場町		13
52	山腹崩壊	佐野市	長谷場町		64
53	山腹崩壊	佐野市	船越町	蓬沢	52
54	山腹崩壊	佐野市	長谷場町		176
55	山腹崩壊	佐野市	岩崎町	大久保	138
56	山腹崩壊	佐野市	山越町	菊水	54
57	山腹崩壊	佐野市	多田町	保沢	83
58	山腹崩壊	佐野市	飛駒町		27
59	山腹崩壊	佐野市	飛駒町		55

番号	危険地区区分	位置			人家戸数
		市町村	大字	字	
60	山腹崩壊	佐野市	飛駒町		49
61	山腹崩壊	佐野市	長谷場町		114
62	山腹崩壊	佐野市	作原町		100
63	山腹崩壊	佐野市	田沼町		3
64	山腹崩壊	佐野市	田沼町		8
65	山腹崩壊	佐野市	長谷場町		5
66	山腹崩壊	佐野市	閑馬町	木戸	48
67	山腹崩壊	佐野市	長谷場町	坪ノ内	5
68	山腹崩壊	佐野市	船越町	山崎	24
69	山腹崩壊	佐野市	秋山町	大荷場	0
70	山腹崩壊	佐野市	秋山町		33
71	山腹崩壊	佐野市	秋山町	イリザワ	24
72	山腹崩壊	佐野市	秋山町		7
73	山腹崩壊	佐野市	秋山町		41
74	山腹崩壊	佐野市	秋山町	今倉	9
75	山腹崩壊	佐野市	秋山町		14
76	山腹崩壊	佐野市	秋山町		26
77	山腹崩壊	佐野市	秋山町	ショウノサワ	34
78	山腹崩壊	佐野市	秋山町		69
79	山腹崩壊	佐野市	秋山町		75
80	山腹崩壊	佐野市	秋山町		7
81	山腹崩壊	佐野市	秋山町		63
82	山腹崩壊	佐野市	秋山町		15
83	山腹崩壊	佐野市	秋山町		113
84	山腹崩壊	佐野市	水木町		42
85	山腹崩壊	佐野市	水木町		57
86	山腹崩壊	佐野市	仙波町		18
87	山腹崩壊	佐野市	仙波町	大釜	8
88	山腹崩壊	佐野市	柿平町		30
89	山腹崩壊	佐野市	柿平町		70
90	山腹崩壊	佐野市	常盤町	牧	31
91	山腹崩壊	佐野市	常盤町	牧	91
92	山腹崩壊	佐野市	仙波町		23
93	山腹崩壊	佐野市	常盤町	上仙波	35
94	山腹崩壊	佐野市	常盤町	上仙波	15
95	山腹崩壊	佐野市	常盤町	牧	249
96	山腹崩壊	佐野市	常盤町	羽鶴	3
97	山腹崩壊	佐野市	常盤町	下牧	32
98	山腹崩壊	佐野市	常盤町	下牧	36
99	山腹崩壊	佐野市	豊代町		192
100	山腹崩壊	佐野市	会沢町		12
101	山腹崩壊	佐野市	会沢町		193
102	山腹崩壊	佐野市	中町		0
103	山腹崩壊	佐野市	中町		15
104	山腹崩壊	佐野市	葛生町	向山	17
105	山腹崩壊	佐野市	仙波町	根元	88
106	山腹崩壊	佐野市	仙波町	上ノ山	5
107	山腹崩壊	佐野市	豊代町	うるしの台	0
108	山腹崩壊	佐野市	仙波町	コビヨウサワ	0
109	山腹崩壊	佐野市	作原町	大戸入	0
110	山腹崩壊	佐野市	長谷場町		8
111	山腹崩壊	佐野市	寺久保町		16
112	山腹崩壊	佐野市	仙波町		20
113	山腹崩壊	佐野市	奈良淵町		2
114	山腹崩壊	佐野市	豊代町		58
115	山腹崩壊	佐野市	栃本町		55
116	山腹崩壊	佐野市	水木町		50
117	山腹崩壊	佐野市	栃本町		0
118	山腹崩壊	佐野市	白岩町	山口上手	78
119	山腹崩壊	佐野市	作原町	大戸入	0
120	山腹崩壊	佐野市	豊代町	大久保	7
121	山腹崩壊	佐野市	作原町	地藏山東	0
122	山腹崩壊	佐野市	仙波町	宇津野入	41
123	山腹崩壊	佐野市	富士町	富士山	21

番号	危険地区区分	位置			人家戸数
		市町村	大字	字	
124	山腹崩壊	佐野市	飛駒町	サカモト	6
125	山腹崩壊	佐野市	飛駒町	中木戸七ツガ久保	31
126	山腹崩壊	佐野市	作原町	ツチクラ	0

山地災害危険地区一覧 崩壊土砂流出

(令和6(2024)年4月現在)

番号	危険地区区分	位置			人家戸数
		市町村	大字	字	
1	崩壊土砂流出	佐野市	寺久保町	塩坂	25
2	崩壊土砂流出	佐野市	富士町	富士山	3
3	崩壊土砂流出	佐野市	富士町		3
4	崩壊土砂流出	佐野市	飛駒町		23
5	崩壊土砂流出	佐野市	飛駒町	黒沢	0
6	崩壊土砂流出	佐野市	飛駒町	黒沢	0
7	崩壊土砂流出	佐野市	飛駒町		19
8	崩壊土砂流出	佐野市	飛駒町		11
9	崩壊土砂流出	佐野市	飛駒町		17
10	崩壊土砂流出	佐野市	飛駒町	伊達岩	7
11	崩壊土砂流出	佐野市	閑馬町		4
12	崩壊土砂流出	佐野市	飛駒町		10
13	崩壊土砂流出	佐野市	飛駒町		23
14	崩壊土砂流出	佐野市	飛駒町		18
15	崩壊土砂流出	佐野市	飛駒町		26
16	崩壊土砂流出	佐野市	閑馬町		31
17	崩壊土砂流出	佐野市	閑馬町		2
18	崩壊土砂流出	佐野市	閑馬町		3
19	崩壊土砂流出	佐野市	閑馬町		79
20	崩壊土砂流出	佐野市	閑馬町		21
21	崩壊土砂流出	佐野市	飛駒町		5
22	崩壊土砂流出	佐野市	飛駒町		18
23	崩壊土砂流出	佐野市	飛駒町		13
24	崩壊土砂流出	佐野市	下彦間町	中島	6
25	崩壊土砂流出	佐野市	閑馬町		54
26	崩壊土砂流出	佐野市	下彦間町	大網	8
27	崩壊土砂流出	佐野市	作原町		11
28	崩壊土砂流出	佐野市	作原町		1
29	崩壊土砂流出	佐野市	作原町		0
30	崩壊土砂流出	佐野市	作原町		0
31	崩壊土砂流出	佐野市	作原町		0
32	崩壊土砂流出	佐野市	作原町		7
33	崩壊土砂流出	佐野市	作原町		34
34	崩壊土砂流出	佐野市	作原町		18
35	崩壊土砂流出	佐野市	作原町		41
36	崩壊土砂流出	佐野市	作原町		21
37	崩壊土砂流出	佐野市	作原町		13
38	崩壊土砂流出	佐野市	作原町	細久保	43
39	崩壊土砂流出	佐野市	作原町		52
40	崩壊土砂流出	佐野市	作原町		25
41	崩壊土砂流出	佐野市	作原町		21
42	崩壊土砂流出	佐野市	作原町		23
43	崩壊土砂流出	佐野市	長谷場町		23
44	崩壊土砂流出	佐野市	白岩町		14
45	崩壊土砂流出	佐野市	長谷場町		17
46	崩壊土砂流出	佐野市	長谷場町		28
47	崩壊土砂流出	佐野市	長谷場町		12
48	崩壊土砂流出	佐野市	長谷場町		6
49	崩壊土砂流出	佐野市	長谷場町		45
50	崩壊土砂流出	佐野市	飛駒町		18
51	崩壊土砂流出	佐野市	飛駒町		16
52	崩壊土砂流出	佐野市	飛駒町		22
53	崩壊土砂流出	佐野市	山形町	御所の入	8
54	崩壊土砂流出	佐野市	山形町	片峰	6
55	崩壊土砂流出	佐野市	下彦間町	矢の沢	5
56	崩壊土砂流出	佐野市	下彦間町	高野	45
57	崩壊土砂流出	佐野市	下彦間町	久保	15
58	崩壊土砂流出	佐野市	下彦間町	家隆	17
59	崩壊土砂流出	佐野市	飛駒町	鳥谷戸	70
60	崩壊土砂流出	佐野市	飛駒町	戸雁	34
61	崩壊土砂流出	佐野市	飛駒町	坂本	37
62	崩壊土砂流出	佐野市	飛駒町	打越	15
63	崩壊土砂流出	佐野市	飛駒町	中山	18

番号	危険地区区分	位置			人家戸数
		市町村	大字	字	
64	崩壊土砂流出	佐野市	飛駒町	中山	22
65	崩壊土砂流出	佐野市	飛駒町	寺沢	3
66	崩壊土砂流出	佐野市	飛駒町	寺沢	6
67	崩壊土砂流出	佐野市	飛駒町	寺沢	51
68	崩壊土砂流出	佐野市	長谷場町	柚ノ木	28
69	崩壊土砂流出	佐野市	作原町		4
70	崩壊土砂流出	佐野市	下彦間町		21
71	崩壊土砂流出	佐野市	作原町		54
72	崩壊土砂流出	佐野市	飛駒町		5
73	崩壊土砂流出	佐野市	飛駒町		9
74	崩壊土砂流出	佐野市	飛駒町		10
75	崩壊土砂流出	佐野市	下彦間町		13
76	崩壊土砂流出	佐野市	作原町		1
77	崩壊土砂流出	佐野市	長谷場町		14
78	崩壊土砂流出	佐野市	多田町		40
79	崩壊土砂流出	佐野市	下彦間町		6
80	崩壊土砂流出	佐野市	下彦間町		85
81	崩壊土砂流出	佐野市	長谷場町		43
82	崩壊土砂流出	佐野市	長谷場町	桶沢	14
83	崩壊土砂流出	佐野市	飛駒町	老越路	0
84	崩壊土砂流出	佐野市	下彦間町	高野久保	31
85	崩壊土砂流出	佐野市	飛駒町	寺沢鬼	15
86	崩壊土砂流出	佐野市	飛駒町	堀切	26
87	崩壊土砂流出	佐野市	白岩町	障子岩	46
88	崩壊土砂流出	佐野市	閑馬町	新宿	41
89	崩壊土砂流出	佐野市	作原町	大戸入	2
90	崩壊土砂流出	佐野市	作原町	沢入	16
91	崩壊土砂流出	佐野市	秋山町		0
92	崩壊土砂流出	佐野市	秋山町		0
93	崩壊土砂流出	佐野市	秋山町		0
94	崩壊土砂流出	佐野市	秋山町	氷室	0
95	崩壊土砂流出	佐野市	秋山町		0
96	崩壊土砂流出	佐野市	秋山町		0
97	崩壊土砂流出	佐野市	秋山町		21
98	崩壊土砂流出	佐野市	秋山町		8
99	崩壊土砂流出	佐野市	秋山町		8
100	崩壊土砂流出	佐野市	秋山町		17
101	崩壊土砂流出	佐野市	秋山町		1
102	崩壊土砂流出	佐野市	秋山町		8
103	崩壊土砂流出	佐野市	秋山町		8
104	崩壊土砂流出	佐野市	秋山町		23
105	崩壊土砂流出	佐野市	秋山町		60
106	崩壊土砂流出	佐野市	秋山町		0
107	崩壊土砂流出	佐野市	秋山町		21
108	崩壊土砂流出	佐野市	秋山町		20
109	崩壊土砂流出	佐野市	水木町		65
110	崩壊土砂流出	佐野市	水木町		48
111	崩壊土砂流出	佐野市	水木町		66
112	崩壊土砂流出	佐野市	水木町		40
113	崩壊土砂流出	佐野市	仙波町		7
114	崩壊土砂流出	佐野市	秋山町	水木	11
115	崩壊土砂流出	佐野市	柿平町		61
116	崩壊土砂流出	佐野市	柿平町	高松	64
117	崩壊土砂流出	佐野市	柿平町		64
118	崩壊土砂流出	佐野市	柿平町		10
119	崩壊土砂流出	佐野市	豊代町		41
120	崩壊土砂流出	佐野市	仙波町		5
121	崩壊土砂流出	佐野市	会沢町	小室	11
122	崩壊土砂流出	佐野市	葛生町		9
123	崩壊土砂流出	佐野市	秋山町	堀ノ内	21
124	崩壊土砂流出	佐野市	秋山町	堀ノ内	21
125	崩壊土砂流出	佐野市	秋山町		20
126	崩壊土砂流出	佐野市	仙波町		33
127	崩壊土砂流出	佐野市	仙波町		2

番号	危険地区区分	位置			人家戸数
		市町村	大字	字	
128	崩壊土砂流出	佐野市	常盤町		32
129	崩壊土砂流出	佐野市	常盤町		10
130	崩壊土砂流出	佐野市	常盤町		31
131	崩壊土砂流出	佐野市	秋山町	森沢	22
132	崩壊土砂流出	佐野市	秋山町	ムケヤマ	24
133	崩壊土砂流出	佐野市	葛生町	葛生	0
134	崩壊土砂流出	佐野市	水木町	ヨシザワ	83
135	崩壊土砂流出	佐野市	仙波町	常磐	0
136	崩壊土砂流出	佐野市	秋山町		5
137	崩壊土砂流出	佐野市	秋山町	片根	18
138	崩壊土砂流出	佐野市	作原町	大戸入	0
139	崩壊土砂流出	佐野市	御神楽町	駒ヶ沢	25
140	崩壊土砂流出	佐野市	飛駒町	寺沢	1
141	崩壊土砂流出	佐野市	作原町	大戸入	2
142	崩壊土砂流出	佐野市	飛駒町	東川	0
143	崩壊土砂流出	佐野市	秋山町	木浦原 [㍿]	0
144	崩壊土砂流出	佐野市	秋山町	深堀	0
145	崩壊土砂流出	佐野市	作原町	藤倉	0
146	崩壊土砂流出	佐野市	常盤町	下牧	42
147	崩壊土砂流出	佐野市	栃本町	田之入	7
148	崩壊土砂流出	佐野市	作原町	大戸入	0
149	崩壊土砂流出	佐野市	作原町	小戸入	0
150	崩壊土砂流出	佐野市	仙波町	小拍子	29
151	崩壊土砂流出	佐野市	長坂町	板ノ沢	8
152	崩壊土砂流出	佐野市	仙波町	愛宕沢	16
153	崩壊土砂流出	佐野市	栃本町	栃本山	14
154	崩壊土砂流出	佐野市	仙波町	夏保	13
国有林 1	崩壊土砂流出	佐野市	飛駒町	丸岩国有林	
国有林 2	崩壊土砂流出	佐野市	飛駒町	丸岩国有林	

資料 2－2 土砂災害警戒区域一覧

1 土砂災害警戒区域（地すべり） (令和 6（2024）年 4 月現在)

No.	箇所名	大字	警戒区域	特別警戒区域	行政機関責任者	警戒避難体制		
						区域管轄消防団	連絡先（消防団長からの連絡先）	避難場所
1	炭屋	長谷場	○		佐野市 行政経営部長	第 19 分団	当該地区町会長 （第 19 分団長）	旧野上小学校 野上基幹集落センター
2	秋山	秋山	○			第 31 分団	当該地区町会長 （第 31 分団長）	氷室地区公民館
3	原	秋山	○					

2 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）

（令和 6（2024）年 4 月現在）

No	箇所名	大字	小字	警戒区域	特別警戒区域	指定	警戒避難体制			箇所番号
							行政機関責任者	連絡先 （消防団長からの連絡先）	避難所	
1	城山西 A	若松町	城山西	○	○	H18	佐野市行政経営部長	当該地区町会長（第 1 分団長）	佐野小学校 北中学校 佐野武道館	204-Ⅰ-004
2	城山東 A	若松町	城山東	○	○	H18				204-Ⅰ-005
3	北屋 A	富岡町	北屋	○	○	H18				204-Ⅰ-006
4	北屋 B	富岡町	北屋	○	○	H18				204-Ⅰ-007
5	富士山 A	富士町	富士山	○	○	H18		当該地区町会長（第 6 分団長）	大伏小学校 大伏東小学校 大伏地区公民館	204-Ⅰ-008
6	大富士 A	富士町	大富士	○	○	H18				204-Ⅰ-012
7	関川 A	関川町	関川	○	○	H18				204-Ⅰ-013
8	町田Ⅱ A	富士町	町田	○	○	H21				204-Ⅱ-015
9	町田Ⅱ B	富士町	町田	○	○	H21				204-Ⅱ-016
10	大富士Ⅱ A	富士町	大富士	○	○	H21				204-Ⅱ-017
11	大富士Ⅱ B	富士町	大富士	○	○	H21				204-Ⅱ-018
12	大富士Ⅱ C	富士町	大富士	○	○	H21				204-Ⅱ-019
13	町田Ⅱ C	富士町	町田	○	○	H21				204-Ⅱ-020
14	町田Ⅱ D	富士町	町田	○	○	H21				204-Ⅱ-021
15	大網Ⅱ A	富士町	大網	○	○	H21				204-Ⅱ-022
16	大網Ⅱ B	富士町	大網	○	○	H21				204-Ⅱ-023
17	富士山Ⅱ B	富士町	富士山	○	○	H21				204-Ⅱ-024
18	大富士Ⅱ D	富士町	大富士	○	○	H21				204-Ⅱ-025
19	富士山Ⅱ A	富士町	富士山	○	○	H21				204-Ⅱ-014
20	上木戸Ⅲ A	富士町	上木戸	○	○	H24				204-Ⅲ-005
21	嶽下Ⅲ A	西浦町	嶽下	○	○	H24				204-Ⅲ-006
22	唐沢山Ⅰ A	富士町		○	○	R3				204-Ⅰ-1001
23	仙鏡沢Ⅱ A	富士町		○	○	R3				204-Ⅱ-1001
24	唐沢川Ⅱ A	富士町		○	○	R3				204-Ⅱ-1002
25	唐沢山Ⅱ A	富士町		○	○	R3				204-Ⅱ-1003
26	町田Ⅱ C	富士町		○	○	R3				421-Ⅱ-1040
27	唐沢山Ⅲ B	富士町		○	○	R3				204-Ⅲ-1007
28	東山付 A	田之入町	東山付	○	○	H18		当該地区町会長（第 7 分団長）	城北小学校 城北地区公民館 北中学校	204-Ⅰ-009
29	小沢 A	田之入町	小沢	○	○	H18				204-Ⅰ-010
30	西山 A	奈良渚町	西山	○	○	H18				204-Ⅰ-011
31	東山 A	奈良渚町	東山	○	○	H18				204-Ⅰ-014
32	大久保Ⅱ A	奈良渚町	大久保	○	○	H21				204-Ⅱ-013
33	奈良渚Ⅰ A	奈良渚町		○	○	R3				204-Ⅰ-1002
34	三ツ久田 A	赤見町	三ツ久田	○	○	H18		当該地区町会長（第 11 分団長）	赤見小学校 赤見地区公民館	204-Ⅰ-003
35	萱場Ⅱ A	赤見町	萱場	○	○	H21				204-Ⅱ-012
36	壱丁田Ⅲ A	赤見町	壱丁田	○	○	H24	当該地区町会長（第 12 分団長）	出流原小学校 石塚小学校 赤見中学校		204-Ⅲ-004
37	八木田 A	寺久保町	八木田	○	○	H18				204-Ⅰ-001
38	荒神前 A	出流原町	荒神前	○	○	H18				204-Ⅰ-002
39	般若Ⅱ A	寺久保町	般若	○	○	H21				204-Ⅱ-001
40	敷火打Ⅱ A	寺久保町	敷火打	○	○	H21				204-Ⅱ-002
41	塩坂Ⅱ A	寺久保町	塩坂	○	○	H21				204-Ⅱ-003
42	塩坂Ⅱ B	寺久保町	塩坂	○	○	H21				204-Ⅱ-004
43	藤平入Ⅱ A	寺久保町	藤平入	○	○	H21				204-Ⅱ-005
44	仲ノ目Ⅱ A	寺久保町	仲ノ目	○	○	H21				204-Ⅱ-006
45	西根Ⅱ A	出流原町	西根	○	○	H21				204-Ⅱ-007
46	白山Ⅱ A	出流原町	白山	○	○	H21				204-Ⅱ-010
47	鵜崎Ⅱ A	出流原町	鵜崎	○	○	H21				204-Ⅱ-011
48	般若瀧ノ入Ⅲ A	寺久保町	般若瀧ノ入	○	○	H24				204-Ⅲ-001
49	雉子尾Ⅲ A	寺久保町	雉子尾	○	○	H24				204-Ⅲ-002
50	西根南Ⅲ A	出流原町	西根南	○	○	H24				204-Ⅲ-003
51	塩坂Ⅲ A	寺久保町		○		R3				204-Ⅲ-1001
52	寺久保Ⅲ A	寺久保町		○	○	R3				204-Ⅲ-1002
53	寺久保Ⅲ B	寺久保町		○	○	R3				204-Ⅲ-1003
54	寺久保Ⅲ C	寺久保町		○	○	R3				204-Ⅲ-1004
55	寺久保Ⅲ D	寺久保町		○	○	R3				204-Ⅲ-1005
56	般若Ⅲ A	寺久保町		○	○	R3				204-Ⅲ-1008

No	箇所名	大字	小字	警戒区域	特別警戒区域	指定	警戒避難体制			箇所番号
							行政機関責任者	連絡先 (消防団長からの連絡先)	避難所	
57	山際A	田沼	山際	○	○	H19	佐野市行政経営部長	当該地区町会長(第13分団長)	田沼小学校 田沼東中学校 田沼中央公民館 田沼地区公民館	421-I-014
58	唐沢山ⅡB	栃本町		○	○	R3		当該地区町会長(第15分団長)	栃本小学校 栃本地区コミュニティセンター	204-II-1004
59	唐沢山ⅢA	栃本町		○	○	R3				204-III-1006
60	西ノ入A	多田	西ノ入	○	○	H19		当該地区町会長(第16分団長)	多田小学校	421-I-010
61	宮ノ内A	多田	宮ノ内	○	○	H29				421-I-015
62	竜谷ⅡA	山越	竜谷	○	○	H23				421-II-173
63	井戸尻A	岩崎	井戸尻	○	○	H19		当該地区町会長(第18分団長)	旧三好小学校 あそ野学園義務教育学校	421-I-009
64	北沢A	岩崎	北沢	○	○	H19				421-I-011
65	沢口A	岩崎	沢口	○	○	H19				421-I-012
66	寺沢A	戸室	寺沢	○	○	H19				421-I-013
67	古滝ⅡA	船越	古滝	○	○	H22				421-II-151
68	宮滝ⅡA	船越	宮滝	○	○	H22				421-II-152
69	古越路ⅡA	船越	古越路	○	○	H22				421-II-153
70	船越西根ⅡA	船越	西根	○	○	H22				421-II-154
71	山添ⅡA	船越	山添	○	○	H22				421-II-155
72	樋ノ口ⅡA	船越	樋ノ口	○	○	H22				421-II-156
73	曲屋ⅡA	船越	曲屋	○	○	H22				421-II-157
74	会所ⅡA	船越	会所	○	○	H22				421-II-158
75	三角ⅡA	岩崎	三角	○	○	H22				421-II-159
76	千手堂ⅡA	岩崎	千手堂	○	○	H22				421-II-160
77	宮ノ西ⅡA	戸室	宮ノ西	○	○	H22				421-II-161
78	内和田ⅡA	戸室	内和田	○	○	H22				421-II-162
79	柳沢ⅡA	岩崎町		○	○	R3				421-II-1001
80	戸室ⅢA	戸室町		○	○	R3				421-III-1002
81	戸室ⅢB	戸室町		○	○	R3				421-III-1003
82	曲屋ⅢA	船越町		○	○	R3				421-III-1001
83	曲屋ⅠA	船越町		○	○	R3				421-I-1001
84	曲屋ⅠB	船越町		○	○	R3				421-I-1002
85	岡庭場A	作原	岡庭場	○	○	H19		当該地区町会長(第19分団長)	旧野上小学校 野上基幹集落センター	421-I-001
86	近沢A	作原	近沢	○	○	H19				421-I-002
87	白岩A	白岩	白岩	○	○	H19				421-I-003
88	坪ノ内A	長谷場	坪ノ内	○	○	H19				421-I-005
89	上大戸ⅡA	作原	上大戸	○	○	H23				421-II-001
90	上大戸ⅡB	作原	上大戸	○	○	H23				421-II-002
91	上大戸ⅡC	作原	上大戸	○	○	H23				421-II-003
92	上大戸ⅡD	作原	上大戸	○	○	H23				421-II-004
93	上大戸ⅡE	作原	上大戸	○	○	H23				421-II-005
94	小戸ⅡA	作原	小戸	○	○	H23				421-II-006
95	上大戸ⅡF	作原	上大戸	○	○	H23				421-II-007
96	中大戸ⅡA	作原	中大戸	○	○	H23				421-II-008
97	中大戸ⅡB	作原	中大戸	○	○	H23				421-II-009
98	小戸ⅡB	作原	小戸	○	○	H23				421-II-010
99	小戸ⅡC	作原	小戸	○	○	H23				421-II-011
100	小戸ⅡD	作原	小戸	○	○	H23				421-II-012
101	小戸ⅡE	作原	小戸	○	○	H23				421-II-013
102	小戸ⅡF	作原	小戸	○	○	H23				421-II-014
103	下大戸ⅡA	作原	下大戸	○	○	H23				421-II-015
104	下大戸ⅡB	作原	下大戸	○	○	H23				421-II-016
105	下大戸ⅡC	作原	下大戸	○	○	H23				421-II-017
106	岡庭場ⅡA	作原	岡庭場	○	○	H23				421-II-018
107	小平ⅡA	作原	小平	○	○	H23				421-II-019
108	栃久保ⅡA	作原	栃久保	○	○	H23				421-II-020

No	箇所名	大字	小字	警戒区域	特別警戒区域	指定	警戒避難体制			箇所番号
							行政機関責任者	連絡先 (消防団長からの連絡先)	避難所	
109	近沢Ⅱ A	作原	近沢	○	○	H23	佐野市行政経営部長	当該地区町会長(第 19 分団)	旧野上小学校 野上基幹集落センター	421-Ⅱ-021
110	栃久保Ⅱ B	作原	栃久保	○	○	H23				421-Ⅱ-022
111	栃久保Ⅱ C	作原	栃久保	○	○	H23				421-Ⅱ-023
112	下作原Ⅱ A	作原	下作原	○	○	H23				421-Ⅱ-047
113	下作原Ⅱ B	作原	下作原	○	○	H23				421-Ⅱ-048
114	下作原Ⅱ C	作原	下作原	○	○	H23				421-Ⅱ-049
115	下作原Ⅱ D	作原	下作原	○	○	H23				421-Ⅱ-050
116	下作原Ⅱ E	作原	下作原	○	○	H23				421-Ⅱ-051
117	下作原Ⅱ F	作原	下作原	○	○	H23				421-Ⅱ-052
118	山口上手Ⅱ A	白岩	山口上手	○	○	H23				421-Ⅱ-053
119	山口Ⅱ A	白岩	山口	○	○	H23				421-Ⅱ-054
120	蛭沢Ⅱ A	白岩	蛭沢	○	○	H23				421-Ⅱ-055
121	ヨスケⅡ A	白岩	ヨスケ	○	○	H23				421-Ⅱ-056
122	下白岩Ⅱ A	白岩	下白岩	○	○	H23				421-Ⅱ-057
123	鷺ノ巣Ⅱ A	白岩	鷺ノ巣	○	○	H23				421-Ⅱ-058
124	稲村沢Ⅱ A	白岩	稲村沢	○	○	H23				421-Ⅱ-059
125	稲村Ⅱ A	白岩	稲村	○	○	H23				421-Ⅱ-060
126	高谷Ⅱ A	白岩	高谷	○	○	H23				421-Ⅱ-061
127	高谷Ⅱ B	白岩	高谷	○	○	H23				421-Ⅱ-062
128	狸穴Ⅱ A	長谷場飛地	狸穴	○	○	H23				421-Ⅱ-063
129	桶沢Ⅱ A	長谷場	桶沢	○	○	H22				421-Ⅱ-127
130	柚ノ木Ⅱ A	長谷場	柚ノ木	○	○	H22				421-Ⅱ-128
131	柚ノ木Ⅱ B	長谷場	柚ノ木	○	○	H22				421-Ⅱ-129
132	上森Ⅱ A	長谷場	上森	○	○	H22				421-Ⅱ-130
133	上森Ⅱ B	長谷場	上森	○	○	H22				421-Ⅱ-131
134	柚ノ木Ⅱ C	長谷場	柚ノ木	○	○	H22				421-Ⅱ-132
135	穴沢Ⅱ A	長谷場	穴沢	○	○	H22				421-Ⅱ-133
136	黒田Ⅱ A	長谷場	黒田	○	○	H22				421-Ⅱ-134
137	野竹内Ⅱ A	長谷場	野竹内	○	○	H22				421-Ⅱ-135
138	上長谷場Ⅱ A	長谷場	上長谷場	○	○	H22				421-Ⅱ-136
139	下長谷場Ⅱ A	長谷場	下長谷場	○	○	H22				421-Ⅱ-137
140	下長谷場Ⅱ B	長谷場	下長谷場	○	○	H22				421-Ⅱ-138
141	坪ノ内Ⅱ A	長谷場	坪ノ内	○	○	H22				421-Ⅱ-139
142	小又Ⅱ A	長谷場	小又	○	○	H22				421-Ⅱ-140
143	小又Ⅱ B	長谷場	小又	○	○	H22				421-Ⅱ-141
144	小又Ⅱ C	長谷場	小又	○	○	H22				421-Ⅱ-142
145	小又Ⅱ D	長谷場	小又	○	○	H22				421-Ⅱ-143
146	大久保Ⅱ A	長谷場	大久保	○	○	H22				421-Ⅱ-144
147	小沢Ⅱ A	長谷場	小沢	○	○	H22				421-Ⅱ-145
148	駒ヶ沢口Ⅱ A	御神楽	駒ヶ沢口	○	○	H22				421-Ⅱ-146
149	入御神楽Ⅱ A	御神楽	入御神楽	○	○	H22				421-Ⅱ-147
150	入御神楽Ⅱ B	御神楽	入御神楽	○	○	H22				421-Ⅱ-148
151	入御神楽Ⅱ C	御神楽	入御神楽	○	○	H22				421-Ⅱ-149
152	入御神楽Ⅱ D	御神楽	入御神楽	○	○	H22				421-Ⅱ-150
153	下作原Ⅲ A	作原	下作原	○	○	H24				421-Ⅲ-006
154	下作原Ⅲ B	作原	下作原	○	○	H24				421-Ⅲ-007
155	下作原Ⅲ	作原	下作原	○	○	H24				421-Ⅲ-008
156	白岩Ⅲ A	白岩	白岩	○	○	H24				421-Ⅲ-009
157	山口上手Ⅲ A	白岩	山口上手	○	○	H24				421-Ⅲ-010
158	小又Ⅲ A	長谷場	小又	○	○	H24				421-Ⅲ-014
159	清水Ⅲ A	御神楽	清水	○	○	H24				421-Ⅲ-015
160	下大戸Ⅰ A	作原町		○	○	R3				421-Ⅰ-1003
161	駒藤Ⅰ A	長谷場町		○	○	R3				421-Ⅰ-1005
162	上大戸Ⅱ G	作原町		○	○	R3				421-Ⅱ-1002

No	箇所名	大字	小字	警戒区域	特別警戒区域	指定	警戒避難体制			箇所番号
							行政機関責任者	連絡先 (消防団長からの連絡先)	避難所	
163	中大戸ⅡC	作原町		○	○	R3	佐野市行政経営部長	当該地区町会長(第19分団長)	旧野上小学校 野上基幹集落センター	421-Ⅱ-1003
164	小戸ⅡG	作原町		○	○	R3				421-Ⅱ-1004
165	小戸ⅡH	作原町		○	○	R3				421-Ⅱ-1005
166	栃久保ⅡD	作原町		○	○	R3				421-Ⅱ-1006
167	栃久保ⅡE	作原町		○	○	R3				421-Ⅱ-1007
168	下作原ⅡG	作原町		○	○	R3				421-Ⅱ-1008
169	下作原ⅡH	作原町		○	○	R3				421-Ⅱ-1009
170	高谷ⅡC	白岩町		○	○	R3				421-Ⅱ-1010
171	下高谷ⅡA	白岩町		○	○	R3				421-Ⅱ-1011
172	駒ヶ沢ⅡA	御神楽町		○	○	R3				421-Ⅱ-1022
173	小又ⅡE	長谷場町		○	○	R3				421-Ⅱ-1023
174	内出ⅡA	御神楽町		○	○	R3				421-Ⅱ-1024
175	生沢ⅡA	御神楽町		○	○	R3				421-Ⅱ-1025
176	堀沢口ⅡA	御神楽町		○	○	R3				421-Ⅱ-1026
177	小戸ⅢA	作原町		○	○	R3				421-Ⅲ-1007
178	上大戸ⅢA	作原町		○	○	R3				421-Ⅲ-1008
179	小戸ⅢB	作原町		○	○	R3				421-Ⅲ-1009
180	下作原ⅢC	作原町		○	○	R3				421-Ⅲ-1010
181	炭屋ⅢA	長谷場町		○	○	R3				421-Ⅲ-1011
182	下森ⅢA	長谷場町		○	○	R3				421-Ⅲ-1014
183	入御神楽ⅢA	御神楽町		○	○	R3				421-Ⅲ-1015
184	金原A	閑馬	金原	○	○	H19		当該地区町会長(第20分団長)	(有)ヤマダ 佐野工場(旧山形小学校) 新合総合センター 遠原の里福祉センター	421-Ⅰ-004
185	西根A	梅園	西根	○	○	H19				421-Ⅰ-006
186	柳沢A	下彦間	柳沢	○	○	H19				421-Ⅰ-007
187	柳沢B	下彦間	柳沢	○	○	H19				421-Ⅰ-008
188	小野久保ⅡA	下彦間	小野久保	○	○	H22				421-Ⅱ-083
189	小野久保ⅡB	下彦間	小野久保	○	○	H22				421-Ⅱ-084
190	家隆ⅡA	下彦間	家隆	○	○	H22				421-Ⅱ-085
191	家隆ⅡB	下彦間	家隆	○	○	H22				421-Ⅱ-086
192	家隆ⅡC	下彦間	家隆	○	○	H22				421-Ⅱ-087
193	宮前ⅡA	下彦間	宮前	○	○	H22				421-Ⅱ-088
194	宮前ⅡB	下彦間	宮前	○	○	H22				421-Ⅱ-089
195	笠松ⅡA	下彦間	笠松	○	○	H22				421-Ⅱ-090
196	笠松ⅡB	下彦間	笠松	○	○	H22				421-Ⅱ-091
197	大松ⅡA	下彦間	大松	○	○	H22				421-Ⅱ-092
198	大松ⅡB	下彦間	大松	○	○	H22				421-Ⅱ-093
199	大松ⅡC	下彦間	大松	○	○	H22				421-Ⅱ-094
200	榎木屋ⅡA	下彦間	榎木屋	○	○	H22				421-Ⅱ-095
201	宿東ⅡA	下彦間	宿東	○	○	H22				421-Ⅱ-096
202	須花ⅡB	下彦間	須花	○	○	H22				421-Ⅱ-098
203	沢口ⅡA	閑馬	沢口	○	○	H22				421-Ⅱ-099
204	沢口ⅡB	閑馬	沢口	○	○	H22				421-Ⅱ-100
205	金原ⅡB	閑馬	金原	○	○	H22				421-Ⅱ-102
206	金原ⅡC	閑馬	金原	○	○	H22				421-Ⅱ-103
207	金原ⅡD	閑馬	金原	○	○	H22				421-Ⅱ-104
208	金原ⅡE	閑馬	金原	○	○	H22				421-Ⅱ-105
209	坂和ⅡA	閑馬	坂和	○	○	H22				421-Ⅱ-106
210	坂和ⅡB	閑馬	坂和	○	○	H22				421-Ⅱ-107
211	栗木内ⅡA	閑馬	栗木内	○	○	H22				421-Ⅱ-108
212	栗木内ⅡB	閑馬	栗木内	○	○	H22				421-Ⅱ-109
213	宮内ⅡA	閑馬	宮内	○	○	H22				421-Ⅱ-110
214	宮内ⅡB	閑馬	宮内	○	○	H22				421-Ⅱ-111
215	栗木内ⅡC	閑馬	栗木内	○	○	H22				421-Ⅱ-113
216	木戸ⅡB	閑馬	木戸	○	○	H22				421-Ⅱ-115

No	箇所名	大字	小字	警戒区域	特別警戒区域	指定	警戒避難体制			箇所番号
							行政機関責任者	連絡先 (消防団長からの連絡先)	避難所	
217	馬場Ⅱ A	閑馬	馬場	○	○	H22	佐野市行政経営部長	当該地区町会長(第 20 分団長)	(有)ヤマダ 佐野工場(旧山形小学校) 新合総合センター 遠原の里福祉センター	421-Ⅱ-116
218	松場Ⅱ A	閑馬	松場	○	○	H22				421-Ⅱ-117
219	下川原Ⅱ A	閑馬	下川原	○	○	H22				421-Ⅱ-118
220	下川原Ⅱ B	閑馬	下川原	○	○	H22				421-Ⅱ-119
221	春高Ⅱ A	閑馬	春高	○	○	H22				421-Ⅱ-120
222	春高Ⅱ B	閑馬	春高	○	○	H22				421-Ⅱ-121
223	葛和田Ⅱ A	閑馬	葛和田	○	○	H22				421-Ⅱ-122
224	葛和田Ⅱ B	閑馬	葛和田	○	○	H22				421-Ⅱ-123
225	葛和田Ⅱ C	閑馬	葛和田	○	○	H22				421-Ⅱ-124
226	葛和田Ⅱ D	閑馬	葛和田	○	○	H22				421-Ⅱ-125
227	御所ノ入Ⅱ A	山形	御所ノ入	○	○	H22				421-Ⅱ-126
228	東根Ⅱ A	梅園	東根	○	○	H22				421-Ⅱ-163
229	東根Ⅱ B	梅園	東根	○	○	H22				421-Ⅱ-164
230	梅園西根Ⅱ A	梅園	西根	○	○	H22				421-Ⅱ-165
231	吹上Ⅱ A	梅園	吹上	○	○	H23				421-Ⅱ-167
232	馬場Ⅱ A	山形	馬場	○	○	H23				421-Ⅱ-168
233	芝本Ⅱ A	山形	芝本	○	○	H23				421-Ⅱ-169
234	久手ノ内Ⅱ A	山形	久手ノ内	○	○	H23				421-Ⅱ-170
235	久手ノ内Ⅱ B	山形	久手ノ内	○	○	H23				421-Ⅱ-171
236	久手ノ内Ⅱ C	山形	久手ノ内	○	○	H23				421-Ⅱ-172
237	小野久保Ⅲ A	下彦間	小野久保	○	○	H24				421-Ⅲ-012
238	須花Ⅲ A	下彦間	須花	○	○	H24				421-Ⅲ-013
239	宮内Ⅰ A	閑馬町		○	○	R3				421-Ⅰ-1004
240	宮前Ⅰ A	下彦間町		○	○	R3				421-Ⅰ-1006
241	大松Ⅰ A	下彦間町		○	○	R3				421-Ⅰ-1007
242	沢口Ⅱ C	閑馬町		○	○	R3				421-Ⅱ-1012
243	金原Ⅱ F	閑馬町		○	○	R3				421-Ⅱ-1013
244	坂和Ⅱ C	閑馬町		○	○	R3				421-Ⅱ-1014
245	坂和Ⅱ D	閑馬町		○	○	R3				421-Ⅱ-1015
246	栗木内Ⅱ D	閑馬町		○	○	R3				421-Ⅱ-1016
247	宮内Ⅱ C	閑馬町		○	○	R3				421-Ⅱ-1017
248	松場Ⅱ B	閑馬町		○	○	R3				421-Ⅱ-1018
249	下川原Ⅱ C	閑馬町		○	○	R3				421-Ⅱ-1019
250	遠原Ⅱ A	閑馬町		○	○	R3				421-Ⅱ-1020
251	閑馬大網Ⅱ A	閑馬町		○	○	R3				421-Ⅱ-1021
252	東根Ⅱ C	梅園町		○	○	R3				421-Ⅱ-1027
253	中野Ⅱ A	梅園町		○		R3				421-Ⅱ-1028
254	川東Ⅱ A	閑馬町		○	○	R3				421-Ⅱ-1029
255	家隆Ⅱ D	下彦間町		○	○	R3				421-Ⅱ-1032
256	矢の沢Ⅱ A	下彦間町		○	○	R3				421-Ⅱ-1033
257	松阪Ⅱ A	閑馬町		○	○	R3				421-Ⅱ-1035
258	沢口Ⅱ B	閑馬町		○	○	R3				421-Ⅱ-1036
259	沢口Ⅱ C	閑馬町		○	○	R3				421-Ⅱ-1037
260	松阪Ⅱ B	閑馬町		○	○	R3				421-Ⅱ-1043
261	大網Ⅱ A	閑馬町		○	○	R3				421-Ⅱ-1044
262	大網Ⅱ B	閑馬町		○	○	R3				421-Ⅱ-1045
263	大網Ⅱ C	閑馬町		○	○	R3				421-Ⅱ-1046
264	竹の沢Ⅱ A	下彦間町		○	○	R3				421-Ⅱ-1047
265	竹の沢Ⅱ B	下彦間町		○	○	R3				421-Ⅱ-1048
266	小野久保Ⅱ C	下彦間町		○	○	R3				421-Ⅱ-1053
267	山形Ⅲ A	山形町		○	○	R3				421-Ⅲ-1004
268	山形Ⅲ B	山形町		○	○	R3				421-Ⅲ-1005
269	御所ノ入Ⅲ A	山形町		○	○	R3				421-Ⅲ-1006
270	馬場Ⅲ A	閑馬町		○	○	R3				421-Ⅲ-1012

No	箇所名	大字	小字	警戒区域	特別警戒区域	指定	警戒避難体制			箇所番号
							行政機関責任者	連絡先 (消防団長からの連絡先)	避難所	
271	川西Ⅲ A	閑馬町		○	○	R3	佐野市行政経営部長	当該地区町会長(第 20 分団長)	(有)ヤマダ佐野工場(旧山形小学校)新合総合センター 遠原の里福祉センター	421-Ⅲ-1013
272	西根Ⅲ A	梅園町		○	○	R3				421-Ⅲ-1016
273	東根Ⅲ A	梅園町		○	○	R3				421-Ⅲ-1017
274	中野Ⅲ A	梅園町		○	○	R3				421-Ⅲ-1018
275	大網Ⅲ A	閑馬町		○	○	R3				421-Ⅲ-1022
276	黒沢西通Ⅱ A	飛駒	黒沢西通	○	○	H23		当該地区町会長(第 21 分団長)	癒し野 J・U・N (旧飛駒小学校)飛駒基幹集落センター	421-Ⅱ-024
277	黒沢東通Ⅱ A	飛駒	黒沢東通	○	○	H23				421-Ⅱ-025
278	黒沢西通Ⅱ B	飛駒	黒沢西通	○	○	H23				421-Ⅱ-026
279	黒沢西通Ⅱ C	飛駒	黒沢西通	○	○	H23				421-Ⅱ-027
280	黒沢西通Ⅱ D	飛駒	黒沢西通	○	○	H23				421-Ⅱ-028
281	黒沢西通Ⅱ E	飛駒	黒沢西通	○	○	H23				421-Ⅱ-029
282	黒沢西通Ⅱ F	飛駒	黒沢西通	○	○	H23				421-Ⅱ-030
283	黒沢西通Ⅱ G	飛駒	黒沢西通	○	○	H23				421-Ⅱ-031
284	黒沢東通Ⅱ B	飛駒	黒沢東通	○	○	H23				421-Ⅱ-032
285	黒沢西通Ⅱ H	飛駒	黒沢西通	○	○	H23				421-Ⅱ-033
286	黒沢西通Ⅱ I	飛駒	黒沢西通	○	○	H23				421-Ⅱ-034
287	黒沢西通Ⅱ J	飛駒	黒沢西通	○	○	H23				421-Ⅱ-035
288	黒沢東通Ⅱ C	飛駒	黒沢東通	○	○	H23				421-Ⅱ-036
289	寺沢西通Ⅱ B	飛駒	寺沢西通	○	○	H23				421-Ⅱ-038
290	寺沢東通Ⅱ A	飛駒	寺沢東通	○	○	H23				421-Ⅱ-039
291	寺沢東通Ⅱ B	飛駒	寺沢東通	○	○	H23				421-Ⅱ-040
292	鍋沢西通Ⅱ A	飛駒	鍋沢西通	○	○	H23				421-Ⅱ-043
293	鍋沢西通Ⅱ B	飛駒	鍋沢西通	○	○	H22				421-Ⅱ-044
294	暮坪Ⅱ B	飛駒	暮坪	○	○	H22				421-Ⅱ-046
295	戸雁南通Ⅱ A	飛駒	戸雁南通	○	○	H22				421-Ⅱ-064
296	熊久保Ⅱ A	飛駒	熊久保	○	○	H22				421-Ⅱ-065
297	田保Ⅱ A	飛駒	田保	○	○	H22				421-Ⅱ-066
298	田保Ⅱ B	飛駒	田保	○	○	H22				421-Ⅱ-067
299	川面Ⅱ A	飛駒	川面	○	○	H22				421-Ⅱ-068
300	唐沢Ⅱ A	飛駒	唐沢	○	○	H22				421-Ⅱ-069
301	塩田川東Ⅱ A	飛駒	塩田川東	○	○	H22				421-Ⅱ-070
302	塩田川東Ⅱ B	飛駒	塩田川東	○	○	H22				421-Ⅱ-071
303	塩田川東Ⅱ C	飛駒	塩田川東	○	○	H22				421-Ⅱ-072
304	塩田川西Ⅱ A	飛駒	塩田川西	○	○	H22				421-Ⅱ-073
305	塩田川西Ⅱ B	飛駒	塩田川西	○	○	H22				421-Ⅱ-074
306	中木戸川西Ⅱ A	飛駒	中木戸川西	○	○	H22				421-Ⅱ-075
307	中木戸川西Ⅱ B	飛駒	中木戸川西	○	○	H22				421-Ⅱ-076
308	中木戸川西Ⅱ C	飛駒	中木戸川西	○	○	H22				421-Ⅱ-077
309	中木戸川西Ⅱ D	飛駒	中木戸川西	○	○	H22				421-Ⅱ-078
310	中木戸川東Ⅱ A	飛駒	中木戸川東	○	○	H22				421-Ⅱ-079
311	中木戸川東Ⅱ B	飛駒	中木戸川東	○	○	H22				421-Ⅱ-080
312	中木戸川東Ⅱ C	飛駒	中木戸川東	○	○	H22				421-Ⅱ-081
313	中木戸川東Ⅱ D	飛駒	中木戸川東	○	○	H22				421-Ⅱ-082
314	黒沢西通Ⅲ A	飛駒	黒沢西通	○	○	H24				421-Ⅲ-001
315	黒沢西通Ⅲ B	飛駒	黒沢西通	○	○	H24				421-Ⅲ-002
316	黒沢東通Ⅲ A	飛駒	黒沢東通	○	○	H24				421-Ⅲ-003
317	黒沢西通Ⅲ C	飛駒	黒沢西通	○	○	H24				421-Ⅲ-004
318	寺沢東通Ⅲ A	飛駒	寺沢東通	○	○	H24				421-Ⅲ-005
319	中木戸川西Ⅲ A	飛駒	中木戸川西	○	○	H24				421-Ⅲ-011
320	小坂Ⅱ A	飛駒町		○	○	R3				421-Ⅱ-1030
321	鍋沢西通Ⅱ C	飛駒町		○	○	R3				421-Ⅱ-1031
322	田保Ⅱ A	飛駒町		○	○	R3				421-Ⅱ-1034
323	鍋沢西通Ⅱ D	飛駒町		○	○	R3				421-Ⅱ-1038
324	寺沢Ⅱ A	飛駒町		○	○	R3				421-Ⅱ-1039

No	箇所名	大字	小字	警戒区域	特別警戒区域	指定	警戒避難体制			箇所番号
							行政機関責任者	連絡先 (消防団長からの連絡先)	避難所	
325	黒沢西通ⅡK	飛駒町		○	○	R3	佐野市行政経営部長	当該地区町会長(第21分団長)	癒し野J・U・N(旧飛駒小学校) 飛駒基幹集落センター	421-Ⅱ-1041
326	黒沢東通ⅡD	飛駒町		○	○	R3				421-Ⅱ-1042
327	唐沢ⅡB	飛駒町		○	○	R3				421-Ⅱ-1049
328	黒沢西通ⅡL	飛駒町		○	○	R3				421-Ⅱ-1050
329	鍋沢川西通ⅡE	飛駒町		○	○	R3				421-Ⅱ-1051
330	塩田川西ⅡC	飛駒町		○	○	R3				421-Ⅱ-1052
331	塩田ⅢA	飛駒町		○	○	R3				421-Ⅲ-1019
332	打越ⅢA	飛駒町		○	○	R3				421-Ⅲ-1021
333	中木戸川西ⅢA	飛駒町		○	○	R3				421-Ⅲ-1023
334	中木戸川西ⅢB	飛駒町		○	○	R3				421-Ⅲ-1024
335	井戸ノ沢A	山菅	井戸ノ沢	○	○	H18		当該地区町会長(第22分団長)	旧葛生小学校 旧葛生南小学校 葛生義務教育学校 葛生地区公民館 葛生あくと福祉センター	422-Ⅰ-027
336	中央東一丁目A	中央東一丁目		○	○	H18				422-Ⅰ-036
337	富士見ⅡA	富士見町		○	○	R3				422-Ⅱ-1011
338	富士見ⅢA	富士見町		○	○	R3				422-Ⅲ-1009
339	古越ⅠA	あくと町		○	○	R3		当該地区町会長(第23分団長)	旧葛生小学校 葛生義務教育学校 葛生地区公民館 くずう保育園 葛生あくと福祉センター	422-Ⅰ-1002
340	古越ⅢA	あくと町		○	○	R3				422-Ⅲ-1007
341	古越ⅢB	あくと町		○	○	R3				422-Ⅲ-1008
342	勢ヶ久保A	鉢木町	勢ヶ久保	○	○	H18				422-Ⅰ-026
343	宮下町A	宮下町		○	○	H18				422-Ⅰ-034
344	片山A	葛生	片山	○	○	H18				422-Ⅰ-035
345	宮下町ⅡA	宮下町		○	○	H21				422-Ⅱ-098
346	宮下町ⅡB	宮下町		○	○	H21				422-Ⅱ-099
347	宮下町ⅡC	宮下町		○	○	H21				422-Ⅱ-100
348	朝日町ⅡA	朝日町		○	○	H21				422-Ⅱ-101
349	朝日町ⅡB	朝日町		○	○	H21				422-Ⅱ-102
350	古越路ⅢA	葛生	古越路	○	○	H24				422-Ⅲ-011
351	宮下ⅢA	宮下町		○	○	R3				422-Ⅲ-1006
352	宮下ⅢB	宮下町		○	○	R3				422-Ⅲ-1012
353	明神A	中	明神	○	○	H18		当該地区町会長(第24分団長)	旧葛生南小学校	422-Ⅰ-037
354	松葉A	中	松葉	○	○	H18				422-Ⅰ-038
355	山田ⅡA	中	山田	○	○	H21				422-Ⅱ-103
356	万福寺ⅡA	中	万福寺	○	○	H21				422-Ⅱ-104
357	中町ⅢA	中町		○	○	R3				422-Ⅲ-1010
358	中町ⅢB	中町		○	○	R3				422-Ⅲ-1011
359	岡A	会沢	岡	○	○	H18		当該地区町会長(第25分団長)	会沢地区コミュニティセンター	422-Ⅰ-028
360	川久保A	会沢	川久保	○	○	H18				422-Ⅰ-029
361	川久保B	会沢	川久保	○	○	H18				422-Ⅰ-030
362	観音堂A	会沢	観音堂	○	○	H18				422-Ⅰ-031
363	中妻A	会沢	中妻	○	○	H18				422-Ⅰ-032
364	西山A	会沢	西山	○	○	H18				422-Ⅰ-033
365	後口ⅡA	会沢	後口	○	○	H21				422-Ⅱ-089
366	西ノ内ⅡA	会沢	西ノ内	○	○	H21				422-Ⅱ-090
367	涌場ⅡA	会沢	涌場	○	○	H21				422-Ⅱ-091
368	宇津野ⅡA	会沢	宇津野	○	○	H21				422-Ⅱ-092
369	大久保ⅡB	会沢	大久保	○	○	H21				422-Ⅱ-093
370	牛ヶ沢ⅡA	会沢	牛ヶ沢	○	○	H21				422-Ⅱ-094
371	杉野ⅡA	会沢	杉野	○	○	H21				422-Ⅱ-095
372	関根ⅡA	会沢	関根	○	○	H21				422-Ⅱ-096
373	数枝ⅡA	会沢	数枝	○	○	H21				422-Ⅱ-097
374	矢摩ⅢA	会沢	矢摩	○	○	H24				422-Ⅲ-012
375	矢摩ⅢB	会沢	矢摩	○	○	H24				422-Ⅲ-013
376	矢摩ⅢC	会沢	矢摩	○	○	H24				422-Ⅲ-014
377	白岩ⅢA	会沢	白岩	○	○	H24				422-Ⅲ-015
378	小室ⅡA	会沢町		○	○	R3				422-Ⅱ-1009

No	箇所名	大字	小字	警戒区域	特別警戒区域	指定	警戒避難体制			箇所番号
							行政機関責任者	連絡先 (消防団長からの連絡先)	避難所	
379	小室ⅡB	会沢町		○	○	R3	佐野市行政経営部長	当該地区町会長(第25分団長)	会沢地区コミュニティセンター	422-Ⅱ-1010
380	小室ⅡC	会沢町		○	○	R3				422-Ⅱ-1014
381	後口ⅢA	会沢町		○	○	R3				421-Ⅲ-1020
382	小室ⅢA	会沢町		○	○	R3				422-Ⅲ-1003
383	小室ⅢB	会沢町		○	○	R3				422-Ⅲ-1004
384	小室ⅢC	会沢町		○	○	R3				422-Ⅲ-1005
385	下り沢A	豊代	下り沢	○	○	H18		当該地区町会長(第26分団長)	旧常盤中学校 常盤地区公民館	422-Ⅰ-014
386	影沢A	豊代	影沢	○	○	H18				422-Ⅰ-021
387	宿	豊代	宿	○	○	H18				422-Ⅰ-022
388	田ノ内A	豊代	田ノ内	○	○	H18				422-Ⅰ-023
389	田ノ内B	豊代	田ノ内	○	○	H18				422-Ⅰ-024
390	石沢A	豊代	石沢	○	○	H18				422-Ⅰ-025
391	下り沢ⅡA	豊代	下り沢	○	○	H18				422-Ⅱ-076
392	平ⅡA	豊代	平	○	○	H21				422-Ⅱ-081
393	栗坪ⅡA	豊代	栗坪	○	○	H21				422-Ⅱ-083
394	八千道ⅡA	豊代	八千道	○	○	H21				422-Ⅱ-085
395	下川原ⅡA	豊代	下川原	○	○	H21				422-Ⅱ-086
396	大久保ⅡA	豊代	大久保	○	○	H21				422-Ⅱ-087
397	中沢ⅡA	豊代	中沢	○	○	H21				422-Ⅱ-088
398	下川原ⅢA	豊代	下川原	○	○	H24				422-Ⅲ-010
399	仙鏡沢ⅡA	豊代町		○	○	R3				204-Ⅱ-1001
400	豊代ⅡA	豊代町		○	○	R3				422-Ⅱ-1008
401	豊代ⅡB	豊代町		○	○	R3				422-Ⅱ-1013
402	正通A	牧	正通	○	○	H18		当該地区町会長(第27分団長)	旧常盤中学校 常盤地区公民館	422-Ⅰ-009
403	祖通A	牧	祖通	○	○	H18				422-Ⅰ-010
404	祖通B	牧	祖通	○	○	H18				422-Ⅰ-011
405	年通A	牧	年通	○	○	H18				422-Ⅰ-012
406	年通B	牧	年通	○	○	H18				422-Ⅰ-013
407	正通ⅡA	牧	正通	○	○	H18				422-Ⅱ-068
408	正通ⅡB	牧	正通	○	○	H18				422-Ⅱ-069
409	正通ⅡC	牧	正通	○	○	H18				422-Ⅱ-070
410	正通ⅡD	牧	正通	○	○	H18				422-Ⅱ-071
411	祖通ⅡA	牧	祖通	○	○	H18				422-Ⅱ-072
412	祖通ⅡB	牧	祖通	○	○	H18				422-Ⅱ-073
413	明通ⅡA	牧	明通	○	○	H18				422-Ⅱ-074
414	明通ⅡB	牧	明通	○	○	H18				422-Ⅱ-075
415	明通A	牧	明通	○	○	H18				422-Ⅱ-105
416	祖通ⅢA	牧	祖通	○	○	H24				422-Ⅲ-008
417	明通ⅢA	牧	明通	○	○	H24				422-Ⅲ-009
418	戸叶A	仙波	戸叶	○	○	H18		当該地区町会長(第28分団長)	旧常盤中学校	422-Ⅰ-005
419	円光内A	仙波	円光内	○	○	H18				422-Ⅰ-006
420	神主A	仙波	神平	○	○	H18				422-Ⅰ-015
421	神主B	仙波	神平	○	○	H18				422-Ⅰ-016
422	鍛冶屋A	仙波	鍛冶屋	○	○	H18				422-Ⅰ-017
423	鷺ノ宮A	仙波	鷺ノ宮	○	○	H18				422-Ⅰ-018
424	鷺ノ宮B	仙波	鷺ノ宮	○	○	H18				422-Ⅰ-019
425	根本A	仙波	根本	○	○	H18				422-Ⅰ-020
426	夏保ⅡA	仙波	夏保	○	○	H18				422-Ⅱ-046
427	神田ⅡA	仙波	神田	○	○	H18				422-Ⅱ-047
428	松倉ⅡA	仙波	松倉	○	○	H18				422-Ⅱ-048
429	松倉ⅡB	仙波	松倉	○	○	H18				422-Ⅱ-049
430	小白岩ⅡA	仙波	小白岩	○	○	H18				422-Ⅱ-050
431	夏保ⅡB	仙波	夏保	○	○	H18				422-Ⅱ-051
432	小白岩ⅡB	仙波	小白岩	○	○	H18				422-Ⅱ-052

No	箇所名	大字	小字	警戒区域	特別警戒区域	指定	警戒避難体制			箇所番号
							行政機関責任者	連絡先 (消防団長からの連絡先)	避難所	
433	萱沼Ⅱ A	仙波	萱沼	○	○	H18	佐野市行政経営部長	当該地区町会長(第 28 分団長)	旧常盤中学校	422-Ⅱ-053
434	萱沼Ⅱ B	仙波	萱沼	○	○	H18				422-Ⅱ-054
435	萱沼Ⅱ C	仙波	萱沼	○	○	H18				422-Ⅱ-055
436	原Ⅱ A	仙波	原	○	○	H18				422-Ⅱ-056
437	小拍子Ⅱ A	仙波	小拍子	○	○	H18				422-Ⅱ-057
438	古内Ⅱ A	仙波	古内	○	○	H18				422-Ⅱ-059
439	宮ノ腰Ⅱ A	仙波	宮ノ腰	○	○	H18				422-Ⅱ-060
440	瀬戸野Ⅱ B	仙波	瀬戸野	○	○	H18				422-Ⅱ-077
441	谷Ⅱ A	仙波	谷	○	○	H21				422-Ⅱ-078
442	下町屋Ⅱ A	仙波	下町屋	○	○	H18				422-Ⅱ-079
443	高原Ⅱ A	仙波	高原	○	○	H21				422-Ⅱ-080
444	根本Ⅱ A	仙波	根本	○	○	H21				422-Ⅱ-082
445	西ノ内Ⅲ A	仙波	西ノ内	○	○	H24				422-Ⅲ-006
446	神田Ⅲ A	仙波	神田	○	○	H24				422-Ⅲ-007
447	古内Ⅰ A	仙波町		○	○	R3				422-Ⅰ-1001
448	上仙波Ⅱ A	仙波町		○	○	R3				422-Ⅱ-1004
449	古内Ⅱ B	仙波町		○	○	R3				422-Ⅱ-1005
450	中仙波Ⅱ A	仙波町		○	○	R3				422-Ⅱ-1006
451	中仙波Ⅱ B	仙波町		○	○	R3				422-Ⅱ-1007
452	常盤Ⅱ A	仙波町		○	○	R3				422-Ⅱ-1012
453	平岡Ⅲ A	仙波町		○	○	R3				422-Ⅲ-1001
454	鍛冶屋Ⅲ A	仙波町		○	○	R3				422-Ⅲ-1002
455	越沢 A	柿平	越沢	○	○	H18		当該地区町会長(第 29 分団長)	氷室地区公民館	422-Ⅰ-008
456	越沢Ⅱ A	柿平	越沢	○	○	H18				422-Ⅱ-061
457	川島Ⅱ A	柿平	川島	○	○	H18				422-Ⅱ-062
458	新谷Ⅱ A	柿平	新谷	○	○	H18				422-Ⅱ-065
459	細内Ⅱ A	柿平	細内	○	○	H18				422-Ⅱ-066
460	細内Ⅱ B	柿平	細内	○	○	H18				422-Ⅱ-067
461	竹ノ花 A	水木	竹ノ花	○	○	H18		当該地区町会長(第 30 分団長)	氷室地区公民館	422-Ⅰ-004
462	磯川原 A	水木	磯川原	○	○	H18				422-Ⅰ-007
463	太田沢Ⅱ A	水木	太田沢	○	○	H18				422-Ⅱ-041
464	太田沢Ⅱ B	水木	太田沢	○	○	H18				422-Ⅱ-042
465	門ノ内Ⅱ A	水木	門ノ内	○	○	H18				422-Ⅱ-043
466	門ノ内Ⅱ B	水木	門ノ内	○	○	H18				422-Ⅱ-044
467	竹ノ沢Ⅱ A	水木	竹ノ沢	○	○	H18				422-Ⅱ-045
468	高松Ⅱ A	水木	高松	○	○	H18				422-Ⅱ-063
469	丸山Ⅱ A	水木	丸山	○	○	H18				422-Ⅱ-064
470	竹ノ沢Ⅲ A	水木	竹ノ沢	○	○	H24				422-Ⅲ-005
471	岩沢Ⅱ A	水木町		○	○	R3				422-Ⅱ-1003
472	橋本 A	秋山	橋本	○	○	H18		当該地区町会長(第 31 分団長)	氷室地区公民館	422-Ⅰ-001
473	山根 A	秋山	山根	○	○	H18				422-Ⅰ-002
474	儘下 A	秋山	儘下	○	○	H18				422-Ⅰ-003
475	瀬戸平Ⅱ A	秋山	瀬戸平	○	○	H18				422-Ⅱ-001
476	西Ⅱ A	秋山	西	○	○	H18				422-Ⅱ-002
477	東Ⅱ A	秋山	東	○	○	H18				422-Ⅱ-003
478	松場Ⅱ A	秋山	松場	○	○	H18				422-Ⅱ-004
479	山口Ⅱ A	秋山	山口	○	○	H18				422-Ⅱ-005
480	山口Ⅱ B	秋山	山口	○	○	H18				422-Ⅱ-006
481	石川原Ⅱ A	秋山	石川原	○	○	H18				422-Ⅱ-007
482	半縄Ⅱ A	秋山	半縄	○	○	H18				422-Ⅱ-008
483	台Ⅱ A	秋山	台	○	○	H18				422-Ⅱ-009
484	原内Ⅱ A	秋山	原内	○	○	H18				422-Ⅱ-010
485	原内Ⅱ B	秋山	原内	○	○	H18				422-Ⅱ-011
486	深堀Ⅱ A	秋山	深堀	○	○	H18				422-Ⅱ-012

No	箇所名	大字	小字	警戒区域	特別警戒区域	指定	警戒避難体制			箇所番号
							行政機関責任者	連絡先 (消防団長からの連絡先)	避難所	
487	石川原ⅡB	秋山	石川原	○	○	H18	佐野市行政経営部長	当該地区町会長(第31分団長)	氷室地区公民館	422-Ⅱ-013
488	今倉ⅡA	秋山	今倉	○	○	H18				422-Ⅱ-014
489	ニタ塚ⅡA	秋山	ニタ塚	○	○	H18				422-Ⅱ-015
490	ニタ塚ⅡB	秋山	ニタ塚	○	○	H18				422-Ⅱ-016
491	深堀ⅡB	秋山	深堀	○	○	H18				422-Ⅱ-017
492	下久保ⅡA	秋山	下久保	○	○	H18				422-Ⅱ-018
493	上ノ山ⅡA	秋山	上ノ山	○	○	H18				422-Ⅱ-019
494	志太郎内ⅡA	秋山	志太郎内	○	○	H18				422-Ⅱ-020
495	伝内林ⅡA	秋山	伝内林	○	○	H18				422-Ⅱ-021
496	差保内ⅡA	秋山	差保内	○	○	H18				422-Ⅱ-022
497	狸ノ内ⅡA	秋山	狸ノ内	○	○	H18				422-Ⅱ-023
498	狸ノ内ⅡB	秋山	狸ノ内	○	○	H18				422-Ⅱ-024
499	井戸尻ⅡA	秋山	井戸尻	○	○	H18				422-Ⅱ-025
500	梅木ⅡA	秋山	梅木	○	○	H18				422-Ⅱ-026
501	片葉美ⅡA	秋山	片葉美	○	○	H18				422-Ⅱ-027
502	関場ⅡA	秋山	関場	○	○	H18				422-Ⅱ-028
503	梅木ⅡB	秋山	梅木	○	○	H18				422-Ⅱ-029
504	彦次郎内ⅡA	秋山	彦次郎内	○	○	H18				422-Ⅱ-030
505	中ノ内ⅡA	秋山	中ノ内	○	○	H18				422-Ⅱ-031
506	出原ⅡA	秋山	出原	○	○	H18				422-Ⅱ-032
507	寺ノ内前ⅡA	秋山	寺ノ内前	○	○	H18				422-Ⅱ-033
508	栃橋ⅡA	秋山	栃橋	○	○	H18				422-Ⅱ-034
509	宮原ⅡA	秋山	宮原	○	○	H18				422-Ⅱ-035
510	今田ⅡA	秋山	今田	○	○	H18				422-Ⅱ-036
511	前沢ⅡA	秋山	前沢	○	○	H18				422-Ⅱ-037
512	前沢ⅡB	秋山	前沢	○	○	H18				422-Ⅱ-038
513	宮原ⅡB	秋山	宮原	○	○	H18				422-Ⅱ-039
514	片根ⅡA	秋山	片根	○	○	H18				422-Ⅱ-040
515	山口ⅢA	秋山	山口	○	○	H24				422-Ⅲ-001
516	岡平ⅢA	秋山	岡平	○	○	H24				422-Ⅲ-002
517	彦次郎内ⅢA	秋山	彦次郎内	○	○	H24				422-Ⅲ-003
518	川向ⅢA	秋山	川向	○	○	H24				422-Ⅲ-004
519	下秋山ⅡA	秋山町		○	○	R3				422-Ⅱ-1002

3 土砂災害警戒区域（土石流）

（令和 6（2024）年 4 月現在）

No.	溪流名	字	警戒区域	特別警戒区域	指定	警戒避難体制			箇所番号
						行政機関責任者	連絡先（消防団長からの連絡先）	避難所	
1	下唐沢二号沢	富士町 上富士	○	○	H18	佐野市行政経営部長	当該地区町会長 （第 6 分団長）	犬伏小学校 犬伏東小学校 犬伏地区公民館	I 91018
2	下唐沢三号沢	富士町 上富士	○		H18				I 91019
3	上葦沢二号	葦川町	○	○	H18				I 91020
4	町谷沢	町谷町	○	○	H18				I 91021
5	黒袴沢	黒袴町	○	○	H18				I 91022
6	下富士沢一号	富士町	○	○	H21				II 91007
7	富士沢	富士町 上富士	○	○	H21				II 91008
8	上富士沢	富士町 上富士	○	○	H21				II 91009
9	下唐沢一号沢	富士町	○	○	H21				II 91010
10	下唐沢四号沢	富士町	○	○	H21				II 91011
11	上葦沢	富士町	○	○	H21				II 91012
12	葦沢	富士町 上富士	○		H21				II 91013
13	下葦沢	富士町 上富士	○	○	H21				II 91014
14	下富士沢二号	富士町	○	○	H24				J91011
15		富士町	○	○	H24				J91012
16		富士町	○	○	H24				J91013
17	唐沢	富士町 上富士	○	○	H24				J91014
18		富士町	○	○	H24				J91015
19		富士町	○	○	H24				J91016
20		葦川町	○		H24				J91017
21		葦川町	○		H24				J91018
22		葦川町	○	○	H24				J91019
23	田之入沢二号	奈良瀬町	○		H18		当該地区町会長 （第 6 分団長）	城北小学校 城北地区公民館 北中学校	I 91015
24	奈良瀬二号沢	奈良瀬町	○		H18				I 91016
25	奈良瀬一号沢	奈良瀬町	○	○	H18				I 91017
26	田之入沢	田之入町	○	○	H21				II 91005
27	田之入沢一号	奈良瀬町	○	○	H21				II 91006
28		田野入町	○	○	H24				J91010
29	下市ノ沢一号	赤見町 市ノ沢	○		H29		当該地区町会長 （第 11 分団長）	赤見小学校 赤見地区公民館	I 91001
30	下市ノ沢	赤見町 市ノ沢	○	○	H18				I 91002
31	上市ノ沢	赤見町 市ノ沢	○	○	H18				I 91003
32	上市ノ沢一号	赤見町 市ノ沢	○		H18				I 91004
33	上市ノ沢三号	赤見町 萱場	○		H18				I 91005
34	上市ノ沢二号	赤見町 萱場	○		H18				I 91006
35		赤見町 萱場	○		H24				J91001
36		赤見町 萱場	○	○	H24				J91002
37		赤見町 萱場	○	○	H24				J91003
38	下寺久保沢	寺久保町	○		H29		当該地区町会長 （第 12 分団長）	出流原小学校 石塚小学校 赤見中学校	I 91007
39	寺久保沢	寺久保町	○		H29				I 91008
40	上寺久保沢二号	寺久保町	○	○	H29				I 91009
41	下寺久保沢二号	寺久保町	○	○	H18				I 91010
42	般若川	寺久保町	○	○	H18				I 91011
43	上大平沢	寺久保町 大平	○		H29				I 91012
45	下寺久保二	寺久保町	○		H21				II 91001
46	上寺久保沢	寺久保町	○	○	H29				II 91002
47	下寺沢一号	寺久保町	○	○	H21				II 91003
48	下寺沢	寺久保町	○	○	H21				II 91004
49		寺久保町 西根	○	○	H24				J91004
50		寺久保町	○		H25				J91005
51		寺久保町	○		H24				J91006
52		寺久保町	○	○	H24				J91007
53		寺久保町	○	○	H24				J91008
54		出流原町 大門	○		H24				J91009

No.	溪流名	字	警戒 区域	特別 警戒 区域	指定	警戒避難体制			箇所番号
						行政機関 責任者	連絡先（消防団長 からの連絡先）	避難所	
55	仲町沢	仲町	○		H19	佐野市行政経営部長	当該地区町会長 （第 16 分団長）	多田小学校	I 92098
56	多田沢	多田	○		H19				I 92096
57	田沼工業団地	田沼工業団地	○	○	H19				I 92097
58	多田 丸岳町	多田 丸岳町	○		H23				II 92090
59	田沼工業団地	田沼工業団地	○		H23				II 92091
60		田沼工業団地	○		H23				II 92092
61		田沼工業団地	○	○	H23				II 92093
62		山越	○		H24				J 92009
63		円	○	○	H24				J 92010
64		御榊町	○	○	H24				J 92011
65		御榊町	○		H24				J 92012
66	下郷沢	下郷	○	○	H19		当該地区町会長 （第 18 分団長）	旧三好小学校 あそ野学園義務 教育学校	I 92056
67	中郷沢	中郷	○	○	H19				I 92057
68	三角沢	三角	○	○	H19				I 92058
69	岩崎沢	岩崎	○		H19				I 92059
70	梶内沢	梶内	○	○	H19				I 92060
71	曲屋沢 A	曲屋	○	○	H19				I 92061
72	曲屋沢 B	曲屋	○	○	H19				I 92062
73	戸室沢二号	戸室	○		H19				I 92093
74	戸室沢	戸室	○	○	H19				I 92094
75	下戸室沢	戸室	○	○	H19				I 92095
76	三床沢	岩崎	○	○	H23				II 92050
77	岩崎沢一号	岩崎	○		H22				II 92051
78	岩崎二号	岩崎	○	○	H22				II 92052
79	堀口沢	堀口	○	○	H23				II 92053
80	上堀口沢	堀口	○	○	H23				II 92054
81	室 和田	室 和田	○	○	H22				II 92087
82	戸室沢一号	戸室	○	○	H23				II 92088
83	室 戸室	戸室	○	○	H23				II 92089
84		戸室	○	○	H24				J 92008
85	堀口沢	堀口	○	○	H19				I 92063
86	井戸尻沢	井戸尻	○	○	R3				I 12006
87	生沢	清水	○	○	H19		当該地区町会長 （第 19 分団長）	旧野上小学校 野上基幹集落セ ンター	I 92064
88	上清水沢	清水	○		H19				I 92065
89	小又坂沢	大久保	○	○	H19				I 92066
90	小俣沢	大久保	○		H19				I 92067
91	下駒藤沢	駒藤	○	○	H19				I 92068
92	駒藤沢	駒藤	○		H19				I 92069
93	真佐寺入沢	駒藤	○		H19				I 92070
94	炭屋沢	炭屋	○	○	H19				I 92071
95	西高谷沢一号	高谷	○	○	H19				I 92072
96	西高谷沢二号	高谷	○	○	H19				I 92073
97	稲村沢	高谷	○	○	H19				I 92074
98	水梨沢	宇津野	○	○	H19				I 92075
99	山口沢	蛭沢	○	○	H19				I 92076
100	上向沢	下出	○	○	H19				I 92077
101	下前尾沢	下出	○	○	H19				I 92078
102	細尾沢	下出	○	○	H19				I 92079
103	近沢二号	近沢	○	○	H19				I 92080
104	近沢一号	近沢	○	○	H19				I 92081
105	稲荷沢	栃久保	○	○	H19				I 92082
106	仏の入沢	作原	○		H19				I 92083
107	松葉沢	栃久保	○	○	H19				I 92084
108	沢入沢	御神楽	○	○	H19				I 92085
109	岳ノ沢	栃久保	○	○	H19				I 92086

No.	溪流名	字	警戒 区域	特別 警戒 区域	指定	警戒避難体制			簡所番号
						行政機関 責任者	連絡先（消防団長か らの連絡先）	避難所	
110	矢竹沢	下出	○	○	H19	佐野市行政経営部長	当該地区町会長（第19分団長）	旧野上小学校 野上基幹集落 センター	I 92087
111	前沢	下出	○	○	H19				I 92088
112	蛭沢	蛭沢	○	○	H19				I 92089
113	畦地沢	宇津野	○	○	H19				I 92090
114	唐沢	高谷	○	○	H19				I 92091
115	下大久保沢二号	大久保	○	○	H19				I 92092
116	上清水沢	清水	○	○	H22				II 92055
117	清水沢	清水	○	○	H22				II 92056
118	上大久保沢	大久保	○	○	H22				II 92057
119	黒田沢	黒田	○	○	H22				II 92058
120	西小日向沢	小日向	○	○	H23				II 92059
121	小戸沢	小戸	○	○	H23				II 92060
122	上小戸沢	小戸	○	○	H23				II 92061
123	大戸	大戸	○	○	H23				II 92062
124	上大戸沢一号	上大戸	○		H23				II 92063
125	上大戸沢二号	上大戸	○	○	H23				II 92064
126	小戸沢	上小戸	○	○	H23				II 92065
127	西愛宕沢	作原	○	○	H23				II 92066
128	岡庭場沢	岡庭場	○	○	H23				II 92067
129	芝ノ沢	栃久保	○	○	H22				II 92068
130	小城岩沢	高谷	○	○	H22				II 92069
131	柚ノ木沢一号	柚ノ木	○	○	H22				II 92070
132	柚ノ木沢二号	柚ノ木	○		H22				II 92071
133	下柚ノ木沢	柚ノ木	○	○	H22				II 92072
134		柚ノ木	○	○	H22				II 92073
135		柚ノ木	○	○	H22				II 92074
136	上長谷場沢	森	○	○	H22				II 92075
137	長谷場沢一号	森	○	○	H22				II 92076
138	長谷場沢二号	森	○	○	H22				II 92077
139	大久保沢二号	大久保	○	○	H22				II 92078
140	大久保沢一号	大久保	○	○	H22				II 92079
141	下大久保沢一号	大久保	○		H22				II 92080
142	中妻沢	中妻	○	○	H22				II 92081
143	下内神楽沢	御神楽	○	○	H22				II 92082
144	下入御神楽沢	入御神楽	○	○	H22				II 92083
145	内神楽沢	入御神楽	○	○	H22				II 92084
146	入御神楽沢一号	入御神楽	○	○	H22				II 92085
147	入御神楽沢二号	入御神楽	○	○	H22				II 92086
148	中妻二号沢	中妻	○	○	R3				III I2002
149	小戸三号沢	小戸	○	○	R3				I I2009
150	小戸二号沢	小戸	○	○	R3				I I2008
151	栃久保三号沢	栃久保	○	○	R3				II I2008
152	栃久保二号沢	栃久保	○	○	R3				II I2009
153	小又沢	小又	○	○	R3				II I2005
154	炭屋二号沢	炭屋	○	○	R3				II I2006
155	宇津野沢	宇津野	○	○	R3				I I2007
156	下高谷沢	下高谷	○	○	R3				II I2007
157	蛭沢二号沢	蛭沢	○	○	R3				I I2010
158	矢元沢	矢元	○	○	R3				II I2010
159	御所の入沢	御所の入	○	○	H19		当該地区町会長（第20分団長）	(有)ヤマダ佐野工場(旧山形小学校) 新合総合センター 遠原の里福祉センター	I 92001
160	大網沢	大網	○	○	H19				I 92002
161	大網二号	大網	○	○	H19				I 92003
162	本所一号沢	本所	○	○	H19				I 92004
163	本所沢	本所	○	○	H19				I 92005
164	矢の沢	矢の沢	○	○	H19				I 92006

No.	溪流名	字	警戒 区域	特別 警戒 区域	指定	警戒避難体制			箇所番号
						行政機関 責任者	連絡先(消防団長から の連絡先)	避難所	
165	隧道沢一号	須花	○	○	H19	佐野市行政経営部長	当該地区町会長（第20分団長）	(有)ヤマダ佐野工場(旧山形小学校)新合総合センター 遠原の里福祉センター	I 92007
166	須花沢（高野沢）	須花	○		H29				I 92008
167	奈小野久保沢	小野久保	○	○	H19				I 92028
168	小野久保沢	小野久保	○	○	H19				I 92029
169	東中島沢	中島	○	○	H19				I 92030
170	蛭沢	高野川東	○	○	H19				I 92031
171	上大松沢	大松	○		H19				I 92032
172	大松沢一号	大松	○	○	H19				I 92033
173	大松沢二号	大松	○	○	H19				I 92034
174	下宿沢	下宿	○	○	H19				I 92035
175	馬場沢	馬場	○	○	H19				I 92036
176	松場沢	松場	○	○	H19				I 92037
177	上松場沢	馬場	○	○	H19				I 92038
178	木戸沢	木戸	○	○	H19				I 92039
179	西宮内沢	宮内	○	○	H19				I 92040
180	坂和沢	坂和	○	○	H19				I 92041
181	沢口沢	沢口	○	○	H19				I 92042
182	金原西沢	金原	○		H19				I 92043
183	金原東沢	金原	○		H19				I 92044
184	木戸沢	木戸	○	○	H19				I 92045
185	馬場沢	馬場	○	○	H19				I 92046
186	春高沢	春高	○	○	H19				I 92047
187	上西ノ入沢	西根	○	○	H19				I 92048
188	栗谷沢二号	川東	○	○	H19				I 92049
189	栗谷沢一号	川東	○	○	H19				I 92050
190	川東沢二号	川東	○		H19				I 92051
191	川東三号線	川東	○	○	H19				I 92052
192	川東沢三号	川東	○		H19				I 92053
193	芝本沢	芝本	○	○	H19				I 92054
194	片峰沢	片峰	○	○	H19				I 92055
195	下御所の入沢	御所の入	○	○	H22				II 92001
196	御所の入沢	御所の入	○	○	H22				II 92002
197	葛和田沢	葛和田	○	○	H22				II 92003
198	大網一号	大網	○		H22				II 92004
199	本所沢	本所	○		H22				II 92005
200	知沢	知沢	○	○	H22				II 92006
201	隧道沢二号	須花	○	○	H22				II 92007
202	須花沢	須花	○	○	H22				II 92008
203	下隧道沢	須花	○		H22				II 92009
204	高野川西沢	高野川西	○	○	H22				II 92010
205	小野久保沢	家隆	○	○	H22				II 92011
206	西中木戸沢二	下彦間	○	○	H22				II 92012
207	家隆沢	家隆	○	○	H22				II 92033
208	味噌野沢	味噌野	○	○	H22				II 92034
209	坂和沢	坂和	○	○	H22				II 92035
210	沢口沢三号	金原	○	○	H22				II 92036
211	沢口沢二号	沢口	○	○	H22				II 92037
212	天野沢	沢口	○	○	H22				II 92038
213	東沢口沢二号	閑馬	○		H22				II 92039
214	上栗木内沢	栗木内	○	○	H22				II 92040
215	下栗木内沢	栗木内	○	○	H22				II 92041
216	宮内沢	宮内	○	○	H22				II 92042
217	東根沢	東根	○		H22				II 92043
218	西ノ入沢	西根	○	○	H22				II 92044
219	上西ノ入沢	西根	○	○	H22				II 92045

No.	溪流名	字	警戒区域	特別警戒区域	指定	警戒避難体制			箇所番号
						行政機関責任者	連絡先(消防団長からの連絡先)	避難所	
220	東根沢二号	東根	○	○	H22	佐野市行政経営部長	当該地区町会長（第20分団長）	(有)ヤマダ佐野工場(旧山形小学校)新合総合センター 遠原の里福祉センター	Ⅱ 92046
221	東根沢一号	東根	○	○	H22				Ⅱ 92047
222	東根沢三号	東根	○	○	H22				Ⅱ 92048
223	上西ノ入沢	東根	○		H22				Ⅱ 92049
224		沢口	○		H24				J 92002
225		沢口	○	○	H24				J 92003
226		沢口	○	○	H24				J 92004
227	足並沢	中妻	○	○	H24				J 92005
228		中妻	○	○	H24				J 92006
229		中妻	○	○	H24				J 92007
230	御所の入二号沢	御所の入	○	○	R3				I 12001
231	中島一号沢		○	○	R3				I 12012
232	中島二号沢		○	○	R3				I 12013
233	本所三号沢		○	○	R3				Ⅱ 12013
234	隧道三号沢		○	○	R3				I 12011
235	木戸下沢	木戸	○	○	R3				I 12004
236	馬場二号沢	馬場	○	○	R3				Ⅲ 12001
237	春高二号沢	春高	○	○	R3				I 12005
238	宮内三号沢	宮内	○	○	R3				I 12003
239	宮内二号沢	宮内	○	○	R3				I 12002
240	松阪一号沢		○	○	R3				Ⅱ 12012
241	松阪二号沢		○	○	R3				Ⅲ 12006
242	坂和三号沢		○	○	R3				Ⅲ 12004
243	坂和四号沢		○	○	R3				I 12014
244	上西ノ入西沢	西ノ入	○	○	R3				Ⅱ 12003
245	上西ノ入中沢	西ノ入	○	○	R3				Ⅱ 12004
246	東根四号沢	東根	○	○	R3				Ⅱ 12002
247	東根五号沢	東根	○	○	R3				Ⅱ 12001
248	下中木戸沢一号	中木戸	○	○	H19		当該地区町会長（第21分団長）	癒し野 J・U・N（旧飛駒小学校）飛駒基幹集落センター	I 92009
249	高俣沢	塩田	○	○	H19				I 92010
250	矢ノ目沢	塩田	○	○	H19				I 92011
251	田保沢	田保	○		H19				I 92012
252	戸雁沢一号	戸雁	○		H19				I 92013
253	戸雁沢三号	戸雁	○	○	H19				I 92014
254	戸雁沢四号	戸雁	○	○	H19				I 92015
255		打越	○	○	H19				I 92016
256	中山沢五号	中山	○	○	H19				I 92017
257	中山沢四号	中山	○	○	H19				I 92018
258	中山沢三号	中山	○	○	H19				I 92019
259	中山沢二号	中山	○	○	H19				I 92020
260	町屋沢	鳥谷戸	○	○	H19				I 92021
261	黒沢	黒沢	○	○	H19				I 92022
262	小黒沢	黒沢	○	○	H19				I 92023
263	堀切沢	鍋沢	○	○	H19				I 92024
264	鍛冶ヶ沢	塩田	○	○	H19				I 92025
265	塩田沢	塩田	○	○	H19				I 92026
266	毛野沢	中木戸	○	○	H19				I 92027
267	西中木戸沢一	中木戸	○	○	H22				Ⅱ 92013
268	下中木戸沢二号	中木戸	○	○	H22				Ⅱ 92014
269	戸雁沢二号	戸雁	○	○	H22				Ⅱ 92015
270	中山沢六号	中山	○	○	H23				Ⅱ 92016
271	東中山沢	中山	○	○	H23				Ⅱ 92017
272	上寺沢二号	寺沢	○	○	H23				Ⅱ 92018
273	上寺沢一号	寺沢	○	○	H23				Ⅱ 92019
274		寺沢	○	○	H23				Ⅱ 92020

No.	溪流名	字	警戒区域	特別警戒区域	指定	警戒避難体制			箇所番号
						行政機関責任者	連絡先（消防団長からの連絡先）	避難所	
275	寺沢	寺沢	○	○	H23	佐野市行政経営部長	当該地区町会長（第21分団長）	癒し野J・U・N（旧飛駒小学校） 飛駒基幹集落センター	Ⅱ 92021
276	東黒沢	黒沢	○	○	H23				Ⅱ 92022
277	上鳥谷戸沢	鳥谷戸	○	○	H23				Ⅱ 92023
278	鳥谷戸沢	鳥谷戸	○	○	H23				Ⅱ 92024
279	町屋一号沢	町屋	○	○	H23				Ⅱ 92025
280		鍋沢	○	○	H23				Ⅱ 92026
281	西近沢	鍋沢	○		H23				Ⅱ 92027
282		番場	○		H22				Ⅱ 92028
283	川面沢一号	出川	○		H22				Ⅱ 92029
284	川面沢二号	出川	○	○	H22				Ⅱ 92030
285	塩田沢	塩田	○	○	H22				Ⅱ 92031
286	東中木戸沢	中木戸	○	○	H22				Ⅱ 92032
287		坂本	○	○	H24				J 92001
288	川面三号沢		○	○	R3				Ⅱ I2014
289	中山七号沢		○	○	R3				Ⅱ I2011
290	西ノ三号沢		○	○	R3				Ⅲ I2005
291	西近沢二号沢		○	○	R3				Ⅲ I2003
292	山菅沢	山菅	○	○	H18		当該地区町会長（第22分団長）	旧葛生小学校 葛生義務教育学校 くずう保育園	I 93001
293	富士見沢	富士見町	○	○	H21				Ⅱ 93046
294	下富士見沢	富士見町	○	○	H21				Ⅱ 93047
295		富士見町	○	○	H24				J93018
296		富士見町	○	○	H24				J93019
297		富士見町	○	○	H24				J93020
298		富士見町	○	○	H24				J93021
299		富士見町	○	○	H24				J93022
300	村檜沢	村檜	○	○	R3				Ⅱ I3003
301	大沢	大沢	○	○	R3				Ⅱ I3005
302	鉢木沢	鉢木町	○		H18		当該地区町会長（第23分団長）	旧葛生小学校 葛生義務教育学校 くずう保育園	I 93048
303	鉢木沢	鉢木町	○		H18				I 93049
304	上富士見沢	朝日町	○	○	H21				Ⅱ 93045
305		悪戸	○	○	H24				J93001
306		宮下町	○		H24				J93003
307		朝日町	○	○	H24	J93013			
308		朝日町	○		H24	J93014			
309		朝日町	○	○	H24	J93015			
310		朝日町	○	○	H24	J93016			
311		朝日町	○	○	H24	J93017			
312	北諏訪沢	中	○	○	H21	当該地区町会長（第24分団長）	旧葛生南小学校	Ⅱ 93048	
313		中	○	○	H24			J93023	
314		中	○	○	H24			J93024	
315	数枝沢	大久保	○		H18	当該地区町会長（第25分団長）	会沢地区コミュニティセンター	I 93050	
316	下大久保沢	大久保	○	○	H18			I 93051	
317	会沢	西山	○	○	H18			I 93054	
318	板ノ沢	時の子	○	○	H18			I 93055	
319	大久保一号沢	大久保	○	○	H21			Ⅱ 93039	
320	大久保二号沢	大久保	○	○	H21			Ⅱ 93040	
321	石越沢	西山	○	○	H21			Ⅱ 93042	
322	石越南沢	西山	○		H21			Ⅱ 93043	
323	上会沢	西山	○	○	H21			Ⅱ 93044	
324	小室六号沢	小室	○	○	H24			J93004	
325		会沢 小室	○	○	H24			J93005	
326		会沢 小室	○	○	H24			J93006	
327		小室	○	○	H24			J93007	
328		小室	○	○	H24			J93008	
329		小室	○	○	H24			J93009	

No.	溪流名	字	警戒区域	特別警戒区域	指定	警戒避難体制			箇所番号
						行政機関責任者	連絡先(消防団長からの連絡先)	避難所	
330		小室	○	○	H24	佐野市行政経営部長	当該地区町会長（第25分団長）	会沢地区コミュニティセンター	J93010
331		会沢 小室	○	○	H24				J93011
332		西山	○	○	H24				J93012
333	小室九号沢	小室	○	○	R3				Ⅱ I3004
334	小室八号沢	小屋	○	○	R3				Ⅲ I3003
335	古越路沢	田名網	○	○	H18		当該地区町会長（第26分団長）	旧常盤中学校 常盤地区公民館	I 93002
336	田名網沢	田名網	○	○	H18				I 93003
337	田名網沢二号	田名網	○	○	H18				I 93004
338	小屋三号沢	小屋	○	○	H18				I 93005
339	小屋二号沢	小屋	○	○	H18				I 93006
340	小屋一号沢	小屋	○	○	H18				I 93007
341	坂沢	正雲寺	○	○	H18				I 93045
342	石沢入沢	石沢	○		H18				I 93046
343	石沢	石沢	○		H18				I 93047
344	小室五号沢	小室	○	○	H18				I 93052
345	小室七号沢	小室	○		H18				I 93053
346	田名網沢三号	田名網	○	○	H21				Ⅱ 93001
347	小屋四号沢	小屋	○	○	H21				Ⅱ 93002
348	岩崎下沢	岩崎	○	○	H21				Ⅱ 93037
349	寺沢	石沢	○	○	H21				Ⅱ 93038
350	小室三号沢	小室	○	○	H21				Ⅱ 93041
351		田名網	○	○	H24				J93002
352	小屋五号沢	小屋	○	○	R3				Ⅱ I3001
353	小屋七号沢	小屋	○	○	R3				Ⅲ I3001
354	小屋六号沢	小屋	○	○	R3				Ⅲ I3002
355	中沢	中沢	○	○	R3				I I3003
356	中沢宿沢	中沢	○	○	R3				I I3002
357	上瀬戸沢	上牧	○	○	H18		当該地区町会長（第27分団長）	旧常盤中学校 常盤地区公民館	I 93031
358	瀬戸沢	上牧	○	○	H18				I 93032
359	下瀬戸沢	上牧	○	○	H18				I 93033
360	上牧沢	上牧	○		H29				I 93034
361	上牧二号沢	上牧	○	○	H18				I 93035
362	牧沢	上牧	○		H18				I 93036
363	高原沢	高原	○	○	H18		当該地区町会長（第28分団長）	旧常盤中学校 常盤地区公民館	I 93037
364	中仙波一号沢	中仙波	○	○	H18				I 93038
365	小拍子沢	小拍子	○	○	H18				I 93039
366	藤倉沢	上仙波	○	○	H18				I 93040
367	長網沢	長網	○	○	H18				I 93041
368	中仙波二号沢	中仙波	○	○	H18				I 93042
369	谷沢	下仙波	○	○	H18				I 93043
370	南沢	栗坪	○		H18				I 93044
371	鳥木沢	神平	○	○	H18				Ⅱ 93020
372	上鳥木沢	神平	○	○	H18				Ⅱ 93021
373	中仙波五号沢	滝	○	○	H18				Ⅱ 93022
374	中仙波四号沢	滝	○	○	H18				Ⅱ 93023
375	神田入沢	滝	○	○	H18				Ⅱ 93024
376	平岡沢	上仙波	○	○	H18				Ⅱ 93025
377	上仙波三号沢	上仙波	○	○	H18				Ⅱ 93026
378	上仙波二号 I	上仙波	○	○	H18				Ⅱ 93027
379	上萱沼沢	萱沼	○	○	H18				Ⅱ 93028
380	上萱沼二号沢	萱沼	○	○	H18				Ⅱ 93029
381	栃久保沢	大釜	○	○	H18				Ⅱ 93030
382	夏保沢	大釜	○	○	H18				Ⅱ 93031
383	大釜六号沢	大釜	○	○	H18				Ⅱ 93032
384	中ノ沢	小拍子	○	○	H18				Ⅱ 93033

No.	溪流名	字	警戒区域	特別警戒区域	指定	警戒避難体制			箇所番号
						行政機関責任者	連絡先（消防団長からの連絡先）	避難所	
385	上仙波二号沢	上仙波	○	○	H18	佐野市行政経営部長	当該地区町会長（第28分団長）	旧常盤中学校 常盤地区公民館	Ⅱ 93034
386	古内沢	上仙波	○	○	H18				Ⅱ 93035
387	松ヶ坂沢	松ヶ坂	○	○	H21				Ⅱ 93036
388	谷久保沢	谷久保	○	○	R3				Ⅱ I3002
389	平岡二号沢	平岡	○	○	R3				I I3001
390	辺張沢	細内	○		H18		当該地区町会長（第29分団長）	氷室地区公民館	I 93008
391	上寺の沢	細内	○		H18				I 93009
392	高松沢	新谷	○		H18				I 93010
393	溜里沢	川島	○	○	H18				I 93011
394	越沢	越沢	○	○	H18				I 93012
395	丸山沢	細内	○	○	H18				I 93030
396	栗生沢	細内	○	○	H18				Ⅱ 93003
397	前沢	前沢	○	○	H18		当該地区町会長（第30分団長）	氷室地区公民館	I 93014
398	上前沢	前沢	○	○	H18				I 93015
399	高実子沢	高実子	○	○	H18				I 93028
400	下高実子沢	高実子	○	○	H18				I 93029
401	上前沢	前沢	○		H18				Ⅱ 93004
402	上丸山沢	丸山	○	○	H18		当該地区町会長（第31分団長）	氷室地区公民館	Ⅱ 93019
403	太田沢	太田沢	○		H18				I 93013
404	出原沢	堀の内	○	○	H18				I 93016
405	森沢	橋場	○	○	H18				I 93017
406	芦沢	木浦原	○	○	H18				I 93018
407	イラ沢	木浦原	○	○	H18				I 93019
408	下梅木向沢	梅木	○	○	H18				I 93020
409	秋山沢	堀の内	○		H18				I 93021
410	栃橋沢	栃橋	○	○	H18				I 93022
411	宮原沢	宮原	○	○	H18				I 93023
412	出地ヶ沢	竹の花	○		H18				I 93024
413	竹花二号沢	竹の花	○	○	H18				I 93025
414	磯ヶ沢	竹の花	○		H18				I 93026
415	岩沢	竹の花	○	○	H18				I 93027
416	上岳沢	堀の内	○	○	H18				Ⅱ 93005
417	登先沢	堀の内	○	○	H18				Ⅱ 93006
418	登先沢二号	堀の内	○	○	H18				Ⅱ 93007
419	西原沢	原	○	○	H18				Ⅱ 93008
420	秋山下沢	深堀	○	○	H18				Ⅱ 93009
421	深堀沢	深堀	○	○	H18				Ⅱ 93010
422	上深堀二号沢	深堀	○	○	H18				Ⅱ 93011
423	木浦原下二号沢	木浦原	○	○	H18				Ⅱ 93012
424	大倉沢	深堀	○	○	H18				Ⅱ 93013
425	今倉久保沢	深堀	○		H18				Ⅱ 93014
426	落倉沢	深堀	○	○	H18				Ⅱ 93015
427	原沢	原	○	○	H18				Ⅱ 93016
428	梅木沢	梅木	○	○	H18				Ⅱ 93017
429	寺ノ内沢	秋山	○	○	H18				Ⅱ 93018

資料 2－3 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧（令和 6（2024）年 9 月 26 日現在）

地区	No.	施設名称	所在地	土砂災害警戒区域
				箇所名（箇所番号）
佐野地区	1	城東中学校	若松町 405	城山東 A（204- I -005）
堀米地区	2	田之入老人福祉センター	田之入町 834	田之入沢二号（ I 91015） 小沢 A（204- I -010）
野上地区	3	特別・DS 蓬莱荘（ゆうあいホーム）	長谷場町 1798-1	下大久保沢二号（ I 92092） 坪ノ内 A（421- I -005）
新合地区	4	GH 青い空	山形町 296	片峰沢（ I 92055）
常盤地区	5	グループホーム・小規模多機能型居宅介護事業所 しもつけの故郷	牧町 111-1	年通 B（422- I -013）
	6	グループホーム あゆ	仙波町 504-6	高原沢（ I 93037） 鷺ノ宮 A（422- I -018）

資料 2－4 防災重点ため池一覧

(令和 6 (2024) 年 10 月 1 日現在)

No.	ため池名	所在地	堤高(m)	堤長(m)	貯水量 (m ³)
1	立山溜	黒袴町字立山 5 外	2.5	30.0	1,800
2	岩の入溜	富士町字御獄 716	2.5	60.0	4,800
3	天狗沢溜	富士町字上木戸 962	5.0	60.0	4,500
4	大富士溜	富士町字大富士 1407-1	6.0	35.0	4,200
5	諏訪溜	町谷町字町谷道南 204	7.0	50.0	10,000
6	山越役の溜	山越町字菊水東山 589-2 外	2.0	70.0	10,000
7	柴田溜 (上)	多田町字柴田 1451-3	2.5	15.0	600
8	柴田溜 (下)	多田町字柴田 1322	2.5	40.0	2,400
9	台山溜	戸室町字木船沢 534 外	3.5	50.0	4,000

<水防・消防関係>

資料 3－1 巡視管轄一覧

分団名		管轄区域	管轄内避難所
団 本 部		市内全域	
佐 野 支 団	第 1 分団	久保町、相生町、高砂町、若松町、富岡町	佐野駅前交流プラザ（ばるぼーと） 北中学校
	第 2 分団	万町、伊賀町、本町、大蔵町、朝日町、大町、 大橋町、天神町	西中学校
	第 3 分団	天明町、大和町、亀井町、金屋下町、金屋仲町、 金井上町、大祝町、金吹町、浅沼町	佐野小学校 天明小学校 佐野地区公民館
	第 4 分団	上台町、七軒町、寺中町、植野町、植上町、 植下町、赤坂町、若宮上町、若宮下町	植野小学校 南中学校 植野地区公民館
	第 5 分団	伊保内町、大古屋町、庚申塚町、田島町、君田町、 船津川町	旧船津川小学校
	第 6 分団	犬伏上町、犬伏中町、犬伏下町、犬伏新町、関川町、 米山南町、町谷町、菰川町、富士町、大栗町、 伊勢山町、黒袴町、西浦町、鑑塚町、栄町	犬伏小学校 犬伏東小学校 犬伏地区公民館
	第 7 分団	堀米町、奈良渕町、田之入町	城北小学校 城北地区公民館 佐野武道館
	第 8 分団	小中町、並木町、免鳥町	旗川小学校 旗川地区公民館
	第 9 分団	飯田町、馬門町、高山町、高萩町、越名町、 北茂呂町、茂呂山町	界小学校 界地区公民館
	第 10 分団	村上町、上羽田町、下羽田町、高橋町	吾妻小学校 教育センター 吾妻地区公民館
	第 11 分団	赤見町	赤見小学校 赤見地区公民館
	第 12 分団	石塚町、出流原町、寺久保町	石塚小学校 出流原小学校 赤見中学校

分団名		管轄区域	管轄内避難所
田沼支団	第13分団	田沼町、栃本町の一部（下田沼町会、瓦町町会、原町町会、下町町会の一部）	田沼小学校 田沼東中学校 田沼地区公民館
	第14分団	小見町、吉水町、新吉水町、吉水駅前1丁目、吉水駅前2丁目、吉水駅前3丁目	吉水小学校 新吉水地区コミュニティセンター
	第15分団	栃本町（第13分団の区域を除く。）	栃本小学校 栃本地区コミュニティセンター
	第16分団	多田町、山越町	多田小学校
	第17分団	戸奈良町	田沼中央公民館 旧戸奈良小学校
	第18分団	戸室町、岩崎町、船越町	旧三好小学校 あそ野学園義務教育学校 三好生活改善センター
	第19分団	御神楽町、長谷場町、白岩町、作原町	旧野上小学校 野上基幹集落センター
	第20分団	山形町、梅園町、閑馬町、下彦間町	（有）ヤマダ佐野工場（旧山形小学校） 新合総合センター 遠原の里福祉センター
	第21分団	飛駒町	癒し野J・U・N（旧飛駒小学校） 飛駒基幹集落センター
葛生支団	第22分団	葛生東1丁目、葛生西1丁目、長坂町、富士見町、山菅町、あくと町（本町（葛生）町会、倭町会、相生町（葛生）町会、長坂町会、富士見町会、山菅町会）	旧葛生小学校 葛生あくと福祉センター
	第23分団	葛生東1丁目・2丁目・3丁目、築地町、宮下町、鉢木町、葛生西1丁目・2丁目・3丁目、嘉多山町、あくと町（泉町会、万町（葛生）会、松井町会、宮本町会、築地町会、片倉町会）	葛生義務教育学校 葛生地区公民館 くずう保育園
	第24分団	中町	旧葛生南小学校
	第25分団	会沢町	会沢地区コミュニティセンター
	第26分団	豊代町、仙波町の一部（岩崎（葛生）町会）	旧常盤中学校 常盤地区公民館

分団名		管轄区域	管轄内避難所
葛 生 支 団	第27分団	牧町	
	第28分団	仙波町（第26分団の区域を除く。）	
	第29分団	柿平町	
	第30分団	水木町	氷室地区公民館
	第31分団	秋山町	

資料 3-2 重要水防箇所

令和 6 (2024) 年度

	河 川 名	重 要 度		左右 岸別	重要水防箇所地先名		延長(m)	対策水防工法
		種 別	階 級		町、大字	字		
県 の 管 理 区 間	出流川	堤防断面	A	左・右	出流原町		200	積土のう
	菊沢川	堤防断面	A	左・右	堀米町		1,050	積土のう
	菊沢川	堤防断面	A	左・右	田島町		2,600	積土のう
	旗川	堤防高	B	左	並木町	JR 両毛線上	65	積土のう
	秋山川	堤防高	A	右	大橋町	大橋上	21.7	積土のう
	秋山川	堤防断面	A	左・右	大橋町	大橋下	550	積土のう
	秋山川	漏水	B	右	赤坂町	海陸橋上	150	月の輪
	秋山川	堤防断面	A	右	赤坂町	海陸橋上	40	積土のう
	小 計	8 箇所						
国 の 管 理 区 間	渡良瀬川	(重点) 越水 (溢水)	— B	左	高橋町	26.75～26.75+112	111.6	積み土のう
	渡良瀬川	工作物 越水 (溢水)	B B	左	高橋町	26.00+139	1 箇所 (21.5m)	積み土のう
	渡良瀬川	新堤防	要注	左	高橋町	25.50+55 26.00-66	～	シート張
	渡良瀬川	新堤防	要注	左	高橋町	25.50+25 25.50+55	～	シート張
	渡良瀬川	(重点) 新堤防	— 要注	左	高橋町	25.25-64 25.50+25	～	シート張
	渡良瀬川	新堤防	要注	左	高橋町	25.00+123 25.25-64	～	シート張
	渡良瀬川	越水 (溢水) 新堤防	B 要注	左	高橋町	25.00+44 25.00+123	～	積み土のう シート張
	渡良瀬川	越水 (溢水)	B	左	高橋町	25.00～25.00+44	44.1	積み土のう
	渡良瀬川	越水 (溢水)	B	左	高橋町	24.75+121～25.00	121.4	積み土のう
	渡良瀬川	工作物 越水 (溢水)	B B	左	高橋町	24.75+87	1 箇所 (10.75m)	積み土のう
	渡良瀬川	新堤防	要注	左	高橋町	24.75-101 24.75+34	～	シート張
	渡良瀬川	水衝洗堀 新堤防	B 要注	左	高橋町	24.50 24.75-101	～	木流し、 表シート張
	渡良瀬川	水衝洗堀	B	左	高橋町	24.25+21 24.50	～	木流し、 表シート張
	渡良瀬川	水衝洗堀 旧川跡	B 要注	左	高橋町	24.25-17 24.25+21	～	木流し、 表シート張
	渡良瀬川	水衝洗堀	B	左	高橋町	24.25-47 24.25-17	～	木流し、 表シート張
	渡良瀬川	越水 (溢水)	B	左	下羽田町	23.00+38 23.00+53	～	積み土のう
	渡良瀬川	(重点) 工作物	— A	左	下羽田町	23.00+45	1 箇所 (15.0m)	積み土のう
	渡良瀬川	(重点) 越水 (溢水)	— B	左	船津川町	22.75+114 23.00+38	～	積み土のう
	渡良瀬川	工作物 越水 (溢水)	B B	左	船津川町	22.75-46	1 箇所 (4.9m)	積み土のう
	渡良瀬川	新堤防	要注	要注	船津川町	20.75～21.75	1027.1	シート張
	渡良瀬川	越水 (溢水)	B	左	船津川町	19.75+151 20.25+104	～	積み土のう
	渡良瀬川	(重点) 工作物	— A	左	船津川町	19.50+165	1 箇所 (10.0m)	積み土のう
	渡良瀬川	(重点) 越水 (溢水)	— B	左	船津川町	19.00-78 19.50+76	～	積み土のう
	渡良瀬川	越水 (溢水)	B	左	馬門町	17.75-22 19.00-78	～	積み土のう
	渡良瀬川	工作物 越水 (溢水)	B B	左	高山町	18.00+79	1 箇所 (29.4m)	積み土のう
	渡良瀬川	新堤防	要注	左	高山町	17.25-94 17.75-22	～	シート張
	渡良瀬川	越水 (溢水)	B B	左	高山町	16.50+130 16.75-16	～	積み土のう 表シート張

	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所地先名		延長(m)	対策水防工法
		種別	階級		町、大字	字		
国の管理区間	旗川	水衝洗堀	B	右	村上町	N0. 10+89 N0. 11-58	31. 3	木流し、 表シート張
	旗川	越水（溢水） 水衝洗堀	B B	右	村上町	N0. 10+27 N0. 10+89	62. 5	積み土のう 木流し、 表シート張
	旗川	（重点） 越水（溢水）	— B	右	村上町	N0. 10-41 N0. 10+27	67. 5	積み土のう
	旗川	越水（溢水）	B	右	村上町	N0. 6-49～N0. 10-41	821. 1	積み土のう
	旗川	工作物 越水（溢水）	B B	右	村上町	N0. 9+56	1箇所 (5. 5m)	積み土のう
	旗川	工作物 越水（溢水）	B B	右	村上町	N0. 7+103	1箇所 (10. 0m)	積み土のう
	旗川	（重点） 越水（溢水）	— A	右	村上町	N0. 5+58～N0. 6-49	87. 5	積み土のう
	旗川	越水（溢水）	B	右	村上町	N0. 5-24～N0. 5+58	82. 4	積み土のう
	旗川	越水（溢水）	B	右	高橋町	N0. 0+50～N0. 1-75	74. 8	積み土のう
	旗川	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水	— B B	左	村上町	N0. 9-91～N0. 11	432. 2	積み土のう 表シート張
	旗川	工作物 越水（溢水）	B B	左	村上町	N0. 9+73	1箇所 (5. 5m)	積み土のう
	旗川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	村上町	N0. 7+104～N0. 9-91	266. 3	積み土のう 表シート張 表シート張
	旗川	工作物 越水（溢水）	B B	左	村上町	N0. 8-93	1箇所 (10. 0m)	積み土のう
	旗川	越水（溢水）	B	左	村上町	N0. 7+93～N0. 7+104	11. 0	積み土のう
	旗川	越水（溢水） 旧川跡	B 要注	左	村上町	N0. 7+49～ N0. 7+93	43. 9	積み土のう
	旗川	越水（溢水）	B	左	村上町	N0. 6+96～N0. 7+49	166. 6	積み土のう
	旗川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	村上町	N0. 6-64～N0. 6+96	159. 9	積み土のう 表シート張
	旗川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	村上町	N0. 5-65～N0. 6-64	171. 8	積み土のう 表シート張 表シート張
	旗川	越水（溢水） 堤体漏水 旧川跡	B B 要注	左	高橋町	N0. 4+70～N0. 5-65	51. 0	積み土のう 表シート張 表シート張
	旗川	越水（溢水） 堤体漏水 旧川跡	B B 要注	左	高橋町	N0. 4+46～N0. 4+70	23. 2	積み土のう 表シート張
	旗川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	左	高橋町	N0. 3+89～N0. 4+46	135. 8	積み土のう 表シート張
	旗川	堤体漏水	B	左	高橋町	N0. 0～N0. 3+89	579. 8	表シート張
	秋山川	工作物 越水（溢水）	B B	右	大古屋町	N0. 7-74	1箇所 (4. 96m)	積み土のう
	秋山川	（重点）		右	大古屋町	N0. 4		積み土のう
	秋山川	（重点） 工作物 越水（溢水）	— A A	右	船津川町	N0. 1-44	1箇所 (3. 9m)	積み土のう
	秋山川	工作物 越水（溢水）	B B	左	伊保内町	N0. 5+36	1箇所 (7. 7m)	積み土のう
	秋山川	旧川跡	要注	左	大古屋町	N0. 2-50～N0. 2+69	119. 6	
	秋山川	（重点） 工作物 越水（溢水）	— A A	左	船津川町	N0. 1-56	1箇所 (3. 9m)	積み土のう
	秋山川	（重点） 越水（溢水）	— B	左	船津川町	N0. 0～N0. 0+112	111. 8	積み土のう
	小計	56箇所						
	合計	64箇所						

資料 3-3 主要樋門、樋管及び取水堰一覧

1 樋門、樋管

(令和 6 (2024) 年度)

河川名	名 称	位 置		導 水				設 備	管理者
		大 字	字	左右岸の別	高さ m	幅 m	数	機 能	
秋山川	処理場排水樋門	植下町		左	3.0	1.5	1	手動鋼製スルースゲート	佐野市 (下水道課)
秋山川	大橋排水樋門	大橋町		左	1.5 1.5	1.5 1.5	1 1	鋼製バランスウェイト型 フラップゲート	佐野市 (道路河川課)
秋山川	排水樋門	山菅町	前川原	右	1.4	1.4	1	手動鋼製スルースゲート	佐野市 (道路河川課)
秋山川	排水樋管	常盤町	橋下	右	0.9	1.5	1	手動鋼製スルースゲート	栃木県
三杉川	三杉川樋管	高山町		右	2.5	3.0	2	電動鋼製ローラーゲート	国土交通省
三杉川	三杉川水門	高山町		左	4.4	10.0	1	電動鋼製ローラーゲート	国土交通省
三杉川	沼緑取水樋管	越名町	願成寺	左	1.5	2.0	2	手動鋼製スルースゲート	佐野市 土地改良区
三杉川	沼緑取水樋管	越名町	願成寺	右	1.5	2.0	1	手動鋼製スルースゲート	佐野市 土地改良区
三杉川	排水樋門	関川町	鉄道橋上	右	1.0	1.0	1	手動鋼製スルースゲート	佐野市 (道路河川課)
三杉川	排水樋門	関川町	鉄道橋上	左	1.4	1.2	1	手動鋼製スルースゲート	佐野市 (道路河川課)
三杉川	排水樋管	関川町	橋下	右	1.5	1.8	2	手動鋼製スルースゲート	栃木県
三杉川	排水樋管	関川町	橋上	左	1.5	1.3	1	手動鋼製スルースゲート	栃木県
彦間川	排水樋門	下彦間町	大松	左	1.0	1.0	1	手動鋼製スルースゲート	佐野市 (道路河川課)
彦間川	排水樋門	下彦間町	本所	右	1.0	1.0	1	手動鋼製スルースゲート	佐野市 (道路河川課)
彦間川	排水樋門	山形町	中妻	右	1.0	1.0	1	手動鋼製スルースゲート	佐野市 (道路河川課)
渡良瀬川	越名水門	高山町		左 (三杉川)	10.1	20.0	1	電動鋼製ローラーゲート	国土交通省
渡良瀬川	三杉川排水樋管	高山町		左 (三杉川)	2.5	3.0	1	電動鋼製ローラーゲート	国土交通省
渡良瀬川	三杉川排水機場	高山町		左 (三杉川)				P=5m3／S 3 台	国土交通省
渡良瀬川	界排水機場	高山町		左 (三杉川)	4.0	2.3	3	鋼製ローラーゲート	佐野市 (農政課)
渡良瀬川	菊沢樋管	船津川町		左 (菊沢川)	3.9	5.0	4	電動鋼製ローラーゲート	国土交通省
渡良瀬川	菊沢川排水機場	船津川町		左 (菊沢川)				P=5m3／S 2 台	国土交通省
渡良瀬川	才川樋管			左 (才川)	1.8	4.0	2	電動鋼製スライドゲート	国土交通省
渡良瀬川	関根樋門	上羽田町		右 (才川)	1.6	1.6	1	手動鋼製スルースゲート	栃木県
渡良瀬川	土井堀樋門	下羽田町		右 (才川)	1.6	1.6	1	手動鋼製スルースゲート	栃木県
渡良瀬川	吾妻排水機場	下羽田町		左	1.6	1.6	2	鋼製ローラーゲート (排水機場)	佐野市 (農政課)
渡良瀬川	屋堀樋管	高橋町	348	左	3.5	4.0	1	電動鋼製ローラーゲート	国土交通省
合 計	2 6 箇所								

2 取水堰

(令和 6 (2024) 年度)

河川名	名 称	位 置		形 状 寸 法			取 水 設 備			管 理 者
		大 字	字	形 式	高さ m	幅 m	左右岸 の別	高さ m	幅 m	
秋山川	大田沢堰	水木町		コンクリート	1.2	5.6	左	1	1	大田沢用水水利組合
秋山川	岩鼻堰	柿平町		沈床	1.5	8	右	0.6	1	岩鼻用水水利組合
秋山川	元車堰	柿平町		沈床	1.5	10	右	0.6	2	元車堰水利組合
秋山川	佐柄見堰	牧町		コンクリート	1.5	10	左	1.7	1.8	佐柄見用水組合
秋山川	本用水堰	牧町		沈床	1.5	8	左	1.5	1.8	不動堰用水組合
秋山川	淵の端堰	栃本町	根古屋	沈床	0.8	4	右	1.2	1.6	淵の端用水組合
秋山川	赤坂堰 (鷹部屋堰)	赤坂町		コンクリート	1	17.3	左	4	1.8	佐野市土地改良区
秋山川	向堰	庚申町		鉄線じゃかご	1.5	6	右	Φ0.6		佐野市土地改良区
秋山川	飯田堰	植野町	門之田	コンクリート	1.5	8	左	1.7	1.6	佐野市土地改良区
旗川	栃久保堰	作原町		沈床	1.5	8	左	0.5	2	栃久保堰水利組合
旗川	山口堰	白岩町		沈床	1.2	6	右	0.5	2.5	山口堰水利組合
旗川	上長谷場堰	長谷場町		沈床	1.1	10	左	0.45	0.6	上長谷場用水水利組合
旗川	炭屋堰	白岩町		沈床	2	10	右	1	1	炭屋堰水利組合
三杉川	黒袴堰	黒袴町		ゴム引布製起伏席 (空気式)	1	4	左 右	0.4 0.4	1.2 1.2	佐野市土地改良区
彦間川	鳥谷戸堰	飛駒町		コンクリート	0.7	3	右	0.9	1.45	鳥谷戸用水水利組合
才川	水代堰	免鳥町		コンクリート	1.3	7	右	0.7	1	佐野市土地改良区
出流川	磯堰	出流町		河川内水路			左	0.4	0.4	磯堰水利組合
出流川	雑敷堰	赤見町		コンクリート	1.5	5	左	1	4	雑敷用水水利組合
出流川	稲岡堰	赤見町		コンクリート	0.7	10	左		8	稲岡用水水利組合
合 計	19箇所									

資料 3-4 消防団人員配置状況

(令和 6 (2024) 年 4 月 1 日現在)

階級 分団名		団長	支団長 (副団長)	副支団長 (副団長)	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
団 本 部		1	3	6	1		1	2	9	23
佐 野 支 団	第 1 分団				1	1	1	2	9	14
	第 2 分団				1	1	1	2	4	9
	第 3 分団				1	1	1	2	6	11
	第 4 分団				1	1	1	6	16	25
	第 5 分団				1	1	1	8	27	38
	第 6 分団				1	1	1	8	17	28
	第 7 分団				1	1	1	6	10	19
	第 8 分団				1	1	1	6	14	23
	第 9 分団				1	1	1	10	18	31
	第 10 分団				1	1	1	6	15	24
	第 11 分団				1	1	1	6	16	25
	第 12 分団				1	1	1	6	24	33
田 沼 支 団	第 13 分団				1	1	1	2	14	19
	第 14 分団				1	1	1	2	8	13
	第 15 分団				1	1	1	2	10	15
	第 16 分団				1	1	1	2	10	15
	第 17 分団				1	1	1	2	5	10
	第 18 分団				1	1	1	2	11	16
	第 19 分団				1	1	1	6	13	22
	第 20 分団				1	1	1	8	10	21
	第 21 分団				1	1	1	6	8	17
葛 生 支 団	第 22 分団				1	1	1	2	9	14
	第 23 分団				1	1	1	2	10	15
	第 24 分団				1	1	1	2	8	13
	第 25 分団				1	1	1	2	3	8
	第 26 分団				1	1	1	2	9	14
	第 27 分団				1	1	1	2	5	10
	第 28 分団				1	1	1	2	7	12
	第 29 分団				1	1	1	2	7	12
	第 30 分団				1	1	1	2	9	14
	第 31 分団				1	1	1	2	4	9
計		1	3	6	3 2	3 1	3 2	1 2 2	3 4 5	5 7 2

資料 3-5 消防団機械器具置場一覧

(令和 6 (2024) 年 4 月 1 日現在)

分団名		区 分	所 在 地	構 造	1 階 床面積 (㎡)	2 階 床面積 (㎡)	延面積 (㎡)
本部分団		第 1 班	栃本町 1491-4	鉄骨造 2 階建	36.96	36.96	73.92
佐 野 支 団	第 1 分団	第 1 班	高砂町 675-3	鉄骨造 2 階建	50.26	33.82	84.08
	第 2 分団	第 1 班	大蔵町 2977	鉄骨造 2 階建	28.61	26.15	54.76
	第 3 分団	第 1 班	金屋仲町 2434-3	鉄骨造 2 階建	31.02	27.22	58.24
	第 4 分団	第 1 班	七軒町 2170-3	鉄骨造 2 階建	54.00	33.75	87.75
		第 2 班	寺中町 2436-3	鉄骨造 2 階建	31.47	31.47	62.94
		第 3 班	植下町 413-1	鉄骨造 平家建	44.61		44.61
	第 5 分団	第 1 班	田島町 143	鉄骨造 2 階建	46.52	34.90	81.42
		第 2 班	船津川町 1196-1	鉄骨造 平家建	43.30		43.30
		第 3 班	伊保内町 3922	鉄骨造 2 階建	29.24	17.63	46.87
		第 4 班	大古屋町 4809-1	鉄骨造 2 階建	31.77	24.08	55.85
	第 6 分団	第 1 班	犬伏下町 1983	鉄骨造 2 階建	48.67	33.82	82.49
		第 2 班	富士町 48-1	鉄骨造 平家建	53.20		53.20
		第 3 班	鎧塚町 195	鉄骨造 平家建	58.32		58.32
		第 4 班	黒袴町 495-5	鉄骨造 2 階建	99.60		99.60
	第 7 分団	第 1 班	堀米町 268-1	鉄骨造 平家建	59.50		59.50
		第 2 班	堀米町 1207-1	鉄骨造 平家建	55.79		55.79
		第 3 班	奈良渕町 311-2	鉄骨造 2 階建	48.97	48.97	97.94
	第 8 分団	第 1 班	並木町 1774-1	鉄骨造 2 階建	55.76	36.63	92.39
		第 2 班	小中町 221-1	鉄骨造 平家建	53.20		53.20
		第 3 班	免鳥町 766-1	鉄骨造 平家建	58.59		58.59
	第 9 分団	第 1 班	馬門町 1531-2	鉄骨造 2 階建	52.83	37.09	89.92
		第 2 班	高萩町 355	鉄骨造 2 階建	30.15	30.15	60.30
		第 3 班	飯田町 702	鉄骨造 平家建	42.90		42.90
		第 4 班	越名町 801-4	鉄骨造 2 階建	31.47	31.47	62.94
		第 5 班	高山町 1772-1	鉄骨造 平家建	41.31		41.31
	第 10 分団	第 1 班	村上町 232-1	鉄骨造 2 階建	52.84	37.08	89.92
		第 2 班	高橋町 585-5	鉄骨造 平家建	53.20		53.20
		第 3 班	下羽田町 1085-1	鉄骨造 平家建	53.20		53.20
	第 11 分団	第 1 班	赤見町 1219-3	鉄骨造 2 階建	48.56	37.07	85.63
		第 2 班	赤見町 3600	鉄骨造 2 階建	28.81	28.81	57.62
		第 3 班	赤見町 4841-1	鉄骨造 平家建	53.20		53.20
	第 12 分団	第 1 班	石塚町 1524-3	鉄骨造 2 階建	52.83	37.09	89.92
		第 2 班	出流原町 1032-1	鉄骨造 平家建	59.50		59.50
		第 3 班	寺久保町 810	鉄骨造 平家建	41.31		41.31
田 沼 支 団	第 13 分団	第 1 班	田沼町 566-10	鉄骨造 2 階建	49.82	49.82	99.64
	第 14 分団	第 1 班	吉水駅前 1-19-1	鉄骨造 2 階建	49.80	40.02	89.82
	第 15 分団	第 1 班	栃本町 2074-6	鉄骨造 平家建	63.72		63.72
	第 16 分団	第 1 班	多田町 940-3	木造 平家建	63.76		63.76
	第 17 分団	第 1 班	戸奈良町 970-7	木造 平家建	81.00		81.00
	第 18 分団	第 1 班	戸室町 1057-1	木造 平家建	81.98		81.98
	第 19 分団	第 1 班	白岩町 484-2	鉄骨造 2 階建	43.31	44.51	87.82
		第 2 班	長谷場町 430-1	鉄骨造 平家建	44.51		44.51
		第 3 班	作原町 813	コンクリート ブロック造 平家建	50.72		50.72
	第 20 分団	第 1 班	閑馬町 360-8	鉄骨造 2 階建	41.31	41.31	82.62
		第 2 班	山形町 509-3	鉄骨造 平家建	51.83		51.83
		第 3 班	閑馬町 1382-6	鉄骨造 2 階建	48.97	48.97	97.94
		第 4 班	下彦間町 987-6	鉄骨造 平家建	44.51		44.51
	第 21 分団	第 1 班	飛駒町 1565-4	鉄骨造 2 階建	41.31	41.31	82.62
		第 2 班	飛駒町 688-1	鉄骨造 平家建	80.29		80.29
		第 3 班	飛駒町 2827-5	鉄骨造 平家建	44.51		44.51

分団名		区 分	所 在 地	構 造	1 階 床面積 (㎡)	2 階 床面積 (㎡)	延面積 (㎡)
葛 生 支 団	第 22 分団	第 1 班	葛生東 1-11-8	鉄筋コンクリート造 2 階建	53.10	53.10	106.20
	第 23 分団	第 1 班	葛生西 3-3-19	鉄筋コンクリート造 2 階建	47.20	26.55	73.75
	第 24 分団	第 1 班	中町 1268-8	鉄筋コンクリート造 2 階建	48.97	27.73	76.70
	第 25 分団	第 1 班	会沢町 662-3	鉄筋造 平家建	67.21		67.21
	第 26 分団	第 1 班	仙波町 70-1	補強コンクリート ブロック造 平家建	55.51		55.51
	第 27 分団	第 1 班	牧町 123-2	鉄骨造 2 階建	48.97	27.73	76.70
	第 28 分団	第 1 班	仙波町 1733	鉄骨造 2 階建	49.80	49.80	99.60
	第 29 分団	第 1 班	柿平町 459-2	鉄筋コンクリート造 2 階建	48.97	27.73	76.70
	第 30 分団	第 1 班	水木町 1038-1	鉄筋コンクリート造 2 階建	48.97	27.73	76.70
	第 31 分団	第 1 班	秋山町 696-1	鉄筋コンクリート造 2 階建	48.97	27.73	76.70

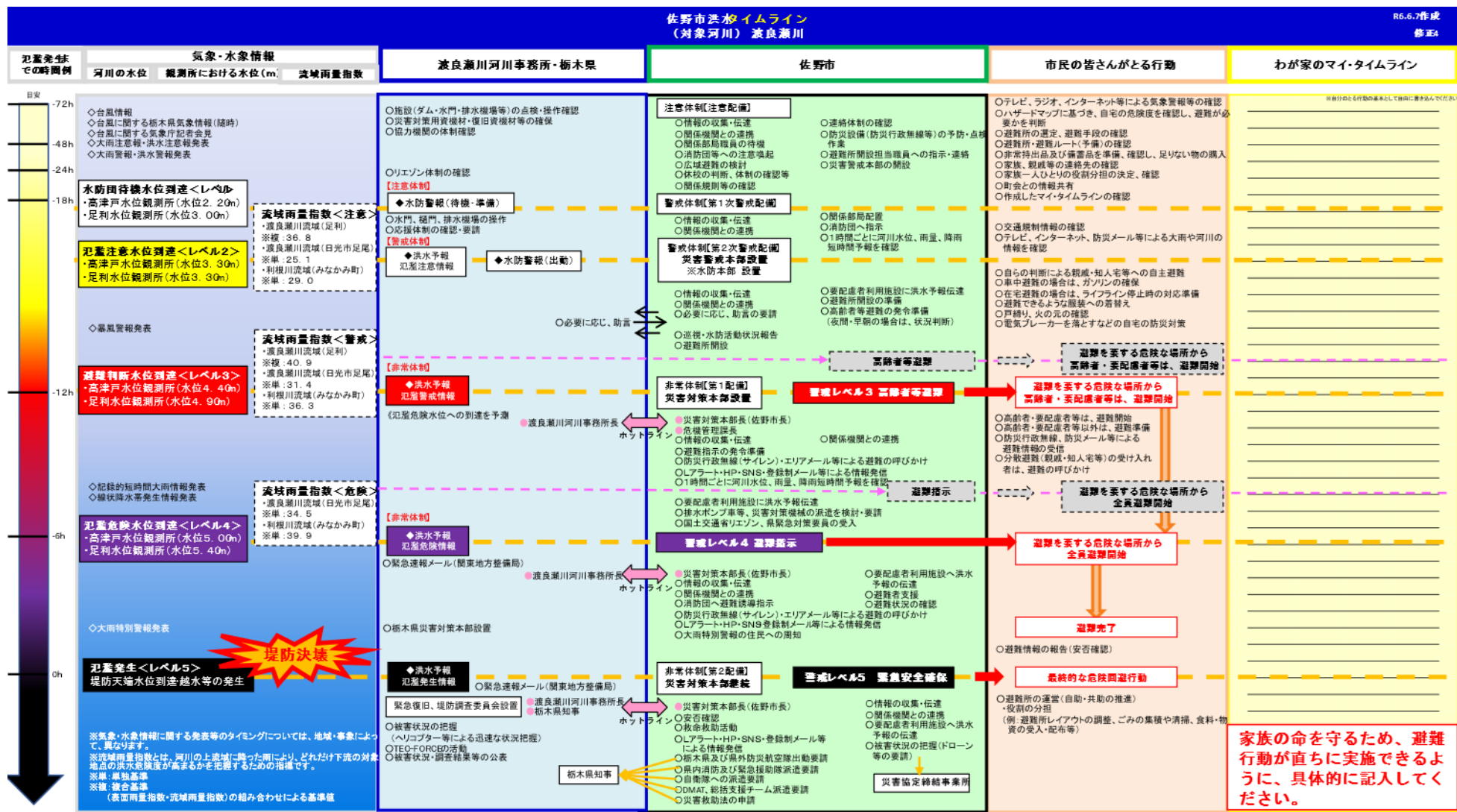
資料 3-6

水防資器材備蓄一覧表

令和 6 年 4 月 1 日現在

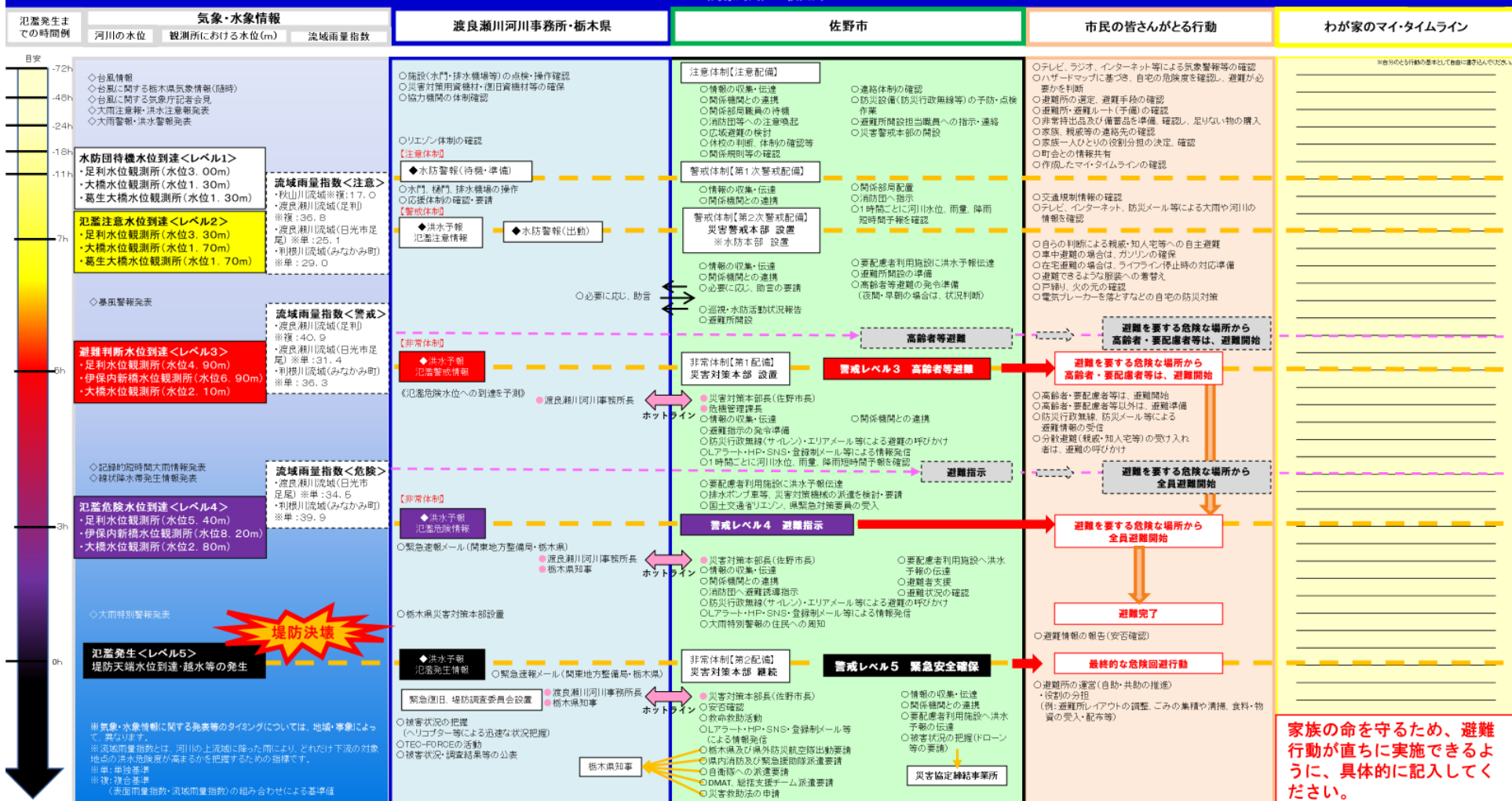
水防倉庫名	設置場所	設置年月	土のう袋(袋)	ロープ(m)	杭・パイプ(本)	鉄線(kg)	シート(枚)	鎌(本)	ノコギリ(丁)	ナタ(丁)	スコップ(丁)	ツルハシ(丁)		クワ(丁)	オノ(丁)	掛矢(丁)	ペンチ(丁)	ハンマー(丁)	カッター(丁)	チェーンソー(台)	一輪車(台)	発電機(台)	照明(台)	救命ボート(台)	救命胴衣(着)	鉄板(枚)	支柱(本)	タコ(本)	箕	モッコ(台)	備考
佐野第 2 水防倉庫 (越名)	越名町 548	S29. 12	500	40	100	50	3	10	0	0	0	0		5	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	
佐野第 3 水防倉庫 (船津川)	船津川町	H26. 5	600	40	200	0	10	11	5	4	60	3		0	12	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	
佐野第 6 水防倉庫 (村上)	村上町	H17. 1	500	10	258	220	20	14	10	5	60	5		0	20	9	3	11	7	0	0	0	0	0	0	74	140	4	15	12	
白岩水防倉庫	白岩町 1394-2	H7. 1	600	0	40	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大古屋水防倉庫	大古屋町 4606-2	H18. 12	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
椿田緑地水防倉庫(西)	下羽田町 2010	H22. 2	500	0	150	30	13	0	0	0	10	0		0	0	2	0	4	1	0	0	0	0	0	0	45	78	3	5	0	
椿田緑地水防倉庫(東)	下羽田町 2010	H22. 2	600	0	150	30	13	0	0	0	10	0		0	0	2	0	4	1	0	0	0	0	0	0	69	138	3	5	0	
界地区公民館水防倉庫	馬門町 1510-1	H22. 2	6, 800	0	0	0	13	0	0	0	10	0		0	0	2	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	
計			10, 400	90	898	330	72	35	15	9	150	8		5	32	41	3	23	10	0	0	0	0	0	0	188	356	20	30	12	

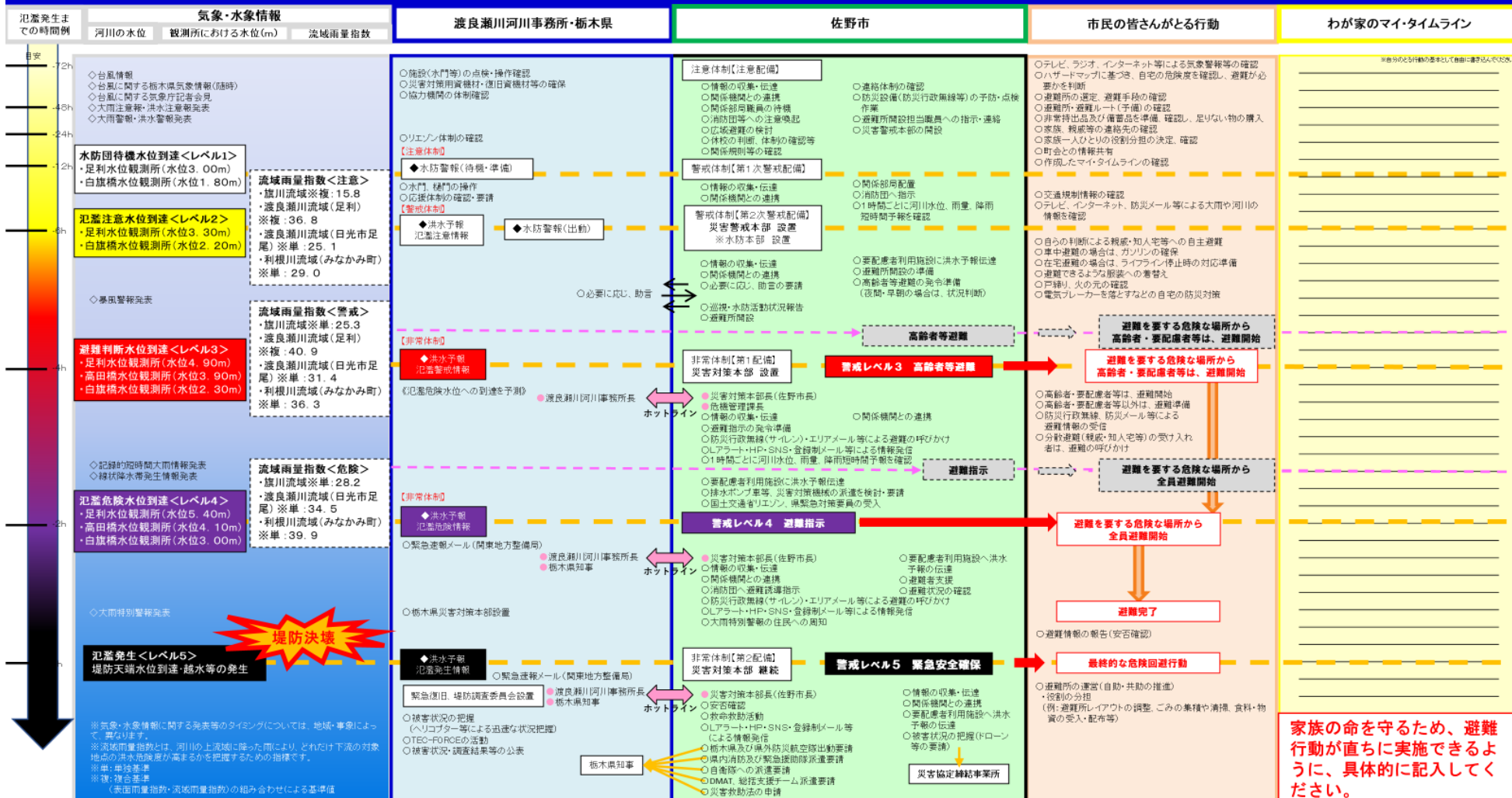
資料 3-7 佐野市洪水タイムライン



資料 3-7-1

家族の命を守るため、避難行動が直ちに実施できるように、具体的に記入してください。

佐野市洪水タイムライン
(対象河川) 秋山川R6.6.7作成
修正 4

佐野市洪水タイムライン
(対象河川) 旗川R6.6.7作成
修正4

堤防決壊

家族の命を守るため、避難行動が直ちに実施できるように、具体的に記入してください。

資料 3－8 浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

(令和 6 (2024) 年 9 月 26 日現在)

地区	No.	施設名	所在地	国交省 管理区間			栃木県 管理区間						
				渡良瀬川	秋山川	旗川	秋山川	旗川	菊沢川	三杉川	彦間川	小曽戸川	才川
佐野地区	1	両毛ヤマト販売 (株) 佐野中央センター	相生町 2833-1				●						
	2	有老・DS グループ リビングめだかの里	朝日町 935-3	●	●		●						
	3	有老・DS ナーシングホーム伊賀	伊賀町 708-3				●						
	4	有老 センチュリーシルバー 佐野	大橋町 1416-5				●	●	●				●
	5	西中学校	大橋町 2026				●	●					
	6	おおはし保育園	大橋町 3195-8				●	●					
	7	サ高住・DS リアンテ佐野	大橋町 3204-3				●	●					
	8	DS 佐野市デイサービス センターふくしの里	大橋町 3212-27 (佐野市総合福祉センター)				●	●					
	9	児童発達支援 さのチャイルド ケアセンターすてっぷ	大橋町 3212-27 (佐野市総合福祉センター)				●	●					
	10	DS アスアルク号	大橋町 3234-33				●	●					
	11	児童発達支援・放課後等デイ ばすてる・キッズさの	大橋町 3243-5				●	●					
	12	呑竜こどものまち保育園	大橋町 3248-2				●						
	13	佐野高等学校	金屋下町 12				●						
	14	天明小学校	大祝町 2311				●						
	15	第 1・第 2・第 3 天明こどもク ラブ	大祝町 2311 (天明小学校敷地内)				●						
	16	認定こども園呑竜幼稚園	大祝町 2312-1				●						
	17	生活介護・就労 B どんぐり	大町 2751-1				●						
	18	認定こども園育成館幼稚園	大町 2989				●						
	19	老健 和の里	高砂町 2800-1				●						
	20	サ高住 悠楓園	高砂町 2800-1				●						
	21	佐野高等学校・附属中学校	天神町 761-1				●						
	22	SS 佐野ショールステイ そよ風	天神町 984-2				●						
	23	児童発達支援・放課後等デイ 放課後クラブ AI 佐野駅前校	若松町 31 マメゲンプラザ 2 階				●						
植野地区	24	児童発達支援・放課後等デイ キッズ・ソレイユ	赤坂町 130				●						
	25	(株) 東京フード キッズルー ム	赤坂町 940-3				●	●					
	26	呑竜クローバー保育園	赤坂町 970-8 ルピナス 6.7 号				●	●					
	27	DS ツクイ佐野赤坂	赤坂町 974-1	●	●	●	●	●	●				
	28	SS・DS ショールステイ ぬくもり	飯田町 209-1	●	●								
	29	DS・SS ゆめみ	伊保内町 3841-1 (伊保内げんき村)	●	●		●						
	30	サ高住 和笑衣	植上町 1659-1				●						
	31	認定こども園 佐野みのり幼稚園	植上町 1672-2				●						
	32	GH・小規模多機能 しもつけの杜	植下町 5696-1	●	●		●						
	33	学童保育所 Family	植野町 1838-3				●						
	34	DS デイサービスセンター ほほえみ	寺中町 2417-1				●						
	35	有老 京の華	田島町 149-2	●	●	●	●	●					
	36	ケアハウス・DS いちごの里	田島町 213	●	●	●	●	●					
界地区	37	GH ウォームハート	越名町 191-1	●	●		●						

地区	No.	施設名	所在地	国交省 管理区間			栃木県 管理区間						
				渡良瀬川	秋山川	旗川	秋山川	旗川	菊沢川	三杉川	彦間川	小曾戸川	才川
界地区	38	デイホーム 孫の手・さの	高萩町 1326-1	●	●								
	39	馬門鏡もち保育園	馬門町 1449-1	●	●		●						
	40	特養・SS・小規模多機能 温寿苑	馬門町 1470	●	●		●						
	41	第3界こどもクラブ	馬門町 1510-9 (界地区公民館内)	●	●								
	42	第1・第2界こどもクラブ	馬門町 1531-9 (界小学校敷地内)	●	●								
	43	界小学校	馬門町 1539	●	●								
犬伏地区	44	はなな保育園ひまわりハウス	浅沼町 58-2				●						
	45	はなな保育園なのはなハウス (イオンタウン1階)	浅沼町 742				●						
	46	CHOCOCRI 認可外保 育施設 ちょこくり	鏡塚町 176-3	●	●								
	47	大栗保育園	犬伏下町 2424-1				●						
	48	大栗こどもクラブ	犬伏中町 2437-1				●						
	49	みどりのみらいキッズランド	黒袴町 1306-2				●						
	50	SS・DS あずみ苑関川	関川町 325-2	●	●					●			
	51	就労B いこいの場	富岡町 121-4				●						
	52	就労A ゆいまーる佐野店	富岡町 357-1 芳和ビル1階				●						
	53	有老 アイビスの杜	富岡町 370-2				●						
堀米地区	54	小規模多機能・GH やまなみ	町谷町 59-1	●	●					●			
	55	放課後等デイ ソレイユ・ならぶち	奈良渚町 303-12				●						
	56	匠レディースクリニック	奈良渚町 339-25				●						
	57	はなな保育園たんぼぼハウス	堀米町 504-1				●						
	58	認定こども園 佐野たちばな幼稚園	堀米町 513				●						
	59	こどもの国	堀米町 579				●						
	60	佐野清澄高等学校	堀米町 840				●						
	61	とちのみ堀米保育園	堀米町 990-1				●						
	62	城北小学校	堀米町 1156				●						
	63	第3・第4城北こどもクラブ	堀米町 1156 (城北小学校敷地内)				●						
	64	第5・第6城北こどもクラブ	堀米町 1156 (城北小学校敷地内)				●						
	65	第1・第2城北こどもクラブ	堀米町 1178-1				●						
	66	サ高住・DS ハーモネット ハウス佐野	堀米町 1270-13				●						
	67	サ高住・DS ハーモネット ハウス佐野アネックス	堀米町 1270-17				●						
	68	託児室 ねんねまんま	堀米町 1270-17				●						
	69	小規模多機能・GH 万葉堀米の里	堀米町 1270-6				●						
	70	特養・SS 特別養護老人 ホーム万葉堀米の里	堀米町 1270-8				●						
	71	特養・SS・DS 特別養護 老人ホーム万葉	堀米町 1336-1				●						
	72	GH・DS グループホーム 万葉	堀米町 1336-1				●						
	73	DC 緑の屋根診療所	堀米町 1348-5				●						
	74	放課後等デイ ソレイユ・ほりごめ	堀米町 1373				●						

地区	No.	施設名	所在地	国交省 管理区間			栃木県 管理区間						
				渡良瀬川	秋山川	旗川	秋山川	旗川	菊沢川	三杉川	彦間川	小曽戸川	才川
堀米地区	75	放課後等デイ おれんじキッズ&児童デイサービス・アニマートさのほりごめ2号店	堀米町 1608-2				●						
	76	GH あおぎり	堀米町 1628-1				●						
	77	両毛病院	堀米町 1648				●						
	78	佐野厚生総合病院	堀米町 1728				●						
	79	放課後等デイ 児童デイサービス・アニマートさのほりごめ	堀米町 2576-3 1階 101				●	●	●				
	80	児童発達支援・放課後等デイ おれんじキッズ&児童デイサービス・アニマートさのほりごめ	堀米町 2576-3 1階 103号室				●	●	●				
	81	有老 ワールドステイ 佐野下田	堀米町 2627				●	●	●				
	82	有老 あずみ苑 ラ・テラス堀米	堀米町 3143				●	●	●				
	83	有老・SS さわやかさの館	堀米町 3261-1				●	●	●				
	84	生活介護・DS 春日和佐野堀米	堀米町 3339-1				●	●	●				
	85	DS GENKI NEXT 佐野堀米町	堀米町 3366				●	●	●				
	86	児童発達支援 にじいろクレヨン	堀米町 3435				●	●	●				
	87	GH みんなの家	堀米町 3905-4				●						
	88	GH いっこく館	堀米町 3905-4				●						
	89	就労B ふれんどの森 弁当部	堀米町 3905-8				●						
	90	地域活動支援センター アークスフォース	堀米町 3905-8				●						
	91	GH わかたけ	堀米町 3905-8				●						
	92	就労B 就労継続支援 はっぴーじょぶ	堀米町 3934-9				●						
	93	DS フィットネスケア ファースト	堀米町 3946-9				●						
旗川地区	94	特養・SS 特別養護老人ホームきんもくせい	堀米町 3956-10				●						
	95	つばみ保育園 (佐野市厚生病院院内保育所)	堀米町 3967-5				●						
	96	DS リハビリ型 デイサービス咲くら	小中町 716-1					●					
	97	GH だいち	小中町 1058-1					●					
	98	GH しいのき	小中町 1239-2					●					
	99	サ高住・DS ひだまり	小中町 1248-1					●					
	100	サ高住 こもれび (DS 介護サービスすずらん)	小中町 1249-2					●					
	101	DS・サ高住 風和璃	小中町 1255-1					●					
	102	GH けやきC棟	小中町 1262					●					
	103	GH けやきB棟	小中町 1267					●					
	104	生活介護 こなかの森	小中町 1280					●					
	105	障害者支援施設・生活介護 とちのみ学園	小中町 1280					●					
	106	放課後等デイ こども通所 支援事業所おおぞら (とちのみ学園内)	小中町 1280					●					
	107	特養・SS 佐野サンリバー	小中町 1820-4					●					
	108	GH けやきA棟	小中町 1866-12					●					
	109	GH みらい1号棟	小中町 1870-7					●					
	110	GH みらい2号棟	小中町 1870-7					●					

地区	No.	施設名	所在地	国交省 管理区間			栃木県 管理区間						
				渡良瀬川	秋山川	旗川	秋山川	旗川	菊沢川	三杉川	彦間川	小曾戸川	才川
旗川地区	111	GH みらい3号棟	小中町 1870-7					●					
	112	GH ナーシングハピネス（ノーマライ心の花小中）	小中町 2011-4					●					
	113	旗川小学校	並木町 964					●					
	114	第2旗川こどもクラブ	並木町 964（旗川小学校内）					●					
	115	旗川こどもクラブ	並木町 964-8 （旗川小学校敷地内）					●					
	116	認定こども園旗川幼稚園	並木町 1185					●					
	117	老健 老人保健施設 佐野ナーシングクワサキ	免鳥町 472-1				●	●					
	118	GH グループホーム エルーセラ	免鳥町 496				●	●					
	119	就労A プラワークどろっぷ	免鳥町 850-1				●	●					
吾妻地区	120	あづま保育園	上羽田町 829-1	●	●	●	●	●					
	121	生活介護・就労B 彩光園	上羽田町 1155	●	●	●	●	●					
	122	GH ホームかがやき	上羽田町 1155	●	●	●	●	●					
	123	GH ホームきらめき	上羽田町 1155	●	●	●	●	●					
	124	児童発達支援・放課後等 デイ なないろ	上羽田町 1155	●	●	●	●	●					
	125	吾妻小学校	上羽田町 1369-1	●	●	●	●	●					
	126	吾妻こどもクラブ	村上町 30 （旧吾妻中学校内）	●	●	●	●	●					
	127	生活介護・就労B ほっと・ ハートひろばフルール	村上町 44	●	●	●	●	●					
	128	DC 亀田医院	村上町 111-1	●	●	●	●						
赤見地区	129	赤見中学校	出流原町 628-1					●					
	130	佐野松桜高等学校	出流原町 643-5					●					
	131	GH・小規模多機能 しもつけの郷	石塚町 392					●					
	132	小規模多機能 しもつけの陵	石塚町 535					●					
	133	さのぶどうの樹保育園	石塚町 540-3					●					
	134	GH かぜ	石塚町 562-2					●					
	135	石塚小学校	石塚町 1408-2					●					
	136	第2石塚こどもクラブ	石塚町 1408-2 （石塚小学校内）					●					
	137	佐野日本大学高等学校	石塚町 2555					●					
田沼地区	138	佐野日本大学中等教育学校	石塚町 2555					●					
	139	認定こども園こぼと	田沼町 38-3					●					
	140	認可外保育施設あおば	田沼町 38-3 （認定こども園こぼと内）					●					
	141	サ高住 はびねすホーム田沼	田沼町 64					●					
	142	就移・就労B 専門職 カレッジ SANO	田沼町 72-1					●					
	143	風のさんぽ道	田沼町 498-8					●					
	144	児童発達支援・放課後等デイ 寺小屋 うりずん	田沼町 505					●					
	145	DS なごみ	田沼町 565-2					●					
	146	田沼小学校	田沼町 603					●					
	147	第2・第3田沼こどもクラブ	田沼町 618-1 （田沼小学校敷地内）					●					
	148	第1・第2・第3・第4 あそ野こどもクラブ	田沼町 974-4 （田沼行政センター敷地内）					●					
	149	田沼東中学校	栃本町 2287					●					
	150	田沼児童館	栃本町 2384-12					●					

地区	No.	施設名	所在地	国交省 管理区間			栃木県 管理区間						
				渡良瀬川	秋山川	旗川	秋山川	旗川	菊沢川	三杉川	彦間川	小曾戸川	才川
田沼地区	151	田沼こどもクラブ	栃本町 2384-12 (田沼児童館内)					●					
田沼南部地区	152	DS 美と健康 あかみ倶楽部	小見町 411-1				●	●					
	153	SS・DS 花の広場	小見町 732				●						
	154	特養・SS 結和の里	小見町 733				●	●	●				
	155	就労 A・B ベジモファーム AB とちぎ就労継続支援事業所	小見町 861-2					●					
	156	就労 B かぜファーム	新吉水町 429				●						
	157	DS ふれんど 田沼デイサービスセンター	吉水駅前 1-14-4				●	●					
	158	GH ふれんど里	吉水駅前 1-14-9				●	●					
	159	あいおい保育園	吉水駅前 2-3-12				●						
	160	児童発達支援 おれんじキッズ・アニマートさの吉水駅前	吉水駅前 2-5-12				●	●					
	161	GH さくら	吉水駅前 2-12-7				●	●					
	162	GH れもん	吉水駅前 3-2-12				●	●					
	163	両毛ヤクルト販売 (株) 吉水センター	吉水駅前 3-13-15				●						
	164	児童発達支援・放課後等デイ えんじょい's	吉水町 652-1				●	●					
	165	DS リハビリデイサービス どまんなか	吉水町 751				●	●					
	166	小規模多機能 吉水ゆずりは	吉水町 759-1				●		●				
	167	吉水小学校	吉水町 832				●	●					
	168	吉水・第2 吉水こどもクラブ	吉水町 832 (吉水小学校敷地内)				●	●	●				
	169	GH グループホームあおぞら	吉水町 991-1				●						
栃本地区	170	DS ケアパートナー佐野	吉水町 1116-1					●					
	171	はなな保育園すみれハウス	吉水町 1139-1				●	●					
	172	放課後等デイ児童デイサービス・アニマートさのよしみず	吉水町 1184-7				●	●					
	173	栃本小学校	栃本町 1037				●						
	174	栃本こどもクラブ	栃本町 1037 (栃本小学校敷地内)				●						
	175	放課後等デイ キートス	栃本町 2010-3				●						
田沼北部地区	176	GH・DS ほっとステイ 万葉の里	栃本町 3128-5				●						
	177	特養・SS・DS 丹頂	栃本町 3255				●						
	178	GH・小規模多機能 せせらぎ	栃本町 3270				●						
	179	多田小学校	多田町 998				●						
戸奈良地区	180	多田こどもクラブ	多田町 998 (多田小学校内)				●						
	181	GH 短期入所 ソーシャルイン クルーホーム佐野多田	多田町 1189-1				●						
	182	放課後等デイ 放課後デイサ ービス心春	多田町 1601				●						
三好地区	183	田沼老人福祉センター	戸奈良町 1-1					●					
三好地区	184	あそ野学園義務教育学校	戸室町 156					●					
	185	DS 小規模デイサービス ほのぼの	戸室町 229-9					●					
	186	たぬま保育園	戸室町 692					●					

地区	No.	施設名	所在地	国交省 管理区間			栃木県 管理区間						
				渡良瀬川	秋山川	旗川	秋山川	旗川	菊沢川	三杉川	彦間川	小曾戸川	才川
三好地区	187	DS 船越の家	船越町 1459-4					●					
野上地区	188	特養・DS 蓬莱荘（ゆうあいホーム）	長谷場町 1798-1					●					
新合地区	189	DS 遠原の里	閑馬町 515-3								●		
	190	有老 れんげ（DS つかさ）	山形町 563-11								●		
飛駒地区	191	GH・小規模多機能 飛駒の庄	飛駒町 2357								●		
葛生地区	192	DS 葛生あくとデイサービスセンター	あくと町 3084（葛生あくと保健センター内）				●						
	193	葛生幼稚園	葛生西 2-7-1				●						
	194	有老 健康の郷 絆	葛生西 3-11-4				●						
	195	有老 健康の郷すみれ	葛生西 3-12-19				●						
	196	DS デイサービス集い 有老絆 B	葛生西 3-12-21				●						
	197	特養・看護小規模多機能・SS きぼう	葛生東 1-15-6				●					●	
	198	老健 あさひ	葛生東 1-15-7				●					●	
	199	GH ひかり	葛生東 1-15-9				●					●	
	200	くずう保育園	葛生東 1-15-20									●	
	201	青藍泰斗高等学校	葛生東 2-8-3									●	
	202	サービス付き高齢者向け住宅 Chai	中町 1157				●					●	
	203	就労 B・短期入所・GH カーサ・パラディソ	富士見町 1-4				●					●	

（※）特養・DS 蓬莱荘（ゆうあいホーム）は、土砂災害警戒区域にも位置づけられている。

（資料 2-3 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧参照）

<通信網>

資料 4-1 佐野市防災行政用無線局（同報系）管理運用要綱

佐野市防災行政用無線局（同報系）管理運用要綱

平成22年 3 月31日告示第73号

（趣旨）

第1条 この告示は、防災行政用無線に係る同報系の無線局の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 無線局 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第5号に規定する無線局をいう。
- （2） 親局 特定の子局に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- （3） 副親局 災害その他の理由により親局が使用することができないときに親局となる無線局をいう。
- （4） 中継局 親局より送信された電波を中継する無線局をいう。
- （5） 再送信局 中継局より送信された電波の受信が困難な地域において、中継局の電波を再中継する無線局をいう。
- （6） 子局 親局の通信の相手方となる無線局をいう。
- （7） 同報系 無線局及びその附帯設備を含めた通信システムをいう。
- （8） 無線従事者 電波法第2条第6号に規定する無線従事者をいう。
- （9） 通信取扱者 無線設備を操作する無線従事者又は無線従事者の監督を受けて無線設備を操作する者をいう。

（無線局の配置等）

第3条 無線局の配置場所等は、別表のとおりとする。

- 2 親局を遠隔で制御するため、佐野市役所田沼行政センター、葛生文化センター及び佐野市消防本部に遠隔制御装置を設置する。

（総括管理者）

第4条 同報系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、同報系の管理及び運用の業務を総括し、並びに管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、市長をもって充てる。

（管理責任者）

第5条 同報系に管理責任者を置く。

2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、同報系の管理及び運用の業務を行い、並びに管理者及び通信取扱責任者を指揮監督する。

3 管理責任者は、危機管理課長をもって充てる。

(管理者)

第6条 親局及び遠隔制御装置を設置する部署に管理者を置く。

2 管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署に設置した親局又は遠隔制御装置の監督業務及び無線設備の維持業務を所掌する。

3 管理者は、親局又は遠隔制御装置を設置した課等の長をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第7条 同報系に通信取扱責任者を置く。

2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線設備の操作を監督し、及び通信取扱者を指揮する。

3 通信取扱責任者は、無線従事者の資格を有する職員のうちから、管理責任者が指名する。

(運用時間)

第8条 同報系は、常時開局するものとする。

(放送の種類)

第9条 放送の種類は、次のとおりとする。

(1) 緊急放送

(2) 一般放送

(3) 点検放送

(放送事項)

第10条 緊急放送は、次に掲げる事項について放送する。

(1) 地震、台風、火災等に関する事項

(2) 人命救助等で緊急を要する事項

(3) 全国瞬時警報システムにより受信した事項のうち、自然災害及び武力攻撃事態等における国民の保護に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、緊急に知らせる必要があると市長が認める事項

2 一般放送は、次に掲げる事項について放送する。

(1) 市の事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市民に知らせる必要があると市長が認める事項

3 点検放送は、次に掲げる事項について放送する。

- (1) 無線設備の作動状況を確認するためにミュージックチャイム等により定時に行う事項
- (2) 保守点検のために行う事項

4 放送事項の内容に関する基準は、市長が別に定める。

(放送の方法)

第11条 放送の方法は、次のとおりとする。

- (1) 緊急一斉放送（市の区域内に一斉に放送するものをいう。以下同じ。）
- (2) 一斉放送（同一の内容を別表第5項の表に掲げる分割区分ごとに時間を異にして市の区域内に放送するものをいう。以下同じ。）
- (3) 地区放送（特定の区域に放送するものをいう。以下同じ。）
- (4) 個別放送（特定の子局の放送範囲に係る区域に放送するものをいう。以下同じ。）

2 放送は、次に掲げるものを順次行う。

- (1) こちらは 1回
- (2) ぼうさいさの 1回
- (3) です 1回
- (4) 放送事項 1回
- (5) 以上で終わります 1回
- (6) こちらは 1回
- (7) ぼうさいさの 1回
- (8) です 1回

3 前項各号に掲げる事項は、必要があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、繰り返し行うことができる。

4 前項の規定による場合を除き、1回の放送時間は、3分以内で行うよう努めなければならない。

(放送の依頼等)

第12条 放送を行おうとする者は、放送を行おうとする日の3日前の正午までに防災行政用無線放送依頼書（別記様式第1号）により管理責任者に放送の依頼をしなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

2 管理責任者は、前項の依頼書の提出があったときは、その内容を審査し、その放送について、必要があると認めるときは放送を行い、必要がないと認めるときはその旨を依頼者に通知する。

(放送の制限)

第13条 管理責任者は、災害が発生したとき、その他特に必要があると認めるときは、一般放送及

び点検放送を制限することができる。

（無線設備の保守点検）

第14条 無線設備の正常な機能を維持するため、次に掲げる保守点検を行わなければならない。

- （１） 毎日点検（１日に１回以上行う点検をいう。以下同じ。）
- （２） 月点検（１箇月に１回以上行う点検をいう。以下同じ。）
- （３） 年点検（１年に１回以上行う点検をいう。以下同じ。）

２ 前項の規定により保守点検を行ったときは、次の各号に掲げる保守点検の区分に応じ、当該各号に掲げる書類にその結果を記載しなければならない。

- （１） 毎日点検 無線業務日誌（同報系）（別記様式第２号）
- （２） 月点検 無線局（同報系）月点検記録簿（別記様式第３号）
- （３） 年点検 無線局（同報系）年点検記録簿（別記様式第４号）

３ 保守点検を行う者は、次の各号に掲げる保守点検の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- （１） 毎日点検 通信取扱責任者
- （２） 月点検及び年点検 管理責任者

４ 保守点検において異常を発見した者は、直ちに、管理責任者に報告し、必要な措置を講じなければならない。

（無線従事者名簿の作成）

第15条 総括管理者は、毎年４月１日における無線従事者名簿（別記様式第５号）を作成する。

（無線従事者の養成）

第16条 総括管理者は、無線従事者を適正に配置することができるよう無線従事者の養成に努めるものとする。

（放送の訓練）

第17条 総括管理者は、定期的に放送の訓練を行う。

２ 前項の放送の訓練は、親局の操作に係る訓練及び住民への緊急かつ重要な事項の伝達の訓練を重点として行う。

（研修）

第18条 管理責任者は、必要に応じて、管理者、通信取扱責任者及び通信取扱者に対して研修を行う。

（その他）

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年4月12日から施行する。ただし、次項の規定は、告示の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第12条の規定による依頼及び決定は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成25年3月25日告示第46号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月13日告示第227号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第75号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月7日告示第240号）

この告示は、平成27年12月7日から施行する。

附 則（平成29年3月16日告示第55号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月14日告示第39号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年3月11日告示第45号）

この告示は、告示の日から施行する。ただし、別表第4項の表ぼうさいさのひこましょうの項の改正規定及び別表第5項の表の改正規定（同表堀米地区の部内堀米-3の項の改正規定を除く。）は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月24日告示第10号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第5項の表新合地区の部の改正規定は、告示の日から施行する。

附 則（令和6年1月26日告示第23号）

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

1 親局

局名	配置場所
ぼうさいさの	佐野市高砂町1番地 佐野市役所

2 副親局

局名	配置場所
ぼうさいさのためまちゅうおうこうみんかん	佐野市戸奈良町1番地1 佐野市田沼中央公民館

3 中継局

局名	配置場所
ぼうさいさのからさわちゅうけい	佐野市富士町1409番地

4 再送信局

局名	配置場所
ぼうさいさのひむろこうみんかん	佐野市水木町847番地 佐野市氷室地区公民館
ぼうさいさのしらいわのうそんこうえん さいそうしん	佐野市白岩町62番地2 白岩農村公園
ぼうさいさのひこましょう	佐野市飛駒町1497番地 癒し野J・U・N（旧飛駒小学校）
ぼうさいさのせいかつかいぜんせんたー	佐野市作原町780番地1 佐野市作原生活改善センター
ぼうさいさのあきやまがくりょう	佐野市秋山町721番地 佐野市あきやま学寮

5 子局

地区名	局名	配置場所	分割区分	子局番号
葛生地区	葛生文化センター	佐野市葛生東一丁目11番10号	A	1
	本町（葛生）	佐野市葛生西一丁目2755番1号	B	2
	泉町	佐野市葛生東二丁目8番3号	B	3
	あくど町	佐野市あくど町3084番地	B	4
	山菅町	佐野市山菅町3460番地2	A	5
	富士見町	佐野市富士見町288番地1	A	6
	中町一1	佐野市中町590番地3	B	7
	中町一2	佐野市中町1151番地2	A	8
	中町一3	佐野市中町1234番地	B	9
	中町一4	佐野市中町62番地1	A	10
	万町（葛生）	佐野市葛生西三丁目4番1号	A	11
	松井町	佐野市鉢木町7番地1	B	12
	宮本町	佐野市宮本町1570番地	B	13
	築地町	佐野市築地町14番地	A	14
	会沢一1	佐野市会沢町285番地	A	15
	会沢一2	佐野市会沢町681番地	B	16
	会沢一3	佐野市会沢町1247番地	A	17
常盤地区	正雲寺一1	佐野市豊代町95番地	A	18
	正雲寺一2	佐野市豊代町491番地	B	19
	田名網	佐野市豊代町1158番地	A	20
	岩崎（葛生）	佐野市仙波町167番地	A	21
	旧常盤小学校	佐野市仙波町331番地1	B	22
	中仙波一1	佐野市仙波町765番地1	A	23
	中仙波一2	佐野市仙波町1814番地	B	24
	上仙波	佐野市仙波町3118番地	A	174
	小屋	佐野市豊代町2132番地	A	25
	下牧一1	佐野市牧町181番地2	B	26
	下牧一2	佐野市牧町794番地1	A	27
	上牧一1	佐野市牧町1940番地4	B	28
	上牧一2	佐野市牧町1583番地	A	29
	上牧一3	佐野市牧町2187番地地先	B	30
氷室地区	柿平一1	佐野市柿平町454番地1	B	31
	柿平一2	佐野市柿平町781番地	A	32
	旧氷室小学校	佐野市水木町51番地	B	33
	氷室地区公民館	佐野市水木町846番地	A	34
	水木	佐野市水木町1038番地	B	35
	下秋山一1	佐野市秋山町1558番地2	A	36
	下秋山一2	佐野市秋山町971番地	B	37
	あきやま学寮	佐野市秋山町721番地	A	38
田沼地区	田沼中央公民館	佐野市戸奈良町1番地1	C	39
	上町西一1	佐野市田沼町230番地16	B	40
	上町西一2	佐野市田沼町1202番地1	A	41
	田沼本町一1	佐野市田沼町1600番地	B	42
	田沼小学校	佐野市田沼町603番地	A	43
	田沼本町一2	佐野市田沼町1360番地2	B	44
	原町	佐野市栃本町1491番地4	A	45
	下町	佐野市田沼町90番地2	A	46
	下田沼	佐野市栃本町2287番地	B	47
田沼北部地区	瓦町	佐野市栃本町2237番地1	A	48
	山越一1	佐野市山越町254番地	B	49
	山越一2	佐野市山越町616番地	A	50
	下多田一1	佐野市多田町1263番地	A	51
	下多田一2	佐野市多田町799番地3	B	52
	多田小学校	佐野市多田町998番地	B	53
	上多田一1	佐野市多田町3091番地6	A	54
田沼南部地区	上多田一2	佐野市多田町2220番地	B	55
	吉水一1	佐野市吉水町1122番地	B	56

地区名	局名	配置場所	分割区分	子局番号
	吉水一 2	佐野市吉水町1005番地	A	57
	吉水小学校	佐野市吉水町832番地	B	58
	新吉水北一 1	佐野市吉水町500番地	C	59
	小見一 1	佐野市小見町673番地	A	60
	新吉水北一 2	佐野市吉水駅前一丁目19番 6 号	A	61
	新吉水南一 1	佐野市吉水町366番地 2	B	62
	新吉水南一 2	佐野市吉水駅前三丁目 8 番 5 号	A	63
	小見一 2	佐野市小見町123番地 2	A	64
	吉水新田	佐野市吉水町60番地 1	B	65
	小見一 3	佐野市小見町 5 番地 1	B	66
栃本地区	栃本上一 1	佐野市栃本町1460番地	A	67
	栃本上一 2	佐野市栃本町972番地	B	68
	栃本小学校	佐野市栃本町1037番地	A	69
	栃本下一 1	佐野市栃本町3027番地地先	A	70
	栃本下一 2	佐野市栃本町3281番地 4	B	71
戸奈良地区	戸奈良一 1	佐野市戸奈良町776番地 7	A	72
	戸奈良一 2	佐野市戸奈良町1379番地	B	73
	旧戸奈良小学校	佐野市戸奈良町1140番地	B	74
	戸奈良一 3	佐野市戸奈良町1729番地 1	A	75
三好地区	戸室一 1	佐野市戸室町156番地	A	76
	戸室一 2	佐野市戸室町1592番地 2	B	77
	岩崎（田沼）一 1	佐野市岩崎町352番地 1	B	78
	戸室一 3	佐野市戸室町1058番地 1	A	79
	岩崎（田沼）一 2	佐野市岩崎町1147番地	B	80
	旧三好小学校	佐野市岩崎町1341番地	A	81
	船越南一 1	佐野市船越町45番地	B	82
	船越南一 2	佐野市船越町2151番地	A	83
	船越南一 3	佐野市船越町703番地	B	84
	船越北一 1	佐野市船越町1791番地 9	A	85
野上地区	船越北一 2	佐野市船越町1352番地 3	B	86
	御神楽	佐野市御神楽町150番地 1	A	87
	長谷場一 1	佐野市長谷場町1163番地 1	B	88
	旧野上小学校	佐野市長谷場町499番地	A	89
	長谷場一 2	佐野市長谷場町948番地	B	90
	白岩	佐野市白岩町62番地 2	A	91
	野上支所	佐野市白岩町486番地 1	B	92
	下作原	佐野市作原町261番地	A	93
	作原生活改善センター	佐野市作原町780番地 1	B	94
	上作原	佐野市作原町1012番地 5	A	95
新合地区	山形一 1	佐野市山形町590番地 3	B	96
	山形一 2	佐野市山形町398番地	B	97
	（有）ヤマダ佐野工場 （旧山形小学校）	佐野市山形町649番地 2	A	98
	閑馬下一 1	佐野市閑馬町2839番地 1	B	99
	梅園	佐野市梅園町222番地	A	100
	閑馬下一 2	佐野市閑馬町284番地	A	101
	閑馬下一 3	佐野市閑馬町360番地 8	B	102
	旧閑馬小学校	佐野市閑馬町911番地	A	103
	閑馬上一 1	佐野市閑馬町2100番地地先	B	104
	閑馬上一 2	佐野市閑馬町1382番地 6	A	105
	下彦間下一 1	佐野市下彦間町2376番地	B	106
	下彦間下一 2	佐野市下彦間町168番地	A	107
	旧下彦間小学校	佐野市下彦間町500番地	B	108
	下彦間上一 1	佐野市下彦間町987番地 6	A	109
飛駒地区	飛駒 1 区一 1	佐野市飛駒町 9 番地 1	B	110
	飛駒 1 区一 2	佐野市飛駒町688番地 1	A	111
	飛駒 2 区	佐野市飛駒町1203番地	B	112
	癒し野J・U・N（旧飛駒 小学校）	佐野市飛駒町1497番地	A	113
飛駒地区	飛駒 3 区	佐野市飛駒町2827番地 5	B	114

地区名	局名	配置場所	分割区分	子局番号
佐野地区	佐野市役所	佐野市高砂町 1 番地	A	115
	若松町	佐野市若松町504番地	B	116
	相生町（佐野）	佐野市相生町207番地 1	C	117
	佐野小学校	佐野市金屋下町10番地	B	118
	天明小学校	佐野市大祝町2311番地	A	119
	金井上町	佐野市金井上町2519番地	A	120
	朝日町	佐野市朝日町702番地27	B	121
	天神町	佐野市天神町761番地 1	C	122
	大橋町（市街部）－ 1	佐野市大橋町2200番地	B	123
	大橋町（西部）－ 1	佐野市大橋町3217番地 1	C	124
	大橋町（市街部）－ 2	佐野市大橋町2026番地	A	125
	大橋町（東部）－ 1	佐野市大橋町1093番地 2	B	126
	大橋町（東部）－ 2	佐野市大橋町995番地 2	A	127
	大橋町（西部）－ 2	佐野市大橋町1676番地	B	128
	大橋町（東部）－ 3	佐野市大橋町3195番地 8	A	129
植野地区	赤坂町－ 1	佐野市赤坂町958番地18	A	130
	赤坂町－ 2	佐野市赤坂町303番地 2	B	131
	赤坂町－ 3	佐野市赤坂町950番地	B	132
	赤坂町－ 4	佐野市赤坂町978番地	C	133
	上台町	佐野市上台町2164番地	C	134
	植野町	佐野市植野町1930番地	A	135
	植上町－ 1	佐野市植上町1681番地	B	136
	植上町－ 2	佐野市植上町1408番地 2	C	137
	寺中町	佐野市寺中町2385番地	B	138
	植野小学校	佐野市植上町1272番地	A	139
	植下町－ 1	佐野市植下町1205番地	C	140
	若宮上町	佐野市若宮上町11番地 8	A	141
	植下町－ 2	佐野市植下町413番地 1	B	142
	若宮下町	佐野市若宮下町13番地	C	143
	君田町	佐野市君田町394番地	A	144
	田島町	佐野市田島町166番地	A	145
	庚申塚町	佐野市庚申塚町4930番地	B	146
	大古屋町	佐野市大古屋町4809番地 1	A	147
	飯田町－ 1	佐野市飯田町338番地 3	A	148
	飯田町－ 2	佐野市飯田町874番地	B	149
	飯田町－ 3	佐野市飯田町720番地	A	150
	伊保内町	佐野市伊保内町3909番地	A	151
	船津川町－ 1	佐野市船津川町1759番地	B	152
	旧船津川小学校	佐野市船津川町6001番地	A	153
	船津川町－ 2	佐野市船津川町216番地	B	154
界地区	北茂呂町	佐野市北茂呂町11番地	C	155
	茂呂山町	佐野市茂呂山町10番地 1	B	156
	高萩町－ 1	佐野市高萩町684番地 1	C	157
	高萩町－ 2	佐野市高萩町1112番地 6	B	158
	高萩町－ 3	佐野市高萩町1056番地427	A	159
	高萩町－ 4	佐野市高萩町1209番地	A	160
	高萩町－ 5	佐野市高萩町114番地 2	B	161
	越名町－ 1	佐野市越名町1220番地 1	B	162
	界小学校	佐野市馬門町1539番地	B	163
	越名町－ 2	佐野市越名町801番地 4	A	164
	高山町	佐野市高山町1769番地	A	165
犬伏地区	富岡町（北部）－ 1	佐野市富岡町93番地	A	166
	富岡町（北部）－ 2	佐野市久保町61番地	B	167
	富岡町（南部）－ 1	佐野市富岡町225番地33	C	168
	浅沼町－ 1	佐野市浅沼町294番地 1	A	169
	富岡町（東部）－ 1	佐野市富岡町667番地 3	A	170
	富岡町（東部）－ 2	佐野市富岡町598番地12	B	171
犬伏地区	富岡町（東部）－ 3	佐野市富岡町1603番地	A	172
	富岡町（南部）－ 2	佐野市富岡町1391番地	B	173

地区名	局名	配置場所	分割区分	子局番号
	犬伏上町	佐野市堀米町427番地	B	175
	犬伏下町	佐野市犬伏下町2286番地	A	176
	犬伏小学校	佐野市犬伏下町1983番地	B	177
	犬伏新町一 1	佐野市犬伏新町2097番地	C	178
	犬伏新町一 2	佐野市犬伏新町1353番地11	A	179
	富士町（上）一 1	佐野市富士町1409番地	B	180
	富士町（上）一 2	佐野市富士町827番地	A	181
	富士町（下）	佐野市富士町48番地 1	B	182
	菰川町	佐野市菰川町388番地	A	183
	米山南町	佐野市米山南町39番地	B	184
	関川町一 1	佐野市関川町906番地33	A	185
	関川町一 2	佐野市関川町725番地21	B	186
	町谷町	佐野市町谷町2955番地	A	187
	伊勢山町	佐野市伊勢山町1769番地	B	188
	犬伏東小学校	佐野市伊勢山町1534番地	A	189
	浅沼町一 2	佐野市浅沼町163番地 4	C	190
	浅沼町一 3	佐野市浅沼町508番地 5	B	191
	浅沼町一 4	佐野市浅沼町10番地15	A	192
	黒袴町一 1	佐野市黒袴町159番地 7	B	193
	黒袴町一 2	佐野市黒袴町588番地 1	A	194
堀米地区	鍬塚町	佐野市鍬塚町195番地	B	195
	西浦町	佐野市西浦町416番地 1	A	196
	内堀米一 1	佐野市堀米町167番地 1	A	197
	内堀米一 2	佐野市堀米町267番地	B	198
	城北小学校	佐野市堀米町1156番地	B	199
	内堀米一 3	佐野市堀米町990番地	A	200
	朱雀町一 1	佐野市堀米町1691番地 1 地先	A	201
	朱雀町一 2	佐野市堀米町3975番地 1	B	202
	朱雀町一 3	佐野市堀米町3919番地 1	A	203
	朱雀町一 4	佐野市堀米町3910番地11	B	204
	菊川町一 1	佐野市堀米町2757番地	B	205
	菊川町一 2	佐野市堀米町3527番地	A	206
	菊川町一 3	佐野市堀米町3794番地	A	207
	菊川町一 4	佐野市堀米町3237番地	A	208
	奈良渚町一 1	佐野市奈良渚町321番地	A	209
	奈良渚町一 2	佐野市奈良渚町311番地12	A	210
	田之入町	佐野市田之入町790番地	B	211
旗川地区	小中町一 1	佐野市小中町959番地 1	B	212
	小中町一 2	佐野市小中町221番地 1	A	213
	並木町一 1	佐野市並木町167番地	A	214
	旗川小学校	佐野市並木町964番地	B	215
	並木町一 2	佐野市並木町1094番地 5	A	216
	並木町一 3	佐野市並木町1259番地	B	217
	免鳥町一 1	佐野市免鳥町1712番地 3	A	218
	免鳥町一 2	佐野市免鳥町766番地 1	B	219
吾妻地区	村上町一 1	佐野市村上町314番地 1	A	220
	村上町一 2	佐野市村上町841番地	B	221
	上羽田町	佐野市上羽田町428番地	B	222
	吾妻小学校	佐野市上羽田町1369番地 1	A	223
	下羽田町	佐野市下羽田町1084番地	A	224
	高橋町一 1	佐野市高橋町585番地 5	B	225
	高橋町一 2	佐野市高橋町2112番地 1	A	226
赤見地区	石塚町（下）一 1	佐野市石塚町510番地 4	A	227
	赤見町（大門）一 1	佐野市赤見町985番地 1	A	228
	石塚町（下）一 2	佐野市石塚町861番地	B	229
	石塚小学校	佐野市石塚町1408番地 2	A	230
赤見地区	石塚町（緑）	佐野市石塚町568番地63	A	231
	石塚町（上）	佐野市石塚町2250番地 1	B	232
	赤見町（市場）一 1	佐野市赤見町1758番地 1	B	233

地区名	局名	配置場所	分割区分	子局番号
	赤見町（市場）― 2	佐野市赤見町1481番地	A	234
	赤見町（市場）― 3	佐野市赤見町1103番地	B	235
	赤見町（市場）― 4	佐野市赤見町1219番地 3	A	236
	赤見町（町屋）― 1	佐野市赤見町3600番地	A	237
	赤見小学校	佐野市赤見町3229番地	B	238
	赤見町（大門）― 2	佐野市赤見町3282番地 4	A	239
	赤見町（大門）― 3	佐野市赤見町3331番地15	B	240
	赤見町（市場）― 5	佐野市赤見町588番地	A	241
	赤見町（町屋）― 2	佐野市赤見町3915番地	B	242
	赤見町（駒場）	佐野市赤見町4841番地 1	A	243
	出流原町― 1	佐野市出流原町628番地 1	B	244
	出流原町― 2	佐野市出流原町419番地 1	A	245
	出流原小学校	佐野市出流原町1038番地 1	A	246
	出流原町― 3	佐野市出流原町2067番地	B	247
	寺久保町	佐野市寺久保町810番地	A	248

別記様式第 1 号（第12条関係）

別記様式第 2 号（第14条関係）

別記様式第 3 号（第14条関係）

別記様式第 4 号（第14条関係）

別記様式第 5 号（第15条関係）

印

放送件名			
放送日		年 月 日 ()	
放送時間			
放送区分		A 一斉放送 B 地区放送 () C 個別放送 ()	
通信文	こちらは、ぼうさいさのです。		
	以上で終わります。 こちらは、ぼうさいさのです。		
※処理欄	受理日	年 月 日	通信番号
	処理日	年 月 日	担当者
	特記事項		

- 1 通信文は、簡潔に表現してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。
- 3 緊急放送と重なったときは、放送を中止することがあります。

別記様式第2号（第14条関係）

無線業務日誌（同報系）

管 理 責 任 者		通 信 取 扱 責 任 者		年 月 日 (天気)	無線従事者	氏名	
放送の種類		放送の方法		放送の区域	放送時刻	放送の内容	
緊急・一般・点検		一斉・地区・個別					
緊急・一般・点検		一斉・地区・個別					
緊急・一般・点検		一斉・地区・個別					
緊急・一般・点検		一斉・地区・個別					
緊急・一般・点検		一斉・地区・個別					
緊急・一般・点検		一斉・地区・個別					
緊急・一般・点検		一斉・地区・個別					
一日の延べ放送回数							
点検 項目	放送の状況				機器の清掃状況		
	機器の動作状況				特記事項		

別記様式第3号（第14条関係）

無線局（同報系）月点検記録簿

局名 (呼出名称)		管理責任者		無線従事者
点検年月日	年 月 日	天 候		
設備の区分	点 検 項 目			点 検 結 果
無線設備	電源電圧	V	電源電流	A
	電源ランプ（点灯・消灯）			
	無線機器の動作状況			
	予備電源の動作状況			
	送信電力			W
操作卓	選択呼出し（緊急一斉、一斉、地区別、個別）の動作状況			
	起動ボタンを押した場合の送出状態			
	電波発射終了後の空線状態			
	チャイム、マイクロホン、テープ（レコード）等の入力レベルの調整			
	音声レベル、信号レベルのVUメータによる監視			
	蓄電池による機器の動作状況			
	ディスプレイによる動作状況			
附属装置	動作状況			
特記事項				

別記様式第4号（第14条関係）

無線局（同報系）年点検記録簿

点検年月日 年 月 日

点検者 ㊞

測定器名				管理責任者
				㊞
				無線従事者
				㊞
局名(呼出名称)				
現用・予備の別				
点検項目		点検結果		
製造番号				
電波の型式及び周波数 (MHz)				
空中線電力 (W)				
測定値	周波数偏差 (±Hz)			
	電源電圧 (V)			
	空中線電力 (W)			
	BER (中継系を含む。)			
	TVI・FMI			
	予備装置			
動作試験	予備電源			
	戸別受信機の動作状況			
	その他			
総合テスト				
特記事項				

別記様式第5号（第15条関係）

無線従事者名簿

[illegible]

資料 4-2 佐野市防災行政用無線局（同報系）戸別受信機貸与要綱

佐野市防災行政用無線局（同報系）戸別受信機貸与要綱

平成22年 4 月 1 日 告示第92号

佐野市防災行政用無線局戸別受信機設置規程（平成17年佐野市告示第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、防災行政用無線に係る同報系の無線局の戸別受信機（以下「戸別受信機」という。）の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

（戸別受信機の貸与）

第2条 戸別受信機は、防災行政用無線に係る同報系の子局からの放送を聞くことができないと認められる市の区域内に居住する世帯に無償で貸与する。

2 戸別受信機の貸与は、一の世帯（2以上の世帯が同居している場合を含む。）につき1台とする。

3 戸別受信機の貸与を受けようとする者は、防災行政用無線局戸別受信機貸与申請書（別記様式第1号）により市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、必要があると認めるときは、戸別受信機を貸与し、必要がないと認めるときは、防災行政用無線局戸別受信機貸与申請棄却通知書（別記様式第2号）により申請者に通知する。

（費用の負担）

第3条 次に掲げる費用については、市の負担とする。

（1） 戸別受信機の設置に要する費用

（2） 戸別受信機の修理に要する費用（修理の原因が戸別受信機の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）の責めによる場合を除く。）

2 次に掲げる費用については、被貸与者の負担とする。

（1） 戸別受信機を設置したことに伴う電気料

（2） 戸別受信機の電池代

（3） 設置した戸別受信機の移動に要する費用

（4） 戸別受信機の修理に要する費用（修理の原因が被貸与者の責めによる場合に限る。）

(戸別受信機の管理等)

第4条 被貸与者は、常に適正な受信状態を保つことができるように戸別受信機を管理しなければならない。

2 被貸与者は、戸別受信機の異常を発見したとき、又は戸別受信機を損傷したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(申請事項の変更の届出)

第5条 被貸与者は、第2条第3項の規定より申請した事項に変更が生じたときは、速やかに、防災行政用無線局戸別受信機貸与申請事項変更届出書(別記様式第3号)により市長に届け出なければならない。

(譲渡等の禁止)

第6条 戸別受信機は、他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(戸別受信機の返還)

第7条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、戸別受信機を返還しなければならない。

(1) 戸別受信機を設置しなくても防災行政用無線に係る同報系の子局からの放送を聞くことができるようになったとき。

(2) 被貸与者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(2以上の世帯が同居しているときは、同居しているすべての者)が市の区域外に居所を移し、又は他の町会(佐野市町会設置規則(平成17年佐野市規則第7号)別表に掲げる町会をいう。)に居所を変更したとき。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和2年3月25日告示第64号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)

別記様式第2号(第2条関係)

別記様式第3号(第5条関係)

別記様式第 1 号（第 2 条関係）

防災行政用無線局戸別受信機貸与申請書

年 月 日

佐野市長 様

申請者 住所
氏名
電話

印

次のとおり防災行政用無線局戸別受信機の貸与を受けたいので申請します。

設置場所			
被貸与者	(フリガナ)	町会名	
連絡先	(通常時)	(不在時)	
希望設置形態	据置き ・ 壁掛け ・ 手渡し ・ その他()		
特記事項			

(市記入欄)

受付期日		受付番号	
受信機型式		製造番号	
受信機番号		アンテナ種類	
延長ケーブルの有無		特記事項	

別記様式第 2 号（第 2 条関係）

防災行政用無線局戸別受信機貸与申請棄却通知書

第 号
年 月 日

様

佐野市長



年 月 日付けで申請のあった防災行政用無線局戸別受信機の貸与について、
次の理由により貸与しないことと決定したので通知します。

理由

別記様式第 3 号（第 5 条関係）

防災行政用無線局戸別受信機貸与申請事項変更届出書

年 月 日

佐野市長 様

届出者 住所

氏名



電話

防災行政用無線局戸別受信機の貸与に係る申請事項に次のとおり変更があったので届け出ます。

変更内容	変更前	変更後
特記事項		

資料 4-3 佐野市防災行政用無線局（移動系）管理運用要綱

佐野市防災行政用無線局（移動系）管理運用要綱

平成20年 5 月 2 日 告示第99号

（趣旨）

第1条 この告示は、防災行政用無線に係る移動系の無線局の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）無線局 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第5号に規定する無線局をいう。
- （2）基地局 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第4条第1項第6号に規定する基地局をいう。
- （3）陸上移動局 電波法施行規則第4条第1項第12号に規定する陸上移動局をいう。
- （4）統制局 無線局の通信を統括する基地局をいう。
- （5）統制台 統制局の通信機能进行操作する設備をいう。
- （6）遠隔制御装置 統制局の通信機能を遠隔制御する設備をいう。
- （7）移動系 無線局及びその附帯設備を含めた通信システムをいう。
- （8）無線従事者 電波法第2条第6号に規定する無線従事者をいう。
- （9）主任無線従事者 電波法第39条第1項に規定する主任無線従事者をいう。
- （10）通信取扱者 無線設備を操作する無線従事者又は無線従事者の監督を受けて無線設備を操作する者をいう。
- （11）通信統制 統制局の統制下にある特定の陸上移動局を呼び出して通信することをいう。

（無線局の配置）

第3条 無線局の種別、識別信号、局番号及び設置場所又は常置場所は、別表のとおりとする。

（総括管理者）

第4条 移動系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、移動系の管理及び運用の業務を総括する。
- 3 総括管理者は、危機管理課長をもって充てる。

(管理責任者)

第5条 移動系に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、無線従事者の資格を有する職員のうちから、総括管理者が指名する。
- 3 管理責任者は、電波法第39条第1項に規定する主任無線従事者となる。
- 4 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線系の管理及び運用の業務を行い、並びに管理者及び通信取扱者を指揮監督する。

(管理者)

第6条 基地局の通信操作を行う部署及び陸上移動局を常置する部署に管理者を置く。

- 2 管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署に設置した無線局の監督業務及び無線設備等の維持業務を所掌する。
- 3 管理者は、市にあっては、通信操作を行う課等又は陸上移動局を常置する課等の長をもって充てる。
- 4 陸上移動局を常置する民間事業者は、管理者を選任したときは、管理者選任（変更）届（別記様式第1号）により市長に届け出なければならない。管理者を変更したときも、同様とする。

(運用時間)

第7条 無線局は、常時開局するものとする。

- 2 管理者は、無線局を長時間閉局する必要があるときは、あらかじめ統制局に連絡するものとする。

(通信の種類)

第8条 通信の種類は、次に掲げる事項とする。

- (1) 随時通信（平常時に必要の都度行う通信をいう。以下同じ。）
- (2) 緊急通信（地震、台風その他緊急事態が発生し、又は発生が予測されるときに行う通信をいう。）

(通信事項)

第9条 通信する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 防災行政に関する事項
- (2) 住民の生命に係る緊急かつ重要な事項
- (3) 通信訓練に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

(通信の方法)

第10条 無線通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにする。

2 呼出しは、順次送信する次に掲げる事項によって行う。

- (1) 相手局の呼出名称 3回以下
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 3回以下

3 応答は、順次送信する次に掲げる事項によって行う。

- (1) 相手局の呼出名称 3回以下
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 3回以下

4 呼出し又は応答を行う場合において確実に連絡設定が認められるときは、呼出しの場合は「こちらは」及び自局の呼出名称を、応答の場合は相手局の呼出名称を省略することができる。この場合においては、通信中少なくとも1回以上自局の呼出名称を送信する。

5 緊急事態が発生したときの通信は、前各項の規定にかかわらず、必要最小限の事項を伝達することによって行う。

(通信の制限)

第11条 管理責任者は、災害が発生したとき、その他特に必要があると認めるときは、随時通信の使用を制限することができる。

(無線局運用証明書の交付等)

第12条 市長は、陸上移動局を常置する民間事業者に無線局運用証明書（別記様式第2号）を交付する。

2 前項の証明書の交付を受けた民間事業者は、陸上移動局で通信するときは、無線局運用証明書を携帯しなければならない。

(無線設備の保守点検)

第13条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次に掲げる保守点検を行う。

(1) 月点検

(2) 年点検

2 前項第2号に掲げる年点検は、毎年1回以上行うものとする。

3 第1項各号に掲げる点検を行ったときは、その結果を無線局(移動系)月点検記録簿(別記様式第3号)又は無線局(移動系)年点検記録簿(別記様式第4号)に記録しなければならない。

4 保守点検を行う者は、次の各号に掲げる保守点検の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 月点検 通信取扱者

(2) 年点検 管理責任者

5 保守点検において異常を発見した者は、直ちに、総括管理者に報告し、必要な措置を講じなければならない。

(無線従事者名簿の作成)

第14条 総括管理者は、毎年4月1日における無線従事者名簿(別記様式第5号)を作成する。

(無線従事者の養成)

第15条 総括管理者は、無線従事者を適正に配置することができるよう無線従事者の養成に努めるものとする。

(通信の訓練)

第16条 総括管理者は、定期的に通信の訓練を行う。

2 前項の通信の訓練は、統制通信に係る訓練及び住民への緊急かつ重要な事項の伝達の訓練を重点として行う。

(研修)

第17条 管理責任者は、必要に応じて、通信取扱者に対して研修を行う。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成24年12月25日告示第251号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成25年3月25日告示第47号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第75号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月4日告示第240号）

この告示は、平成27年12月7日から施行する。

附 則（平成29年3月16日告示第56号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年3月18日告示第54号）

この告示は、告示の日から施行する。ただし、別表第3項の表の改正規定（34の項の改正規定を除く。）は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月2日告示第278号）

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

1 基地局

番号	種別	識別信号	局番号	設置場所又は常置場所
1	基地局	ぼうさいからさわ		佐野市富士町1番地18 唐沢山中継所
2	基地局	ぼうさいひこま		佐野市飛駒町1576番地2 飛駒支所
3	基地局	ぼうさいのがみ		佐野市白岩町486番地1 野上支所
4	基地局	ぼうさいくずう		佐野市葛生東一丁目11番15号 佐野市葛生文化センター
5	統制台		100	佐野市高砂町1番地 佐野市役所
6	遠隔制御装置		101	佐野市高砂町1番地 佐野市役所
7	遠隔制御装置		102	佐野市高砂町1番地 佐野市役所

2 固定局

番号	種別	識別信号	局番号	設置場所又は常置場所
1	固定局	ぼうさいたぬま		佐野市田沼町974番地3 田沼行政センター
2	固定局	ぼうさいからさわ		佐野市富士町1番地18 唐沢山中継所

3 陸上移動局

番号	種別	識別信号	局番号	設置場所又は常置場所
1	半固定型（5W）	さの1	201	佐野市高砂町1番地 佐野市役所
2	半固定型（5W）	さの2	202	佐野市田沼町974番地3 田沼行政センター
3	半固定型（5W）	さの3	203	佐野市葛生東一丁目11番8号 葛生行政センター
4	半固定型（5W）	さの4	204	佐野市赤見町3082番地 赤見支所
5	半固定型（5W）	さの5	205	佐野市白岩町486番地1 野上支所
6	半固定型（5W）	さの6	206	佐野市閑馬町361番地1 新合支所
7	半固定型（5W）	さの7	207	佐野市飛駒町1576番地2 飛駒支所
8	半固定型（5W）	さの8	208	佐野市町谷町206番地13 みかもクリーンセンター
9	半固定型（5W）	さの9	209	佐野市大橋町2042番地 佐野市保健センター
10	半固定型（5W）	さの10	210	佐野市あくと町3084番地 葛生あくと福祉センター

番号	種別	識別信号	局番号	設置場所又は常置場所
11	半固定型（５Ｗ）	さの11	211	佐野市浅沼町508番地 5 佐野市文化会館
12	半固定型（５Ｗ）	さの12	212	佐野市仙波町167番地 佐野市常盤地区公民館
13	半固定型（５Ｗ）	さの13	213	佐野市水木町846番地 佐野市氷室地区公民館
14	半固定型（５Ｗ）	さの14	214	佐野市大橋町1165番地 佐野市上下水道局庁舎
15	半固定型（５Ｗ）	さの15	215	佐野市田沼町1832番地 1 佐野市民病院
16	半固定型（５Ｗ）	さの16	221	佐野市富岡町1391番地 佐野市消防本部
17	半固定型（５Ｗ）	さの17	222	佐野市大橋町3212番地27 佐野市社会福祉協議会
18	半固定型（５Ｗ）	さの18	223	佐野市堀米町1728番地 佐野厚生総合病院
19	半固定型（５Ｗ）	さの19	224	佐野市堀米町607番地 栃木県安蘇庁舎
20	半固定型（５Ｗ）	さの20	225	佐野市浅沼町573番地 6 佐野警察署
21	半固定型（５Ｗ）	さの21	226	佐野市若松町471番地 1 ＪＲ東日本佐野駅
22	半固定型（５Ｗ）	さの22	227	佐野市若松町539 東武鉄道佐野駅
23	半固定型（５Ｗ）	さの23	228	佐野市久保町243番地 佐野ガス株式会社
24	半固定型（５Ｗ）	さの24	229	佐野市戸室町156番地 あそ野学園義務教育学校
25	車携帯型（５Ｗ）	さの51	301	佐野市高砂町1番地 佐野市役所
26	車携帯型（５Ｗ）	さの52	302	佐野市高砂町1番地 佐野市役所
27	車携帯型（５Ｗ）	さの53	303	佐野市高砂町1番地 佐野市役所
28	車携帯型（５Ｗ）	さの54	304	佐野市大橋町1165番地 佐野市上下水道局庁舎
29	車携帯型（５Ｗ）	さの55	305	佐野市大橋町1165番地 佐野市上下水道局庁舎
30	車携帯型（５Ｗ）	さの56	306	佐野市高砂町1番地 佐野市役所
31	車携帯型（５Ｗ）	さの57	307	佐野市高砂町1番地 佐野市役所
32	車携帯型（５Ｗ）	さの58	308	佐野市高砂町1番地 佐野市役所
33	車携帯型（５Ｗ）	さの59	309	佐野市田沼町974番地3 田沼行政センター
34	車携帯型（５Ｗ）	さの60	310	佐野市葛生東一丁目11番8号 葛生行政センター
35	車携帯型（５Ｗ）	さの61	311	佐野市田沼町974番地3 田沼行政センター
36	携帯型（２Ｗ）	さの101	401	佐野市高砂町1番地 佐野市役所
37	携帯型（２Ｗ）	さの102	402	佐野市高砂町1番地 佐野市役所
38	携帯型（２Ｗ）	さの103	403	佐野市高砂町1番地 佐野市役所
39	携帯型（２Ｗ）	さの104	404	佐野市高砂町1番地 佐野市役所

番号	種別	識別信号	局番号	設置場所又は常置場所
40	携帯型（２Ｗ）	さの105	405	佐野市高砂町1番地 佐野市役舎
41	携帯型（２Ｗ）	さの106	406	佐野市高砂町1番地 佐野市役所
42	携帯型（２Ｗ）	さの107	407	佐野市高砂町1番地 佐野市役所
43	携帯型（２Ｗ）	さの108	408	佐野市大橋町1165番地 佐野市上下水道局庁舎
44	携帯型（２Ｗ）	さの109	409	佐野市大橋町1165番地 佐野市上下水道局庁舎
45	携帯型（２Ｗ）	さの110	410	佐野市大橋町1165番地 佐野市上下水道局庁舎
46	携帯型（２Ｗ）	さの111	411	佐野市大橋町1165番地 佐野市上下水道局庁舎
47	携帯型（２Ｗ）	さの112	412	佐野市大橋町1165番地 佐野市上下水道局庁舎
48	携帯型（２Ｗ）	さの113	421	佐野市田沼町974番地3 田沼行政センター
49	携帯型（２Ｗ）	さの114	422	佐野市田沼町974番地3 田沼行政センター
50	携帯型（２Ｗ）	さの115	423	佐野市田沼町974番地3 田沼行政センター
51	携帯型（２Ｗ）	さの116	424	佐野市田沼町974番地3 田沼行政センター
52	携帯型（２Ｗ）	さの117	425	佐野市田沼町974番地3 田沼行政センター
53	携帯型（２Ｗ）	さの118	426	佐野市高砂町1番地 佐野市役所
54	携帯型（２Ｗ）	さの119	427	佐野市高砂町1番地 佐野市役所
55	携帯型（２Ｗ）	さの120	428	佐野市高砂町1番地 佐野市役所
56	携帯型（２Ｗ）	さの121	429	佐野市高砂町1番地 佐野市役所
57	携帯型（２Ｗ）	さの122	430	佐野市田沼町974番地3 田沼行政センター
58	携帯型（２Ｗ）	さの123	431	佐野市田沼町974番地3 田沼行政センター
59	携帯型（２Ｗ）	さの124	432	佐野市田沼町974番地3 田沼行政センター
60	携帯型（２Ｗ）	さの125	433	佐野市白岩町486番地 1 野上支所
61	携帯型（２Ｗ）	さの126	434	佐野市閑馬町361番地 1 新合支所
62	携帯型（２Ｗ）	さの127	435	佐野市飛駒町1576番地 2 飛駒支所
63	携帯型（２Ｗ）	さの128	441	佐野市葛生東一丁目11番8号 葛生行政センター
64	携帯型（２Ｗ）	さの129	442	佐野市葛生東一丁目11番8号 葛生行政センター
65	携帯型（２Ｗ）	さの130	443	佐野市葛生東一丁目11番8号 葛生行政センター
66	携帯型（２Ｗ）	さの131	444	佐野市あくと町3084番地 葛生あくと福祉センター
67	携帯型（２Ｗ）	さの132	445	佐野市あくと町3084番地 葛生あくと福祉センター
68	携帯型（２Ｗ）	さの133	446	佐野市田沼町974番地3 田沼行政センター

番号	種別	識別信号	局番号	設置場所又は常置場所
69	携帯型（2W）	さの134	447	佐野市仙波町167番地 佐野市常盤地区公民館
70	携帯型（2W）	さの135	448	佐野市水木町846番地 佐野市氷室地区公民館

別記様式第1号（第6条関係）
別記様式第2号（第12条関係）
別記様式第3号（第13条関係）
別記様式第4号（第13条関係）
別記様式第5号（第14条関係）

別記様式第 1 号（第 6 条関係）

管理者選任(変更)届

年 月 日

佐野市長 様

届出者 所在地
名称
職及び氏名

印

次のとおり陸上移動局の管理者を選任(変更)したので届け出ます。

管理者の職及び氏名	
旧管理者の職及び氏名	
就任(変更)年月日	年 月 日
変更理由	

別記様式第2号（第12条関係）

無線局運用証明書

運用者の所在地及び名称	
運用する無線局の免許番号	第 号
運用する無線局の目的	防災行政用
運用する期間	年 月 日から 年 月 日まで

上記のとおり、佐野市が免許を受けている無線局を が運用していることを証明します。

年 月 日

佐野市長



別記様式第3号（第13条関係）

無線局(移動系)月点検記録簿

識別信号			無線従事者氏名	点検者氏名
局番号			㊞	㊞
点検年月日	年	月	日	天候
設備の区分	点検項目			点検結果
予備電源装置	電池電圧の確認及び電源切替試験			
遠隔制御装置	動作試験	送受信切替		
		選択動作		
		音量調整		
		スケルチ調整		
均等補充充電 の実施状況				
特記事項				

別記様式第4号（第13条関係）

無線局(移動系)年点検記録簿

点検年月日	年 月 日	総括責任者 ㊞		
点検器名		無線従事者 ㊞		
		点検者氏名 ㊞		
局名(呼出名称)				
現用・予備の別				
点検項目		点検結果		
製造番号				
電波の型式及び周波数(MHz)				
空中線電力(W)				
測定値	周波数偏差(±Hz)			
	周波数偏移(KHz)			
	電源電圧(V)			
	空中線電力(W)			
	スプリアス($2n$ 、 $3n$ 、 $\frac{n}{2}$ 、 $\frac{n-1}{n+1}$)			
	S/N(中継系を含む)			
TVI・FMI				
動作試験	予備装置			
	予備電源			
総合テスト	一斉通信テスト			
	統制通信テスト			
	緊急連絡テスト			
	一般通信テスト			
	他系通信テスト			
均等補充充電の実施				
特記事項				

別記様式第5号（第14条関係）

無線従事者名簿

所属	氏名	免許証の番号	備考

資料 4-4 栃木県非常通信用無線局《佐野市内》

栃木県非常通信用無線局（佐野市内）

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の型式	空中線電力	設置場所 (電話番号)
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん 7 0 7	G 1 D	5	堀米町 607 安足県税事務所 (0283-23-1444)
	移	ぼうさいとちぎけん 7 1 4	〃	5	堀米町 607 県南環境森林事務所 (0283-23-1441)
	移	ぼうさいとちぎけん 7 4 9	〃	5	堀米町 607 安足土木事務所（安蘇庁舎） (0283-24-3111)
	移	ぼうさいとちぎけん 7 3 7	〃	5	堀米町 607 安足農業振興事務所 (0283-23-1455)
	移	ぼうさいとちぎけん 6 0 4	〃	5	高砂町 1 佐野市役所 (0283-24-5111)
	移	ぼうさいとちぎけん 6 6 2	〃	5	富岡町 1391 佐野市消防本部 (0283-22-4433)
佐野市	移	さの 1～24 さの 51～61	24K3G1 C 24K3G1 D 24K3G1 E	5	高砂町 1 佐野市役所 (0283-24-5111)
	移	さの 101～135	〃	2	〃
佐野市 (消防)	固	さのしょうぼうたじゅう	9M00G7 W	0.4	富岡町 1391 佐野市消防本部 (0283-22-4433)
	固	さのしょうぼうたじゅうか らさわ	9M00G7 W	0.4	富士町 1-19 唐沢山基地局内
	移	さのしき 1.2 さのよぼう 1.2 さの 1.2 さの 3 さのきゅうじょ 1 さのはしご 1 さのしえん 1 さのしえん 2 さのこうほう 2 さのきゅうきゅう 1～3 さのほんぶ 1.2	5K80G1 DG1E	10 5 10 5 10 5 10 5 10 5	富岡町 1391 佐野市消防本部 (0283-22-0119)
	移	さのにし 1 さのにしきゅうきゅう 1～3 さのにしこうほう 1	5K80G1 DG1E	10 10 5	石塚町 985-1 佐野市西消防署 (0283-25-0119)
	移	さのきた 1 さのきた 2 さのきたきゅうきゅう 1.2 さのきたこうほう 1	5K80G1 DG1E	10 5 10 5	多田町 3092-1 佐野市西消防署北分署 (0283-62-0119)
国土交通省	固	けんせつさの	G7W	0.008	堀米町 3971-10 渡良瀬川河川事務所 佐野河川出張所 (0283-21-6810)
国土交通省	基	〃	F3E	10	〃
東電	基	とうでんさのこうむ	F3E	25	亀井町 2626 東京電力佐野事務所
東電	基	とうでんさの	F3E	10	〃

<危険物関係等>

資料５－１ 危険物施設の状況、危険物大量貯蔵所等一覧

危険物施設の状況

(令和６（２０２４）年４月１日現在)

総 計	製 造 所	貯 蔵 所								取 扱 所				
		小 計	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タン ク 貯 蔵 所	屋 内 タン ク 貯 蔵 所	地下 タン ク 貯 蔵 所	簡 易 タン ク 貯 蔵 所	移 動 タン ク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 油 取 扱 所	第 一 種 販 売 取 扱 所	第 二 種 販 売 取 扱 所	一 般 取 扱 所
671	16	452	97	124	6	72	—	86	67	203	96	—	—	107

危険物大量貯蔵所等一覧

(令和６（２０２４）年４月１日現在)

事業所名	所 在 地	品 名	容量 (kl)	施 設 数
中外油化学工業(株)	出流原町 444-2	第 2 石油類 第 3 石油類 第 4 石油類	0.4 89.5 2399.7	製造所 4 屋内貯蔵所 3 屋外タンク貯蔵所 13 屋外貯蔵所 4 一般取扱所 1
藤倉化成(株)	栄町 12-1 栄町 14-2 栄町 13-5	第 1 石油類 第 2 石油類 第 3 石油類 第 4 石油類 アルコール類	691.8 553.2 53.9 1.4 9.8	製造所 4 屋内貯蔵所 14 屋外タンク貯蔵所 17 屋外貯蔵所 1 一般取扱所 3
(株)ダイセキ	栄町 3-4 栄町 14-10 西浦町 570-1	第 1 石油類 第 2 石油類 第 3 石油類 特殊引火物	956.0 739.4 687.0 12.0	製造所 4 屋内貯蔵所 1 屋外タンク貯蔵所 12 移動タンク貯蔵所 14 屋外貯蔵所 10 給油取扱所 1 一般取扱所 2 移動タンク貯蔵所 12
(株)寺岡製作所	栄町 12-2	第 1 石油類 第 2 石油類 第 3 石油類 第 4 石油類 アルコール類	1021.6 1.8 34.5 10.1 59.7	製造所 3 屋内貯蔵所 6 屋外タンク貯蔵所 3 地下タンク貯蔵所 3 一般取扱所 9
昭和ワニス(株)	多田町 159	第 1 石油類 第 2 石油類 第 3 石油類 第 4 石油類 アルコール類 動植物油類	84.2 533.1 464.6 116.1 3.6 143.4	製造所 1 屋内貯蔵所 3 屋外タンク貯蔵所 8 屋外貯蔵所 40 一般取扱所 4

事業所名	所在地	品名	容量 (kl)	施設数
協和(株)	築地町 1174-1 築地町 5-17 築地長 5-11	第1 石油類	44.0	屋外タンク貯蔵所 4
		第2 石油類	339.3	移動タンク貯蔵所 6
		第3 石油類	832.0	屋外貯蔵所 1
		第4 石油類	19.0	給油取扱所 1
				一般取扱所 1
住友大阪セメント(株)	築地町 715 会沢町 1756	第1 石油類	447.3	屋内貯蔵所 1
		第2 石油類	237.1	屋外タンク貯蔵所 11
		第3 石油類	710.1	屋内タンク貯蔵所 1
		第4 石油類	25.0	給油取扱所 1
				一般取扱所 2
吉澤石灰工業(株)	宮下町 7-10	第1 石油類	71.5	屋外タンク貯蔵所 8
		第2 石油類	2.0	一般取扱所 7
		第3 石油類	1161.9	
(株)藤坂	山菅町 3364 中町 1532 蕨川町 603-1	第1 石油類	104.0	屋外タンク貯蔵所 9
		第2 石油類	919.0	一般取扱所 4
		第3 石油類	36.0	

資料 5－2 火薬類取扱施設

種別	施設数
火薬類販売事業者	3
火薬類譲受事業者（鉱山）	1 2
火薬類譲受・消費事業者（採石業）	1

資料５－３ ＬＰガス販売事業者等

事 業 所 名	所 在 地
(有) アライ電燃	佐野市七軒町 2196
荒井燃料店	佐野市上台町 2150-5
飯塚和助商店	佐野市高橋町 363
石井商店	佐野市赤見町 526
大島燃料店	佐野市天神町 605
(株) 大関商店	佐野市免鳥町 871-1
岡安燃料店	佐野市久保町 180
小野口商事 (株) 佐野営業所	佐野市大橋町 3226-3
(株) 小野里商店	佐野市並木町 1371
小野商店	佐野市船津川町 1788
絹屋商店	佐野市堀米町 3953-16
(有) グローアップ	佐野市犬伏新町 2038-1
小島プロパンガス (株)	佐野市高砂町 2789
(有) 五味田商事	佐野市若松町 672
(株) サイサン 佐野営業所	佐野市新吉水町 451
佐野瓦斯 (株)	佐野市久保町 243
佐野燃料	佐野市浅沼町 70-10
(有) 清水商店	佐野市伊勢山町 1783-2
須田商事 (株) 佐野営業所	佐野市大橋町 1632-3
須藤燃料店	佐野市金屋仲町 2423
(株) スナガ佐野営業所	佐野市植下町 1775-1
(有) 竹村商店	佐野市犬伏新町 2065-1
(株) 田尻商店	佐野市石塚町 2424-1
田邊工業 (株) 佐野工場	佐野市西浦町 587-11
津田商店	佐野市町屋町 166
東上ガス (株) 両毛営業所	佐野市堀米町 455-1 シルフィード１階
戸田燃料店	佐野市堀米町 117
(株) 二興	佐野市大橋町 3239-8

事 業 所 名	所 在 地
日東プロパン（株）	佐野市茂呂山町 3-12
（有）ハイライフゴミタ	佐野市植野町 2004
引間商店	佐野市石塚町 651
（合資）藤沼商店	佐野市犬伏新町 2012
真下商店	佐野市赤見町 841-1
松島燃料店	佐野市朝日町 701
（有）和田商店	佐野市大橋町 1632-3
相田石油（株）	佐野市田沼町 546
（有）青木プロパン	佐野市栃本町 1777
（合資）荒井商店	佐野市田沼町 721
（有）奥澤商事	佐野市新吉水町 30
（有）押山	佐野市多田町 1046
（有）影山燃料店	佐野市岩崎町 497-1
（有）慶野商店	佐野市栃本町 2337-5
佐野市エルピーガス販売（協）	佐野市栃本町 2492-6
須藤商店	佐野市多田町 3007
須藤商店	佐野市栃本町 1175
五月女油店	佐野市栃本町 2381
仲屋商店	佐野市白岩町 350-3
（有）橋本石油	佐野市下彦間町 39
（合資）町田商店	佐野市多田町 1080
（有）峰崎商店	佐野市田沼町 493
山菅燃料店	佐野市岩崎町 1414
（有）山忠	佐野市飛駒町 3049
新井商店	佐野市葛生東 1-3-6
（有）石川油店	佐野市仙波町 172
（有）石川商店	佐野市葛生東 1-12-1
（有）高橋ガス設備	佐野市葛生東 3-4-14
常盤商事（株）	佐野市仙波町 131-1

事業所名	所在地
富澤商店	佐野市葛生東 3-4-2
(有) 中沢商店	佐野市葛生西 2-2-27
日吉屋商店	佐野市柿平町 184-1
広瀬商事 (株)	佐野市葛生西 3-13-1
山崎商店	佐野市水木町 281-1
吉澤保全 (株)	佐野市葛生東 1-12-7

資料 5－4 高圧ガス事業者

高圧ガス											液化石油ガス					
製造					貯蔵		特定 高圧ガス 消費者	販売			販売	認定販売	保安機関	充てん	設備工事	特定供給
一種			二種		一種	二種		一般	液石	冷凍						
一般	液石	冷凍	一般	冷凍												
9	6	5	60	75	6	13	12	22	72	84	55	0	55	3	73	2

資料 5－5 毒物・劇物施設等

毒物劇物取締法関係	箇所数
一般販売業	3 9
農業用品目販売業	1 9
特定品目販売業	1
電気めっき業	1
金属熱処理業	—
しろあり防除業	—
運送業	—
合計	6 0

資料 5－6 鉱山、採石場一覧

鉱山一覧

(令和 4 (2022) 年 12 月現在)

番号	鉱山名	鉱種名	鉱山所在地	鉱業権者
1	山野井	けい石	佐野市山菅町 3613	山野井砕石工業 (株)
2	渡辺古越路	けい石	佐野市葛生西 2-8-21	渡辺産業 (株)
3	葛和田	けい石	佐野市閑馬町 278-1	飯田建材工業 (株)
4	大釜	石灰石	佐野市仙波町 2757	駒形石灰工業 (株)
5	大叶	石灰石	佐野市宮下町 7-10	吉澤石灰工業 (株)
6	唐沢	石灰石	佐野市会沢町 776	住友大阪セメント (株)
7	東京石灰	石灰石	佐野市山菅町 3518	東京石灰工業 (株)
8	葛生水木	石灰石	佐野市山菅町 3518	東京石灰工業 (株)
9	羽鶴	石灰石	佐野市仙波町 1599	日鉄鉱業 (株)
10	村檜	石灰石	佐野市宮下町 1-10	村檜石灰工業 (株)
11	三好	石灰石	佐野市戸室町 989	三好礦業 (株)
12	青木白岩	石灰石	佐野市白岩町 825	青木建材工業 (株)

採石場一覧

(令和 6 (2024) 年 10 月 1 日現在)

業 者	採石場所在地	面積 m ²	岩石名
(株) 藤坂	佐野市中町 1447-1 他	1, 122, 338	硬質砂岩
(株) 藤坂	佐野市菰川町 481-1 他	738, 023	硬質砂岩、粘板岩
吉澤精機 (株)	佐野市会沢町 966 他	239, 106	粘板岩

<文化財関係>

資料 6-1 指定文化財一覧

令和 6（2024）年 10 月 1 日現在

国指定

種別	名称	員数	所在地	所有者等	指定・認定・登録
彫 刻	木造 エラスムス立像	1 躯	東京都台東区上野公園 13-9 （東京国立博物館）	龍江院	昭和 25 年 8 月 29 日
工芸品 1	鋳銅梅竹文透釣灯籠	1 箇	富岡町 305	引地山観音堂	昭和 28 年 3 月 31 日
〃 2	甲冑金具 号避来矢	1 括	富士町 1409	唐澤山神社	昭和 37 年 6 月 21 日
絵 画	絹本著色菜蟲譜 伊藤若冲筆七十七歳の款記がある	1 巻	葛生東 1-14-30	佐野市（吉澤記念美術館）	平成 21 年 7 月 10 日
有形民俗文化財	佐野の天明鋳物生産用具及び製品	1556 点	宇都宮市睦町 2-2 （栃木県立博物館）	佐野市	令和 6 年 3 月 21 日
史 跡	唐沢山城跡	1 基	富士町外	佐野市 外	平成 26 年 3 月 18 日

国認定

種別	名称	員数	所在地	所有者等	指定・認定・登録
建造物	銅製鳥居 附 文書二通	1 基	田沼町 1404	一瓶塚稻荷神社	昭和 20 年 8 月 4 日
考古資料	板石塔婆	1 基	堀米町 1102	一向寺	昭和 16 年 4 月 9 日

国登録

種別	名称	員数	所在地	所有者等	指定・認定・登録
建造物 1	日本キリスト教団佐野教会	1 棟	金屋仲町 2431	日本基督教団佐野教会	平成 15 年 1 月 31 日
〃 2	島田家住宅主家	1 棟	田島町	個人所有	平成 28 年 11 月 29 日
〃 3	第一酒造酒蔵	1 棟	田島町	個人所有	平成 28 年 11 月 29 日
〃 4	第一酒造酒蔵事務所	1 棟	田島町	個人所有	平成 28 年 11 月 29 日
〃 5	第一酒造旧桶倉庫	1 棟	田島町	個人所有	平成 28 年 11 月 29 日
〃 6	第一酒造旧穀倉	1 棟	田島町	個人所有	平成 28 年 11 月 29 日
〃 7	第一酒造旧米穀蔵	1 棟	田島町	個人所有	平成 28 年 11 月 29 日
〃 8	旧土佐屋薬局店舗兼主屋	1 棟	本町	個人所有	平成 29 年 10 月 27 日
〃 9	旧土佐屋薬局座敷蔵・中蔵・奥蔵	1 棟	本町	個人所有	平成 29 年 10 月 27 日
〃 10	寺岡糸店店舗	1 棟	天明町 2702	合名会社寺岡糸店	令和元年 12 月 5 日
〃 11	寺岡糸店主屋	1 棟	〃	〃	〃
〃 12	寺岡糸店文庫蔵	1 棟	〃	〃	〃
〃 13	寺岡糸店石蔵	1 棟	〃	〃	〃
〃 14	寺岡糸店大門	1 棟	〃	〃	〃
〃 15	太田家住宅見世蔵及び主屋	1 棟	大和町	個人所有	令和 3 年 2 月 26 日
〃 16	太田家住宅中蔵	1 棟	〃	〃	〃
〃 17	太田家住宅西蔵	1 棟	〃	〃	〃

種別	名称	員数	所在地	所有者等	指定・認定・登録
建造物 18	太田家住宅南蔵	1 棟	大和町	個人所有	令和 3 年 2 月 26 日
〃 19	太田家住宅八幡社	1 棟	〃	〃	〃
〃 20	太田家住宅稲荷社	1 棟	天明町	〃	〃
〃 21	太田家住宅表門及び石塀	1 棟	大和町	〃	〃
〃 22	唐澤山神社本殿	1 棟	富士町 1409-3 外	唐澤山神社	令和 5 年 8 月 7 日
〃 23	唐澤山神社拝殿	1 棟	富士町 1409-3 外	〃	〃
〃 24	唐澤山神社中門祝詞屋及び透塀	1 棟	富士町 1409-3 外	〃	〃
〃 25	唐澤山神社参拝門	1 棟	富士町 1409-3	〃	〃
〃 26	唐澤山神社神楽殿	1 棟	栃本町 3598-2	〃	〃
〃 27	唐澤山神社神橋	1 基	富士町 1409-3	〃	〃

県指定

種別	名称	員数	所在地	所有者等	指定・認定・登録
建造物 1	東照宮本殿 附 建築図 棟札及び保管箱	1 棟	金井上町 2233	惣宗寺	昭和 57 年 8 月 27 日
〃 2	東照宮拝殿	1 棟	〃	〃	昭和 57 年 8 月 27 日
〃 3	東照宮透塀	1 周	〃	〃	昭和 57 年 8 月 27 日
〃 4	東照宮唐門	1 棟	〃	〃	昭和 57 年 8 月 27 日
〃 5	二柱神社社殿（本殿・幣 殿・拝殿）	1 棟	並木町 167	二柱神社	平成元年 8 月 25 日
〃 6	一瓶塚稲荷神社本殿	1 棟	田沼町 1404	一瓶塚稲荷神社	平成 5 年 2 月 19 日
絵 画 1	絵本淡彩 蝦夷真景絵巻	1 巻	葛生西	個人所有	昭和 38 年 11 月 1 日
〃 2	紙本著色 前後赤壁図	1 双	葛生西	〃	昭和 38 年 11 月 1 日
〃 3	紙本金地墨画 海浜富士 図	1 双	葛生東 1-14-30	〃	昭和 38 年 11 月 1 日
〃 4	絵本墨画 雲洞読易山中 読玄図	1 双	葛生西	〃	昭和 40 年 1 月 26 日
〃 5	紙本金地墨画 嵐山清水 寺全景図	1 双	葛生東 1-14-30	〃	昭和 40 年 1 月 26 日
〃 6	絹本著色 酒折宮連歌図	2 幅	石塚町	〃	昭和 48 年 1 月 30 日
〃 7	絹本著色 足利忠綱宇治 川先陣図	2 幅	〃	〃	昭和 48 年 1 月 30 日
〃 8	紙本著色 調馬図	1 双	〃	〃	昭和 48 年 1 月 30 日
〃 9	絹本著色 西園雅集図	1 幅	葛生東 1-14-30	〃	昭和 48 年 11 月 27 日
〃 10	紙本墨画 松陰閑釣図	1 幅	〃	〃	昭和 50 年 1 月 28 日
〃 11	絹本著色 西園雅集図	1 幅	富岡町	〃	昭和 52 年 7 月 29 日
〃 12	麻布著色 楊柳観音図	1 幅	金井上町 2233	惣宗寺	昭和 53 年 1 月 31 日
〃 13	絹本著色 聖宝僧正渡一 條大路図	1 幅	大橋町 2047	佐野市	昭和 53 年 7 月 7 日
〃 14	絹本著色 柿本人麿神影	1 幅	小中町 1062	人丸神社	昭和 61 年 10 月 7 日
〃 15	絹本著色 慈慧大師像	1 幅	金井上町 2233	惣宗寺	昭和 61 年 10 月 7 日
〃 16	絹本著色 釈迦三尊像	3 幅対	〃	〃	平成 6 年 1 月 28 日
彫 刻 1	銅造 鏡延命地藏菩薩半 跏像 附眷属矜羯羅、制 菴迦童子	3 軀	七軒町 2189	普門院	昭和 34 年 3 月 13 日
〃 2	銅造 百観音菩薩像	100 軀	犬伏上町 1892	台元寺	昭和 37 年 4 月 3 日
〃 3	木造 地藏菩薩坐像	1 軀	田沼町 1703-1	田沼本町区	昭和 46 年 2 月 16 日
〃 4	木造 薬師如来坐像	1 軀	船越町	個人所有	昭和 46 年 2 月 16 日
〃 5	木造 大日如来坐像	1 軀	赤見町 1148	西光院	平成 3 年 2 月 19 日

種別	名称	員数	所在地	所有者等	指定・認定・登録
工芸品 1	刀 銘 作陽幕下士細川正義	1 口	浅沼町	個人所有	昭和 36 年 5 月 6 日
” 2	わきざし 銘 守勝	1 口	富士町 1409	唐澤山神社	昭和 41 年 3 月 18 日
” 3	常張釜	1 口	村上町	個人所有	昭和 46 年 5 月 14 日
” 4	わきざし 銘 於野州佐野城下武井信正作之	1 口	犬伏上町	”	昭和 52 年 7 月 29 日
” 5	刀 銘 作陽幕下士細川正守	1 口	植上町	”	昭和 53 年 1 月 31 日
” 6	わきざし 銘 作陽幕下士細川正守	1 口	富岡町	”	昭和 53 年 6 月 2 日
” 7	刀剣小道具縁頭	1 組	船越町	”	昭和 53 年 6 月 2 日
” 8	刀 銘 野州佐埜住将應	1 口	赤見町	個人所有	昭和 54 年 4 月 24 日
” 9	仙人図大小縁頭 銘 菊池政長作	1 組	山菅町	”	昭和 55 年 9 月 19 日
” 10	白根葵図 小柄	1 本	田沼町	”	昭和 59 年 6 月 1 日
” 11	刀 銘 於野州烏山一雲斎邦直	1 口	犬伏上町	”	昭和 59 年 9 月 7 日
” 12	曾我兄弟討入図鐔	1 枚	富岡町	”	昭和 60 年 5 月 31 日
” 13	熊に松柏図 小柄 銘 致道作	1 本	田沼町	”	昭和 60 年 5 月 31 日
” 14	竜仙人図鐔 銘 菊地政長	1 枚	”	”	昭和 60 年 5 月 31 日
” 15	なぎなた 銘 作陽幕下士 細川正義	1 口	富岡町	”	平成 2 年 5 月 15 日
考古資料 1	田中正造遺品	1 点	大橋町 2047	佐野市	昭和 38 年 6 月 18 日
” 2	田中正造墨跡	3 幅	”	”	昭和 38 年 6 月 18 日
” 3	田中正造遺品	9 点	”	”	昭和 38 年 6 月 18 日
” 4	田中正造墨跡	2 幅	”	”	昭和 38 年 6 月 18 日
” 5	田中正造書簡	28 通	”	”	昭和 39 年 1 月 7 日
有形民俗文化財	吉澤人形頭	93 体	葛生東 1-11-26	”	平成 11 年 8 月 17 日
無形民俗文化財 1	牧歌舞伎		牧町	牧歌舞伎保存会	昭和 52 年 7 月 29 日
” 2	鐙塚の宮比講神楽		鐙塚町	鐙塚宮比講神楽保存会	昭和 62 年 12 月 22 日
史 跡 1	大榭塚古墳	1 基	犬伏上町	個人所有	昭和 32 年 6 月 30 日
” 2	田中正造旧宅		小中町 975-2	(一財)小中農教倶楽部外一名	昭和 32 年 6 月 30 日
” 3	米山古墳	1 基	犬伏新町	個人所有	昭和 33 年 4 月 25 日
天然記念物 1	出流原弁天池		出流原町 1117 外	財務省(佐野市)外	昭和 31 年 1 月 23 日
” 2	船越薬師堂のヒイラギ	1 本	船越町	薬師堂総代会	昭和 46 年 6 月 25 日
” 3	丸獄山神社のケヤキ	1 本	多田町	丸獄山神社	昭和 49 年 8 月 20 日

市指定

種別	名称	員数	所在地	所有者等	指定・認定・登録
建造物 1	星宮神社銅造鳥居	1 基	大蔵町 2928	星宮神社	昭和 33 年 1 月 10 日
” 2	赤城神社銅造鳥居	1 基	植下町 430	赤城神社	昭和 33 年 1 月 10 日
” 3	安楽寺仁王門	1 棟	並木町 1185	安楽寺	昭和 33 年 2 月 12 日
” 4	民家	1 棟	鐙塚町	個人所有	昭和 33 年 6 月 25 日
” 5	石灯籠	1 基	久保町	”	昭和 34 年 12 月 24 日
” 6	永代寺仁王門及び仁王像	1 棟	飛駒町 2900	永代寺	昭和 55 年 4 月 30 日

種別		名称	員数	所在地	所有者等	指定・認定・登録
建造物	7	東光寺中門	1 棟	寺中町 2337	東光寺	昭和 60 年 9 月 25 日
〃	8	熊野神社本殿	1 棟	石塚町 1721	熊野神社	昭和 61 年 12 月 6 日
〃	9	旧三好小学校校舎	1 棟	岩崎町 1325-1	佐野市	平成 2 年 4 月 17 日
〃	10	一瓶塚稻荷神社及び西宮神社の社殿	各 1 棟	田沼町 1404	一瓶塚稻荷神社	平成 3 年 2 月 14 日
〃	11	惣宗寺山門	1 棟	金井上町 2233	惣宗寺	平成 30 年 2 月 15 日
絵 画	1	絹本著色 佐野昌綱画像	1 幅	犬伏下町 2285	大庵寺	昭和 33 年 6 月 25 日
〃	2	絹本著色 柿本人麻呂像	1 幅	小中町 1062	人丸神社	昭和 41 年 5 月 10 日
〃	3	絹本著色 安蘇馬車鉄道時代の葛生駅周辺図	1 面	大橋町 2047	佐野市	昭和 44 年 7 月 25 日
〃	4	水彩画 熱海梅林図	1 面	赤見町 3229	市立赤見小学校	昭和 45 年 12 月 18 日
〃	5	水彩画 麦打ち図	1 面	出流原町 628-1	市立赤見中学校	昭和 45 年 12 月 18 日
〃	6	紙本淡彩 琴棋書画図	1 幅	大橋町 2047	佐野市	平成元年 3 月 20 日
〃	7	絹本著色 佐野乃雪図	1 幅	葛生西	個人所有	平成 5 年 2 月 12 日
〃	8	天井絵 雲龍花鳥図	156 面	戸奈良町 960	種徳院	平成 9 年 10 月 3 日
彫 刻	1	銅造 阿弥陀如来坐像	1 軀	大祝町 2312	宝竜寺	昭和 33 年 1 月 10 日
〃	2	銅造 阿弥陀如来坐像	1 軀	金井上町 2237	観音寺	昭和 33 年 1 月 10 日
〃	3	銅造 地蔵菩薩坐像	1 軀	赤見町 1148	西光院	昭和 33 年 1 月 10 日
〃	4	木造 金剛力士像	1 対	並木町 1185	安楽寺	昭和 33 年 2 月 12 日
〃	5	木造 阿弥陀如来坐像	1 軀	犬伏下町 2285	大庵寺	昭和 33 年 6 月 25 日
〃	6	銅造 薬師如来坐像	1 軀	〃	〃	昭和 33 年 6 月 25 日
〃	7	神楽面	8 面	小中町 1062	人丸神社	昭和 33 年 10 月 1 日
〃	8	銅造 地蔵菩薩立像 附木彫像	1 軀 附 1 軀	越名町 406	金蔵院	昭和 35 年 4 月 9 日
〃	9	木造 地蔵菩薩立像	1 軀	天明町 2229	涅槃寺	昭和 36 年 5 月 27 日
〃	10	銅造 阿弥陀如来立像	1 軀	〃	〃	昭和 36 年 5 月 27 日
〃	11	木造 釈迦如来坐像	1 軀	村上町 788	竜泉寺	昭和 37 年 3 月 22 日
〃	12	木造 地蔵菩薩坐像	1 軀	〃	〃	昭和 37 年 3 月 22 日
〃	13	木造 地蔵菩薩坐像（立木地蔵尊）	1 軀	仙波町 1500-6	来迎寺	昭和 37 年 7 月 23 日
〃	14	銅造 大日如来坐像	1 軀	植上町 1774	大日堂	昭和 39 年 9 月 11 日
〃	15	木造 閻魔王坐像	1 軀	上羽田町 690	竜西院	昭和 40 年 9 月 10 日
〃	16	銅造 阿弥陀三尊像	3 軀	〃	〃	昭和 41 年 9 月 12 日
〃	17	木造 阿弥陀如来坐像	1 軀	栃本町	個人所有	昭和 42 年 6 月 28 日
〃	18	銅造 大日如来坐像	1 軀	寺中町 2273	慈眼院	昭和 60 年 9 月 25 日
〃	19	銅造 地蔵菩薩立像	1 軀	多田町 1084-4	下多田自治会	平成 2 年 4 月 17 日
〃	20	石造 地蔵菩薩立像	1 軀	小見町 630-1	飯玉町内会	平成 3 年 2 月 14 日
〃	21	木造 千手観世音菩薩坐像	1 軀	戸室町 625	千手院	平成 4 年 6 月 16 日
〃	22	木造 阿弥陀如来坐像	1 軀	天明町 2229	涅槃寺	平成 5 年 9 月 22 日
〃	23	木造 阿弥陀如来坐像	1 軀	朝日町	個人所有	平成 9 年 7 月 22 日
工芸品	1	銅鐘	1 口	並木町 1185	安楽寺	昭和 33 年 1 月 10 日
〃	2	銅鐘	1 口	金井上町 2233	惣宗寺	昭和 33 年 1 月 10 日
〃	3	銅鐘	1 口	植野町 1856	大聖院	昭和 33 年 1 月 10 日
〃	4	銅鐘	1 口	富士町 350	泉心院	昭和 33 年 1 月 10 日
〃	5	銅鐘	1 口	赤見町 1148	西光院	昭和 33 年 1 月 10 日
〃	6	銅造半鐘	1 口	久保町 41	浄泉寺	昭和 34 年 12 月 24 日
〃	7	銅造鰐口	1 口	馬門町 1506	浅田神社	昭和 35 年 4 月 9 日
〃	8	銅造鰐口	1 口	船津川町	個人所有	昭和 37 年 3 月 22 日

種別		名称	員数	所在地	所有者等	指定・認定・登録
工芸品	9	銅造内行花文鏡（天明鋳物鏡）	1面	富岡町 305	引地山日向寺観音堂	昭和 60 年 9 月 10 日
〃	10	銅造半鐘	1口	飛駒町 1227	大光寺如来堂	平成 11 年 3 月 30 日
〃	11	銅造鰐口	1口	白岩町 329-1	宇都宮神社	平成 3 年 2 月 14 日
〃	12	神鈴	1点	植下町 430	赤城神社	平成 20 年 9 月 25 日
〃	13	波に卷子形兜 号龍綺	1頭	富士町 1409	唐澤山神社	平成 24 年 7 月 27 日
〃	14	陶壁「翔鶴」田村耕一作	1件	浅沼町 508-5	佐野市	平成 30 年 2 年 15 日
書 跡	1	後陽成天皇宸翰額字	1面	天明町 2229	涅槃寺	昭和 36 年 5 月 27 日
〃	2	顔氏家廟碑法帖	4帖	大橋町 2047	佐野市	昭和 37 年 10 月 10 日
〃	3	徂徠茂卿の書	1面	田沼町	個人所有	昭和 42 年 6 月 28 日
典 籍	1	官刻孝義録	50 巻	葛生東 1-11-8	佐野市	昭和 39 年 2 月 21 日
〃	2	醫談	2冊	田沼町	個人所有	平成 17 年 1 月 24 日
〃	3	修身辯	3冊	小見町	〃	平成 17 年 1 月 24 日
古文書	1	下野国絵図	1幅	船津川町	個人所有	昭和 41 年 12 月 14 日
〃	2	佐野家系図	1本	栃本町	個人所有	昭和 42 年 6 月 28 日
〃	3	田沼家系図及び年譜	2本	田沼町 1408	西林寺	昭和 49 年 3 月 1 日
〃	4	後柏原天皇の綸旨	1通	栃本町 1470	本光寺	昭和 49 年 3 月 1 日
〃	5	小野寺家文書	32 点	朝日町	個人所有	平成 2 年 7 月 26 日
〃	6	福地家文書	24 点	船津川町	〃	平成 2 年 7 月 26 日
〃	7	佐野氏忠の判物	1通	栃本町 1470	本光寺	平成 4 年 6 月 16 日
〃	8	天徳寺宝衍の朱印状	1通	大橋町 2047	個人所有	平成 4 年 6 月 16 日
〃	9	島田家文書	9 点	田島町	〃	平成 6 年 1 月 28 日
〃	10	小島家文書	8 点	金屋仲町	〃	平成 6 年 1 月 28 日
〃	11	佐野家古図	1 枚	田沼町	〃	平成 24 年 7 月 27 日
〃	12	小曾戸家文書	13 点	会沢町	〃	平成 26 年 7 月 29 日
考古資料	1	男子武人半身像埴輪	1個	大橋町 2047	佐野市	昭和 35 年 4 月 9 日
〃	2	上羽田町出土板碑	1基	〃	〃	昭和 37 年 3 月 22 日
〃	3	細頸壺型土器	2個	〃	〃	昭和 37 年 3 月 22 日
〃	4	鬼面蓮華文鍔瓦	1個	富岡町 93	市立北中学校	昭和 43 年 12 月 19 日
〃	5	へう描文鍔瓦	1個	〃	〃	昭和 43 年 12 月 19 日
〃	6	押型文国分寺瓦	1個	〃	〃	昭和 43 年 12 月 19 日
〃	7	石造宝篋印塔	1基	下彦間町 999	安養寺	昭和 49 年 12 月 20 日
〃	8	石造宝篋印塔	2基	飛駒町 193	薬師堂	平成 9 年 10 月 3 日
〃	9	願成寺出土板碑	3基	鉢木町 15-5	願成寺	昭和 50 年 6 月 30 日
〃	10	出流原遺跡出土弥生時代資料	1括	大橋町 2047	佐野市	平成 16 年 1 月 22 日
〃	11	八幡山古墳出土資料	1括	〃	〃	平成 16 年 12 月 22 日
〃	12	青磁 不遊環花生	1点	〃	〃	平成 20 年 9 月 25 日
〃	13	上林遺跡出土旧石器時代資料	1括	〃	〃	平成 30 年 2 月 15 日
歴史資料	1	紙本墨書 念仏日記	2帖	犬伏下町 2285	大庵寺	昭和 33 年 6 月 25 日
〃	2	紙本着色灯籠献上図及び六角釣灯籠	1幅 1基	金吹町	個人所有	昭和 34 年 10 月 21 日
〃	3	菅神廟の碑	1基	天神町 807	朝日森天満宮	昭和 34 年 12 月 24 日
〃	4	勅額及び下馬札	1面1枚	天明町 2229	涅槃寺	昭和 36 年 5 月 27 日
〃	5	中根東里学則版木	6 枚	大橋町 2047	佐野市	昭和 37 年 8 月 27 日
〃	6	芭蕉あやめ塚句碑	1基	金屋下町 12	県立佐野東高校	昭和 37 年 8 月 27 日
〃	7	キリシタン禁制の高札	1 枚	富岡町 93	市立北中学校	昭和 43 年 12 月 19 日

種別	名称	員数	所在地	所有者等	指定・認定・登録
歴史資料 8	おしどり塚歌碑	1 基	浅沼町 249	浅沼八幡宮	昭和 44 年 12 月 16 日
〃 9	佐野城墟碑及び城郭図	1 基 1 幅	植下町	堀田佐野城址公園維持管理委員会	昭和 48 年 3 月 22 日
〃 10	永代接待船供養塔	1 基	西浦町 416	竜谷寺	昭和 49 年 9 月 14 日
〃 11	永代接待船供養塔	1 基	鑑塚町 230-1	星宮神社	昭和 49 年 9 月 14 日
〃 12	蜀山人歌碑	1 基	田沼町 1404	一瓶塚稻荷神社	平成 6 年 2 月 21 日
〃 13	石造宝篋印塔	1 基	山越町 345	密蔵院	平成 6 年 2 月 21 日
〃 14	石造層塔光明真言供養塔	1 基	下彦間町 2031	正光寺	平成 6 年 2 月 21 日
〃 15	石幢	1 基	栃本町 2348	本光寺	平成 7 年 3 月 20 日
〃 16	石造佐野坂東観音巡礼開創供養塔	1 基	吉水町 925	種徳院	平成 11 年 3 月 30 日
無形文化財	佐野雛人形		上台町	個人(技能保持者)	平成 16 年 12 月 22 日
有形民俗 文化財 1	竜吐水	1 点	久保町 41	浄泉寺	昭和 34 年 12 月 24 日
〃 2	額絵馬	1 面	並木町 167	二柱神社	昭和 35 年 6 月 24 日
〃 3	紙本著色十王の図	11 幅	天明町 2229	涅槃寺	昭和 36 年 5 月 27 日
〃 4	紙本著色釈迦八相の図	5 幅	天明町 2229	涅槃寺	昭和 36 年 5 月 27 日
〃 5	寛政暦・天保暦・太陽暦	59 冊	犬伏下町	個人所有	昭和 44 年 2 月 12 日
〃 6	和算の額	1 面	大蔵町 2928	星宮神社	昭和 51 年 3 月 24 日
〃 7	越名河岸の絵馬	1 面	越名町 1619	藤田神社	昭和 63 年 7 月 28 日
〃 8	和算の額	1 面	寺中町 2337	東光寺	昭和 63 年 9 月 22 日
〃 9	養蚕額	1 面	小見町 672	天満宮	平成 4 年 6 月 16 日
〃 10	石造板碑型庚申塔	1 基	下彦間町	須花竹の沢講中	平成 4 年 6 月 16 日
〃 11	石造双体道祖神像	1 軀	戸奈良町	上西原町内会	平成 6 年 2 月 21 日
〃 12	水盤・大火鉢・茶釜	各 1 点	飛駒町 2299 根古屋森林公園	佐野市	平成 7 年 3 月 20 日
〃 13	地租改正絵馬	1 面	高萩町 239	諏訪神社	平成 8 年 7 月 16 日
〃 14	猩猩乱図絵馬	1 面	長谷場町 960	崇禅寺	平成 9 年 10 月 3 日
〃 15	庚申縁起	1 巻	飛駒町	個人所有	平成 11 年 3 月 30 日
〃 16	四文字額「奉納冠句合」	1 面	戸室町 627	鞍掛神社	平成 11 年 3 月 30 日
無形民俗 文化財 1	芦畦の獅子舞		並木町	花岡町会	昭和 33 年 1 月 10 日
〃 2	上羽田八幡神楽		上羽田町	上羽田八幡神楽	昭和 36 年 12 月 2 日
〃 3	下彦間獅子舞		下彦間町	下彦間郷土民芸保存会	昭和 49 年 3 月 1 日
〃 4	小中町人丸神楽		小中町	人丸神社敬神講	昭和 50 年 3 月 24 日
〃 5	村上星宮神社神楽		村上町	村上星宮神社敬神講	昭和 51 年 12 月 11 日
〃 6	吉水榊神社太々神楽		吉水町	吉水榊神社神楽舞保存会	昭和 53 年 12 月 12 日
〃 7	奈良淵小案神社神楽		奈良淵町	奈良淵小案神社神楽保存会	昭和 59 年 5 月 1 日
〃 8	富士宮比講神楽		富士町	富士宮比講	昭和 60 年 9 月 25 日
〃 9	浅間山のおたきあげ		奈良淵町	浅間山のおたきあげ保存会	昭和 63 年 9 月 22 日
〃 10	越名舟唄		佐野市	越名舟唄保存会	昭和 63 年 12 月 26 日
〃 11	佐野鳶木遣り・纏振り・梯子乗り		佐野市	佐野鳶伝統文化保存会	昭和 63 年 12 月 26 日

種別	名称	員数	所在地	所有者等	指定・認定・登録
無形民俗文化財 12	鍋沢の獅子舞		飛駒町	塩釜神社獅子舞保存会	平成 2 年 4 月 17 日
〃 13	大門天満宮神楽		赤見町	大門天満宮敬神講	平成 5 年 4 月 27 日
史 跡 1	市の沢古墳群	13 基	赤見町	個人所有	昭和 33 年 1 月 10 日
〃 2	赤見城跡	1 基	赤見町 3572 外	佐野市 外	昭和 35 年 12 月 2 日
〃 3	佐野城跡	1 基	若松町 504	佐野市	昭和 36 年 6 月 27 日
〃 4	椿田城跡	1 基	船津川町	個人所有	昭和 38 年 10 月 1 日
〃 5	伝佐野源左衛門常世の墓所	1 区画	鉢木町 15-5	願成寺	昭和 39 年 2 月 21 日
〃 6	井伊家墓所	1 区画	堀米町 754	天応寺	昭和 39 年 5 月 10 日
〃 7	石灰谷焼窯跡		山菅町	個人所有	昭和 39 年 7 月 15 日
〃 8	藤原秀郷墳墓	1 基	新吉水町 254	唐澤山神社	昭和 42 年 6 月 28 日
〃 9	阿曾沼城跡	1 基	浅沼町 294	浅沼八幡宮	昭和 44 年 12 月 16 日
〃 10	山崎尚志道人墓石	1 基	大蔵町 2975	興福寺	昭和 46 年 12 月 16 日
〃 11	秋山要助墓石	1 基	〃	〃	昭和 46 年 12 月 16 日
〃 12	清水城跡	1 基	吉水町 739	興聖寺	昭和 49 年 3 月 1 日
〃 13	田沼家墓所	1 区画	田沼町	西林寺	昭和 49 年 3 月 1 日
〃 14	自歎妙心墓塔	1 基	西浦町 416	竜谷寺	昭和 49 年 9 月 14 日
〃 15	葛生人骨出土跡	1 区画	山菅町	個人所有	昭和 49 年 12 月 14 日
〃 16	蓬山城跡	1 基	作原町	〃	昭和 49 年 12 月 20 日
〃 17	遠原古墳	1 基	閑馬町	〃	昭和 49 年 12 月 20 日
〃 18	惣宗寺田中正造墓所	1 区画	金井上町 2233	惣宗寺	昭和 61 年 10 月 27 日
〃 19	田中正造誕生地墓所	1 区画	小中町 963-1 外	(一財)小中農教倶楽部	昭和 61 年 10 月 27 日
〃 20	手堀りの須花トンネル	1 本	下彦間町須花	個人所有	平成 6 年 2 月 21 日
〃 21	天徳寺宝衍(佐野房綱)の墓所	1 区画	山形町 1178	報恩寺	平成 9 年 10 月 3 日
〃 22	嘉多山七輪釜跡	1 基	嘉多山町 1790	佐野市	平成 12 年 11 月 19 日
〃 23	赤尾清三郎の墓石	1 基	吉水町 1060	種徳院	平成 17 年 1 月 24 日
〃 24	田中正造終焉(しゅうえん)の家		下羽田町	個人所有	平成 25 年 9 月 4 日
名 勝 1	人丸神社神苑		小中町 1062	人丸神社	昭和 35 年 6 月 24 日
〃 2	城山公園		若松町 504	佐野市	昭和 36 年 6 月 27 日
天然記念物 1	光徳寺のコノテガシワ	1 本	犬伏下町 1962	光徳寺	昭和 34 年 12 月 24 日
〃 2	人丸神社湧泉池		小中町 1062	人丸神社	昭和 35 年 6 月 24 日
〃 3	秋山のシダレザクラ	1 本	秋山町	個人所有	昭和 37 年 7 月 23 日
〃 4	嘉多山のコノテガシワ叢林	50 本	嘉多山町 1790	佐野市	昭和 37 年 7 月 23 日
〃 5	葛生小学校の大ケヤキ	2 本	葛生西 1-12-1	〃	昭和 39 年 2 月 21 日
〃 6	石筍	1 基	あくど町 3084	〃	昭和 39 年 3 月 20 日
〃 7	木浦原のザゼンソウ群落		秋山町	個人所有	昭和 39 年 7 月 15 日
〃 8	出流原石灰山産出鹿類の化石		出流原町	〃	昭和 40 年 5 月 10 日
〃 9	出流原石灰山産出トウヨウゾウの化石		大橋町 2047	佐野市	昭和 40 年 5 月 10 日
〃 10	出流原フズリナ及びウミユリ化石包含地		出流原町	個人所有	昭和 41 年 3 月 23 日
〃 11	出原の大ツバキ	1 本	秋山町	〃	昭和 42 年 2 月 1 日
〃 12	稲荷明神のイヌガヤ		戸奈良町	〃	昭和 49 年 3 月 1 日

種別	名称	員数	所在地	所有者等	指定・認定・登録
天然記念物 13	南光寺の大シロツバキ	1 本	宮下町 12	南光寺	昭和 53 年 6 月 21 日
〃 14	東光寺のカヤ	1 本	寺中町 2337	東光寺	昭和 60 年 9 月 10 日
〃 15	東光寺のコウヨウザン	1 本	〃	〃	昭和 60 年 9 月 10 日
〃 16	町谷町カタクリの群落		町谷町 102-1 外	佐野市	昭和 62 年 8 月 25 日
〃 17	奈良渕町のトウキョウサ ンショウウオ		奈良渕町 148 外	奈良渕町会	昭和 63 年 4 月 22 日
〃 18	岩嶽神社のスギ	1 本	作原町 261	岩嶽神社	平成元年 3 月 20 日
〃 19	熊野神社のカヤ	1 本	船越町 309	熊野神社	平成元年 3 月 20 日
〃 20	洞雲寺のツバキ	1 本	船越町 922	洞雲寺	平成 7 年 3 月 20 日
〃 21	密蔵院入口のコノテガシ ワ	1 本	山越町 345	密蔵院	平成 9 年 10 月 3 日
〃 22	閑馬丸山のカヤ	1 本	閑馬町	個人所有	平成 11 年 3 月 30 日
〃 23	種徳院のシダレザクラ	2 本	戸奈良町 960	種徳院	平成 11 年 3 月 30 日
〃 24	万福寺のコノテガシワ	1 本	中町 209	万福寺	平成 26 年 2 月 20 日
〃 25	会沢町産出のサイ骨格化 石	1 件	葛生東 1-11-15	佐野市	平成 30 年 2 月 15 日

<輸送関係>

資料 7-1 緊急輸送道路等

県指定

指 定	道 路 種 別	路 線 名	区 間
第 1 次 緊急輸送道路	高速自動車国道	東北自動車道	市内全区間
	〃	北関東自動車道	〃
	国道（国管理）	国道 50 号	〃
	〃（県管理）	国道 293 号	〃
	主要地方道	佐野古河線	浅沼町浅沼町交差点（桐生岩舟線交点） ～高萩町高萩交差点（国道 50 号交点）
	〃	佐野田沼線	浅沼町浅沼町交差点（桐生岩舟線交点） ～田沼町田沼上町西交差点（国道 293 号交点）
第 2 次 緊急輸送道路	〃	桐生岩舟線	若松町佐野駅入口交差点（佐野停車場線交点） ～浅沼町浅沼町交差点（佐野田沼線交点）
	一般県道	佐野停車場線	若松町佐野駅入口交差点（桐生岩舟線交点） ～高砂町（佐野市役所前）
	市道	市道 2 級 149 号線	堀米町（佐野田沼線交点） ～堀米町（安蘇庁舎前）
	高速自動車国道	東北自動車道	黒袴町（佐野 SA スマートインター） ～関川町（東北自動車道）
	〃	〃	黒袴町（佐野 SA スマートインター） ～黒袴町（東北自動車道）
	主要地方道	佐野行田線	大橋町大橋町交差点（桐生岩舟線交点） ～下羽田町（館林市境界）
	〃	佐野古河線	高萩町高萩交差点（国道 50 号交点） ～栃木市境界
	〃	桐生岩舟線	足利市境界
	〃	〃	～若松町佐野駅入口交差点（佐野停車場線交点）
	一般県道	〃	浅沼町浅沼町交差点（佐野田沼線交点） ～伊勢山町（佐野市道交点）
		栃木田沼線	山越町山越交差点（国道 293 号交点） ～中町（中運動公園前）
		堀米停車場線	堀米町（赤見本町線交点） ～堀米町堀米町交差点（佐野田沼線交点）
		山形寺岡線	山形町山形入口交差点（国道 293 号交点） ～出流原町（出流原 PA 前）
		作原田沼線	石塚町（国道 293 号交点） ～岩崎町（佐野市道交点）
		佐野環状線	高萩町高萩交差点（佐野古河線交点） ～高萩町（佐野市道交点）
		〃	道の駅交差点（佐野田沼線交点） ～大橋町大橋町交差点（桐生岩舟線交点）
		佐野田沼インター線	小見町（佐野田沼インター） ～吉水町（佐野田沼線交点）
	〃	佐野 SA スマート インター線	黒袴町（佐野市道交点） ～黒袴町（佐野 SA スマートインター線連絡）

第 2 次 緊急輸送道路	市道	市道 2 級 112 号線	伊勢山町（桐生岩舟線交点） ～黒袴町（佐野 SA スマートインター線交点）
	〃	市道 219 号線	岩崎町（作原田沼線交点） ～戸室町（KONOIKE グリーンフィールド（佐野市田沼グリーンスポーツセンター前））
	〃	市道堀米 217 号線	堀米町菊川町交差点（佐野環状線交点） ～堀米町（赤見本町線交点）
	〃	市道佐野 29 号線、 1 級 2 号線	久保町（唐沢山公園線交点） ～久保町（佐野ガス（株）前）
	〃	市道界 173 号線	越名町佐野新都市交差点（国道 50 号交点） ～高萩町（佐野環状線交点）
	〃	市道 1 級 15 号線	出流原町出流原町交差点（国道 293 号交点） ～石塚町（旗川石塚緑地前）
	〃	市道堀米 141 号線 市道堀米 145 号線 市道堀米 197 号線 市道赤見 304 号線	堀米町（赤見本町線交点） ～堀米町（渡良瀬川河川事務所佐野河川出張所前）
	〃	市道赤見 305 号線	出流原町（山形寺岡線交点） ～出流原町（出流原 PA 前）
	〃	堀米 221 号線 佐野 214 号線	出流原町（山形寺岡線交点） ～出流原町（出流原 PA 前） 相生町（桐生岩舟線交点） ～堀米町堀米町交差点（佐野田沼線交点）
第 3 次 緊急輸送道路	主要地方道	桐生岩舟線	伊勢山町（佐野市道交点）～栃木市境界
	一般県道	赤見本町線	堀米町（佐野環状線交点） ～堀米町（堀米停車場線連絡）
	〃	佐野環状線	赤坂町（佐野行田線交点） ～高萩町高萩町交差点（佐野古河線交点）

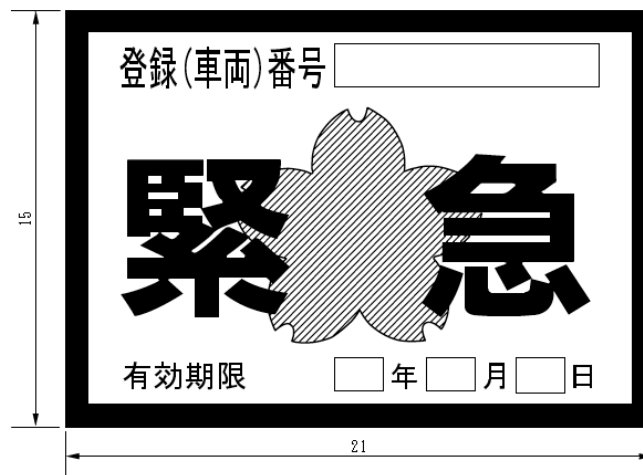
市優先啓開道路

No.	路線名	道路 種別	区間	公共施設等
1	1 級 1 号線	1 級	全線	佐野市役所
2	1 級 2 号線	1 級	全線	佐野武道館
3	2 級 1 0 1 号線	2 級	佐野市中央公民館から佐野 4 1 号線交差部まで	佐野市中央公民館、 佐野小学校
4	佐野 4 1 号線	その他	全線	
5	植野 6 5 号線	その他	全線	
6	犬伏 1 8 4 号線	その他	全線	
7	界 1 号線	その他	全線	
8	佐野 4 8 号線	その他	1 級 1 号線交差部から佐野 4 5 号線交差部まで	
9	佐野 4 5 号線	その他	佐野 4 8 号線交差部から植野 2 9 号線起点まで	
10	植野 2 9 号線	その他	佐野 4 5 号線交差部から近隣公共施設等まで	天明小学校
11	1 級 1 4 号線	1 級	赤見本町線交差部から 1 級 1 2 号線交差部まで	
12	堀米 2 1 7 号線	その他	全線	佐野厚生総合病院
13	植野 5 1 号線	その他	全線	植野小学校
14	植野 4 8 号線	その他	佐野環状線交差部から植野 2 9 号線交差部まで	
15	植野 2 9 号線	その他	植野 4 8 号線交差部から近隣公共施設等まで	植野地区公民館
16	植野 3 9 0 号線	その他	佐野行田線交差部から 1 級 7 号線交差部まで	
17	1 級 7 号線	1 級	植野 3 9 0 号線交差部から植野 2 6 2 号線交差部まで	
18	植野 2 6 2 号線	その他	1 級 7 号線交差部から植野 4 0 7 号線交差部まで	
19	植野 4 0 7 号線	その他	植野 2 6 2 号線交差部から植野 2 4 7 号線交差部まで	
20	2 級 1 1 7 号線	2 級	植野 4 0 7 号線から 1 級 7 号線まで	
21	1 級 7 号線	1 級	2 級 1 1 7 号線交差部から近隣公共施設等まで	旧船津川小学校
22	植野 2 4 7 号線	その他	植野 4 0 7 号線交差部から植野 2 4 2 号線交差部まで	
23	植野 2 4 2 号線	その他	植野 2 4 7 号線交差部から植野 2 3 8 号線交差部まで	
24	植野 2 3 8 号線	その他	植野 2 4 2 号線交差部から植野 2 3 2 号線交差部まで	
25	植野 2 3 2 号線	その他	植野 2 3 8 号線交差部から植野 4 0 8 号線交差部まで	
26	植野 4 0 8 号線	その他	植野 2 3 2 号線交差部から植野 2 1 5 号線交差部まで	
27	植野 2 1 5 号線	その他	植野 4 0 8 号線交差部から植野 1 9 8 号線交差部まで	
28	植野 1 9 8 号線	その他	植野 2 1 5 号線交差部から界 8 9 号線交差部まで	
29	界 8 9 号線	その他	植野 1 9 8 号線交差部から界 1 7 4 号線交差部まで	
30	界 1 7 4 号線	その他	界 8 9 号線交差部から佐野古河線まで	
31	1 級 5 号線	1 級	佐野古河線交差部から近隣公共施設等まで	界小学校、界地区公民館
32	1 級 3 号線	1 級	佐野古河線交差部から 2 級 1 0 9 号線交差部まで	
33	2 級 1 0 9 号線	2 級	1 級 3 号線交差部から近隣公共施設等まで	遠藤照明公園（栄公園）
34	2 級 1 1 2 号線	2 級	桐生岩舟線交差部から犬伏 3 0 2 号線交差部まで	
35	犬伏 3 0 2 号線	その他	2 級 1 1 2 号線から近隣公共施設等まで	犬伏東小学校
36	犬伏 1 3 0 号線	その他	栃木佐野線交差部から近隣公共施設等まで	犬伏地区公民館
37	1 級 9 号線	1 級	全線	
38	1 級 1 1 号線	1 級	桐生岩舟線交差部から吾妻 1 1 8 号線交差部まで	
39	吾妻 1 1 8 号線	その他	1 級 1 1 号線交差部から吾妻 1 1 0 号線交差部まで	
40	吾妻 1 1 0 号線	その他	吾妻 1 1 8 号線交差部から吾妻 1 0 7 号線交差部まで	
41	吾妻 1 0 7 号線	その他	吾妻 1 1 0 号線交差部から吾妻 1 4 7 号線交差部まで	
42	吾妻 1 4 7 号線	その他	吾妻 1 0 7 号線交差部から吾妻植野 3 9 2 号線交差部まで	
43	植野 3 9 2 号線	その他	吾妻 1 4 7 号線交差部から佐野行田線交差部まで	
44	1 級 1 2 号線	1 級	全線	
45	旗川 3 4 号線	その他	1 級 1 2 号線交差部から 1 級 1 4 号線交差部まで	旗川小学校、 旗川地区公民館
46	堀米 1 1 5 号線	その他	全線	城北地区公民館、 城北小学校
47	2 級 1 4 9 号線	2 級	全線	
48	2 級 1 5 0 号線	2 級	2 級 1 4 9 号線から 2 級 1 5 1 号線交差部まで	
49	2 級 1 5 1 号線	2 級	全線	
50	2 3 2 号線	2 級	全線	
51	堀米 1 4 5 号線	その他	全線	

No.	路線名	道路 種別	区間	公共施設等
52	堀米141号線	その他	全線	
53	2級134号線	2級	堀米145号線交差部から佐野環状線交差部まで	
54	堀米97号線	その他	全線	秋山川緑地
55	1級16号線	1級	全線	
56	1級15号線	1級	赤見本町線交差部から国道293号線交差部まで	旗川緑地
57	赤見161号線	その他	1級15号線交差部から近隣公共施設等まで	赤見中学校
58	2級145号線	2級	1級16号線交差部から国道293号線交差点まで	
59	2級147号線	2級	全線	石塚小学校
60	2級138号線	2級	全線	佐野市運動公園清酒開 華スタジアム(佐野市運 動公園陸上競技場)
61	赤見153号線	その他	1級16号線交差部から2級138号線交差部まで	赤見小学校
62	赤見144号線	その他	赤見153号線交差部から近隣公共施設等まで	赤見地区公民館
63	赤見17号線	その他	国道293号線交差部から近隣公共施設等まで	出流原小学校
64	101号線	1級	全線	
65	102号線	1級	佐野田沼線交差部から203号線交差部まで	
66	203号線	2級	全線	田沼中央公民館、 DAIKYO アリーナ佐野(佐 野市アリーナたぬま)
67	204号線	2級	国道293号線交差部から近隣公共施設等まで	田沼行政センター
68	202号線	2級	102号線交差部から101号線交差部まで	
69	202号線	2級	田沼唐沢山公園線交差部から佐野田沼線交差部まで	
70	1038号線	その他	202号線交差部から近隣公共施設等まで	田沼小学校
71	3068号線	その他	田沼唐沢山公園線交差部から3063号線交差部ま で	
72	3063号線	その他	全線	田沼東中学校
73	3095号線	その他	202号線交差部から近隣公共施設等まで	田沼地区公民館
74	201号線	2級	204号線交差部から近隣公共施設等まで	田沼総合運動場
75	3115号線	その他	3104号線から3021号線交差部まで	
76	3104号線	その他	全線	栃本地区コミュニティ センター
77	216号線	2級	全線	新吉水地区 コミュニティセンター
78	233号線	2級	多田吉水線から2123号線交差部まで	
79	2123号線	その他	全線	
80	2089号線	その他	佐野田沼線交差部から近隣公共施設等まで	吉水小学校
81	6041号線	その他	全線	
82	220号	2級	6041号線交差部から近隣公共施設等まで	あそ野学園義務教育学 校
83	6045号線	その他	全線	
84	6046号線	その他	全線	KONOIKE グリーンフィ ールド(佐野市田沼グリー ンスポーツセンター)
85	1121号	その他	佐野田沼線交差部から6097号線交差部まで	
86	6097号	その他	全線	旧三好小学校
87	234号線	2級	佐野田沼線交差部から葛生船越線まで	旧野上小学校
88	6019号線	その他	234号線から近隣公共施設等まで	三好生活改善センター
89	5008号線	その他	桐生田沼線交差部から近隣公共施設等まで	旧戸奈良小学校
90	9003号線	その他	飛駒足利線から9004号線交差部まで	
91	9004号線	その他	全線	根古屋森林公園芝生広 場
92	本町枯木線	1級	全線	旧葛生南小学校
93	藤坂線	1級	全線	中運動公園
94	町東線	1級	柏倉葛生線交差部から近隣公共施設等まで	葛生行政センター
95	停車場下白石線	その他	柏倉葛生線から近隣公共施設等まで	くずう保育園
96	町西線	2級	柏倉葛生線から国道293号線交差部まで	旧葛生小学校
97	嘉多山公園線	1級	全線	葛生義務教育学校
98	中央西2丁目 悪戸線	その他	国道293号線交差部から近隣公共施設等まで	葛生あく福祉センタ ー、
99	悪戸古越路線	その他	葛生船越線交差部から近隣公共施設等まで	秋山川河川緑地公園
100	合の田杉野線	その他	国道293号線交差部から近隣公共施設等まで	会沢地区コミュニティ センター
101	中沢前沖仲線	その他	秋山葛生線交差部から近隣公共施設等まで	常盤地区公民館
102	小屋本線	2級	秋山葛生線交差部から近隣公共施設等まで	旧常盤中学校
103	認定外道路		国道293号線から近隣公共施設等まで	青藍泰斗高等学校サッ カー場・野球場

資料 7-2 緊急通行車両の標識及び確認証明書

緊 急 通 行 車 両 の 標 章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事	㊞
		公安委員会	㊞
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使 用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

資料 7-3 飛行場外離着陸場一覧

令和 6 (2024) 年 10 月 1 日現在

離着陸場名	所在地	管理者及び連絡先	防災 ヘリ	自衛隊	ドクタ ーヘリ
西中学校	大橋町 2 0 2 6	西中学校 0 2 8 3 - 2 3 - 3 3 8 1			○
佐野小学校	金屋下町 1 0	佐野小学校 0 2 8 3 - 2 3 - 0 3 7 4			○
天明小学校	大祝町 2 3 1 1	天明小学校 0 2 8 3 - 2 3 - 0 2 3 7			○
城東中学校	若松町 4 0 5	城東中学校 0 2 8 3 - 2 3 - 0 4 4 8			○
植野小学校	植上町 1 2 7 2	植野小学校 0 2 8 3 - 2 3 - 0 7 1 1			○
南中学校	植下町 1 2 0 5	南中学校 0 2 8 3 - 2 3 - 0 8 6 9			○
渡良瀬川緑地	船津川町地先	佐野市スポーツ推進課 0 2 8 3 - 2 0 - 3 0 4 9			○
渡良瀬川緑地 運動広場 A	船津川町地先	佐野市スポーツ推進課 0 2 8 3 - 2 0 - 3 0 4 9	○		○
界小学校	馬門町 1 5 3 9	界小学校 0 2 8 3 - 2 3 - 0 8 1 9	○	○	○
犬伏小学校	犬伏下町 1 9 8 3	犬伏小学校 0 2 8 3 - 2 3 - 0 7 7 0	○	○	○
犬伏東小学校	伊勢山町 1 5 3 4	犬伏東小学校 0 2 8 3 - 2 4 - 2 8 8 7	○	○	○
唐沢ゴルフ倶楽部 唐沢コース練習場	富士町 1	唐沢ゴルフ倶楽部 唐沢コース営業部 0 2 8 3 - 2 4 - 2 5 2 5			○
北中学校	富岡町 9 3	北中学校 0 2 8 3 - 2 3 - 0 9 6 1			○
遠藤照明公園（栄公園）	栄町 1 5	佐野市運動公園指定管理者 0 2 8 3 - 2 5 - 0 4 0 3		○	○
城北小学校	堀米町 1 1 5 6	城北小学校 0 2 8 3 - 2 3 - 0 3 1 9			○
秋山川堀米緑地	堀米町地先	佐野市都市整備課 0 2 8 3 - 2 0 - 3 1 0 1	○	○	○
吾妻小学校	上羽田町 1 3 6 9 - 1 村上町 3 0 (敷地隣接)	吾妻小学校 0 2 8 3 - 2 2 - 3 9 9 2		○	○
清酒開華スタジアム (佐 野市運動公園陸上競技 場)	赤見町 2 1 3 0 - 2	佐野市運動公園指定管理者 0 2 8 3 - 2 5 - 0 4 0 3	○	○	○
旗川石塚緑地右岸	石塚町地先	佐野市都市整備課 0 2 8 3 - 2 0 - 3 1 0 1	○	○	○
佐野市田沼総合運動場	田沼町 1 6 0 0	佐野市アリーナためま指定管理 者 0 2 8 3 - 6 2 - 8 8 8 1	○	○	○
吉水小学校	吉水町 8 3 2	吉水小学校 0 2 8 3 - 6 2 - 0 1 4 2	○	○	○
佐野市国際クリケット 場 (旧田沼高校)	栃本町 3 0 0 - 1	佐野市スポーツ推進課 0 2 8 3 - 2 0 - 3 0 4 9		○	○

離着陸場名	所在地	管理者及び連絡先	防災 ヘリ	自衛隊	ドクタ ーヘリ
多田小学校	多田町 9 9 8	多田小学校 0 2 8 3 - 6 2 - 0 1 7 9	○	○	○
旗川戸室緑地(小畑橋の 北 上流左岸)	戸室町地先	佐野市アリーナためま指定管理 者 0 2 8 3 - 6 2 - 8 8 8 1			○
KONOIKE グリーンフィー ルド(佐野市田沼グリーン スポーツセンター)	戸室町 1 5 9 2 - 2	佐野市アリーナためま指定管理 者 0 2 8 3 - 6 2 - 8 8 8 1	○	○	○
太平洋アソシエイツ 佐野ヒルクレストコー ス	船越町 2 8 5 4	太平洋アソシエイツ 佐野ヒルクレストコース 0 2 8 3 - 6 2 - 8 1 1 1			○
皐月ゴルフ倶楽部 佐野コース	船越町 3 1 8 3	皐月ゴルフ倶楽部 佐野コース 0 2 8 3 - 6 2 - 4 1 4 1			○
旧野上小学校	長谷場町 4 9 9	佐野市財産活用課 0 2 8 3 - 2 0 - 3 0 5 0	○	○	○
佐野市田沼西運動場	閑馬町 3 7 0	佐野市アリーナためま指定管理 者 0 2 8 3 - 6 2 - 8 8 8 1	○	○	○
根古屋森林公園 芝生広場	飛駒町地先	佐野市観光推進課 0 2 8 3 - 2 7 - 3 0 1 1	○	○	○
旧葛生小学校	葛生西 1 - 1 2 - 1	佐野市学校管理課 0 2 8 3 - 2 0 - 3 0 5 1	○	○	○
葛生義務教育学校	葛生西 3 - 4 - 1	葛生義務教育学校 0 2 8 3 - 8 5 - 2 1 6 9	○	○	○
青藍泰斗高校 シンディースタジアム	長坂町 1 1 1 3	青藍泰斗高校 0 2 8 3 - 8 6 - 2 5 1 1	○		○
秋山川河川緑地公園 (通称 あくとプラザ)	あくと町地先	佐野市都市整備課 0 2 8 3 - 2 0 - 3 1 0 1	○	○	○
佐野市中運動公園	中町 3 4 5 - 1	佐野市アリーナためま指定管理 者 0 2 8 3 - 6 2 - 8 8 8 1	○	○	○
旧葛生南小学校	中町 1 1 0 4	佐野市学校管理課 0 2 8 3 - 2 0 - 3 0 5 1	○	○	○
会沢地区 コミュニティセンター	会沢町 6 8 1	佐野市生涯学習課 0 2 8 3 - 2 0 - 3 1 0 9	○	○	○
旧常盤中学校	豊代町 2 1 6 7	佐野市学校管理課 0 2 8 3 - 2 0 - 3 0 5 1	○	○	○
旧氷室小学校	水木町 5 1	佐野市学校管理課 0 2 8 3 - 2 0 - 3 0 5 1	○	○	○
秋山川栃本緑地	栃本町地先	佐野市都市整備課 0 2 8 3 - 2 0 - 3 1 0 1			○
田之入公園	田之入町 7 9 0	佐野市都市整備課 0 2 8 3 - 2 0 - 3 1 0 1			○
赤見中学校	出流原町 6 2 8 - 1	赤見中学校 0 2 8 3 - 2 5 - 0 8 0 4			○
旧下彦間小学校	下彦間町 5 0 0	佐野市財産活用課 0 2 8 3 - 2 0 - 3 0 5 0			○
(有) ヤマダ佐野工場 (旧山形小学校)	山形町 6 4 9 - 2	(有) ヤマダ 0 2 8 4 - 4 1 - 0 6 8 6			○
旧戸奈良小学校	戸奈良町 1 1 4 0	佐野市学校管理課 0 2 8 3 - 2 0 - 3 0 5 1			○

離着陸場名	所在地	管理者及び連絡先	防災 ヘリ	自衛隊	ドク ター ヘリ
石塚小学校	石塚町 1 4 0 8 - 2	石塚小学校 0 2 8 3 - 2 5 - 0 3 1 4			○
出流原小学校	出流原町 1 0 3 8 - 1	出流原小学校 0 2 8 3 - 2 5 - 0 3 2 4			○
赤見小学校	赤見町 3 2 2 9	赤見小学校 0 2 8 3 - 2 5 - 0 7 0 4			○
旗川小学校	並木町 9 6 4	旗川小学校 0 2 8 3 - 2 3 - 0 1 7 8			○
下石塚青少年運動場	石塚町 5 6 8 - 1 8 0	佐野市スポーツ推進課 下石塚町 町会長			○
旗川石塚緑地 左岸	石塚町地先	佐野市都市整備課 0 2 8 3 - 2 0 - 3 1 0 1			○
とみあさ公園	富岡町 1 2 8 4	佐野市都市整備課 0 2 8 3 - 2 0 - 3 1 0 1			○
中運動公園野球場 A 球場	中町 3 4 5 - 1	佐野市アリーナためま指定管理 者 0 2 8 3 - 6 2 - 8 8 8 1			○
朱雀中央公園	堀米町 3 9 7 5 - 1	佐野市都市整備課 0 2 8 3 - 2 0 - 3 1 0 1			○
J A 佐野青果センター	飯田町 3 3 1	J A 佐野総務課 0 2 8 3 - 2 0 - 2 0 0 0			○
高橋町水道用地	高橋町 2 2 6 5	佐野市上下水道局企業経営課 0 2 8 3 - 2 2 - 1 6 9 6			○

<避難関係等>

資料 8-1 県指定災害拠点病院一覧

No.	病院名	所在地
1	栃木県済生会宇都宮病院	宇都宮市
2	独立行政法人地域医療機能推進機構 うつのみや病院	〃
3	独立行政法人国立病院機構栃木医療センター	〃
4	自治医科大学附属病院	下野市
5	芳賀赤十字病院	真岡市
6	上都賀総合病院	鹿沼市
7	獨協医科大学病院	壬生町
8	那須赤十字病院	大田原市
9	足利赤十字病院	足利市
10	獨協医科大学日光医療センター	日光市
11	国際医療福祉大学塩谷病院	矢板市
12	佐野厚生総合病院	佐野市
13	新小山市民病院	小山市

資料 8-2 都市公園一覧

(令和 6 (2024) 年 3 月現在)

○街区公園 (住区基幹公園 面積 0.25ha)

	都市公園名	所在地	面 積		供用開始	便所施設等 (方式)	公園 灯 照明	水道
			ha	m ²	年 月 日			
1	千代ヶ岡公園	赤見町 1221-1	0.38	3,761	S30.3.1			
2	米山公園	米山南町 34	0.78	7,793	S44.4.1	公下	○	○
3	つみだ公園	米山南町 25	0.25	2,503	S44.4.1		○	○
4	米山緑地	米山南町 63	0.35	3,541	S44.4.1			
5	寺中公園	寺中町 2337-1	0.19	1,947	S47.4.1	公下	○	○
6	石塚公園	石塚町 568-63	0.21	2,081	S47.4.1		○	○
7	わしのみや公園	堀米町 427	0.18	1,796	S47.4.1	汲取	○	○
8	奈良渚第 2 公園	奈良渚町 305-1	0.42	4,228	S49.4.1	公下	○	○
9	若宮公園	若宮下町 13	0.30	2,996	S53.4.1	公下	○	○
10	菊川第 3 公園	堀米町 3527	0.25	2,519	S54.4.1	公下		○
11	馬場公園	若宮上町 11-8	0.30	3,000	S55.4.1	公下	○	○
12	奈良渚第 1 公園	奈良渚町 321	0.63	6,300	S55.4.1	公下		○
13	菊川第 2 公園	堀米町 3794	0.25	2,507	S56.4.1	公下	○	○
14	富岡第 1 公園	富岡町 692-2	0.22	2,165	S56.4.1	公下	○	○
15	山崎公園	赤見町 1758-2	0.26	2,580	S57.4.1	汲取	○	○
16	犬伏第一地区西公園	富岡町 1603	0.31	3,094	S57.4.1	公下	○	○
17	西部第一地区菊沢川北公園	大橋町 3217-1	0.48	4,823	S57.4.1	公下	○	○
18	北茂呂公園	北茂呂町 11	0.30	2,999	S58.4.1	公下	○	○
19	堀米駅北公園	堀米町 608-1	0.20	2,037	S58.4.1	公下	○	○
20	若原西公園	石塚町 2655	0.13	1,302	S59.3.26	公下	○	○

○街区公園（住区基幹公園 面積 0.25ha）

都市公園名		所在地	面 積		供用開始	便所施設等 (方式)	公園 灯 照明	水道
			ha	m ²	年 月 日			
21	大祝公園	大祝町 2273-9	0.07	729	S60.4.1	公下	○	○
22	富岡第2公園	富岡町 667-3	0.05	515	S60.4.1		○	○
23	三ッ橋公園	大橋町 3197-1	0.63	6,330	S61.3.31	公下	○	○
24	小種島西公園	大橋町 3192-15	0.15	1,500	S61.3.31	公下	○	○
25	西部大橋公園	大橋町 3250	0.32	3,200	S62.4.1	公下	○	○
26	西部赤坂公園	赤坂町 978	0.30	3,000	S62.4.1	公下	○	○
27	小種島東公園	大橋町 3185-1	0.25	2,500	S62.4.1	公下	○	○
28	菊川第4公園	堀米町 3142	0.56	5,599	H2.4.1	公下	○	○
29	西部下公園	赤坂町 950	0.30	3,000	H2.4.1	公下	○	○
30	関川第1公園	関川町 1196-16	0.05	500	H3.3.12	公下		○
31	関川第2公園	関川町 906-33	0.08	817	H3.3.12	公下		○
32	大庵寺東公園	犬伏新町 2403-18	0.02	150	H3.3.12			
33	上川原公園	大橋町 1021-25	0.04	385	H3.3.12			
34	天明道北公園	高萩町 492-14	0.03	262	H3.3.12			○
35	内堀米栄公園	堀米町 1144-2	0.02	151	H3.3.12			○
36	大門横小路公園	赤見町 3282-4	0.02	247	H3.3.12			
37	関川第3公園	関川町 896-6	0.07	748	H5.4.1	公下		○
38	浅沼東公園	浅沼町 265-11	0.02	150	H5.4.1			○
39	向川原公園	大橋町 1120-26	0.02	238	H5.4.1			
40	犬伏たつみ公園	犬伏新町 1321-5	0.02	150	H7.10.1			

都市公園名		所在地	面 積		供用開始	便所施設等 (方式)	公園 灯 照明	水道
			ha	m ²	年 月 日			
41	富岡第3公園	富岡町 598-12	0.03	293	H9.4.1			○
42	久保町東公園	久保町 101-10	0.02	179	H9.4.1			○
43	上川原東公園	大橋町 995-2	0.02	183	H9.4.1			
44	若原東公園	石塚町 2739	0.11	1,081	H10.4.1			
45	犬伏第一地区東公園	伊勢山町 1769	0.34	3,443	H10.4.1	公下	○	○
46	浅沼富士之宮公園	浅沼町 10-15	0.02	215	H10.4.1			○
47	孫太郎公園	伊賀町 33	0.06	600	H11.4.1		○	○
48	椿田緑地	下羽田町 2011	0.33	3,301	H11.4.1			
49	富岡第4公園	富岡町 225-33	0.02	219	H11.4.1			○
50	大門館公園	赤見町 3331-15	0.02	150	H11.4.1			○
51	伊勢山北公園	伊勢山町 13-1	0.37	3,650	H12.4.1		○	○
52	赤坂西小路公園	赤坂町 89-29	0.02	150	H12.4.1			○
53	下石塚南公園	石塚町 510-4	0.02	151	H12.4.1			○
54	高萩北公園	高萩町 676-23	0.05	546	H13.4.1			○
55	町谷西公園	町谷町 2941	0.13	1,324	H14.4.1		○	○
56	朱雀西公園	堀米町 3919-7	0.15	1,496	H14.4.1	公下	○	○
57	菊川第1公園	堀米町 3237	0.30	3,000	H14.4.1	公下	○	○
58	桑ノ木内北公園	犬伏新町 1353-11	0.02	196	H14.4.1			○
59	桑ノ木内南公園	犬伏新町 1357-29	0.02	191	H14.4.1			○
60	町谷中央公園	町谷町 2947	0.74	7,413	H15.4.1	公下	○	○
61	新都市第1公園	高萩町 1317	0.20	2,000	H15.4.1	公下	○	○
62	新都市第2公園	高萩町 1335-8	0.25	2,500	H15.4.1	公下	○	○

○街区公園（住区基幹公園 面積 0.25ha）

都市公園名		所在地	面 積		供用開始	便所施設等 (方式)	公園 灯 照明	水道
			ha	m ²	年 月 日			
63	新都市第 3 公園	越名町 1220-1	0.50	5,000	H15.4.1	公下	○	○
64	浅沼南公園	浅沼町 163-4	0.02	151	H15.4.1			○
65	蔵王南公園	関川町 696-18	0.02	150	H16.4.1		○	
66	深津公園	関川町 725-21	0.01	149	H16.4.1			
67	はくと公園	関川町 915-27	0.04	360	H16.4.1		○	
68	朱雀南公園	堀米町 3959-12	0.12	1,196	H17.4.1		○	○
69	町谷諏訪公園	町谷町 223-8	0.13	1,318	H17.4.1		○	○
70	前之宮公園	浅沼町 130-5	0.03	290	H17.4.1			○
71	城東第 1 公園	若松町 284-21	0.01	101	H17.4.1			○
72	雷電山南公園	堀米町 820-30	0.03	262	H17.4.1			○
73	越名緩衝緑地	越名町 2043-1	0.12	1,222	H17.4.1			
74	新吉水第 1 公園	吉水駅前 1-13-1	0.50	5,000	S51.9.20	公下	○	○
75	新吉水第 2 公園	吉水駅前 2-8-5	0.69	6,900	S51.9.20	公下	○	○
76	吉水新田公園	吉水町 60-1	0.24	2,355	S51.9.20	汲取	○	○
77	下田沼公園	栃本町 2482	0.26	2,600	S52.3.31	公下	○	○
78	多田公園	多田町 799-3	0.20	2,000	S56.3.31	公下	○	○
79	下町東公園	栃本町 2303-3	0.12	1,200	S59.3.31	公下	○	○
80	いずみ公園	田沼町 1202-1	0.24	2,388	S62.3.31	公下	○	○
81	吉水駅城ノ内公園	新吉水町 1538-4	0.02	171	H17.2.28			
82	田沼榎公園	田沼町 230-16	0.02	151	H17.2.28			
83	田沼田口公園	田沼町 396-7	0.02	213	H17.2.28		○	
84	田沼大西原公園	田沼町 171-7	0.01	97	H17.2.28			
85	田沼田口西公園	田沼町 409-9	0.02	155	H17.4.1			

都市公園名		所在地	面 積		供用開始	便所施設等 (方式)	公園 灯 照明	水道
			ha	m ²	年 月 日			
86	田沼文珠地公園	田沼町 936-2	0.01	99	H17.4.1			
87	吉水美路川公園	吉水町 775-1	0.02	156	H17.4.1			
88	松の内公園	鉢木町 2055-1	0.20	1,980	S51.10.1	公下	○	○
89	富士見公園	富士見町 288-1	0.10	1,000	S53.9.17	公下	○	○
90	葛生本町公園	葛生西 1-2755-1	0.11	1,100	S54.12.15	公下	○	○
91	相生公園	葛生東 1-2656-5	0.18	1,772	H14.6.1			
92	四十八願公園	葛生東 1-569-1	0.03	298	H17.2.28		○	
93	下天神公園	富士見町 3693-1	0.03	299	H17.2.28		○	○
94	六反公園	中町 637-10	0.02	220	H17.2.28			○
95	西川端公園	中町 1281-1	0.02	225	H17.2.28			○
96	養和田公園	中町 1207-22	0.02	184	H17.2.28			○
97	小曾根公園	中町 1069	0.01	129	H17.2.28			
98	朱雀北公園	堀米町 3910-11	0.15	1,495	H18.4.1		○	○
99	浅沼西公園	浅沼町 198-22	0.02	150	H18.4.1			○
100	浅沼中公園	浅沼町 282-20	0.02	150	H18.4.1			○
101	向川原南公園	大橋町 1139-24	0.02	162	H18.4.1			○
102	こなか人丸公園	小中町 2015-6	0.28	2,800	H19.4.1		○	○
103	田沼原町北公園	栃本町 1457-41	0.03	250	H19.4.1			
104	田沼下町公園	田沼町 450-16	0.02	209	H19.4.1			
105	多田平光公園	多田町 3776-8	0.25	2,499	H19.4.1	浄化		○
106	久保町北公園	久保町 117-22	0.02	189	H19.4.1			○
107	栃本下仲町公園	栃本町 1124-4	0.02	163	H19.4.1			○
108	田沼千房地公園	田沼町 288-26	0.02	236	H19.4.1			○

○街区公園（住区基幹公園 面積 0.25ha）

	都市公園名	所在地	面 積		供用開始	便所施設等 (方式)	公園 灯 照明	水道
			ha	m ²	年 月 日			
109	高萩南部第1公園	高萩町 1209	0.20	2,000	H19.10.1	公下	○	○
110	高萩南部第2公園	高萩町 1221-8	0.14	1,409	H19.10.1	公下	○	○
111	高萩南部第3公園	高萩町 1224-5	0.16	1,642	H19.10.1	公下	○	○
112	朱雀東公園	堀米町 3950-1	0.12	1,197	H20.4.1		○	○
113	田沼中芝原公園	田沼町 482-15	0.03	305	H20.4.1			○
114	田沼文珠地北公園	田沼町 986-1	0.02	150	H20.4.1			○
115	富岡第5公園	富岡町 645-5	0.01	113	H21.4.1			○
116	高萩西公園	高萩町 460-13	0.01	126	H21.4.1			○
117	浅沼北公園	浅沼町 330-5	0.02	201	H21.4.1			○
118	こなか西公園	小中町 1278-21	0.02	150	H21.4.1			
119	三ツ橋南公園	大橋町 1987-26	0.02	218	H21.4.1			
120	犬伏新町公園	犬伏新町 2351-28	0.04	377	H22.4.1			
121	上川原西公園	大橋町 1023-8	0.01	134	H23.4.1			
122	田沼大関公園	田沼町 91-19	0.01	136	H24.4.1			
123	並木大門東公園	並木町 890-15	0.01	98	H24.4.1			
124	田沼北第1公園	田沼町 1828-5	0.22	2,195	H24.10.1	公下	○	○
125	田沼北第2公園	田沼町 1820	0.21	2,101	H25.4.1	公下	○	○
126	北富公園	富岡町 191-16	0.01	99	H25.4.1			
127	田沼北第3公園	田沼町 1807-2	0.2	1,999	H26.3.1	公下	○	○
128	駅南公園	高砂町 675-2	0.14	1,422	H26.6.1	公下	○	○
129	鷹部屋公園	赤坂町 165-18	0.01	116	H27.3.31			
130	せいぶなかよし公園	大橋町 1626-13	0.01	129	H27.3.31			
131	金居宿公園	犬伏中町 2249-3	0.01	117	H27.7.1			

都市公園名		所在地	面 積		供用開始	便所施設等 (方式)	公園 灯 照明	水道
			ha	m ²	年 月 日			
132	やはた公園	堀米 517-10	0.03	291	H28.3.31			
133	岩崎AWS第1公園	岩崎町 3019	0.36	3,600	H28.3.31			○
134	岩崎AWS第2公園	岩崎町 3018	0.35	3,450	H28.3.31	浄化		○
135	たぬま仲町公園	田沼町 654-16	0.01	121	H28.3.31			
136	北富岡第2公園	富岡町 136-6	0.01	109	H28.7.1			
137	大庵寺東第2公園	犬伏新町 2398-11	0.01	95	H29.2.1			
138	犬伏下町公園	犬伏新町 2304-19	0.01	148	H29.3.31			
139	堀田佐野城址公園	植下町 201-1	0.2	1,978	H29.3.31		○	○
140	内堀米公園	堀米町 1022-11	0.03	295	H29.9.1			
141	田沼千房地第2公園	田沼町 302-24	0.01	127	H29.11.1			
142	浅沼五橋公園	浅沼町 161-15	0.01	123	H30.12.26			
143	植下西公園	植下町 2452-26	0.02	177	R2.1.28			
144	上町西大森公園	田沼町 1060-11	0.02	179	R2.7.8			
145	田沼文殊地第3公園	田沼町 980-5	0.01	111	R2.10.6			
146	上台五端公園	上台町 2077-9	0.01	115	R3.2.9			
147	植下東公園	植下町 317-6	0.01	122	R3.4.7			
148	高萩上林公園	高萩町 1056-482	0.04	424	R3.5.12			
計		148 公園	20.35	203,517			63	98

○近隣公園（住区基幹公園 面積 2ha）

都市公園名		所在地	面 積		供用開始	便所施設 等 方式	公園 灯 照明	水道
			ha	m ²	年 月 日			
149	あぶつか公園	栄町 10	1.57	15,697	S44.4.1	公下	○	○
150	観音山公園	富岡町 295	1.18	11,805	S49.4.1	公下	○	○
151	茂呂山公園	茂呂山町 10-5	1.20	12,000	S53.10.1	公下	○	○
152	西部中央公園	大橋町 3230	1.37	13,679	H2.4.1	公下	○	○
153	朱雀中央公園	堀米町 3975-1	1.01	10,100	H9.4.1	公下	○	○
154	梅林公園	富士町 1387	1.35	13,500	H9.4.1	浄化	○	○
155	羽田公園	下羽田町 2023-2	1.85	18,485	H11.4.1	浄化	○	○
156	京路戸公園	多田町 143	1.72	17,207	S63.4.1	汲取		○
157	田沼中央公園	田沼町 1360-2	0.98	9,757	H6.3.30	公下	○	○
158	嘉多山公園	嘉多山町 1790	3.17	31,747	S51.10.1	公下・浄 化	○	○
159	田之入公園	田之入町 790	1.98	19,766	H20.4.1	公下	○	○
計		11 公園	17.37	173,743			10	11

○地区公園（住区基幹公園 面積 4ha）

都市公園名		所在地	面 積		供用開始	便所施設等 方式	公園灯 照明	水道
			ha	m ²	年 月 日			
160	城山公園	若松町 504	4.44	44,395	M22.9.13	公下	○	○
161	松原公園	石塚町 1071-1	4.21	42,062	S30.3.1	浄化	○	○
162	栄公園	栄町 15	2.34	23,431	S44.4.1	公下	○	○
163	（とみあさ公園）	（富岡町 1284）	1.53	15,313	S53.4.1	公下	○	○
164	旗川石塚緑地	石塚町地先	9.25	92,517	S62.4.1	公下・簡水	○	○
165	秋山川栃本緑地	栃本町地先	3.58	35,799	S54.3.31	浄化		○
166	秋山川多田緑地	多田町地先	1.63	16,279	S63.2.1	汲取		○
167	旗川戸奈良緑地	戸奈良町地先	3.94	39,400	S52.3.31	浄化	○	○
168	佐野市中運動公園	中町 345-1	7.10	71,000	S55.3.31	浄化	○	○
169	栃本公園	栃本町 113-1	4.73	47,335	H19.11.1	浄化・汲取	○	○
170	グランディ新都市 セントラルパーク （新都市中央公園）	高萩町 1294-3	3.18	31,847	R6.3.27	公下	○	○
計		11 公園	45.94	459,378			9	11

※ グランディ新都市セントラルパーク（新都市中央公園）は、防災倉庫、防災あずまや、かまどベンチ、マンホールトイレ、防火水槽等 の防災機能を有した都市公園です。

○総合公園（都市基幹公園 ）

都市公園名		所在地	面 積		供用開始	便所施設等 (方式)	公園灯 照明	水道
			ha	m ²	年 月 日			
171	秋山川堀米緑地	堀米町外	7.4	74,041	S54.4.1	公下		○
172	渡良瀬川緑地	船津川町地先	11.94	119,384	H15.6.25	簡水		○
計		2 公園	19.34	193,425			0	2

○運動公園（都市基幹公園）

都市公園名		所在地	面 積		供用開始	便所施設等 (方式)	公園灯 照明	水道
			ha	m ²	年 月 日			
173	佐野市運動公園	赤見町 2130-2	32.02	320,200	S51.4.1	浄化	○	○
174	KONOIKE グリーンフィールド [※] (佐野市田沼グリーン スポーツセンター)	戸室町 1592-2	14.95	149,486	H2.3.31	浄化	○	○
計		2 公園	46.97	469,686			2	2

○風致公園（特殊公園）

都市公園名		所在地	面 積		供用開始	便所施設等 (方式)	公園灯 照明	水道
			ha	m ²	年 月 日			
175	磯山公園	出流原町 1117	2.05	20,485	S30.3.1	浄化	○	○
計		1 公園	2.05	20,485			1	1

○その他公園（保安林）

都市公園名		所在地	面 積		供用開始	便所施設等 (方式)	公園灯 照明	水道
			ha	m ²	年 月 日			
176	愛宕山公園	田沼町 1713-1	7.58	75,800	H13.4.13			
計		1 公園	7.58	75,800			0	0

都市公園名	面 積		便所施設等 (方式)	公園灯 照明	水道
	ha	m ²			
176 公園	159.60	1,596,034	80	85	125

資料 8-3 避難所等一覧

避難場所	所在地	収容人員	電話番号	避難区域
佐野小学校 天明小学校 西中学校 佐野地区公民館 佐野駅前交流プラザ(ばるぽーと)	金屋下町 10 大祝町 2311 大橋町 2026 金井上町 2519 若松町 481-4	1,290 1,250 1,530 490 170	23-0374 23-0237 23-3381 24-5771 27-0005	佐野地区
植野小学校 旧船津川小学校 南中学校 植野地区公民館	植上町 1272 船津川町 6001 植下町 1205 寺中町 2297-1	1,460 520 1,530 400	23-0711 23-0869 23-5421	植野地区
界小学校 界地区公民館	馬門町 1539 馬門町 1510-1	940 270	23-0819 22-0400	界地区
犬伏小学校 犬伏東小学校 北中学校 犬伏地区公民館	犬伏下町 1983 伊勢山町 1534 富岡町 93 犬伏下町 1798	1,370 1,060 2,090 440	23-0770 24-2887 23-0961 23-8137	犬伏地区
城北小学校 城北地区公民館 佐野武道館	堀米町 1156 堀米町 1173 堀米町 167-1	1,660 420 390	23-0319 24-5772 21-0020	堀米地区
旗川小学校 旗川地区公民館	並木町 964 並木町 957-1	830 260	23-0178 22-0074	旗川地区
吾妻小学校 教育センター 吾妻地区公民館	上羽田町 1369-1 上羽田町 1134-1 村上町 9	860 360 220	22-3992 20-3108 23-6903	吾妻地区
赤見小学校 石塚小学校 出流原小学校 赤見中学校 赤見地区公民館	赤見町 3229 石塚町 1408-2 出流原町 1038-1 出流原町 628-1 赤見町 3082	810 1,120 590 1,340 390	25-0704 25-0314 25-0324 25-0804 25-3014	赤見地区
田沼小学校 田沼東中学校 田沼中央公民館 田沼地区公民館	田沼町 603 栃本町 2287 戸奈良町 1-1 栃本町 2384-3	1,350 1,700 870 130	62-0047 62-3333 61-1135 62-5882	田沼地区
吉水小学校 新吉水地区コミュニティセンター	吉水町 832 吉水駅前 1-19-6	840 90	62-0142 62-4448	田沼南部地区
多田小学校	多田町 998	690	62-0179	田沼北部地区
栃本小学校 栃本地区コミュニティセンター	栃本町 1037 栃本町 2047-5	560 60	62-0152 62-6045	栃本地区
旧戸奈良小学校	戸奈良町 1140	550		戸奈良地区
旧三好小学校 あそ野学園義務教育学校 三好生活改善センター	岩崎町 1341 戸室町 156 戸室町 1183	590 1,290 120	62-3111	三好地区
旧野上小学校 野上基幹集落センター	長谷場町 499 白岩町 486-1	550 180	67-1233	野上地区
(有)ヤマダ佐野工場(旧山形小学校) 新合総合センター 遠原の里福祉センター	山形町 649-2 閑馬町 361-1 閑馬町 515-3	550 200 40	65-7071	新合地区

癒し野 J・U・N（旧飛駒小学校）	飛駒町 1497	560		飛駒地区
飛駒基幹集落センター	飛駒町 1576-2	220	66-2002	
旧葛生小学校	葛生西 1-12-1	1,060		葛生地区
葛生義務教育学校	葛生西 3-4-1	1,610	85-2169	
葛生地区公民館	葛生東 1-11-15	100	86-3414	
旧葛生南小学校	中町 1104	680		
くずう保育園	葛生東 1-15-20	300	85-2119	
葛生あくと福祉センター	あくと町 3084	510	86-4714	
会沢地区コミュニティセンター	会沢町 681	230	85-2069	
旧常盤中学校	豊代町 2167	1,140		常盤地区
常盤地区公民館	仙波町 167	180	85-3657	
氷室地区公民館	水木 846	100	87-0004	氷室地区

資料 8-4 町会（自主防災組織）一時避難場所一覧

避難場所	所在地	地区名
佐野小学校	金屋下町 10	佐野地区
天明小学校	大祝町 2311	
西中学校	大橋町 2026	
佐野地区公民館(佐野市中央公民館)	金井上町 2519	
佐野駅前交流プラザ(ぱるぽーと)	若松町 481-4	
伊勢山神社	相生町 207-2	
高砂町公民館	高砂町 1876	
万町公民館	万町 88	
孫太郎公園	伊賀町 640-5	
大蔵町公民館	大蔵町 2933	
大町公民館	大町 3015-1	
亀井町公民館	亀井町 2624	
金山神社	金井上町 2270-1	
城東町会公民館	若松町 314-1	
城北小学校	堀米町 1156	
城北地区公民館	堀米町 1173	
佐野武道館	堀米町 167-1	
城西公民館	若松町 571	
天神町公民館	天神町 810-20	
相生町公民館	相生町 2844-2	
天明小学校	大祝町 2311	植野地区
植野小学校	植上町 1272	
南中学校	植下町 1205	
植野地区公民館	寺中町 2297-1	
西中学校	大橋町 2026	
界小学校	馬門町 1539	
赤坂町公民館	赤坂町 48	
七軒町公民館	七軒町 2190-1	
旧船津川小学校	船津川町 6001	
馬場公園	若宮上町 11-8	
若宮合同公民館	若宮下町 12-1	
若宮公園	若宮下町 13	
若宮球場	若宮下町 19	
伊保内町公民館	伊保内町 3922	
大古屋町公民館	大古屋町 4809	
庚申塚町公民館	庚申塚町 4944	
田島町公民館	田島町 482	
君田町公民館	君田町 294	
界地区公民館	馬門町 1510-1	界地区
馬門町伝統文化継承館	馬門町 1373-1	
高萩町公民館	高萩町 1336-48	

犬伏小学校	犬伏下町 1983	犬伏地区
犬伏東小学校	伊勢山町 1534	
北中学校	富岡町 93	
犬伏中町金居宿公民館	犬伏中町 2270-1	
犬伏下町公民館	犬伏下町 2286-45	
犬伏新町公民館	犬伏新町 2093	
関川町公民館	関川町 705	
関川町第1公園	関川町 1196-16	
関川町第2公園	関川町 906-33	
関川町第3公園	関川町 896-6	
カラキダ駐車場	関川町 814	
関川町はくと公園	関川町 915-27	
米山町集会所	関川町 840	
町谷町公民館	町谷町 222-3	
上富士公民館	富士町 1007	
西浦町公民館	西浦町 252-1	
浅沼町会所	浅沼町 294-1	
鐙塚伝統文化継承館	鐙塚町 196-1	
黒袴町公民館	黒袴町 159-7	
城北地区公民館	堀米町 1173	堀米地区
佐野武道館	堀米町 167-1	
内堀米公民館	堀米町 184-1	
菊川公民館（上）	堀米町 3185	
中公民館	堀米町 2340	
下公民館	堀米町 2752-5	
朱雀中央公園	堀米町 3975-1	
やはた公民館	堀米町 267-1	
田之入町公民館	田之入町 999-4	
一向寺	堀米町 1102	
旗川地区公民館	並木町 957-1	旗川地区
堀之内公民館	並木町 120	
小野公民館	並木町 1094-5	
花岡公民館	並木町 1792	
大門公民館	並木町 1185-5	
グループホームエルーセラ	免鳥町 472-1	
小中町公民館	小中町 959-1	
吾妻小学校	上羽田町 1369-1	吾妻地区
吾妻地区公民館	村上町 9	
村上町公民館	村上町 796-1	
高橋町公民館	高橋町 609	

赤見小学校	赤見町 3229	赤見地区
出流原小学校	出流原町 1038-1	
市場町公民館	赤見町 1160	
市場町瓜棚公民館	赤見町 1219-8	
市場町下宿公民館	赤見町 1088	
市場町西宿公民館	赤見町 1102	
山崎集会所	赤見町 1758-1	
大門公民館	赤見町 3260	
原公民館	赤見町 2995	
横小路公民館	赤見町 3271-2	
蓮沼町内会館	赤見町 2096-2	
大境区集会所	赤見町 3397	
町屋公民館	赤見町 3600-7	
駒場公民館	赤見町 4841-1	
上石塚公民館	石塚町 2250-1	
下石塚公民館	石塚町 651-4	
井戸の内区集会所	石塚町 1722	
西の原区公民館	石塚町 2370-3	
前原区公民館	石塚町 568-101	
原区公民館	石塚町 1523	
市営石塚第3集会所	石塚町 568-33	
県営石塚第2集会所	石塚町 568-13	
出流原町公民館	出流原町 744-10	田沼地区
寺久保町公民館	寺久保町 783	
田沼小学校	田沼町 603	
田沼中央公民館	戸奈良町 1-1	
田沼東中学校	栃本町 2287	
田沼地区公民館	栃本町 2384-3	
いきいき元気館たぬま	田沼町 90-2	
本町区公民館	田沼町 1452-5	
下町公民館	栃本町 2342-4	
たぬまふるさと館	栃本町 2237-1	
原町公民館	栃本町 1521	田沼南部地区
田沼中央公園	田沼町 1360-2	
吉水小学校	吉水町 832	
新吉水地区コミュニティセンター	吉水駅前 1-19-6	田沼北部地区
田沼福祉コミュニティセンター	小見町 123-2	
各町内会の会所等に一時避難集合し、速やかに佐野市災害時避難場所へ移動する。		栃本地区
多田小学校	多田町 998	戸奈良地区
山越区民会館	山越町 241	
旧戸奈良小学校	戸奈良町 1140	戸奈良地区
田沼中央公民館	戸奈良町 1-1	
上石塚公民館	石塚町 2250-1	

旧三好小学校	岩崎町 1341	三好地区
あそ野学園義務教育学校	戸室町 156	
三好生活改善センター	戸室町 1183	
船越南部集落センター	船越町 684-1	
船越北公民館	船越町 1791-9	
野上基幹集落センター	白岩町 486-1	野上地区
御神楽公民館	御神楽町 614-16	
下作原多目的集会所	作原町 210-2	
作原野外活動施設	作原町 818	
新合総合センター	閑馬町 361-1	新合地区
山園地区コミュニティセンター	山形町 650-25	
ふれあい館梅の里	梅園町 222	
下彦間集落センター	下彦間町 343-1	
旧下彦間小学校	下彦間町 500	
癒し野 J・U・N (旧飛駒小学校)	飛駒町 1497	飛駒地区
飛駒基幹集落センター	飛駒町 1576-2	
飛駒地区活性化センター	飛駒町 688-1	
飛駒 3 区多目的集会所	飛駒町 2412-1	
旧葛生南小学校	中町 1104	葛生地区
旧葛生小学校	葛生西 1-12-1	
葛生義務教育学校	葛生西 3-4-1	
会沢地区コミュニティセンター	会沢町 681	
くずう保育園	葛生東 1-15-20	
葛生あくと福祉センター	あくと町 3084	
富士見町集会所	富士見町 6-21	
泉町公民館	葛生西 2-4-2	
築地町公民館	築地町 2-8	
宮本町公民館	宮下町 5-8	
倭町公民館	葛生東 1-11-4	
片倉町公民館	葛生東 2-4-16	
会沢第一公民館	会沢町 292	
会沢第三公民館	会沢町 1247	
旧常盤中学校	豊代町 2167	常盤地区
常盤地区公民館	仙波町 167	
中仙波公民館	仙波町 1814	
田名網集落センター	豊代町 1158	
下牧農村生活センター	牧町 794-1	
上牧集落センター	牧町 1940-4	
農林漁家高齢者センター	仙波町 2445-1	
大釜公民館	仙波町 2824	
氷室地区公民館	水木町 846	氷室地区
柿平公民館	柿平町 732-1	
下秋山公民館	秋山町 1245	
秋山生活改善センター	秋山町 734	

資料 8-5 応急仮設住宅建築候補地一覧

番号	名称	所在地	所有形態	現在の 使用用途	建設可能 面積(㎡)	建設可能 戸数(戸)	特記事項
1	朱雀中央公園	佐野市堀米町 3975-1	市有地	公園	2,500	25	
2	奈良渕第 1 公園	佐野市奈良渕町 321	市有地	公園	2,500	25	
3	米山公園	佐野市米山南町 34	市有地	公園	2,300	23	
4	とみあさ公園	佐野市富岡町 1284	市有地	公園	3,700	37	
5	栄公園	佐野市栄町 15	市有地	公園	9,500	95	
6	あぶつか公園	佐野市栄町 10	市有地	公園	4,400	44	
7	若宮球場	佐野市若宮下町 19	市有地	多目的広場	11,100	111	
8	田沼中央公園	佐野市田沼町 1360-2	市有地	公園	2,200	22	東武田沼駅から 徒歩 5 分
9	公共用地等予定地	佐野市浅沼町 497-5 外 12 筆	土地開発公社所有地	駐車場	11,700	117	佐野駅からバスで 4 分、市道沿い
10	公共用地等予定地	佐野市浅沼町 798 外 1 筆	土地開発公社所有地	駐車場	2,600	26	佐野駅からバスで 4 分、市道沿い
11	公共用地等予定地	佐野市浅沼町 789 外 2 筆	土地開発公社所有地	駐車場	2,800	28	佐野駅からバスで 4 分、市道沿い
合計	11 箇所				55,300	553	

<応援協定等>

資料 9－1 協定内容等一覧

番号	協定・覚書名	内容	協定先	締結日
1 医療関係				
1	災害時における歯科医療救護に関する協定	応急処置、歯科治療、衛生指導	佐野歯科医師会	H22. 10. 15
2	災害時における医療救護に関する協定	医療救護	社団法人栃木県柔道整復師会	H23. 5. 31
3	災害時における医療救護に関する協定	医療救護	佐野市医師会	H25. 1. 31
4	災害時における医療救護に関する協定	医療救護	佐野薬剤師会	H27. 2. 2
2 緊急復旧関係				
5	災害時における給水装置等の早期復旧協力に関する協定	給水に必要な諸器具等、復旧工事に必要な資機材の提供	佐野市設備業協同組合	H8. 8. 1
6	災害時における応急復旧対策業務等の実施に関する協定	建設資機材、労働力等の提供	両毛舗装事業協同組合	H19. 7. 2
7	災害時における応急対策業務に関する協定	被害状況の情報収集、感電災害及び漏電災害の防止、仮設電気工事又は応急復旧工事等	栃木県電気工事業工業組合佐野支部	H20. 8. 20
8	災害時における応急復旧対策業務等の実施に関する協定	建設資機材、労働力等の提供	大幸建設(株)	H21. 12. 8
9	災害時における通行妨害車両等の排除業務に関する協定	緊急車両等の通行の妨害となる車両の排除	(株)岩澤レッカー 2 4	H22. 1. 29
10	災害時における応急復旧対策等業務の実施に関する協定	建設資機材、労働力等の提供	佐野市建設業協会	H26. 8. 1
11	災害時における応急復旧対策業務等の実施に関する協定	建設資機材、労働力等の提供	協同組合佐野市建設業協友会	H26. 8. 1
12	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	物資等の輸送業務	栃木県トラック協会佐野支部	H28. 8. 30
13	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	物資等の輸送業務	栃木県トラック協会安蘇支部	H28. 8. 30
14	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	公共施設の電気設備等の復旧、電気に係る事故防止	栃木県電気工事業工業組合	H29. 4. 20
15	災害時における応急復旧対策業務の実施に関する協定	公共施設等の被害状況の把握、施設機能の確保及び回復に関する業務	東京石灰工業(株)	H30. 4. 27
16	災害時における建築物等の解体撤去の実施に関する協定	建築物等の解体撤去、被害状況の情報収集	一般社団法人 栃木県解体工事業協会	R4. 8. 17
17	災害時における通行妨害車両等の排除業務に関する協定	緊急車両等の通行の妨害となる車両の排除	(有)小島レッカーサービス	R4. 12. 1
18	災害時における測量設計業務の実施に関する協定	災害復旧に要する測量設計業務の実施	佐野市測量設計業協議会	R5. 11. 17
19	災害時における相互協力に関する協定	都市ガス及び道路等の復旧の支障となる障害物等の除去や応急措置の実施、双方が保有する情報の共有	佐野瓦斯株式会社	R6. 11. 27
3 情報提供関係				
20	災害発生時における佐野市と佐野市内郵便局の協力に関する協定	緊急車両等として佐野市内郵便局保有車両の提供、道路等の損傷情報の相互共有等	日本郵便(株)	H17. 8. 2 R2. 11. 6
21	火災等の災害及び防災情報利用許諾協定	火災等の災害及び防災情報利用許諾	佐野ケーブルテレビ(株)	H25. 4. 1
22	災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定	放送要請	(株)とちぎテレビ (株)栃木放送	H27. 5. 12
23	災害時における無人航空機による情報収集及び救援業務等に関する協定	無人航空機による情報収集、救援活動	晃洋設計測量(株)	H28. 7. 22

番号	協定・覚書名	内容	協定先	締結日
24	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	地図製品(インターネット地図含)の供給	(株)ゼンリン	H29. 1. 24
25	災害時における放送要請に関する協定	災害情報の放送要請	佐野ケーブルテレビ(株)	H29. 6. 15
26	災害に係る情報発信等に関する協定	情報の周知及び行政機能の低下軽減	ヤフー(株)	H31. 4. 22
27	佐野市の防災力向上のための協力に関する協定	無人航空機による情報収集、防災意識の啓発及び防災知識の普及	損害保険ジャパン日本興亜(株)	R1. 8. 1
28	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	停電情報の提供、道路状況等の情報連携、電源供給車の配置、電力復旧の支障となる障害物の除去、復旧拠点の借用	東京電力パワーグリッド(株)栃木南支社	H22. 7. 1 R2. 9. 17
29	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	広告付き避難場所等電柱看板の設置	東電タウンブランニング(株)栃木総支社	R3. 9. 1
30	災害時における建築物の応急対策業務等の応援協力に関する協定	市有施設等の応急危険度判定業務や被災建築物の補修等に関する相談業務	一般社団法人栃木県建築士会	R4. 6. 2
4 物資供給関係				
31	災害時の物資供給等に関する協定	飲料品、食料品、日用生活品、その他市が指定する物資の供給	イオン(株)ジャスコ佐野新都市店	H18. 7. 31
32	災害時における防災活動協力に関する協定	災害時応急活動に係る活動要員の派遣、避難場所、生活必要物資、トイレ等の提供	イオン(株)ジャスコ佐野新都市店	H18. 7. 31
33	災害時における飲料水提供に関する協定	飲料水の供給	サントリーフーズ(株)関東甲信越支社	H21. 8. 25
34	災害時における物資の供給に関する協定	仮設トイレ、仮設ハウス、発電機等の供給	西尾レントオール(株)栃木営業部	H22. 12. 27
35	災害時における飲料水提供に関する協定	飲料水の供給	(株)伊藤園	H24. 11. 27
36	災害時における物資供給に関する協定	物資の供給	NPO 法人コメリ災害対策センター	H25. 10. 11
37	災害時における対応協力に関する協定	物資(米・農産物等)の優先供給、施設の提供	佐野農業協同組合	H26. 1. 30
38	災害時における食料及び生活必需品等の供給に関する協定	食料及び生活必需品等の供給	とちぎコープ生活協同組合	H26. 2. 13
39	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	生活物資の供給	(株)カインズ	H27. 2. 6
40	災害時における飲料の提供に関する協定	飲料の供給	コカ・コーライーストジャパン(株)佐野支店	H27. 7. 1
41	災害時における物資供給等に関する協定	食料品、水の供給	(株)あわしま堂	H28. 7. 29
42	災害時における支援協力に関する協定	車両タイヤの提供、交換作業、運搬作業、タイヤ・ホイールの修理作業等	(有)根本タイヤ商会	H29. 4. 21
43	災害時に備えた物資供給等に関する協定	土のうの供給	社会福祉法人 瑞宝会	H29. 8. 7
44	災害時における飲料水の提供に関する協定	飲料の供給	(株)ダイドードリンコサービス関東	H31. 2. 21
45	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	段ボール製品の供給	清和紙器工業(株)	R1. 8. 22
46	災害時等における車両の提供に関する協定	車両(レンタカー)の優先供給	一般社団法人栃木県レンタカー協会	R2. 11. 25
47	災害時における物資の供給に関する協定	物資(飲料水、食料品等)の供給	(株)フレッセイ	R3. 1. 8
48	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	物資(飲料水、食料品等)の供給	(株)ヨークベニマル	R3. 3. 23
49	災害時における電動車両等の支援に関する協定	電動車両の借用	東日本三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業(株)	R3. 3. 25

番号	協定・覚書名	内容	協定先	締結日
50	災害時における物資供給に関する協定	おしぼり、ウェットシート等の物資の供給	(株)サンテック	R3. 11. 5
51	災害時における物資供給に関する協定	物資（飲料水、食料品等）の供給	(株)ナフコ	R4. 2. 16
52	災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定	災害時に避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給	栃木トヨタ自動車(株)栃木トヨペット(株)、トヨタカローラ栃木(株)、ネットトヨタ栃木(株)、トヨタモビリティパーツ(株)栃木支社	R4. 11. 1
53	災害時における物資の供給に関する協定	食料品、日用品、衣料品、医薬品等の供給	(株)カワチ薬品	R5. 2. 17
54	災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送	栃木県葬祭事業協同組合	R6. 3. 26
55	災害時における佐野インランドボートを活用した支援物資の受入れ及びコンテナ型トイレ等の提供に関する協定	支援物資の受入れ及びコンテナ型トイレ等の供給	吉田運送株式会社	R6. 3. 27
56	災害時における物資の利用に関する覚書	電源バッテリー電池及びソーラーパネルの利用	佐野ハイブリッド発電(株)	R6. 11. 1
5 避難施設等関係				
57	災害時に民間福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定	民間福祉避難所としての施設の使用に関すること	社会福祉法人とちのみ会	H26. 3. 18
58	災害時に民間福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定	民間福祉避難所としての施設の使用に関すること	社会福祉法人ブローニユの森	H26. 3. 18
59	災害時に民間福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定	民間福祉避難所としての施設の使用に関すること	社会福祉法人愛光園	H26. 3. 18
60	災害時に民間福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定	民間福祉避難所としての施設の使用に関すること	社会福祉法人縁盛会	H26. 3. 18
61	災害時に民間福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定	民間福祉避難所としての施設の使用に関すること	社会福祉法人恵明会	H26. 3. 18
62	災害時に民間福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定	民間福祉避難所としての施設の使用に関すること	社会福祉法人ひまわり会	H26. 3. 18
63	災害時に民間福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定	民間福祉避難所としての施設の使用に関すること	社会福祉法人常盤福祉会	H26. 3. 18
64	災害時に民間福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定	民間福祉避難所としての施設の使用に関すること	社会福祉法人報徳会	H26. 3. 18
65	災害時に民間福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定	民間福祉避難所としての施設の使用に関すること	社会福祉法人桜和会	H26. 3. 18
66	災害時に民間福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定	民間福祉避難所としての施設の使用に関すること	社会福祉法人佐野福祉会	H26. 3. 18
67	災害時に民間福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定	民間福祉避難所としての施設の使用に関すること	社会福祉法人徳知会	H26. 3. 18
68	災害時に民間福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定	民間福祉避難所としての施設の使用に関すること	社会福祉法人若草福祉会	H27. 3. 30
69	災害時における応急住宅として使用することに関する協定	応急住宅としての施設の使用に関すること	社会福祉法人マロニエ	H27. 6. 2
70	災害時支援施設の利用に関する協定	災害時支援施設としての施設の利用	住友大阪セメント(株)栃木工場	H27. 7. 23
71	洪水発生時における施設等の提供に関する協定	立体駐車場の一部を一時避難場所として使用	三菱地所・サイモン(株)佐野プレミアム・アウトレット	R2. 6. 19
72	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	移動式宿泊施設等の提供	(株)デベロップ	R2. 11. 16
73	災害時における宿泊施設の提供等に関する協定	避難場所としての宿泊施設の提供	佐野ホテル旅館組合	R3. 3. 9
74	災害時における市指定避難場所及び市指定避難所としての使用に関する協定	旧山形小学校を市指定避難場所及び市指定避難所としての指定及び使用	(有)ヤマダ	R4. 7. 14

番号	協定・覚書名	内容	協定先	締結日
75	災害時における施設の提供に関する協定	一時避難場所として駐車場、指定スペースの貸し出し、トイレ等の提供	(株)ダイナム	R5. 1. 26
76	災害時における市指定避難場所及び市指定避難所としての使用に関する協定	旧飛駒小学校を市指定避難場所及び市指定避難所としての指定及び使用	(株)ピーアンドジー	R5. 8. 1
77	避難所の使用に関する覚書	避難場所としての施設の使用	栃木県立佐野高等学校・同附属中学校	H28. 3. 31
78	避難所の使用に関する覚書	避難場所としての施設の使用	栃木県立佐野東高等学校	H28. 3. 31
79	避難所の使用に関する覚書	避難場所としての施設の使用	栃木県立佐野松桜高等学校	H28. 3. 31
80	避難所の使用に関する覚書	避難場所としての施設の使用	青藍泰斗高等学校	H28. 3. 31
81	避難所の使用に関する覚書	避難場所としての施設の使用	学校法人 佐山学園 佐野清澄高等学校	H28. 3. 31
82	避難所の使用に関する覚書	避難場所としての施設の使用	学校法人 佐野日本大学学園	H28. 4. 1
6 自治体等関係				
83	災害時における市町村相互応援に関する協定	救助、救護、職員派遣、車両提供、資機材及び物資（食料・生活必需品）、ボランティアの斡旋等	栃木県内全市町村	H8. 7. 30
84	北関東・新潟地域連携推進協議会災害時における相互応援に関する要綱	食糧、飲料水、生活必需品及び衣料品等の提供、職員の派遣、施設の提供及び斡旋	北関東・新潟地域連携推進協議会（新潟県、群馬県、茨城県、栃木県の一部《栃木県は、足利市、佐野市、小山市、栃木市》）	H8. 10. 14
85	栃木県震度情報ネットワークシステムに係る施設の設置管理に関する協定	計測震度計施設の管理及び運営	栃木県	H8. 12. 25
86	大規模災害時における相互応援に関する協定	救助、救護、職員派遣、車両提供、資機材及び物資提供、ボランティアの斡旋等	足利市・桐生市・太田市・館林市・みどり市	H18. 7. 11
87	災害時の情報交換に関する協定	情報連絡員の派遣、情報交換	国土交通省関東地方整備局	H23. 2. 24
88	災害時における相互支援協定	食糧・飲料水・生活必需品の供給、被災者の救護、医療救護、職員の派遣	滋賀県彦根市	H24. 1. 16
89	全国へそのまち協議会加盟市町村災害時の相互応援に関する覚書	食糧・飲料水・生活必需品の供給、被災者の救護、医療救護、職員の派遣	全国へそのまち協議会（北海道富良野市、群馬県渋川市、兵庫県西脇市、岡山県吉備中央町、熊本県山都町、沖縄県宜野座村、福島県本宮市、山梨県中央市） 合計9市町村	H24. 1. 17
90	災害時における相互支援協定	食糧・飲料水・生活必需品の供給、被災者の救護、医療救護、職員の派遣	福岡県芦屋町	H25. 11. 13
91	栃木県防災行政ネットワークの設置及び管理運営に関する協定	栃木県防災行政ネットワークの設置及び管理運営	栃木県	H26. 4. 1
92	災害時における相互支援協定	食料、飲料水等の供給、応急復旧活動、職員の派遣等	静岡県三島市	H27. 10. 30
93	災害時における相互支援協定	食料、飲料水等の供給、応急復旧活動、職員の派遣、避難者の受入れ等	大阪府泉佐野市	H28. 11. 22
94	原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定	東海第二原発にて原子力災害が発生した場合における県外広域避難先としての水戸市民の受入に関する事	茨城県水戸市	H30. 5. 21
95	災害時相互応援に関する協定	食料、飲料水等の供給、応急復旧活動、職員の派遣等	大阪府貝塚市	R4. 2. 4
7 自治体等関係（環境）				
96	栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定	災害廃棄物の処理	栃木県、県内市町、一部事務組合	H20. 3. 21

番号	協定・覚書名	内容	協定先	締結日
97	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	物資及び資機材の供給、職員の派遣等	北茨城市に一般廃棄物を搬入し最終処分を行っている自治体(県内は7自治体)	H25. 7. 12
98	栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書に基づく覚書	災害廃棄物等の処理	公益社団法人栃木県産業資源循環協会、一般社団法人栃木県環境美化協会、栃木県環境整備事業協同組合	R2. 10. 9
99	佐野市災害廃棄物の処理応援に関する覚書	災害廃棄物の撤去、収集、処理等	泉工業㈱	R4. 7. 1
8 自治体等関係（消防）				
100	消防相互応援協定	消防相互応援	群馬県館林地区消防組合	S55. 6. 16
101	特殊災害消防相互応援協定	特殊災害消防相互応援	県内市町・一部事務組合	S56. 5. 20
102	北関東自動車道消防相互応援協定	消防相互応援	足利市・栃木市・鹿沼市・石橋地区消防組合・宇都宮市・芳賀地区広域行政事務組合	H26. 1. 20
103	消防相互応援協定	消防隊、救急隊、人員の出動、応援活動	栃木市	H26. 4. 1
104	消防相互応援協定	消防隊、救急隊、人員の出動、応援活動	足利市	H26. 4. 1
105	特殊災害消防相互応援協定	特殊災害消防相互応援	桐生市・太田市・伊勢崎市・館林地区消防組合・足利市	H26. 4. 1
106	佐野市消防本部と佐野瓦斯株式会社との都市ガス災害防止対策に関する業務協定	ガス災害時における相互協力	佐野瓦斯㈱	H26. 4. 1
107	東北自動車道内の館林・佐野藤岡インターチェンジ間における消防相互応援に関する協定	消防相互応援	群馬県館林地区消防組合	H26. 4. 1
108	みかもヘリポート及びその周辺における消火救難活動に関する協定	消火救難活動協力	㈱藤坂	H26. 4. 1
109	東北自動車道消防相互応援協定	消防相互応援	栃木市・鹿沼市・宇都宮市・塩谷広域行政組合・那須地区消防組合	H27. 9. 30
110	災害時における栃木県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃及び修繕）	公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部栃木県部会	H30. 11. 22
9 自治体等関係（水道）				
111	日本水道協会栃木県支部水道災害相互応援要綱	応急給水・復旧・復旧に必要な資材・車両等の提供	県内	H18. 4. 26
112	佐野市・栃木市水道災害相互応援協定	応急給水・復旧作業・資機材等の提供	栃木市	H26. 9. 1
113	両毛地域水道事業管理者協議会水道災害相互応援に関する協定	応急給水・復旧・復旧に必要な資材・車両等の提供	足利市・桐生市・群馬東部水道企業団	H28. 4. 1
10 災害ボランティアセンター				
114	佐野市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	佐野市災害ボランティアセンターの設置・運営	社会福祉法人佐野市社会福祉協議会	R4. 2. 21
11 調査・研究				
115	佐野市における地域防災に係る研究及び住民・行政支援に関する協定	河川・道路・下水道・地盤・建物等の安全に関する調査・研究、自然災害に関する住民意識の調査・研究等	日本大学 学校法人佐野日本大学学園	R5. 10. 2
12 被災者相談				
116	災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書	司法書士による被災者支援のための相談業務	栃木県司法書士会	R7. 1. 16

<活動体制関係>

資料 10-1 佐野市防災会議条例

平成17年 2 月 28 日 条例第15号

佐野市防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、佐野市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 佐野市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第2項の規定に基づき、佐野市水防計画に関し調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の職員
- (2) 市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊の長又はその者が指名する自衛官
- (3) 佐野警察署長の職にある者
- (4) 栃木県の職員
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 市の職員（消防長を除く。）
- (8) 市の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
- (9) 自主防災組織を構成する者
- (10) 学識経験のある者
- (11) その他市長が必要があると認める者

6 前項の委員は、50人以内とする。

7 第5項第8号から第11号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、栃木県の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員、市の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了したときまでとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年2月28日から施行する。

附 則（平成24年12月25日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月26日条例第2号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月29日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月22日条例第3号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

資料 10-2 佐野市災害対策本部条例

平成17年 2 月28日 条例第16号

佐野市災害対策本部条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の 2 第 8 項の規定に基づき、佐野市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

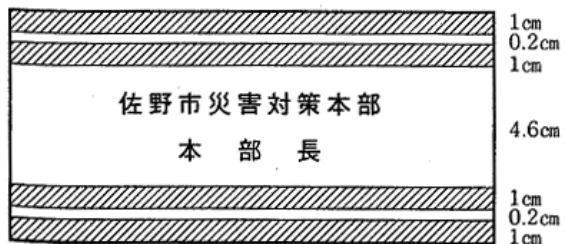
この条例は、平成17年 2 月28日から施行する。

附 則（平成24年12月25日 条例第43号）

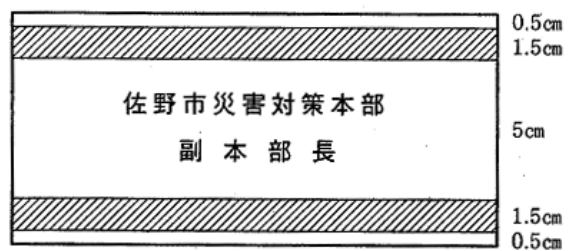
この条例は、公布の日から施行する。

別 図（本部職員の標識）

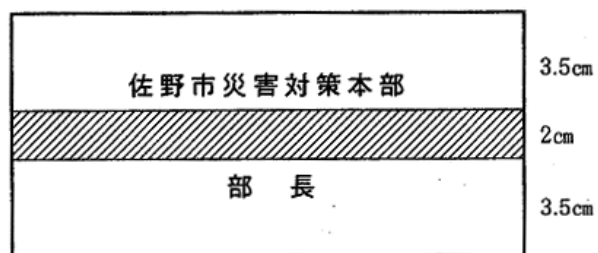
ア 本部長



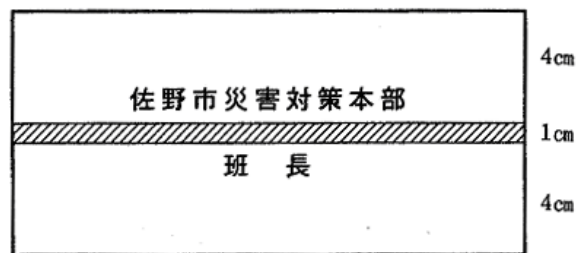
イ 副本部長



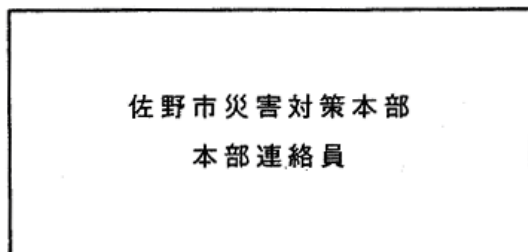
ウ 部長



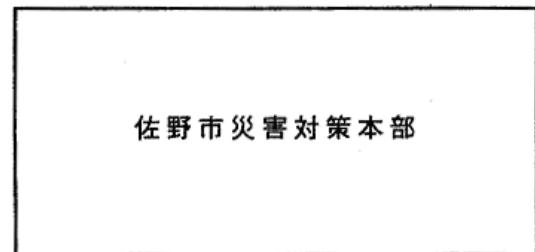
エ 班長



オ 本部連絡員

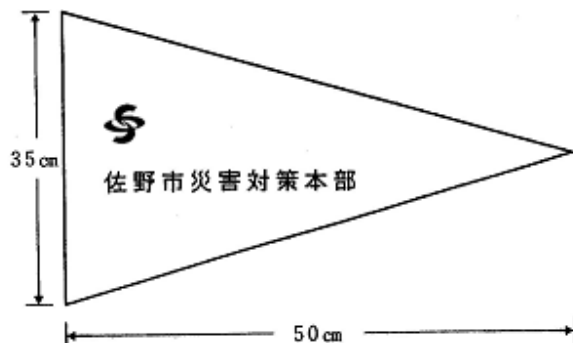


カ 班員



- 備考 1. 腕章の大きさは、長さ 40 cm、幅 9 cm とする。
2. 地色は白色、斜線の部分は赤色とし、文字は黒色とする。

キ 標旗



備考 布地は白色とし、文字は赤色とする。

資料 10-3 災害時における医療活動分担表

災害時における医療活動分担表

機関名	事前措置	通報・出動要請体制	現地救急体制	傷病者搬送収容体制	事後措置
佐 野 市	1 佐野市防災会議の中に医療部会を設置し、その意見を聴いて災害時における医療に関する地域防災計画を策定する。 2 前記防災計画に基づき、関係機関と事前協議、医薬品・医療器材の備蓄、定期総合訓練を行う。 3 災害事前情報の収集、一般への広報活動を行う。 4 救護所の設置場所について関係医療機関と連携し、あらかじめ救護所にあてべき建物を調査し、その名簿を備えておく。	1 災害、事故の発生を、発見者又は消防本部、警察署等から通報を受けた場合は直ちに職員を現地に派遣し、その状況（規模、内容）を把握する。 2 佐野市医師会長に救護班の出動（又は追加出動）を要請する（消防本部、警察署が緊急措置として最寄り医療機関の出動を要請し、その旨報告があった場合は、そのことを申し添えて要請する）。 3 消防本部、市職員による救出班を編成し、現場に派遣する。 4 安足健康福祉センター、県その他関係機関に対し災害発生を通報し、必要な場合には応援を要請する。 5 救護活動全般の連絡、指揮にあたる。	1 警察署、その他関係機関に要請し、現場と市役所間の通信網の確保を図る。 2 災害状況に応じ、現地医療指揮者、現地総括者を指名し、現場に派遣する。 3 災害状況に応じ、現地付近に救護所を設置し、必要な器材を補給する。 4 現場からの状況報告に応じ、佐野市医師会長、隣接市町長、県、県医師会長等に対し、救護班等の市域外からの応援出動を要請する。 5 医薬品、医療器材その他必要資材等の確保、現場への補給にあたる。 6 必要な場合、現場の給水、現場活動要員に対する給食等の措置をとる。	1 現地医療指揮者からの報告に基づき、患者受入れ医療機関の選定、当該医療機関への待機指示等を佐野市医師会長と協議して行う。 2 緊急度に応じて消防・防災ヘリコプター、ドクターヘリコプターや救急車の出動要請を行う。 又、必要に応じ、医療機関の緊急自動車や民間所有車両の借上配車等を行う。 3 必要に応じ、県医師会長に対し、市以外の医療機関の選定、患者受入れ待機等を要請する。	1 災害、事故の状況、関係機関の活動状況等を調査記録し、県その他関係機関へ報告する。 2 救助、救護活動に要した経費を活動者に対し支弁する。 3 必要な場合は、活動所要経費の全部又は一部について県、国その他の関係者に補助（又は負担）を求める。 4 現場の事後整理を行う。

災害時における医療活動分担表

機関名	事前措置	通報・出動要請体制	現地救急体制	傷病者搬送収容体制	事後措置
佐 野 市	1 佐野市地域防災計画に基づき、必要な活動計画の策定をしておく。 2 必要器材等の確保、整備を図っておく。 3 職員に対する教育、訓練を随時実施しておく。	1 災害、事故の発生を発見者から通報を受けたときは、市長に報告し、併せて警察署に連絡する。 2 市長の命令により、救出班を現場に派遣する。災害状況に応じ、消防団、地域住民に応援を求める。 3 必要に応じ、緊急措置として最寄り医療機関の出動を要請し、その旨を市長に報告する。	1 傷病者の救出、現地救護所までの搬送にあたる。 2 現地総括者の指示を受け、必要な場合、他部門の応援を行う。	1 現地総括者や現地医療指揮者の要請に基づき、救護所の傷病者を医療機関に搬送する。 2 救急車その他の車両の確保、配車にあたる。 3 傷病者搬送先については、現地医療指揮者の指示に従う。	1 活動の結果を関係機関に報告する。
佐野警察署	1 災害発生時に対処する警備計画の策定と訓練の実施に努める。 2 警察通信網（有線・無線電話）の整備に努める。 3 災害事前情報の収集、関係方面への連絡、広報の実施に努める。	1 災害、事故の発生を発見者から通報を受けたときは、市長、消防本部に連絡するとともに、県警察本部に報告する。 2 必要に応じ、緊急措置として最寄り医療機関の出動を要請し、その旨を市長に報告する。 3 災害状況に応じ、県警察本部に応援を要請する。	1 警備班を編成して現場に派遣し、市長、消防本部に協力して傷病者の救出、現場及び付近の警戒警備、交通整理、交通の制限禁止、市民の避難指導、行方不明者の捜索、死体検視、市民保護のための警戒警備、犯罪の予防と捜査検挙、情報収集と民心安定の広報活動を行う。 2 市長の要請に応じ、現場と市役所間の通信網の確保を図る。	1 必要に応じ、市長の要請に応じ、傷病者搬送のための車両の提供、確保等に協力する。	1 上級機関への報告を行う。 2 関係機関への連絡通報を行う。

災害時における医療活動分担表

機関名	事前措置	通報・出動要請体制	現地救急体制	傷病者搬送収容体制	事後措置
安足健康福祉センター	1 災害発生時における活動計画を策定し、訓練を行う。 2 管内関係機関と連絡、調整を行う。	1 市長から災害等発生の通報を受けたときは、直ちに職員を派遣し、状況等の調査を行う。 2 県に災害状況を報告し、市長その他の関係機関と連絡、協議を行う。	1 救護班の出動、支援援助及び現場付近の公衆衛生活動、公害対策活動等に従事する。 2 救助班、救護班等に対する医療器材の補給及びその確保のための連絡の斡旋等を行う。		1 県への報告を行う。
県	1 関係機関と協議し、災害時活動体制の整備を指導する。 2 総合防災訓練を実施、指導する。 3 災害事前情報の収集、関係機関への通報、一般への広報活動を行う。又、下部機関への待機指令を行う。	1 市長、安足健康福祉センター等から災害発生の通報があったときは職員を派遣し、状況を調査する。 2 市長、県医師会長、県警察本部その他関係機関と連絡、協議し、必要な対策を立て、措置を行う。 3 必要な場合は、自衛隊、日赤県支部その他関係機関、隣接県、国に対し応援を要請する。 4 国に災害状況を報告し、必要な協議を行う。	1 下部機関に指令し、必要な現地活動を行わせる。 2 必要に応じ直接、応援隊の派遣、補給資材の送付、現地活動に対する指導、助言を行う。 3 市長等の要請に応じ、災害地隣接市町、消防本部、自衛隊、日赤県支部その他関係機関の応援出動を要請する。	1 市長等の要請に応じ、搬送用車両の貸与、斡旋等を行う。 2 市長等の要請に応じ、県医師会長に対し市外の医療機関の選定、傷病者受入れ待機等を要請する。	1 市長その他の関係機関との連絡調整を行う。 2 必要に応じ市に対する県費補助を行う。 3 国に対する報告を行う。
佐野市医師会	1 県医師会の指導、市の防災計画に基づき管内に数個班の救護班を編成し、出動計画を策定、普及しておく。	1 市長の要請に基づき、必要数の救護班の出動を指令する。 2 県医師会長に状況を報告し、必要に応じて応援救護班の派遣要請を行う。	1 災害現場、現地救護所において傷病者の応急医療に従事する。 2 市長から現地医療指揮者が派遣されたときは、救護班はその指揮のもとに活動する。	1 現地からの報告に基づき、市長と協議し、傷病者搬送体制を確立する。 2 傷病者収容医療機関を選定し、当該医療機関に待機を指令するとともに、現地に医療機関名を指示する。	1 市長、県医師会長に対し、活動結果報告書を提出する。

災害時における医療活動分担表

機関名	事前措置	通報・出動要請体制	現地救急体制	傷病者搬送収容体制	事後措置
佐野市医師会	2 市長の準備した医療用器材類を備蓄しておく。 3 傷病者収容医療機関をあらかじめ定めておく。 4 上記結果を県医師会長に報告する。		3 他の救護班が到着後は、合流し活動する。		
自衛隊	1 災害発生時に対処する活動計画の策定と訓練の実施に努める。 2 必要器材等の確保、整備を図っておく。	2 知事の要請に基づき、救出班、救護班を派遣する。	1 災害現場において傷病者の搬出、応急医療に従事する。	1 知事の要請に基づき、傷病者搬送のための車両、ヘリコプター等を派遣する。	1 上級機関への報告を行う。
日赤県支部	1 災害発生時に対処する活動計画の策定、各日赤病院に対する指導、訓練の実施を行う。 2 必要器材等の確保、整備を図っておく。	1 知事の要請に基づき、救護班を派遣する。	1 災害現場、現地救護所において傷病者の応急医療に従事する。		1 上級機関への通報を行う。

災害時における医療活動分担表

機関名	事前措置	通報・出動要請体制	現地救急体制	傷病者搬送収容体制	事後措置
運輸機関	1 災害発生時に対処する活動計画の策定と訓練の実施に努める。 2 必要器材等の確保、整備を図っておく。	1 事故発生の際は、直ちに市、県に対し災害発生を通報し、応援を要請するとともに、救出班、救護班を派遣する。 2 市との通信連絡を常時確保する。	1 災害現場において傷病者の救出、応急医療に従事する。 2 災害状況に応じ、現地付近に救護所を設置し必要な器材を補給する。 3 衣料品、医療器具、その他必要資材類の確保、現場への補給にあたる。 4 必要な場合、現場の給水、現場活動要員に対する給食等の措置をとる。	1 必要に応じ、傷病者搬送のための車両を提供、確保等に努める。	1 事故原因等を調査記録し、関係機関へ報告する。 2 現場の事後処理を行う。 3 救助、救護活動に要した経費を支弁する。
現地医療指揮者	1 佐野市防災会議医療部会において、医療関係者の中から適任候補者を定めておく。	1 市長は、災害等の状況により必要と認めたときは、候補者を現地医療指揮者に指名し、現地に派遣する。	1 災害現場、現地救護所における各救護班の医療活動の指揮をとる。 2 救護班ごとの分担の決定、傷病者の症状別区分整理を行い、必要な場合は、市長に対し、応援、器材補給の要請等を行う。 3 現地総括者と協議し、業務調整、他部門からの応援の要請等を行う。	1 現地総括者に配車を依頼する。 2 市長に傷病者搬送を依頼し、受入れ医療機関の決定、通報を求める。 3 救急車に受入れ医療機関名を指示し、傷病者搬送を委託する。必要に応じ、救急車に医療関係者の同乗を指示し、搬送中の傷病者の処置にあたらせる。	1 現地活動結果を市長に報告する。

災害時における医療活動分担表

機関名	事前措置	通報・出動要請体制	現地救急体制	傷病者搬送収容体制	事後措置
現地総括者		1 市長は、災害の状況により必要と認めたときは、市職員の中から適任者を指名し、現地に派遣する。	1 現地医療指揮者と現場出動の各部門責任者との現場活動が円滑に推進されるよう必要な連絡協議を行い、業務の総合調整にあたる。 2 市長に現場の状況を報告し、必要な措置を求める。	1 現地医療指揮者の要請に応じ、搬送部門に通報し、車両の確保、配車を行う。	1 現地活動結果を市長に報告する。

〈要領・様式等〉

資料 11-1 栃木県火災・災害等即報要領

栃木県火災・災害等即報要領

第1 総 則

1 趣 旨

この要領は、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災、災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り「火災報告取扱要領(平成6年4月21日付消防災第100号)」「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)」「救急事故等報告要領(平成6年10月17日付消防救第158号)」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合は、原則として当該火災等の発生した地域に属する消防本部（局）が、火災等に関する即報を県へ報告するものとする。

ただし、火災等が発生した地域が2以上の消防本部（局）にまたがる場合又は火災等が発生した地域の属する消防本部（局）と当該火災等について、主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った消防本部（局）が異なる場合は、当該火災等について主として応急措置を行った消防本部（局）又はこれらの火災等があったことの報告を受けた消防本部（局）が報告するものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、原則として当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町は、災害に関する即報について県へ報告をするものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、県は、市町又は消防本部（局）からの報告及び自ら収集した情報等を整理し、火災・災害等に関する即報について消防庁へ報告をするものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、市町又は消防本部（局）は、第1報を県と消防庁へ報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市町又は消防本部（局）は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町又は消防本部（局）は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告をするものとする。県は、市町又は消防本部（局）からの報告を入手後、速やかに消防庁へ報告するとともに、市町又は消防本部（局）からの報告を待たずして情報を入手したときは、直ちに消防庁へ報告するものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報にあたっては、県が消防庁に報告する場合及び市町又は消防本部（局）が直接消防庁に報告する場合は、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告するものとする。ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。なお、報告に万全を期すため、特に第1報においては、要求されない場合を除き、様式を送信し

た後電話にて報告した旨伝えるものとする。また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（県、市町又は消防本部（局）が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

市町及び消防本部（局）が県へ報告する場合は、原則として栃木県防災情報システム端末からの入力により報告するものとする。また、画像情報を送信できる市町及び消防本部（局）は、(2)により被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又は栃木県防災情報システム端末等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

防災行政ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信できる市町及び消防本部（局）（応援団体含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、静止画像電送装置等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災市町の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 市町又は消防本部（局）は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 市町又は消防本部（局）は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町及び消防本部（局）が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 県は、被害状況等の把握にあたり、県警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、県が一元的に集約、調整を行うも

のとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

- (4) 市町及び消防本部（局）は、情報の共有化を図るため相互に連携を保つものとする。
- (5) 市町又は消防本部（局）は、県に報告をすることができない場合は、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、県と連絡がとれるようになった後は、県に報告をするものとする。
- (6) 上記(1)から(5)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町又は消防本部（局）はその状況を直ちに消防庁及び県に対し報告するものとする。
- (7) 消防庁報告にあたっては「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」により行うものとする。
- (8) 県及び消防庁に報告を行うにあたっての連絡先は別表1のとおりとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- (a) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- (b) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- (c) 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- (d) 特定違反對象物の火災
- (e) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- (f) 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- (g) 損害額1億円以上と推定される火災
- (h) 公の施設（官公署、学校、県営住宅等）

(イ) 林野火災

- (a) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- (b) 空中消火を要請又は実施したもの
- (c) 住宅等へ延焼するおそれがあるもの
- (d) 火災現場と送電線・配電線が近距離にあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- (a) 航空機火災
- (b) 船舶火災であって社会的影響度の高いもの
- (c) トンネル内車両火災
- (d) 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示) 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 湖沼・河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリー事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

ウ 原子力災害等

(ア) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(イ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

エ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

オ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

(例示) 施設等で多数の人が避難したもの

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 死者5人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

(3) 要救助者が5人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いと判明した時点での報告を含む。）

(例示) ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

・バスの転落による救急・救助事故

・ハイジャックによる救急・救助事故

・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故

・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）

について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的被害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 市町が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2市町以上にまたがるもので、1市町における被害は軽微であっても県域で見た場合に同一災害で大きな被害が生じているもの
（例示）台風、豪雨、豪雪
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該市町の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 台風、豪雨により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (エ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

エ 火山災害

- (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町又は消防本部（局）は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの（ウ）に同じ。

(2) 危険物等に係る事故

ア 第2の1の(2)のイの（ア）、（イ）に同じ

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺

- で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
- (ア) 湖沼・河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
- (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (3) 原子力災害等
第2の1の(2)のウに同じ。
- (4) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (5) 爆発・異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)
- 2 救急・救助事故即報
死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの
- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
- 3 武力攻撃災害等即報
第2の3の(1)、(2)に同じ。
- 4 災害即報
- (1) 地震が発生し、当該市町の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)
- (2) 第2の4の(2)のイ、エのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」「災害報告取扱要領」「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式(火災)

- (1) 火災種別
「火災の種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 消防活動状況
当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。
- (3) 救急・救助活動状況
報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること(消防機関等による応援活動の状況を含む。)
- (4) 災害対策本部等の設置状況
当該火災に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び廃止の日時を記入すること。
- (5) その他参考事項
次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せて記入すること。
- ア 死者3人以上生じた火災
- (ア) 死者を生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。(ア)において同じ。)の概要
- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予

防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の(e)、(f)又は(g)のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情 b 都市構成 c 気象条件 d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 市町及び消防本部(局)の応急対策の状況(他の地方公共団体の応援活動を含む。)

ウ 林野火災

(ア) 火災概況(火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等)

※必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況(出動要請日時、消火活動日時、機種、所属、機数等)

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式(特定の事故)

(1) 事故名(表頭)及び事故種別

特定の事故のうち「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(4) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。

なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(5) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(6) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。

なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

(7) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(8) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに市町の応急対策状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(9) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(10) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば記入すること。

(例示) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(11) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」「被ばく者」「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況等を記入すること。

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には急病人等を含む。

イ 「不明」とは行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動の状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部(局)名、隊数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について特記すべき事項があれば記入すること。

(例示) ・市町、その他関係機関の活動状況

- ・避難指示の発令状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・NBC検知結果(剤の種類、濃度等)
- ・被害の要因(人為的なもの)
 - 不審物(爆発物)の有無
 - 立てこもりの状況(爆弾、銃器、人物等)

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状

況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災の発生の有無等を報告する場合）は本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所・発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町又は消防本部（局）から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下、「災害対策本部等」という。）を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部（局）、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他市町が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお「水道」「電話」「電気」「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町名

市町毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の種別、災害の経過、今後の見通し等

(エ) 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

附 則

この要領は、平成 2 年 5 月 15 日から施行する。

この要領は、平成 7 年 1 月 17 日から施行する。

この要領は、平成 8 年 5 月 15 日から施行する。

この要領は、平成 12 年 2 月 15 日から施行する。

この要領は、平成 12 年 12 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 15 年 6 月 27 日から施行する。

この要領は、平成 15 年 10 月 15 日から施行する。

この要領は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

この要領は、平成 19 年 3 月 31 日から施行する。

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 20 年 9 月 9 日から施行する。

この要領は、平成 21 年 3 月 23 日から施行する。

この要領は、平成 22 年 3 月 29 日から施行する。

この要領は、平成 24 年 3 月 30 日から施行する。

この要領は、平成 24 年 5 月 31 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 元年 6 月 14 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 6 月 8 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 5 月 12 日から施行する。

別表 1 連絡先

県	終日	危機管理防災局 危機管理課 及び 消防防災課	防災行政ネットワーク	電話	5 0 0 - 2 1 3 6
				F A X	5 0 0 - 2 1 4 6
			N T T 回線	電話	0 2 8 - 6 2 3 - 2 1 3 6
				F A X	0 2 8 - 6 2 3 - 2 1 4 6
消防庁	勤務時間内 (平日 9 時 3 0 分 ～ 1 8 時 3 0 分)	応急 対策室	N T T 回線	電話	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 2 7
				F A X	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 3 7
			地域衛星 ネットワーク	電話	発信特番 - 0 4 8 - 5 0 0 - 9 0 - 4 9 0 1 3
				F A X	発信特番 - 0 4 8 - 5 0 0 - 9 0 - 4 9 0 3 3
	勤務時間外	宿直室	N T T 回線	電話	0 3 - 5 2 5 3 - 7 7 7 7
				F A X	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 5 3
			地域衛星 ネットワーク	電話	発信特番 - 0 4 8 - 5 0 0 - 9 0 - 4 9 1 0 2
				F A X	発信特番 - 0 4 8 - 5 0 0 - 9 0 - 4 9 0 3 6

第1号様式(火災)

第 報

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		報告者名	(TEL)

(月 日 時 分現在)

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他		
出火場所			栃木県防災 情報マップ 6- , - (英字) (数字)
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) (月 日 時 分)
火元の業態・ 用 途	事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所	出火原因		
死傷者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽 症 人	死者の生じた 理 由	
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	m ² m ²
焼損程度	焼損棟数 全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟 } 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部 (署) 消 防 団 そ の 他 (消防防災ヘリコプター等)	台 台 台・機	人 人 人
救急・救助 活動状況			
災害対策本部等 の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後 30 分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年	月	日	時	分			
終日	⇒NW-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146									
第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)			市町 (消防本部名)							
事故名	{ 1 危険物等に係る事故 2 原子力施設等に係る事故 3 その他特定の事故 (月 日 時 分現在)		報告者名		(TEL)					
事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()									
発生場所										
事業所名										
発生日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分							
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分							
消防覚知方法			気象状況							
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. RI 等 7. その他 ()			物質名						
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高圧混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ()									
施設の概要			危険物施設の区分							
事故の概要										
死傷者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等		人 (人)					
			重症		人 (人)					
			中等症		人 (人)					
			軽症		人 (人)					
消防防災活動状況 及び 救急・救助活動状況			出場機関		出場人員		出場資機材			
			事業所	自衛防災組織		人				
				共同防災組織		人				
				その他		人				
			消防本部 (署)		台		人			
			消防団		台		人			
			消防防災ヘリコプター		機		人			
			海上保安庁		人					
			自衛隊		人					
			その他		人					
災害対策本部等の設置状況										
その他参考事項										

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
※第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL028-623-2136)		報告者名	(TEL)

(月 日 時 分現在)

事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急対処事態における災害
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	(月 日 時 分 月 日 時 分)		覚知方法	
事故等の概要				
死傷者等	死者 (性別・年齢)		負傷者等	
	計 人		人 (人)	
	不明 人		{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽症 人 (人)	
救助活動の要否				
要救護者数 (見込)			救助人員	
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部等 の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）〔災害概況即報〕

第 報

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
※第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 【県から要求した場合は除く】 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		報告者名	(TEL)

(月 日 時 分現在)

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分						
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟	
		うち 災害関連死者		人			棟		床下浸水		棟				
		不明		人		軽傷			人	一部 損壊		棟	未分類		棟
		119 番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況														
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自衛隊派遣要請の状況														
	その他市町が講じた応急対策														

《危機管理課・消防防災課確認事項》

- 1 死傷者については、氏名、性別、年齢について確認する。
- 2 住家被害については、住所・世帯数・人数及び被害の概要について確認する。床下浸水についても同様に確認する。
- 3 非住家被害については、全壊・半壊の被害数及び被害の概要について確認する。
- 4 住民の避難の状況について確認する。（緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難の区別をはっきりさせること。）
- 5 道路、崖崩れの状況について確認する。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

4号様式（その2）〔被害状況即報〕

終日		⇒NW-FAX発信特番-500-2146/NTT-FAX 028-623-2146				送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課（NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136） ※第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。【県から要求した場合は除く】									
市町名 (消防本部名)				区分		被害		区分		被害		災害対策本部等の設置状況	県		
報告者名		(TEL)		田	流出・埋没		ha		公立文教施設		千円				
災害名 ・ 報告番号		災害名 第 報 (月 日 時現在)			畑	冠水		ha		農林水産業施設			千円		
				流出・埋没		ha		公共土木施設		千円					
				冠水		ha		その他の公共施設		千円					
				学校		箇所		小計		千円					
病院		箇所		公共施設被害市町数		団体									
道路		箇所		その他	農業被害		千円								
橋りょう		箇所			林業被害		千円								
河川		箇所			畜産被害		千円								
砂防		箇所			水産被害		千円								
清掃施設		箇所		商工被害		千円									
鉄道不通		箇所		被害総額		千円		119番通報件数		件					
被害船舶		隻		災害の概況											
水道		戸													
電話		回線													
電気		戸													
ガス		戸		応急対策の状況	消防機関等の活動状況 (地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること)										
ブロック塀等		箇所													
り災害世帯数※2		世帯		自衛隊の災害派遣	その他										
り災害者数※2		人													
建物		件													
危険物		件													
その他		件													
火災発生※3															
公共建物		棟													
その他		棟													

◎用語の定義については、「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)」によるが、特に次のことに注意すること。
※1 非住家は全壊及び半壊の被害を受けたもののみ計上すること。
※2 り災害世帯及びり災害者数は全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった世帯及び人数を計上すること。
※3 火災発生については地震又は火山噴火の場合のみ計上

◎被害額は省略することができるものとする。
◎119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

事 前 措 置 通 知 書

住 所
氏 名

貴所有の施設、物件は、災害が発生した場合、現状では災害対策基本法第 59 条に基づ
く事前措置の対象となり得るので、下記事項留意のうえ、災害時には適切な措置をとら
れるよう通知します。

年 月 日

市 長 名

設備又は物件の名称	数 量	措 置 の 方 法	備 考

資料 11-3 災害応急食糧配給承認申請書

年 月 日

栃木県知事 殿

佐野市長 ⑩

災害応急食糧配給承認申請書

次のとおり災害救助のため主要食糧の応急配給が必要なので、承認くださるよう申請します。

(1) 応急配給を必要とする理由

(2) 応急配給を必要とする被災者数

(3) 応急配給実施期間 年 月 日 食から
年 月 日 食まで

計 食分

(4) 品目別数量

(5) 応急配給の方法

(6) その他

令和 年 月 日

農林水産省農産局長 殿

佐野市長

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）第 4 章 I 第 11 の 1 の規定に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量（kg）	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備 考

（注）備考欄に担当者指名、連絡先等を記載する。

資料 11-5 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）

制定平成21年 5 月29日付け21総食第113号総合食料局長通知

最終改正令和 5 年11月30日付け 5 農産第3195号農産局長通知

第4章政府所有米穀の販売

I 通常時の販売

第11 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例

1 災害救助用米穀の引渡し体制整備

(1) 農産局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事（以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法（昭和22年法律第118号）が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が発動され、救援を行う場合

(2) (1) の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 農産局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀（以下「災害救助用米穀」という。）は、国内産米穀とする。

イ 知事は、災害救助用米穀を農産局長から全量買い受ける。

ウ イの米穀を販売する価格は、農産局長が別途定める。

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない。

(ア) (1) のアの場合は、30日以内（次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3か月以内）であって農産局長と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、農産局長がやむを得ないと認めること。

(イ) (1) のイの場合は、3か月以内であって農産局長と知事が協議し決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡方法

農産局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売する場合は、以下により販売手続を行う。

(1) 農産局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す場合は、知事と売買契約書（案）（様式4-24）により契約を締結する。

(2) 農産局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

(3) 農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認める場合は、(1) 及び(2) の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、農産局長は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書（案）（様式4-24）により契約を締結するものとする。

資料 11-6 佐野市水防協力団体指定要領

1. 趣旨

佐野市では、消防団員数の減少、サラリーマン化による実際に出動できない消防団員の増加並びに市民及び民間団体が自主的に災害救援活動に取り組む動きの活発化等、近年の水災防止体制を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市における消防団及び水防を担う消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力することを目的に、水防法（以下「法」という。）に基づき、水防協力団体を指定することとした。

2. 水防協力団体の要件（法 36 条第 1 項関係）

水防協力団体は、法第 36 条に基づき、法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有し、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる者とする。

3. 水防協力団体の業務（法 37 条関係）

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、水防責任を有する水防管理者の所轄下にある消防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- （1）土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの消防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- （2）水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
- （3）水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する河川巡視、広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- （4）水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- （5）講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- （6）水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附随する業務

4. 水防協力団体の申請方法（法 36 条第 1 項・第 3 項関係）

- （1）水防協力団体の要件を満たす者で、佐野市水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者（佐野市長）（佐野市行政経営部危機管理課）に「佐野市水防協力団体指定申請書」（資料 11-7）に「水防協力団体協力活動業務計画書」（資料 11-8）及び「水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて、2部提出するものとする。
- （2）水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）

5. 水防協力団体の指定（法第 36 条第 2 項・第 4 項関係）

- （1）水防管理者（佐野市長）は前項の申請により業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「佐野市水防協力団体指定書」（資料 11-9）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。
- （2）水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

6. その他

- （1）この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- （2）その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

資料 1 1－7 佐野市水防協力団体指定申請書

佐野市水防協力団体指定申請書

年 月 日

佐野市水防管理者

佐野市長 様

住 所

（事務所所在地）

団体の名称

代表者氏名

水防法第 3 6 条第 1 項及び佐野市水防協力団体指定要領第 4 の規定に基づき、佐野市水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業務計画書」（資料 1 1－8）を添えて申請します。

資料 11-8 水防協力団体協力活動業務計画書

水防協力団体協力活動業務計画書

下記の佐野市の実施する水防活動に協力します。

記

※ご協力いただける項目の番号に○印を記入してください

I 土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの消防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力（指定要領 3-（1）関係）

- 1 災害時における土のうの袋詰めや運搬などの水防活動への支援
- 2 災害時における小さな子供やお年寄りなどの災害時要援護者の救護
- 3 災害時における住民に対する洪水注意報、警報などの情報の広報
- 4 災害時における住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援

II 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供（指定要領 3-（2）関係）

具体的な資器材の種類・数量及び保管場所等

[]

III 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する河川巡視、広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供（指定要領 3-（3）関係）

- 1 日常における河川管理施設や許可工作物の安全性の点検や巡視
- 2 災害時における河川水位状況、雨量、強風状況などの情報連絡

IV 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究（指定要領 3-（4）関係）

- 1 市が作成する洪水ハザードマップの配布

V 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発（指定要領 3-（5）関係）

- 1 実体験等に基づく、浸水箇所や危険箇所などの地域住民に対する水防知識の講習

VI 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等（指定要領 3-（6）関係）

- 1 水防関係機関が開催する水防演習への参加
- 2 住民の避難訓練の実施

◎その他ご協力いただける活動がありましたら内容をご記入ください。

[]

資料 11－9 佐野市水防協力団体指定書

佐野市水防協力団体指定書

年 月 日

住 所
(事務所所在地)

団体の名称

代表者氏名 様

佐野市水防管理者

佐野市長

水防法第36条第1項及び佐野市水防協力団体指定要領第5の規定に基づき、貴団体を佐野市水防協力団体に指定します。

資料 11-10 佐野市における水防協力団体との水防協働活動実施要領

佐野市における水防協力団体との水防協働活動実施要領

1. 趣旨

佐野市における水防活動は、佐野市水防計画書に活動内容を明記しているところであるが、水防法が一部改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、本市において水防協力団体を指定した際に消防団及び水防活動を行う消防機関と水防協力団体との水防活動の連携、協働業務等について本要領に定めるものとする。

2. 消防団等と水防協力団体との連携（水防法 38 条関係）

水防法第 36 条及び佐野市水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、消防団又は水防を行う消防機関等による水防活動に対する協力業務であり密接な連携の下、活動を行うものとする。

3. 活動報告書の提出（水防法第 39 条関係）

連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「佐野市水防協力団体協力活動報告書」（資料 11-11）を提出させることができる。

4. 情報提供等（水防法第 40 条関係）

水防管理者は、佐野市水防協力団体指定要領 4 に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。

5. その他

- （1）この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- （2）その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

資料 11－11 佐野市水防協力団体協力活動報告書

佐野市水防協力団体協力活動報告書

年 月 日

佐野市水防管理者

佐野市長 様

住 所

(事務所所在地)

団体の名称

代表者氏名

別紙のとおり水防活動を実施しましたので、佐野市における水防協力団体との水防協働活動実施要領第3の規定に基づき提出します。

資料 11-12 公用負担命令権限証等

公用負担命令権限証

第	号	公 用 負 担 命 令 権 限 証		
		職 名 氏 名		
上記の者に本市区域内における水防法第28条の権限行使を委任したることを証明する。				
令和	年	月	日	
水 防 管 理 者 佐野市長				印

公用負担命令票

第	号	公 用 負 担 命 令 票		
		住 所 負担者氏名		
水防法第28条の規定により、下記の物件を収用（使用又は処分）する。				
記				
物 件	数 量	負 担 内 容 (使用・収用・処分)	期 間	摘 要
令和	年	月	日	
		水防管理者	佐野市長	印
		事務取扱者	職 名	印

資料 11-13 水防活動実施報告書

水防活動実施報告書

平成 年 月 日
作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m 雨 量 mm									
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸									
日時	自 月 日 時 至 月 日 時									
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計			
	人		人		人		人			
水防作業の概況及び工法	箇所 m 工 法									
水防の結果	効果被害	堤防 m m	田 ㎡ ㎡	畑 ㎡ ㎡	家 戸 戸	鉄道 m m	道路 m m	人口 人 人	その他	
使用資器材	かます、俵					居住者の出動状況				
	万年、土俵									
	なわ					水防関係者の死傷				
	丸太									
	その他					雨量水位の状況				
水防活動に関する自己批判備考										

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

被害状況

令和 年 月 日 時まで 中間
 年 月 日 時まで 確定報告

市町村名

作成者氏名

1 住家、非住家、田畑、耕地、道路の被害

2 橋梁、堤防、山林、その他の被害

被害数量				被害数量						
被害種別				被害種別						
人の被害	罹災者数	死者		橋梁の被害	国道	流失箇所数				
		生死不明				延長(m)				
		重傷				落下箇所数				
		軽傷				延長(m)				
家畜損害見積額(円)	全壊	戸数				市町村	撤去箇所数			
	半壊	戸数					延長(m)			
	一部破損	戸数			その他箇所数					
	流失	戸数			延長(m)					
住家の被害	浸水	床上	戸数				被害村道	計 損害見積額(円)		
		床下	戸数					流失箇所数		
			人員		延長(m)					
			人員		落下箇所数					
	計	戸数		堤防の被害	撤去箇所数					
		人員			延長(m)					
	非住家の被害	全壊	棟数			国道負担の堤防	その他箇所数			
		半壊	棟数				延長(m)			
		一部破損	棟数				計 損害見積額(円)			
		流失	棟数				流失箇所数			
農地の被害	田	床上	戸数		市町村負担の堤防		延長(m)			
		床下	戸数				決壊箇所数			
			人員			延長(m)				
			人員			崩壊箇所数				
	計	戸数		山林の被害		延長(m)				
		人員				埋没箇所数				
	畑	浸水(ha)				荒廃林地	面積(ha)			
		冠水(ha)					延長(m)			
		流失(ha)					損害見積額(円)			
		埋没(ha)					林道	延長(m)		
耕地の被害	その他(ha)			林産物	損害見積額(円)					
	損害見積額(円)				計 損害見積額(円)					
	田	面積(ha)			備考	流失箇所数				
	畑	面積(ha)				延長(m)				
公共施設の被害(円)			決壊箇所数							
道路の被害	国道	冠水	箇所数				崩壊	延長(m)		
		延長(m)		埋没		面積(ha)				
		流失	箇所数					延長(m)		
		延長(m)			損害見積額(円)					
	計	損害見積額(円)			林産物	面積(ha)				
		人員				林産物		延長(m)		
	市町村	冠水	箇所数					林産物	面積(ha)	
		延長(m)		林産物			延長(m)			
		流失	箇所数						損害見積額(円)	
		延長(m)					計 損害見積額(円)			
村道	決壊	箇所数			備考		流失箇所数			
	延長(m)		崩壊			延長(m)				
	埋没	箇所数					面積(ha)			
	延長(m)			延長(m)						
計	損害見積額(円)			林産物		面積(ha)				
	人員					林産物	延長(m)			
	冠水	箇所数					損害見積額(円)			
	延長(m)		計 損害見積額(円)							
市町村	流失	箇所数			備考		流失箇所数			
	延長(m)		崩壊				延長(m)			
	決壊	箇所数					面積(ha)			
	延長(m)			延長(m)						
村道	埋没	箇所数				林産物	面積(ha)			
	延長(m)			林産物			延長(m)			
	計	損害見積額(円)					損害見積額(円)			
	人員		林産物		計 損害見積額(円)					

＜その他＞

資料 12-1 栃木県災害救助法施行細則

(昭和 35 年 5 月 2 日 栃木県規則第 35 号)

(災害の程度に係る報告等)

第 1 条 知事は、災害が発生した場合において、必要と認めるときは、市町村長に対し、当該市町村における災害が、災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。)第 1 条第 1 項各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるかどうかについて報告を求めるものとする。

2 知事は、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。)による救助の実施を決定した場合は、適用地域を公示するものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

第 2 条 令第 3 条第 1 項の規定による救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 25 年内閣府告示第 228 号)の定めるところによる。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、知事が内閣総理大臣と協議し、別に定めるところによる。

(物資の保管等に係る公用令書等)

第 3 条 災害救助法施行規則(昭和 22 年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第 1 号。以下「規則」という。)第 1 条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 公用令書(別記様式第 1 号の 1 から別記様式第 1 号の 4 まで)
- (2) 公用変更令書(別記様式第 2 号)
- (3) 公用取消令書(別記様式第 3 号)

2 前項第 1 号の公用令書を交付するときは、所要の事項を強制物件台帳(別記様式第 4 号)に登録しなければならない。

3 第 1 項第 2 号又は第 3 号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録するほか、公用変更令書の交付にあつては、変更事項を記録しなければならない。

(受領調書の作成)

第 4 条 当該職員が、収用又は使用すべき物資の引渡しを受けたときに、規則第 2 条第 3 項の規定により、受領調書(別記様式第 5 号)を作成する場合は、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者(以下「占有者」という。)の立会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

(損失補償請求書)

第 5 条 規則第 3 条第 1 項の規定による損失補償請求書は、別記様式第 6 号による。

2 損失補償請求書の提出があったとき、及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

(従事命令に係る公用令書等)

第6条 規則第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 公用令書(別記様式第7号)
- (2) 公用取消令書(別記様式第8号)

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳(別記様式第9号)に所要事項を登録しなければならない。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、前項の所要事項を抹消しなければならない。

(救助に従事できない場合の届出)

第7条 規則第4条第2項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。

- (1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
- (2) 天災その他避けることのできない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書

(実費弁償)

第8条 令第5条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、知事が別に定める。

(実費弁償請求書)

第9条 規則第5条の規定による実費弁償請求書は、別記様式第10号による。

(立入検査証票)

第10条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の規定により、当該職員が立入検査を行うに当たって携帯しなければならない証票は、別記様式第11号による。

(扶助金支給申請書等)

第11条 規則第6条の規定による扶助金支給申請書は、別記様式第12号による。

2 前項の規定による扶助金申請書のうち休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。

- (1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
- (2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

3 法第8条の規定により救助に関する業務に協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における法第12条の規定に基づく扶助金の支給申請書の提出に当たり添付する書類は、規則第6条及び前項に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書とする。

(市町村長への通知)

第12条 法第13条の規定に基づき救助に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合に、令第17条第1項の規定に基づく通知は、別記様式第13号により行うものとする。

2 前項の場合においては、当該市町村長は、第3条、第4条、第5条第2項、第6条及び第7条に規定するところにより、当該救助に関する事務を処理しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は廃止する。

災害救助法施行細則(昭和二十九年栃木県規則第一号)

災害救助隊規定(昭和二十八年栃木県規則第七十号)

附 則(昭和三五年規則第六六号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年七月一日から適用する。

附 則(昭和三六年規則第五五号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年五月一日から適用する。

附 則(昭和三六年規則第七六号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年九月十五日から適用する。

附 則(昭和三八年規則第七七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三九年規則第六二号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年六月十六日から適用する。

附 則(昭和四〇年規則第七三号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年四月一日から適用する。

附 則(昭和四一年規則第四二号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

附 則(昭和四一年規則第五八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四二年規則第三二号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。

附 則(昭和四三年規則第八二号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。

附 則(昭和四四年規則第四五号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

附 則(昭和四五年規則第八九号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年四月一日から適用する。

附 則(昭和四六年規則第六三号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日から適用する。

附 則(昭和四七年規則第八八号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。

附 則(昭和四九年規則第五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四九年規則第六二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四九年規則第七六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五〇年規則第六六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五一年規則第七四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五二年規則第六〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五三年規則第五八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五四年規則第五六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五五年規則第三九号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十五年四月一日から適用する。

附 則(昭和五六年規則第六〇号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

附 則(昭和五七年規則第五五号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和五十七年四月一日から適用する。

附 則(昭和五八年規則第四四号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。

附 則(昭和五九年規則第六〇号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

附 則(昭和六〇年規則第五九号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

附 則(昭和六二年規則第二号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

附 則(昭和六三年規則第五九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年規則第五八号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成元年四月一日から適用する

附 則(平成二年規則第五六号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成二年四月一日から適用する。

附 則(平成三年規則第五〇号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成三年四月一日から適用する。

附 則(平成五年規則第二号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第二及び別表第三の規定は、平成四年四月一日から適用する。

附 則(平成五年規則第五七号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成五年四月一日から適用する。

附 則(平成七年規則第一号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成六年四月一日から適用する。

附 則(平成七年規則第五三号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成七年四月一日から適用する。

附 則(平成一〇年規則第四号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成九年四月一日から適用する。

附 則(平成一〇年規則第六〇号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成十年四月一日から適用する。

附 則(平成一一年規則第四三号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

附 則(平成一二年規則第三〇号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年規則第一二七号)

この規則は、公布の日から施行する。第一条の規定による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成十二年四月一日から適用し、第二条の規定による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成十三年一月六日から適用する。

附 則(平成一四年規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一四年規則第四八号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

附 則(平成一五年規則第六四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一六年規則第五二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年規則第五五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一八年規則第六一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一九年規則第四四号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年規則第四八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第三三号)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第四一号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

附 則(平成二三年規則第二一号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一の一の部(二)の項の2、六の部(一)の項及び(三)の項並びに十の部(三)の項の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

附 則(平成二五年規則第三九号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第二の(一)の項の表(医師及び歯科医師並びに保健師、助産師、看護師及び准看護師に係る部分に限る。)の規定は、平成二十四年四月六日から適用する。

附 則(平成二六年規則第二一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二七年規則第一三号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一及び別表第二の(一)の項の表(救急救命士に係る部分を除く。)の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

附 則(平成二七年規則第三四号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一及び別表第二の(一)の項の表(救急救命士並びに土木技術者及び建築技術者に係る部分を除く。)の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

附 則(平成 28 年規則第 8 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定(別表第 2 の(1)の項の表(医師及び歯科医師、救急救命士並びに土木技術者及び建築技術者に係る部分に限る。)の規定を除く。)は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和元年規則第 24 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

附 則(令和 2 年規則第 53 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第 2 の(1)の項の表(薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士に係る部分を除く。)の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 3 年規則第 38 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第 1 及び別表第 2 の(1)の項の表(医師及び歯科医師並びに土木技術者及び建築技術者に係る部分を除く。)の規定は、令和 3 年 6 月 18 日から適用する。

附 則(令和 5 年規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

資料 12-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第一章救助の程度、方法及び期間

(救助の程度、方法及び期間)

第一条 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。）第三条第一項の規定による救助の程度、方法及び期間の基準は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第四条第一項各号及び第二項に掲げる救助の種類ごとに、本章の定めるところによる。

(避難所及び応急仮設住宅の供与)

第二条 法第四条第一項第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施すること。

ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）として、一人一日当たり三百四十円以内とすること。

ニ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ホ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。

ヘ 法第四条第一項第一号の避難所を開設できる期間は、災害発生の日から七日以内とし、同条第二項の避難所を開設できる期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とすること。

二 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 建設型応急住宅

(1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。

(2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じ

て設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、六百七十七万五千円以内とすること。

- (3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。
- (4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できること。
- (5) 建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。
- (6) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとすること。
- (7) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

ロ 賃貸型応急住宅

- (1) 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。
- (2) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。
- (3) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ(6)と同様の期間とすること。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条 法第四条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に定める救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

- イ 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものであること。
- ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとすること。
- ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千二百三十円以内とすること。

ニ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

二 飲料水の供給

- イ 災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。
- ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。
- ハ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第四条 法第四条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給

与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。この場合においては、季別は、夏季(四月から九月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季(十月から三月までの期間をいう。以下同じ。)とし、災害発生の日をもって決定すること。

イ 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯人数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	一万九千二百円	二万四千六百円	三万六千五百円	四万三千六百円	五万五千二百円	八千円
冬季	三万八千八百円	四万千円	五万七千二百円	六万六千九百円	八万四千三百円	一万六千六百円

ロ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯人数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	六千三百円	八千四百円	一万二千六百円	一万五千四百円	一万九千四百円	二千七百元
冬季	一万円	一万三千二百円	一万八千八百円	二万二千三百円	二万八千円	三千七百元

四 生活必需品の給与等は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(医療及び助産)

第五条 法第四条第一項第四号の医療及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療

イ 災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

(1) 診療

- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とすること。

ホ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から十四日以内とすること。

二 助産

イ 災害発生の日以前又は以後の七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

ニ 助産を実施できる期間は、分べんした日から七日以内とすること。

(被災者の救出)

第六条 法第四条第一項第五号の被災者の救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索し、又は救出するものであること。
- 二 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。
- 三 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から三日以内とすること。

(被災した住宅の応急修理)

第七条 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

イ 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものであること。

ロ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万円以内とすること。

ハ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から十日以内に完了すること。

二 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

イ 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

ロ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

(1) (2)に掲げる世帯以外の世帯 七十万六千円

(2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十四万三千円

ハ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から三月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内）に完了すること。

（生業に必要な資金の貸与）

第八条 法第四条第一項第七号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものであること。

二 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。

三 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とすること。

イ 生業費一件当たり三万円

ロ 就職支度費一件当たり一万五千円

四 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものであること。

イ 貸与期間二年以内

ロ 利子無利子

五 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一月以内に完了しなければならないこと。

（学用品の給与）

第九条 法第四条第一項第八号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童一人当たり四千八百円

(2) 中学校生徒一人当たり五千百円

(3) 高等学校等生徒一人当たり五千六百円

四 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内に完了しなければならないこと。

(埋葬)

第十条 法第四条第一項第九号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（附属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万九千円以内、小人十七万五千二百円以内とすること。

四 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(死体の搜索及び処理)

第十一条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第一号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の搜索

イ 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

ハ 死体の搜索は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

二 死体の処理

イ 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千五百円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千五百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

ホ 死体の処理は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第二号の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の

除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
- 二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が十三万八千七百円以内とすること。
- 三 障害物の除去は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第四条第一項各号及び第二項の救助を実施するに当たり必要な場合は、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 一 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
 - イ 被災者（法第四条第二項の救助にあつては避難者）の避難に係る支援
 - ロ 医療及び助産
 - ハ 被災者の救出
 - ニ 飲料水の供給
 - ホ 死体の搜索
 - ヘ 死体の処理
 - ト 救済用物資の整理配分
- 二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。
- 三 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とすること。

第二章実費弁償

(実費弁償)

第十四条 法第七条第五項の実費弁償は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 令第四条第一号から第四号までに規定する者

イ 日当

法第七条第一項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第三条に規定する都道府県知事等をいう。）の統括する都道府県等（法第十七条第一号に規定する都道府県等をいう。ハにおいて同じ。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めること。

ロ 時間外勤務手当

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。

ハ 旅費

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県等の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内とすること。

- 二 令第四条第五号から第十号までに規定する者業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とすること。

第三章災害救助事務

(救助事務費)

第十五条 法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次の各号に定めるところによる。

一 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とすること。

イ 時間外勤務手当

ロ 賃金職員等雇上費

ハ 旅費

ニ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）

ホ 使用料及び賃借料

ヘ 通信運搬費

ト 委託費

二 各年度において、前号の救助事務費に支出できる費用は、法第二十一条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る前号イからトまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百四十三条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。

イ 三千万円以下の部分の金額については百分の十

ロ 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九

ハ 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八

ニ 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七

ホ 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六

ヘ 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五

ト 五億円を超える部分の金額については百分の四

三 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第二条から第十三条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第十四条に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第九条第二項に規定する損失補償に要した費用の額、令第八条第二項に定めるところにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く）の合計額をいう。

前文〔抄〕（平成二十六年三月三十一日内閣府告示第十九号）

平成二十六年四月一日から適用する。

前文〔抄〕（平成二十七年三月三十一日内閣府告示第四十四号）

平成二十七年四月一日から適用する。

前文〔抄〕（平成二十八年三月三十一日内閣府告示第百十二号）

平成二十八年四月一日から適用する。

前文〔抄〕（平成二十九年三月三十一日内閣府告示第五百三十五号）

平成二十九年四月一日から適用する。

前文〔抄〕（平成三十年三月三十日内閣府告示第五十一号）

平成三十年四月一日から適用する。

前文〔抄〕（平成三十一年四月一日内閣府告示第三十七号）

前文〔抄〕（令和元年九月三十日内閣府告示第八十九号）

令和元年十月一日から適用する。

前文〔抄〕（令和元年十月二十三日内閣府告示第三百七十八号）

公布の日から施行し、改正後の規定は令和元年八月二十八日から適用する。

前文〔抄〕（令和三年五月二十日内閣府告示第七十一号）

令和三年五月二十日から適用する。

前文〔抄〕（令和三年六月十八日内閣府告示第七十六号）

公布の日から施行する。

前文〔抄〕（令和四年三月三十一日内閣府告示第三十七号）

令和四年四月一日から適用する。

前文〔抄〕（令和五年三月三十一日内閣府告示第三十六号）

令和五年四月一日から適用する。

前文〔抄〕（令和五年六月十六日内閣府告示第九十一号）

公布の日から施行し、改正後の規定は令和五年四月一日から適用する。

資料 12-3 激甚災害、局地激甚災害の指定基準

激甚災害指定基準

〔 昭和 37 年 12 月 7 日 〕
中央防災会議決定
改正 昭和 40 年 2 月 17 日
昭和 47 年 8 月 11 日
昭和 56 年 4 月 10 日
昭和 56 年 10 月 14 日
昭和 57 年 9 月 10 日
昭和 58 年 7 月 9 日
平成 12 年 3 月 24 日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「法」という。）第 2 条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

1 法第 2 章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 14 号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね 0.5% を超える災害

B 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね 0.2% を超える災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの

(1) 都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の 25% を超える都道府県が 1 以上あること。

(2) 一の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の 5% を超える都道府県が 1 以上あること。

2 法第 5 条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第 5 条第 1 項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね 0.5% を超える災害

B 当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね 0.15% を超える災害であり、かつ、1 の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の 4% を超える都道府県又はその査定見込額がおおむね 10 億円を超える都道府県が 1 以上あるもの

3 法第 6 条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置は、法第 5 条の措置が適用される激甚災害又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね 1.5% を超える災害により法第 8 条の措置が適用される激甚災害について適用する。ただし、当該施設に係る被害見込額が 5,000 万円以下と認められる場合を除く。

4 法第 8 条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害（当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。）とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつどその被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

- A 当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね 0.5%を超える災害
- B 当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね 0.15%を超える災害であり、かつ、1 の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第 2 条第 2 項に規定する特別被害農業者をいう。）の数が当該都道府県の区域内における農業をおもな業務とする者のおおむね 3%を超える都道府県が 1 以上あるもの
- 5 法第 11 条の 2（森林災害復旧事業に対する補助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
- A 当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね 5%を超える災害
- B 当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね 1.5%を超える災害であり、かつ、1 の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の 60%を超える都道府県又はその林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね 1.0%を超える都道府県が 1 以上あるもの
- 6 法第 12 条、第 13 条及び第 15 条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。
- A 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額（第 2 次産業及び第 3 次産業国民所得に中小企業附加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね 0.2%を超える災害
- B 当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね 0.06%を超える災害であり、かつ、1 の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の 2%を超える都道府県が 1 以上あるもの
ただし、火災の場合又は法第 12 条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。
- 7 法第 16 条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第 17 条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第 19 条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）の措置は法第 2 章の措置が適用される激甚災害について適用する。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
- 8 法第 22 条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。
- A 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね 4,000 戸以上である災害
- B 次の要件のいずれかに該当する災害
ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。
- (1) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね 2,000 戸以上であり、かつ、1 市町村の区域内で 200 戸以上又はその区域内の住宅戸数の 1 割以上である災害
- (2) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね 1,200 戸以上であり、かつ、1 市町村の区域内で 400 戸以上又はその区域内の住宅戸数の 2 割以上である災害
- 9 法第 24 条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置は、公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては法第 2 章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては法第 5 条の措置が適用される災害について適用する。
- 10 上記の措置以外の措置は、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

注 昭和 40 年 2 月 17 日改正の指定基準は、昭和 39 年 9 月の台風 20 号による災害以後の災害に適用。

昭和47年 8月11日改正の指定基準は、昭和47年 6月 6日以後に発生した災害について適用。
昭和56年 4月10日改正の指定基準は、昭和55年12月 1日以後に発生した災害について適用。
昭和56年10月14日改正の指定基準は、昭和56年 8月21日以後に発生した災害について適用。
昭和57年 9月10日改正の指定基準は、昭和57年 1月 1日以後に発生した災害について適用。
昭和58年 7月 9日改正の指定基準は、昭和58年 5月26日以後に発生した災害について適用。
平成12年 3月24日改正の指定基準は、平成12年 1月 1日以後に発生した災害について適用。

局地激甚災害指定基準

〔 昭和 43 年 11 月 22 日 〕
中央防災会議決定
改正：昭和 46 年 10 月 11 日
昭和 56 年 10 月 14 日
昭和 58 年 6 月 11 日
平成 12 年 3 月 24 日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「法」という。）第 2 条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、(1)に掲げる市町村における(1)に掲げる災害については、法第 3 条第 1 項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第 4 条第 5 項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第 2 章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第 24 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の措置、(2)に掲げる市町村の区域における(2)に掲げる災害については、法第 5 条、第 6 条及び第 24 条第 2 項から第 4 項までの措置、(3)に掲げる市町村の区域における(3)に掲げる災害については、法第 11 条の 2 の措置、(4)に掲げる市町村の区域における(4)に掲げる災害については、法第 12 条、第 13 条及び第 15 条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

- (1) 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 14 号までに掲げる事業をいう。）の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収入の 50%を超える市町村（当該査定事業費の額が 1,000 万円未満のものを除く。）が 1 以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね 1 億円未満である場合を除く。
- (2) 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第 5 条第 1 項に規定する農地、農業用施設及び林道の害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の 10%を超える市町村（当該経費の額が 1,000 万円未満のものを除く。）が 1 以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。
- (3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の 1.5 倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね 0.05%未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね 300ha を超える市町村、その他の災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の私有林面積（人工に係るものに限る。）のおおむね 25%を超える市町村が 1 以上ある災害
- (4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の 10%を超える市町村（当該被害額が 1,000 万円未満のものを除く。）が 1 以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和 43 年 1 月 1 日以後に発生した災害について適用する。

注 昭和 46 年 10 月 11 日改正の指定基準は、昭和 46 年 1 月 1 日以後に発生した災害について適用。
昭和 56 年 10 月 14 日改正の指定基準は、昭和 56 年 8 月 21 日以後に発生した災害について適用。

昭和 58 年 6 月 11 日改正の指定基準は、昭和 58 年 4 月 27 日以後に発生した災害について適用。
平成 12 年 3 月 24 日改正の指定基準は、平成 12 年 1 月 1 日以後に発生した災害について適用。

資料 12-4 宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準

種 類		発 表 基 準
注 意 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	風雪注意報
		雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときには大雪注意報を発表する。
		強風注意報
		強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
		大雨注意報
		大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。
		大雪注意報
		降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
		濃霧注意報
		濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。
		雷 注 意 報
		落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
		乾燥注意報
		空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表する。
	水 防 活 動 の 利 用 に 適 合 す る も の	な だ れ 注 意 報
		なだれによる災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
		着氷注意報
	水 防 活 動 の 利 用 に 適 合 す る も の	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・沈没等の被害が発生するおそれのあるときに発表する。
		着雪注意報
		著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温 0℃付近で発生しやすい）おそれのあるときに発表する。
	水 防 活 動 の 利 用 に 適 合 す る も の	融雪注意報
		融雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると発表する。
		霜 注 意 報
	水 防 活 動 の 利 用 に 適 合 す る も の	霜により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表する。
		低温注意報
		低温により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、低温による農作物の被害（冷夏の場合も含む）や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあると発表する。
	水 防 活 動 の 利 用 に 適 合 す る も の	洪水注意報
		河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる洪水災害として、河川の増水及び堤防の損傷、並びにこれらによる浸水害があげられる。
		大雨注意報
	水 防 活 動 の 利 用 に 適 合 す る も の	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
		洪水注意報
		一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。

種 類		発 表 基 準	
警 報	一般の 利用に 適合する もの	暴 風 警 報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
		暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。暴風による重大な災害のおそれに加え、暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。
		大 雨 警 報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。
		大 雪 警 報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
		洪 水 警 報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる重大な洪水災害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊、並びにこれらによる重大な浸水害があげられる。
	水防 活動の利 用に 適合する もの	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
		洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。

種 類			発 表 基 準
特 別 警 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	暴 特 別 警 報 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表します。
		暴 特 別 警 報 風 雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表します。
		大 特 別 警 報 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。大雨特別警報が発表された場合、重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれ著しく大きい状況が予想され、特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが著しく大きい場合には発表を継続する。
		大 特 別 警 報 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。
気 象 情 報	全 般 気 象 情 報 関 東 甲 信 地 方 気 象 情 報 栃 木 県 気 象 情 報		24時間から2～3日先に災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のあるとき、または警報や注意報を発表している間に、その利用価値を高め、防災対応への支援をより効果的にするために、現象の経過、予想、防災上の留意点等を具体的にお知らせすることが必要であるときに発表される。
		竜 巻 注 意 情 報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、発表する。この情報の有効期間は、発表から約1時間である。
		土 砂 災 害 警 戒 情 報	栃木県と宇都宮地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）の発表後に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するよう市町ごとに発表する。
		記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報	大雨警報発表中に、県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることをお知らせするために府県気象情報の一種として発表する。
報	顕 著 な 大 雨 に 関 する 気 象 情 報		大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報です。 この情報は、警戒レベル相当情報を補足する情報です。警戒レベル4相当以上の状況で発表します。 現在、10分先、20分先、30分先のいずれかにおいて、以下の基準をすべて満たす場合に発表します。 1 前3時間積算降水量（5km メッシュ）が100mm以上の分布域の面積が500k㎡以上 2 1.の形状が線状（長軸・短軸比2.5以上） 3 1.の領域内の前3時間積算降水量最大値が150mm以上 4 1.の領域内の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において土砂災害警戒情報の基準を超過（かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合8割以上）又は洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）において警報基準を大きく超過した基準を超過

佐野市 警報・注意報発表基準一覧表

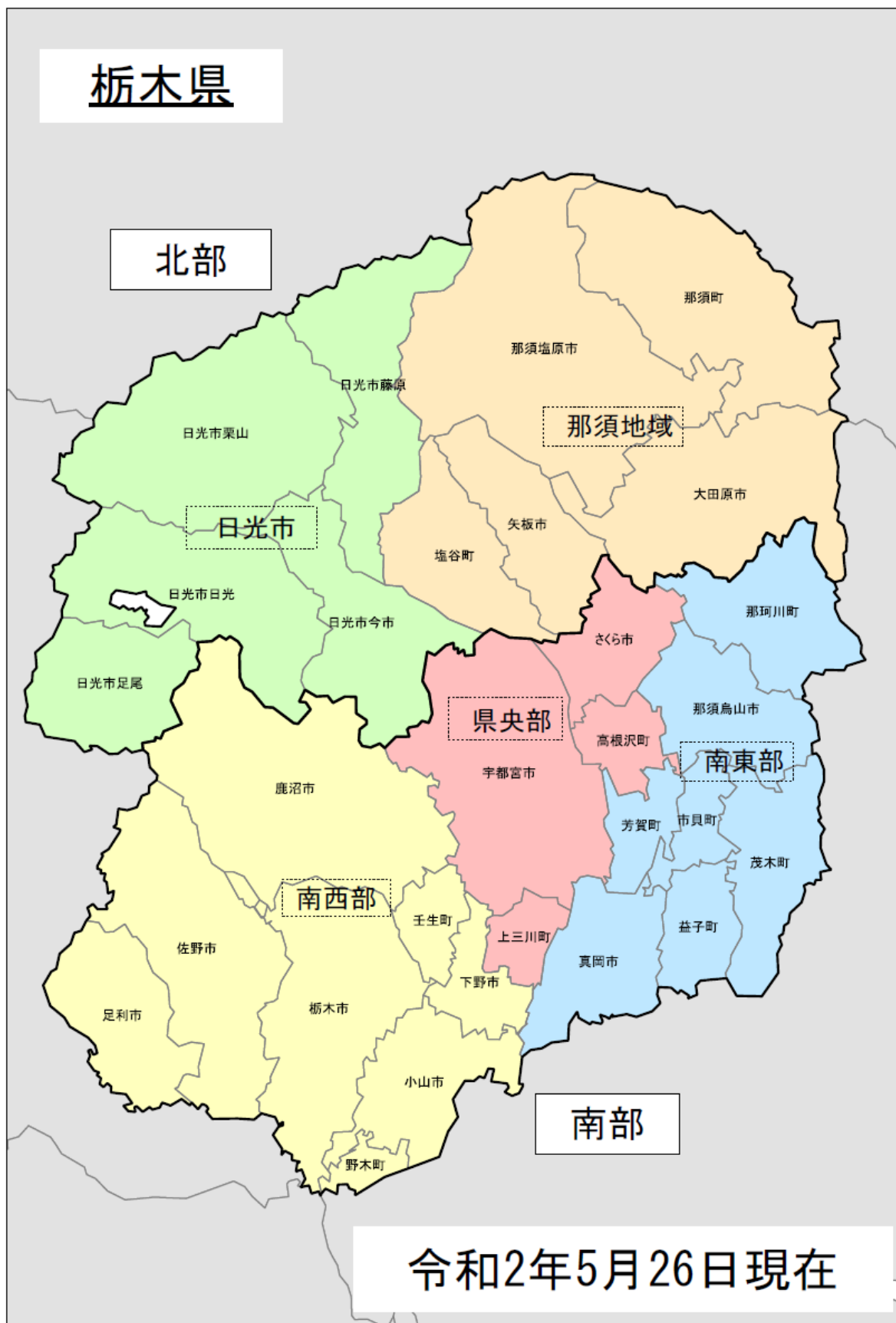
令和5年6月8日現在
発表官署 宇都宮気象地方台

佐野市	府県予報区	栃木県			
	一次細分区域	南部			
	市町村をまとめた地域	南西部			
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	18	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	132	
	洪水	流域雨量指数基準	三杉川流域=9.4, 旗川流域=25.3, 菊沢川流域=4.8, 出流川流域=9, 才川流域=5.3		
		複合基準 ※1	三杉川流域= (15, 8.4)		
		指定河川洪水予報による基準	秋山川 [大橋], 渡良瀬川上流部 [高津戸], 渡良瀬川下流部 [足利]		
	暴風	平均風速	20m/s		
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ15cm	
山地			12時間降雪の深さ30cm		
注意報	大雨	表面雨量指数	9		
		土壌雨量指数基準	83		
	洪水	流域雨量指数基準	三杉川流域=7.5, 旗川流域=20.2, 菊沢川流域=3.4, 出流川流域=7.2, 才川流域=4.2		
		複合基準 ※1	秋山川流域=(5, 17), 三杉川流域= (5, 7.5), 旗川流域= (7, 15.8), 菊沢川流域= (5, 3.4), 才川流域= (5, 4.2)		
		指定河川洪水予報による基準	秋山川 [大橋], 渡良瀬川下流部 [足利]		
	強風	平均風速	12m/s		
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ5cm	
			山地	12時間降雪の深さ15cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	100m		
	乾燥	最小湿度30% 実効湿度60%			
	なだれ	①24時間降雪の深さが30cm 以上 ②40cm 以上の積雪があつて日最高気温が6℃以上			
	低温	夏期：最低気温16℃以下が2日以上継続 冬期：最低気温-9℃以下 ※2			
	霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合				
記録的短時間大雨情		1 時間雨量	110mm		

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 冬季の気温は、宇都宮地方気象台、黒磯・大田原・今市・塩谷・那須烏山・鹿沼・真岡・佐野・小山（アメダス）の値。

1. 注意報・警報の細分区域（図）



資料 12-5 水防警報の種類及び発表基準

種 類	内 容	発 表 基 準	
		国管理河川	県管理河川
待 機	1. 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき	氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位が上昇するおそれがあるとき または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき または、水位、流量等その他河川の状況により必要と認めるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）を越え、更に水位が上昇するとき または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき
指 示 及 び 情 報	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩れ、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え災害の起こるおそれがあるとき	水位、流量等その他河川の状況により、警戒を必要とする事項を指摘して警告を行う必要があるとき
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

佐 野 市 地 域 防 災 計 画

令和 7 (2025) 年 3 月

編集発行 佐野市防災会議

事務局 佐野市行政経営部危機管理課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町 1 番地

T E L 0283-20-3056

F A X 0283-22-9104

E-mail kiki@city.sano.lg.jp

U R L <http://www.city.sano.lg.jp>